

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和元年第2回幕別町議会定例会  
(令和元年6月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1 石川康弘          2 小田新紀          3 内山美穂子  
（諸般の報告）
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について  
（農業者トレーニングセンター改修工事（建築主体））
- 日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について  
（アルコ236配管改修工事）
- 日程第5 陳情第2号 「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第3号 「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第4号 「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

# 会議録

令和元年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 寺林俊幸  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘
- 6 欠席議員  
副議長 中橋友子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      農業委員会会長 谷内雅貴  
代表監査委員 八重柏新治      企画総務部長 山岸伸雄  
住民福祉部長 合田利信      経 済 部 長 岡田直之  
建設部長 笹原敏文      会計管理者 萬谷 司  
忠類総合支所長 川瀬吉治      札内支所長 原田雅則  
教育部長 山端広和      政策推進課長 谷口英将  
総務課長 新居友敬      地域振興課長 亀田貴仁  
糠内出張所長 天羽 徹      都市計画課長 吉本哲哉  
都市計画課参事 河村伸二      生涯学習課長 石田晋一
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子

# 議事の経過

(令和元年6月10日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただいまより、令和元年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
- はじめに、本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づき、クールビズに取り組むこととしております。
- 各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようお願いいたします。
- それでは、ただいまから令和元年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
- これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間といたしたいと思っております。
- これにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日から6月21日までの12日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
- 監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布いたしました。
- 次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号、幕別町土地開発公社、報告第5号、株式会社幕別町地域振興公社、報告第6号、株式会社忠類振興公社、報告第7号、公益財団法人幕別町農業振興公社に係る令和元年度事業計画書及び平成30年度決算に関する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布いたしました。
- 後ほどごらんいただきたいと思います。
- 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
- 議会事務局長。
- 議会事務局長（細澤正典） 18番中橋議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
- 議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで、理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 本年5月20日付で人事異動を行いましたので、異動いたしました管理職職員をご紹介します。

はじめに、部長職であります。

札内支所長、原田雅則。

経済部長、岡田直之。

忠類総合支所長、川瀬吉治。

出納室長、萬谷司。

教育部長、山端広和。

続いて、課長職であります。

経済部商工観光課長、西嶋慎。

忠類総合支所保健福祉課長、林隆則。

経済建設課長、高橋宏邦。

地域振興課長、亀田貴仁。

議会事務局議事課長、半田健。

監査委員事務局長、石野郁也。

教育委員会学校教育課長、宮田哲。

生涯学習課長、石田晋一。

幕別学校給食センター所長、鯨岡健。

こども課長の川瀬康彦は、本日欠席しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### [行政執行方針]

○議長（寺林俊幸） 次に、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和元年第2回町議会定例会が開会されるに当たりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆さんからの温かいご支援をいただき、引き続き幕別町長として町政を担わせていただくことになりました。

多くの方々のご支援とご協力に感謝を申し上げますと同時に、自らに課せられた使命の大きさと責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであり、本町の発展に向け、初心に立ち返り、全力でこの職責を果たしてまいります。

ここに、今後、4年間にわたって町政を担当するに当たりまして、私の基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

私は、徹底した現場主義を貫き、町政の主役である町民の皆さんと対話を重ね、まちづくりに対する期待や暮らしに根差した切実な思いをしっかりと受けとめ、その思いを皆さんと一緒に行動し実現する町政を着実に推進してまいります。

また、町政の推進に当たっての基本スタンスとして、一つ目として、何事もスピード感を持って対応すること。

二つ目として、しっかりと説明責任を果たすこと。

三つ目として、法令を遵守すること。

四つ目として、常に問題意識を持つこと。

五つ目として、危機管理を徹底すること。

こうした五つの基本姿勢で町政を推進することにより、町民の皆さんとの信頼関係を築き上げ、幕別町が持つ限りない可能性を、子供たちの未来のために大きく育て、新たな令和の時代の幕開けとともに、皆さんと一緒に新時代幕別を切り開いてまいる決意であります。

次に、政策的な経費を中心に編成いたしました補正予算の概要について申し上げます。

今年度における一般会計の当初予算につきましては、骨格予算を基本としながらも、住民生活に直結した事業や建設事業等の工事の完成時期など、行政運営の継続性及び円滑な推進を優先し、必要額を計上しましたことから、前年度に比べて増となったものでありますが、さらなる行政需要に応えるべく、一般会計におきましては、3億580万7,000円の補正予算を編成いたしました。

この結果、補正後の一般会計の総額は151億8,087万5,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、5億6,073万4,000円、3.8%の増となったところであります。

歳出につきまして、主なものを申し上げますと、デイサービス型を取り入れた産後ケア事業の拡充、商工会の町内事業者の情報を広く紹介するガイドブック発行事業に対する支援、非常用発電機や公衆無線LANの環境を整備する各種防災・減災対策事業、町営住宅桂町西団地建設事業に係る実施設計、忠類コミセンの車椅子利用者用トイレの設置工事、図書館本館のトイレの洋式化改修工事など、住民要望の高い事業について計上するとともに、さきの選挙において、町民の皆さんにお約束した4分野28項目の実現に向けて編成した初めての予算であります。

厳しさが増す地方財政のもと、さらなる政策の「選択と集中」を基軸とした財政運営が必要でありますことから、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう、今後とも予算編成に意を用いていかなければならないと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

地域コミュニティの活性化を目指し、地域の方々の活動拠点を整備するとともに、協働のまちづくり支援事業の活用を図るなど、町民の皆さんによる自主的なまちづくりを一層推進してまいります。

また、町政に対する町民の理解と信頼を深めるために各広報媒体の特性を有効に活用した情報の発信に努め、対話を通じた町民主体のまちづくりを推進すべく、積極的に広聴活動に取り組んでまいります。

本町のみならず、地方自治体の大きな課題であります人口減少対策につきましては、平成27年4月から実施している「マイホーム応援事業」が最終年度を迎えますが、本年5月末現在で、補助金の交付件数が通算399件、このうち185件、514人が町外からの転入となっているなど、一定の成果を上げておりますことから、これまでの事業効果等の検証を行い、来年度以降の事業のあり方について検討を進めてまいります。

行財政運営を取り巻く環境は、少子高齢化の進行などに伴う社会保障関連費用の増嵩などにより、依然として厳しい状況にありますが、将来をしっかりと見据え、町の発展を支える「未来」への投資が可能となるよう、政策の選択と集中による健全な財政運営の推進と行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による農業労働力の減少、TPP11（イレブン）及び日EU・EPAによる関税引き下げや輸入枠の拡大など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、国の総合的なTPP等関連政策大綱による体質強化対策などを推進するとともに、6次産業化など農畜産物の高付加価値化に取り組む農業者等を支援し、競争力の強化や農業経営の安定化を推進してまいります。

さらに、継続的で力強い幕別農業の実現のため、基本となる担い手の育成・確保を図るとともに、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業を活用し農地の集積を推進してまいります。

また、飼養頭数の増加や飼養形態の変化により課題が生じている家畜ふん尿処理に関しましては、バイオガスプラント導入の可能性について、引き続き、十勝バイオガス関連事業推進協議会において調査研究や国、電力会社等への要請活動の取組を進めるなど、家畜排せつ物の適正な管理と利活用の促進に努めてまいります。

土地改良事業では、国営事業である札内川畑地かんがい用水の導水路改修工事や新川二期地区上統内排水機場の更新に向けた地区調査の早期推進をはじめ、道営事業である農地整備事業や草地整備事業、公社営草地畜産基盤整備事業の積極的な推進など、農地の基盤整備による生産の安定化と効率化を図ってまいります。

林業の振興では、町有林の適切な管理に努め、森林組合と連携を図りながら、多面的機能を有する森林の保全と民有林の振興や地場産木材活用の促進などに取り組んでまいります。

一方、商工業を取り巻く環境は、景気動向に大きく左右され、深刻化する人手不足が経済活動を抑制する中、中国向け輸出の減速などを背景に、6年2か月ぶりに悪化となったところであり、また、10月には消費税率の引き上げを控えているなど、厳しい状況が続くことが懸念されます。

このため、商工会と連携を図りながら、国の補助事業でありますプレミアム付商品券事業をはじめ、本年度から新たに実施する「商工会事業者ガイドブック発行事業」の支援を行うなど、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、雇用対策では、雇用情勢を的確に捉え、企業誘致による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化や若年層の緊急雇用対策を引き続き推進してまいります。

さらに、産業界全般で深刻化しつつある労働力確保対策といたしまして、65歳以上の元気な高齢者に地域社会の支え手・働き手として積極的に社会参加を促し、労働力を必要とする雇用者とのマッチングを図る仕組みの構築に向けて、本年度、農業・福祉分野においてモデル事業を実施してまいります。

観光振興につきましては、平成28年度から日新・依田地区をモデルに実施してきた「プラス8プロジェクト in 幕別」の対象エリアを町内全域に拡大し、国内外からの観光客の誘致と町内における観光客の消費拡大に取り組んでまいります。

また、忠類地域において、本年5月から地域おこし協力隊員を配置し、地域の魅力の発掘やSNS等を活用した地域情報の発信に取り組むとともに、忠類地域魅力発信事業実行委員会と連携を深め一層の誘客に努めてまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

「すべての町民が支えあい、子供の豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「幕別町子ども・子育て支援事業計画」が本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、「子どもの生活実態調査」などの調査結果をはじめ、多様化するニーズを的確に把握し、令和2年度を始期とする第2期5か年計画の策定に取り組んでまいります。

また、本年10月から幼児教育、保育が無償化される予定ですが、今後においても保育需要を適切に把握し、子供を安心して育てていくことができるよう子育て支援の充実に努めてまいります。

高齢化が急速に進む中であって、明るく生き生きと健康に暮らす長寿社会の実現は、大変重要でありますことから、老人クラブ活動や敬老行事に対する支援のほか、健康体操や趣味活動を行う各種教室の開催など、高齢者の生きがい活動を推進するためさまざまな取組を継続して進めるほか、雇用対策の分野でも申し上げましたように、新たに、元気な高齢者が地域社会の大切な支え手・働き手として活躍できるよう、モデル事業を実施してまいります。

障害者福祉の推進では、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本年度から、新たに障害者就労・発達支援コーディネーターを配置し、障害者の職場体験事業やチャレンジ雇用事業の調整など、障害者の就労・発達支援の充実に取り組んでまいります。

さらに、発達支援センターにおいては、本年度から対象児童を小学校2年生まで拡大し、学齢期の発達支援を本格的に実施するほか、サポートファイル「まっく・りんぐ」の活用を図り、ライフステ

ージに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

また、町民一人ひとりが、互いに協力し支え合う福祉意識の高揚を図り、心通い合う地域福祉の実現に向けて、令和2年度を始期とする「第3期幕別町地域福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

近年、災害が複雑多様化・大規模化し、さまざまな役割が消防団に求められておりますことから、消防団員の確保及び質の向上を図るとともに、災害時における電力と迅速な出動態勢を確保するため、幕別消防署に非常用発電機の増強を図ります。

災害対応の充実につきましては、地域における防災意識の向上を図ることを目的として、平成27年度から5か年計画で実施しております「地域自主防災訓練」を、本年度、札内地区2か所、幕別地区1か所で実施するとともに、古舞小学校で一日防災学校を実施し、子供たちへの防災教育の充実に努めてまいります。

また、停電の長期化や大規模停電に備え、主たる公用・公共施設に非常用発電機を配備するとともに、災害等非常時における通信環境の整備として、大規模な避難所に無料で使用できる公衆無線LANの整備を進めます。

さらに、行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段として、町内全域を対象とする防災無線・個別受信機の導入に向けた検討を進めるなど、災害時における多様な情報伝達手段を構築し、減災対策の強化を図ってまいります。

河川の防災減災対策につきましては、十勝川ほか減災対策協議会の取組として、危機管理型水位計が町内の糠内川ほか5河川に設置される予定となっておりますことから、中小河川の増水時における水位情報の公開、迅速な避難や防災活動に活用してまいります。

また、本年度、旧途別川が合流する猿別水門ゲートの改良や内水氾濫対策として、猿別川に2か所の釜場が設置される予定であり、引き続き、国や北海道に対し、抜本的な洪水対策を要望してまいります。

交通安全の対策といたしましては、高齢者ドライバーによる交通事故防止対策を推進するため、運転免許証の返納制度の周知を行うとともに、認知機能低下の兆候を発見する簡易チェックの普及啓発や自主返納に関する役場窓口での相談体制の充実に努めてまいります。

また、防犯灯・街路灯の省エネルギー化と維持管理費の低減を目的として、平成29年度から進めてきたLED化は、本年度最終年次の事業を実施いたします。

さらに、消費者保護につきましては、悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれる事案が増加しておりますことから、令和4年4月からの成年年齢の引き下げに向けた消費者教育の充実に図るため、新たに、高校生に対する啓発活動に取り組んでまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

子供たちの「生きる力」を育むとともに、幅広い世代が学び続けることで、創造に培われた人材を育み、町民誰もがチャレンジし続けられるまちを目指すため、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

平成27年度から工事が進められている主要道道豊頃糠内芽室線の栄橋のかけかえ工事は、年度内に供用開始となる見込みとなっているほか、主要道道幕別大樹線、主要道道幕別帯広芽室線等につきましても、計画的に事業の推進が図られるよう、引き続き、要請してまいります。

町道の整備につきましては、本年度、幕別地域において札生北通など9路線、忠類地域において忠類24号線など3路線の整備を予定しており、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路、交通環境の確保に努めてまいります。

また、町道の維持管理につきましては、現在契約している町道管理業務が、本年度、7年契約の最終年となることから、次期町道管理業務の発注に向け、より適切で持続的な町道の維持管理と除排雪が実施されるよう業務内容の見直しを行ってまいります。

地域公共交通の確保につきましては、コミュニティバスや予約型乗り合いタクシー駒畠線、古舞線の運行について、あらゆる機会を通じて利用方法等のPRを図り、より一層の利用推進と利便性の向上に努めてまいります。

また、公営住宅等につきましては、良好な住環境づくりのため計画的な整備と適切な維持管理に努めてまいります。

公園整備につきましては、これまで、公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めておりますが、懸案であります明野ヶ丘公園の木製遊具について、ワークショップの開催などを通じて、町民の皆さんのご意見をいただきながら、公園の再整備方針を策定してまいります。

本町の将来的な都市基盤整備としての都市計画につきましては、秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を推進しておりますが、帯広圏の都市計画が、本年度から2か年で見直しが行われますことから、本町の都市計画マスタープランにつきましても、第6期幕別町総合計画や帯広圏の都市計画の見直しと整合性を図りながら、新たな計画の策定作業に取り組んでまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、住民生活になくしてはならないものでありますことから、水道施設の強靱化を図り、安全安心な水を安定的に供給するとともに、事業運営の効率化と経営の健全化を図ってまいります。

また、下水道事業につきましては、施設の維持管理、改築を一体的に捉え、事業の平準化とライフサイクルコストを抑制するため、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく修繕・改築計画を策定し、施設の計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

さらに、今後も安定した下水道事業を継続し良好な住環境を確保するため、幕別地区公共下水道を十勝川流域下水道での処理を行う「処理区の統合」に向けた取組を進めてまいります。

以上、第2回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

社会情勢を取り巻く環境の変化が加速する中で、直面する人口減少対策など、これから進む道の先には、幾つもの試練が立ちはだかってくるものと思っております。

しかし、この美しい自然に恵まれた幕別町を次の世代にしっかりと引き継いでいくためにも、前例にとらわれることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける行動力をもって、直面する難局を乗り越えていかなければなりません。

私は、こうした町政のかじ取りが難しい時代だからこそ、これまで以上に町民の皆さんとの対話を大切にし、その声をしっかりと心に刻みながら、「住んでみたい、住み続けたい、住んでよかった」と思われるまちづくりに向けて、職員と一丸となって、全力で取り組んでまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

(10:31 千葉議員退場)

○議長（寺林俊幸） 次に、教育長から「教育行政執行方針」の申し出がありますので、これを許します。

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 令和元年第2回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

現在、国においては、第3期教育振興基本計画を策定し、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図る取組を進めております。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画のもと、「自立」と「共生」の二つの基本理念実現に向けて、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つの重点を示し、具体的な教育施策を推進しております。

幕別町教育委員会では、「第6期幕別町総合計画」を柱とし、昨年度、見直いたしました「幕別町教育大綱」と「第6次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、未来を担う子供たちが、生き生きと自分らしく、たくましく成長できるよう、また町民の皆さんが生涯にわたって心豊かに、健康に暮らしていけるよう、教育行政を進めてまいります。

以下、「第6期幕別町総合計画」基本計画第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住みいる」の各節と第1章「協働と交流で住みいる」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

生涯学習は、町民一人ひとりの心に潤いや豊かさを与え、学んだことを生かすことで、人づくりや活力ある地域づくりに大きな成果をもたらします。

このことから、学校教育、社会教育のみならず、福祉や保健などあらゆる分野との連携が必要であり、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開し、一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かすことができる「生涯学習社会」を推進するため、百年記念ホールや図書館、札内コミュニティプラザ、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設等を有効活用し、各種事業や生涯学習講座の充実に引き続き取り組んでまいります。

次に、「図書館」についてであります。

図書館では、知の拠点である図書館を核とした地域づくりを推進し、図書館機能の拡充に努めてまいります。

本年度は、平成29年度から実施しております、「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」に引き続き取り組み、新たに、「現実」をデジタル技術で拡張するARによる図書資料や地域情報の発信とそのコンテンツの拡充を、町部局、図書館ボランティアの方々との協働やチャレンジ雇用事業の活用により進めてまいります。

二つ目は、「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

学校が保護者や地域の信頼に応え、子供の健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、ともに「生きる力」を育む教育を推進することが重要であります。

はじめに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期の教育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校への円滑な接続が求められることから、保育所や小学校との交流連携を引き続き推進するとともに、多様化するニーズに対応するため異年齢保育や延長保育、満3歳児保育、特別な支援を要する園児への対応など、継続して実施してまいります。

また、消費税率の引き上げとあわせて、10月から実施が予定されている幼児教育無償化に対して適正に対応し、保護者負担の軽減に努めてまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

義務教育期間においては、学習指導要領に基づき、子供たちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育活動の推進に努めてまいります。

また、小中学校には必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活を支援してまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、「小中一貫教育の推進」についてであります。

昨年度は、幕別小学校と幕別中学校の「まくべつ学園」、白人小学校、札内北小学校と札内東中学校の「札内東学園」をモデル校として、乗り入れ授業や児童会と生徒会の交流、部活動体験などを通して研究を重ねてまいりました。

この結果、モデル校の取組において、特に小中教職員の相互理解や中1ギャップの緩和には有用であると考えておりますことから、本年度から、小中一貫教育を町内五つの学園でスタートしたところ

であります。

教育委員会といたしましては、これまでの成果や課題を含めた学園間の情報共有を図るため、学園長や学校運営協議会会長、PTA などの関係者で組織する連絡会議を新たに立ち上げるとともに、目指す子供像や学校像等を含め、教育課程の系統性や教科間の関連性を意識した、一貫性のある学習指導や個々の状況に応じた組織的な指導を推進し、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育む幕別の一貫教育」を進めてまいります。

次に、「いじめや不登校の対応」についてであります。

いじめへの対応につきましては、幕別町いじめ防止基本方針に基づき、教育相談やアンケート調査、北海道と学校によるネットパトロール等を通して児童生徒の変化や状況等を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。

不登校の児童生徒への対応につきましては、「子どもサポーター」や「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウンセラー」による教育相談等の充実に努め、学校や保護者との連携のもと、「まっく・ぎ・まっく」を活用した支援に取り組むとともに、不登校対策会議を開催し、学校間の情報交換を含めた効果的な取組の検討を進め、一人ひとりの多様な課題に対応してまいります。

次に、「保護者の経済的負担の軽減」についてであります。

経済的理由によって、児童生徒の就学が困難な家庭における教育費の負担軽減を図るため、引き続き就学援助制度による支援を行うとともに、新入学学用品費の入学前支給を実施してまいります。

また、中学生の修学旅行費の一部補助を継続して実施するほか、高等学校等に在学する生徒のいる世帯に対し、生徒が安心して教育を受けられるよう、修学に必要な経費を修学支援資金として給付してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

町内の学校施設につきましては、校舎の老朽化が進んでいることから、本年度から文部科学省が定める評価基準に基づき劣化度調査を実施し、令和2年度を目途に長寿命化計画を策定するとともに、個別の改修については、3か年実施計画に位置付け、順次計画的な整備を実施してまいりたいと考えております。

また、本年度は、札内中学校屋内運動場の老朽化に伴い床の全面改修を実施するほか、札内東中学校の校舎中庭東面のガラスブロック改修や教員住宅リフォーム工事などを実施してまいります。

次に、「高等学校・特別支援学校の支援」についてであります。

本年4月から、幕別高等学校と江陵高等学校のよさや伝統を引き継ぐ「幕別清陵高等学校」が新設校として開校し、新入生102名が新たな学校でのスタートを切ったところであります。

幕別清陵高等学校に入学する生徒の皆さんが新校で学ぶ中で、校訓として定める「考」「拓」「愛」の実現に向け、自ら考える力や未来を切り開くたくましさ、さらには、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう、部活動振興や各種教育活動に対する支援を実施してまいります。

また、幕別高等学校、江陵高等学校及び中札内高等養護学校幕別分校に対しましても、引き続き校外学習や実習体験等、教育振興に対する支援を行ってまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

本年度から、開かれた学校づくりを一層推進していくため、学校運営に保護者や地域住民等の意見を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすことを目的に、小中一貫教育と連動した五つの中学校区（学園）ごとに法に基づく学校運営協議会を設置し、学校と地域をつなぐ横の取組としてコミュニティ・スクールを導入いたしました。

協議会では、制度理解を深めていただくことからスタートし、学校の経営方針をはじめ、子供たちの現状と課題等について、熟議の中で、学校と地域の目標の共有化に努めながら、地域とともにある学校づくりを一步ずつ進め、令和3年度の本格実施に向け取り組んでまいります。

また、学校における働き方改革につきましては、教員の児童生徒と向き合うための時間を確保する

ため、学校現場の実態を把握しながら業務の削減に努めるほか、部活動のあり方につきましても、本年1月に策定された道の方針に基づき、校長会や教頭会など関係機関と協議を進めながら町の方針を策定してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかげがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが重要であります。

このため、PTA 連合会や児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会やスポーツ少年団などの活動に対して、引き続き支援を行い、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持った青少年の育成を推進してまいります。

(10:43 千葉議員入場)

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、まくべつ町民芸術劇場や文化協会などの団体に対する支援を行い、国内外のすぐれた作品の鑑賞機会を提供するとともに、自主的な活動による芸術・文化の振興に努めながら、協働・連携を図ってまいります。

五つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、特に次代を担う子供たちが郷土文化資料を通して、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、ふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、ふるさと館や蝦夷文化考古館、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特長を生かし、今後も活用を図ってまいります。

また、昨年のナウマン象記念館の開館30周年に続き、本年度はナウマン象化石骨発見50周年の節目の年となりますことから、北海道博物館などの協力を得て、特別展や記念講演、足跡化石の発掘調査などの記念事業を展開してまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町のスポーツ施設では、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであり、こうした環境で育った本町出身のオリンピック選手やプロスポーツ選手など多くのアスリートがさまざまな分野で活躍しております。

今後におきましても、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を行うとともに、町出身のアスリートやスポーツ団体と連携し、次世代のアスリートの育成に努めてまいります。

さらに、本年度の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」では、町民を対象とした本町出身のオリンピック選手による触れ合いイベントやさまざまなスポーツで必要となる能力を測定し、その能力に合ったスポーツを体験することで、そのスポーツへの興味を引き出すためのフィジカル測定とチャレンジスポーツラリー事業のほか、大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施してまいります。

また、施設の維持管理等につきましては、本年度から農業者トレーニングセンターと札内スポーツセンターにおいて指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上に努めるとともに、本年度は農業者トレーニングセンターの改修工事と札内南町民プール上屋シート設置工事を実施してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、埼玉県上尾市、高知県中土佐町並びに神奈川県開成町と小学生の派遣・受け入れの相互交流を実施しているところであります。

本年度は、派遣の年となりますことから、派遣先の伝統や歴史、文化等に接し、派遣先の児童との

交流を通して友好を深めるとともに、幕別町の未来を担う人材を育成することを目的として、本町の小学校5、6年生合わせて35名の派遣を予定しております。

また、国際交流では、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流を実施しているところであり、本年度も幕別清陵高等学校の1年生3名を含む、19名の派遣を予定しております。

なお、本年度は、オーストラリアのキャンベラ市からメルローズハイスクールの生徒が本町を訪れることから、受け入れ体制に万全を期したいと考えているところであります。

以上、令和元年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

教育には、「豊かな人間性」や「正義感や公平さを重んじる心」「人権や命を尊重する態度」など、どんなに社会が変化しようとも時代を超えて変わらぬ価値を育む目的があります。

一方で、急激に変化する社会の要請に柔軟に対応し、その社会を支える資質や能力などを備えた人材を育成することも、大きな目的となっております。

本町の教育がそうした子供たちの学びを支えるとともに、地域全体が生き生きと学び続け、教育目標で掲げる「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） これで、行政執行方針は終わりました。

この際、11時00分まで休憩いたします。

10:50 休憩

11:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第46号及び日程第4、議案第47号の2議件につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第46号及び日程第4、議案第47号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

11:01 休憩

(11:01 藤原議員退場)

11:01 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 46 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 46 号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありますことから、議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案書の 22 ページ、議案説明資料の 31 ページをお開きください。

はじめに、議案書の 22 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、農業者トレーニングセンター改修工事（建築主体）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、令和元年 5 月 29 日に、川田・大野経常建設共同企業体、萩原・萬和経常建設共同企業体、宮坂・加藤経常建設共同企業体、藤原・佐藤経常建設共同企業体の 4 企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 2,722 万 4,000 円をもちまして藤原・佐藤経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

なお、工期につきましては、令和元年 12 月 24 日までの予定であります。

農業者トレーニングセンターは、昭和 58 年 9 月のオープン以来、町民の皆さまの屋内運動施設として利用されてきましたが、築後 35 年余りが経過し、経年劣化が著しいことから改修を行おうとするものであります。

改修工事の概要についてであります。1 階の休憩ロビーや 2 階の会議室などの床の張り替え、風除室ドアの更新、外壁亀裂の補修、屋上防水の改修、建物南側とアリーナ上部のサッシの更新を行うものであります。

具体的な内容についてご説明いたします。

議案説明資料の 31 ページの 1 階平面図をごらんください。

斜線で表示しております部分の床が改修工事の範囲であります。図面下部、中央の休憩ロビーから事務室脇の廊下にかけて既存床材に亀裂が生じていることから、これらを撤去し、亀裂補修を行い、床材を新設いたします。

また、図面右下のエントランス、風除室、アプローチ部分の床タイルを改修するとともに、風除室扉は両開きドアから引き戸タイプの扉に更新いたします。

次に、32 ページの 2 階平面図をごらんください。

図面下部の階段と廊下の斜線表示部分の床は、1 階の床と同様に亀裂補修後に新設し、会議室の床は全面張りかえいたします。

また、会議室の上部に位置する屋上部分の防水につきましても改修いたします。

次に、33 ページと 34 ページをあわせてごらんください。

外部の改修につきましては、ただいま申し上げました屋上防水改修のほか、アリーナ上部のサッシの部分改修と南側壁面のサッシの全面改修に加えて、外壁全体に生じている亀裂の補修と全面塗装を行います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。  
ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

11：07 休憩

(11：07 藤原議員入場)

11：07 再開

- 議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
日程第4、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
伊藤副町長。
- 副町長（伊藤博明） 議案第47号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。  
本議案も議案第46号同様、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でありますことから、議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。  
議案書の23ページ、議案説明資料の35ページをお開きください。  
はじめに、議案書の23ページをごらんください。  
契約の目的につきましては、アルコ236配管改修工事であります。  
契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、令和元年5月29日に、株式会社笹原商産、三洋興熱株式会社、フジ暖房工業株式会社、株式会社奥原商会、森設備工業株式会社の5者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、8,845万2,000円をもちまして株式会社笹原商産が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町錦町65番地、株式会社笹原商産、代表取締役笹原早苗氏と契約を締結しようとするものであります。  
なお、工期につきましては、令和2年3月13日までの予定であります。  
アルコ236は、平成6年8月のオープン以来、町民をはじめ多くの皆さまから温泉・宿泊施設として親しまれてまいりましたが、築後24年余りが経過し、経年劣化などによる不具合が生じていることから、これらを解消するとともに、ホテルとしての機能向上を図るため、昨年より計画的に改修事業を進めているところであります。  
改修工事の概要についてであります。  
建物の床下ピット内で給湯配管などの劣化により漏水が発生しておりますことから、床下ピット内の配管を全面的に更新するものであります。  
次に、具体的な内容についてご説明いたします。  
議案説明資料の35ページをごらんください。  
網かけしているホテル1階の客室、廊下、レストラン、浴室、ろ過室等の床下ピット内にあります配管を更新するものであります。  
更新する配管は、給湯、給水、暖房の各系統に加え、浴室に供給している温泉系統の配管を改修するものでありますが、給水、給湯、暖房系統の配管につきましては、現行のライニング鋼管から耐久性の高いステンレス管へ更新するものであります。  
なお、工事施工に際しては、ホテルの営業に極力支障の生じないように、ホテル関係者と施工者と間で十分に調整を行い、工事を進めてまいりたいと考えております。  
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
(質疑なしの声あり)
- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 47 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 5、陳情第 2 号、「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第 7、陳情第 4 号、「2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書までの 3 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第 2 号、「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 3 号、「2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書の 2 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 4 号、「2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 6 月 11 日から 6 月 17 日までの 7 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 11 日から 6 月 17 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6 月 18 日午前 10 時からであります。

11 : 14 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和元年第2回幕別町議会定例会  
(令和元年6月18日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
4 藤谷謹至      5 小島智恵      6 若山和幸  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

令和元年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議 長 寺林俊幸  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘      18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄      住 民 福 祉 部 長 合田利信  
経 済 部 長 岡田直之      建 設 部 長 笹原敏文  
会 計 管 理 者 萬谷 司      忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治  
札 内 支 所 長 原田雅則      教 育 部 長 山端広和  
政 策 推 進 課 長 谷口英将      総 務 課 長 新居友敬  
地 域 振 興 課 長 亀田貴仁      糠 内 出 張 所 長 天羽 徹  
住 民 生 活 課 長 佐藤勝博      防 災 環 境 課 長 寺田 治  
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎      保 健 福 祉 課 長 林 隆則  
学 校 教 育 課 長 宮田 哲      生 涯 学 習 課 長 石田晋一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
4 藤谷謹至      5 小島智恵      6 若山和幸

# 議事の経過

(令和元年6月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番若山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

6月11日、第70回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問について各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

保育所の散歩コース、児童・生徒の通学路の交通安全・防犯対策についてであります。

大津市内の交差点で車2台が衝突し、このうち1台が信号待ちをしていた保育園児の列に突っ込み、2歳の園児2人が死亡するという悲惨な事故が発生した。

さらに、川崎市ではスクールバスを待っていた小学生たち19人に包丁を持った男が切りつけ、2人が死亡するという事件が起きました。相次ぐ幼い子供たちが亡くなる事件・事故、偶然・突発的とはいえ起こってはならないことでもあります。

幕別町においては、通学路の安全対策、防犯対策等に万全を期していると考えますが、いま一度子供たちの交通安全・防犯対策について再確認することが必要と考えます。

以下の点について伺います。

(1) 保育所の散歩における危機管理の状況とコース危険箇所の確認及び安全対策について。

(2) 幕別町通学路交通安全プログラムの検証と合同点検で明らかになった危険箇所等の改善進捗状況について。

(3) 交通安全指導員の現状及び配置箇所の通行児童・生徒数の状況と分析、今後の考えについて。

(4) 「子ども110番の家」協力者の状況と対応マニュアル・フローチャート周知の現状について。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目、3点目、4点目につきまして答弁させていただきます。

「保育所の散歩コース、児童・生徒の通学路の交通安全・防犯対策について」であります。

本年5月に発生した大津市の交通事故や川崎市の殺傷事件では、多数の幼い子供たちが被害に遭い、4人の方の尊い命が犠牲となったことは、非常に痛ましく、強い憤りを感じているところであります。

本町では、今回の事故、事件の報道を受け、直ちに、園児や児童生徒の通園、通学時の安全確認や危機管理につきまして再点検するとともに、次代を担うかけがえのない命を社会全体で守るため、関係機関、団体、地域等が連携し、交通安全教育を推進するなど、交通環境の整備や防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「保育所の散歩における危機管理と安全対策について」であります。

散歩は、直接自然や四季の変化に触れ、身近な草花、生き物などに興味や関心を抱くことで、感受性や好奇心を育むとともに、体力、運動能力の向上や団体行動によって協調性を身につけ、さらには交通ルールを学ぶ機会になるなど、幼児期の発育における重要な保育活動と捉えており、本町では、町内全ての常設保育所及び僻地保育所で散歩を行っております。

町立の常設保育所では、平成23年12月に「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」を策定し、保育所に勤務する全ての職員が火災、災害、事故、事件等のあらゆる危機に対して、その事象に応じた対応方法や予防対策を講ずることとしており、的確かつ迅速に行動するとともに、散歩におきましても当該マニュアルに基づいた予防対策や事故防止に努めております。

散歩における具体的な安全対策につきましては、散歩コースは極力、交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定し、日ごろから保育士が散歩コースにおける歩道の状況や交通量のほか、交差点での見通しなど安全確認を行っており、散歩の前には、園児に対して注意点を認識させるとともに、必ず、保育士が道路側を歩行し、危険を予見した場合には散歩コースを変更または中止するなど、園児の安全を最大限に優先して実施しております。

なお、町内5か所のへき地保育所の散歩につきましても「認可保育所危機管理マニュアル」に準じて安全対策を実施しており、町内2か所の民間保育所におきましても、同マニュアルを参考にそれぞれマニュアルを策定し、散歩時における安全管理に万全を期しているとのことであります。

ご質問の3点目、「交通安全指導員の現状及び配置箇所の通行児童生徒数の状況と分析、今後の考えについて」であります。

本町の交通安全指導員につきましては、各学校からの要望箇所や自動車の交通量が多く、危険と判断した箇所におきまして、安全な通行の誘導や保護が行えるよう、本年度は、幕別市街地に6人、札内市街地に19人、糠内地域に1人、忠類地域に7人の計33人を配置しております。

次に、配置箇所の通行児童生徒数の状況と分析につきましては、指導員の配置箇所が学校に近づくほど児童生徒が集約されるため、学校間近の箇所では、ほぼ当該学校の児童数と同数、少ない箇所では1人となっております。

今後の考え方につきましては、通過車両の状況や道路の形状など危険度の実態に応じて適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「「子ども110番の家」協力者の状況と対応マニュアル・フローチャート周知の現状について」であります。

「子ども110番の家」につきましては、不審者による子供たちへの「つきまとい」「声かけ」等の不安を抱かせる事案に対し、通学路周辺の民家や事業所、店舗などが緊急避難先となって、避難してきた子供たちを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡をしていただく、地域ぐるみで子供たちの犯罪被害を未然に防ぐ制度であり、本町では、子供たちが安心・安全に暮らせるよう、平成15年9月から実施しております。

「子ども 110 番の家」の協力者の状況につきましては、本年 5 月末現在、幕別市街地では一般住宅 9 か所、事業所 24 か所の計 33 か所、札内市街地では、一般住宅 36 か所、事業所 34 か所の計 70 か所、郊外農村地域では、一般住宅 83 か所、事業所 6 か所の計 89 か所、忠類地域では、一般住宅 12 か所、事業所 17 か所の計 29 か所で、町内全域では一般住宅 140 か所、事業所 81 か所の合計 221 か所となっております。

また、日ごろから子供たちが「子ども 110 番の家」として認識できるよう、協力者の方にはステッカーやのぼりを掲示して、地域の子供たちの安全確保や防犯対策にご協力をいただいております。子供たちが駆け込んだ場合の対処方法を記載した対応マニュアル及びフローチャートにつきましては、平成 30 年 2 月に内容を一部更新し、協力者や警察、学校に対して再周知を図り、それぞれが適切な行動がとれるよう連携を図っているところであります。

本年度は 9 月を目途に、対応マニュアルをイラスト入りの分かりやすいものに更新し、町内全世帯に配布するとともに、各学園のコミュニティ・スクールとも連携を図りながら、地域ぐるみで子供たちが安心・安全に暮らせる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 2 点目、「通学路交通安全プログラムの検証と危険箇所等の改善進捗状況について」であります。

通学路の安全対策につきましては、平成 24 年、全国で登下校中の児童が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省の通知により学校、警察、道路管理者等が連携、協働し通学路の安全を確保することが求められ、本町においても道路管理者や警察署、教育関係者等による小学校通学路の緊急合同点検を実施いたしました。

その後、平成 25 年 5 月に文部科学省、警察庁、国土交通省の連名の通知により、学校、警察、道路管理者等が連携して行う通学路危険箇所合同点検、それに基づく対策の協議や各機関による取組を定期的に行うための推進体制の構築が求められたことから、28 年 3 月には「通学路安全推進会議」を設置するとともに、通学路の安全確保に向けた取組の基本方針である「幕別町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路における児童生徒の安全確保に努めているところであります。

交通安全プログラムの検証と危険箇所等の改善進捗状況につきましては、昨年 10 月に合同点検を実施し、これまで通学路の安全確保のため対策が必要とされる 18 か所のうち、区画線の設置や警戒標識・歩道の新設などにより、6 か所が対策済みであることを確認するとともに、新たに、交通量が多く注意喚起などが必要な 7 か所を対策箇所として加え、19 か所を要対策箇所と位置付けたところであります。

今後におきましても、要対策箇所に道路整備や横断歩道・信号機の設置なども含まれますことから、引き続き道路管理者や関係機関と連携しながら改善に向け取り組んでまいりたいと考えております

以上で、藤谷議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

信号待ちをしている幼い子供の中に、車が飛び込むという悲惨な事故が起こって、まだ 1 か月しかたっていない状況でございますけれども、今月また新たに、13 日、兵庫県西宮市で公園に向かう子供たちの保育園児 17 人の列に車が突っ込むという事故が起こって、大惨事には至らなかったものの、幼い子供を巻き込む、あってはならない事故が後を絶ちません。また、昨日、東京都町田市で、小学校の横断歩道を待っている子供たちの列に。車が飛び込むという事故が発生しました。本当に連続して起こっているわけでございます。そこでやはり、幕別町交通安全対策には、十分万全を期していると考えておりますけれども、今一度再確認のために、質問をさせていただくこととしました。

町立の常設保育所では、平成 23 年 12 月に「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」を策定して、

その中に、散歩についてもマニュアルを期しているという答弁でございました。このマニュアルの中には、散歩を含む、この園外保育、遠足などについてのリスクマネジメントについても明文化されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本マニュアルにつきましては、園内含め、また、ご質問ありました園外ということで、全ての事故、災害も含め対応できるように、対応といいますか、保育士がどのような行動によって園児を安全に守れるかということを決めております。ご質問の遠足につきましても、園外保育という位置付けで、園外活動の中でどのような行動をとるか、安全対策をとるかということを決めているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 散歩コースについては、極力交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定して、保育士が散歩コースを点検しているという答弁でございましたけれども、町として、また道路管理者として、この散歩コースについての把握はされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 所管いたします住民福祉部こども課においては、各保育所の散歩コース、これについてはマップにしまして、安全確認といいますか、どこまで歩いているのか、また危険箇所がないのかということについては、こども課のほうでは確認しているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 道路管理者のほうで、その危険箇所があるとすると、その改善等はどのように保育所と連携をとっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 散歩コースにつきましては、日ごろから保育士が散歩をする前、通勤時において点検を行っておりますので、そこで道路上に何か異常があった場合については、道路管理者の人とか町の担当部局に連絡をするような体制をとっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 散歩コースについては、目的の場所等において、1パターンではないと考えているのですが、答弁の中には、保育士が危険を察知した場合、違うコースに変更もあるという答弁でございました。その場合の、町のコースの把握というのもされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 答弁にございました、危険の予知ということなのですが、その都度、その際にならないと分からないのですが、基本的にコースは決まっておりますので、そのコースに歩いて、途中においてなのですが、例えば、事故が起きているような状況であれば、もちろん引き返すと、それとあと、散歩についてはもちろん天候状況にもよりますので、風とか、それによってコースは日々変わってくるという状況の中で、常に安全が確保できるようなコースを選んで行動をしているという状況にあります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） その散歩コースの安全確認についてなのですが、答弁の中では、保育士が行っていると。町及び道路管理者も立ち会った上での散歩の点検ということは行っておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 散歩コースに限らず、町道の管理の中におきまして、週5日間、月から金までの間に、全町道のパトロールをするということになっておりまして、それは、車道、歩道を含め道

路の安全状況の確保をしているというような中で、点検をしているという状況になっております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） この安全確認について聞くのは、やはり保育士1人ないし何人かで危険確認をするわけでございますけれども、やはりそれぞれ担当部局等合同で行わないと、完全な危機管理にはならないというふうに思うのですけれども、その辺、保育士に任せている状況なのか、合同で点検することも定期的に行われているのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今の議員がおっしゃったような、合同点検というのは、実際行っていないのが実情にあります。散歩につきましては、日々日常的に行っている部分がありますので、現場の中で、危険状況だとか天候状況を見ながら、現場の保育所長の指示のもとに散歩を行っている。今後におきましては、こういった事件が多発している状況も踏まえた中でいきますと、現場だけではなく、我々こども課といいますか、私どもが一体どんなコースを散歩しているのかということも把握していく必要があるのかなとは考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） はい、分かりました。

続いて、幕別町の「認可保育所危機管理マニュアル」のことでございますけれども、多分私の想像する中では、「保育所危機管理マニュアル」については、園内中心、施設内中心の管理マニュアルだと想像するのですけれども、これとは別に、園外保育、例えば、散歩、遠足等の危機管理マニュアルというものも必要ではないかと私は感じているのですけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） このマニュアルにつきましては、園内のみならず園外、散歩も含めて、全ての対応に対して、その危機対応を記載しているマニュアルでありますので、それも散歩のみならず、平時のみならず、災害や火災、そういったことも含めて、行動をとるということになっておりますので、特別散歩だけを抜き出すような考えは持ってございません。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） はい、分かりました。

それでは、その今の答弁を踏まえて、次の質問に移りますけれども、園外保育における安全確保体制に関する研究というものがございまして、東海地方2市と北陸地方1県にある公立及び私立保育所354施設を対象としたアンケート調査を行ってございます。遠足などの非日常的な園外保育に関しては、多くの保育所が実施計画書を作成し、下見を行っておりまして、事後の反省会や報告書の作成などを実施しているというアンケート調査がありました。その一方で、散歩などの日常的な園外保育においては、非日常的な園外保育に比べると、計画書作成、報告書作成など実施していない傾向が示されたというような研究がされてございます。

幕別町では、散歩などの園外保育に対して、計画書、報告書の作成は行っているのか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今のご質問のありました、散歩後の報告書といったものは作成しておりませんが、散歩時に、終わった後は、必ず引率した先生含めて、また園内において状況の確認を行っている。また、散歩の前には、必ず園児に対して注意事項を示しておりますので、安全に散歩行つて、園に帰っていくといったことを徹底しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今、私が言った研究、安全確保体制に関する研究の中で、園外保育実施計画表というものをつくっているところが何か所がございまして、その内容をちょっと言いますと、実施日、

出発時間、帰園時間、目的地、狙い、内容、安全への配慮、準備物、参加者、何歳児が何名か、引率者、携帯電話を持っていく人には丸をつけると。子供の姿、気づいたことなど、乳児と幼児それぞれ報告書があります。この幕別町の危機管理マニュアルの中には、そういった散歩に関する準備物等、記載があるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 保育園における行動と申しますか、活動につきましては、保育計画を定めておりますので、その中で、今週、今月の保育活動に対して、どういった内容で行っていくかという事は、園内含めて協議しております。また、毎月行っております保育所長会議においても、そういった点検を行いながら、共通の認識のもとに保育をしているところでございます

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） この報告書、計画書を見ますと、子供たちの持ち物が結構多いなど。散歩へ行くときに、やはりこういうものがあつたほうが、安全管理がしっかりできるのではないかなと私は思ったわけでございまして、その中で1点気になったのは、園外から出る場合、目的地、公園等へ行く場合に、その携帯電話の所持はされているかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 必ず園外に出るときは、携帯電話を所持するとともに、あと安全バッグ、救急バッグ等も含めて、常に何があっても即時対応できるような体制をとっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） その携帯電話は、町が用意したものなのか、私用なのか、その辺ちょっと細かいのですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 私物でございます。私物、個人です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 先ほど私が報告書、実施計画書を作成した園では、これは市なのですけれども、市が携帯電話を用意しているわけです。個人がいいのか、その辺はちょっと町が用意するべきなのかちょっと分かりませんが、そういう自治体を用意している場合もありますが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 危機管理という大きな面での、そういう携帯等の管理についてでございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今、住民福祉部長からお話ありましたように、本町においては、散歩のときには、基本的には個人のものを使わせていただいております。なかなか個人の携帯と公的な部分と分けるというのは、本来であれば、公務に当たっては公共のものを用意してやるのが本来と言われれば、本来なのかも分かりませんが、なかなかそれを全部、いろんな箇所、例えば防災関係にしたり、道路管理にしたり、いろんな箇所に多岐にわたる部分もありまして、その使用頻度だとか、そういうのも含めて、慎重に検討しなければならないことだというふうに思います。ただ、具体例といたしましては、町の町長だとか、特別職だとか、それとか、あとごみだとか、そういう部分については、日常的に使う部分については、町としては用意しておりますけれども、他の部分については、やはりまだ、そこまでは至っていないということで、今後、危機管理全体の中でどうするかというのは、課題としては認識しておりますことから、そういう面で検討はしなければならない事項だとは把握しております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今の答弁で分かりました。これから検討していただきたいと思います。

今回の事故のあった大津市滋賀県警では、これまで小中学校の通学路の安全対策は行っておりましたが、保育所や幼稚園など散歩ルールまでは、十二分には行き届いていなかったということでもあります。幕別町ではどうだったのか伺います。

また、大津市は今回の事故を受け、5月末から市内の保育園など約150施設の散歩ルートの点検を開始しました。さらに6月からは、市職員91人体制で散歩ルートなどの安全確保への取組を進めるプロジェクトを立ち上げたということでございます。幕別町の散歩コースの点検の実施の有無、今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町では、今回の大津市の事故を受けまして、現場に対しまして、まず散歩ルートの再点検、これを行うよう指示したところでありまして、その点検の際に、改めて危険箇所がないのか、交通量がどうなのか、ふだん、毎日散歩を行っていることではありますが、改めて点検するよう指示したところがあります。その際、これまでの散歩コースについては、特段危険な箇所はなかったということではございますが、これについては、なかったからよいということではなく、引き続き日々行うよう指示しているところがあります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） これは次の幕別町通学路交通安全プログラムとも関わってくるのですけれども、保育所の散歩コースも通学路安全プログラムとあわせてやっただけではいかかかなと思うのですけれども、その辺どういうふうにかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 散歩につきましては、保育園の成長を育む特別な活動だと考えておりますので、学校における通学路とはちょっと異なるものなのかなと思っておりますので、別で考えていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 次のところで質問しようと思ったのですけれども、各小学校の校区别道路箇所対策一覧表というのが、交通安全対策プログラムの中に添付されてございまして、札内南小学校の札内西和線に学童保育からの帰りに横断する児童が多く危険ということで、町教委とこども課において、これは事業主体とされているところであります。こども課も含めて対応しているということで、一緒に保育所もやっただけではどうかということなのでございますけれども、その辺もう一度お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 学童に関しましては小学生ということでもありますので、こども課もまじった中で、ここの道路は危ないということなので、通らないでほしいというようなことで注意喚起を行っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今度、散歩のコースを点検するに当たっても、町、こども課、道路管理者ということでやるわけでございますよね。これは、今後定期的に行うのか。定期的に行うのであれば、幕別町交通安全プログラム、3年に1遍、冬期間と夏期間やるわけでございますから、それと一緒に幕別町独自のプログラムをつくってやればよいと思うのですけれども、もう一度その考えをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 保育所における散歩と小学生が通学時に歩行するルートでは、全く異なるわけでありまして、小学生が通学時に通るところ、ルートというのは、一般道路、国道も含めて一般道路、横断歩道を渡ったりして、かなりみずからの判断で危険を察知しながら通学をしているということでもありますので、それと保育所の保育士が付き添った中で、管理下において散歩しているのは、おのずと違う、当然危険だという見る目も違うわけでもありますので、そこは私は、一緒にはならないのだろうなというふうに思います。ですから、あくまでも保育所の散歩する中での危険が、どこにあるのかということをお伺いするほうで、これは道路管理者も含めるといことになりましようけれども、点検をしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） やはり交通安全プログラムは、通学路に対して行う部分が主なことでございます

から、町長、今言われた答弁は分かるわけでございます。要するに幼児を守る対策として、道路の危険を町として察知し、改善するというのが目的でございますから、別でも全然構わないわけでございますけれども、答弁の中で、直ちに行くということが書いてございますので、その辺を早急にやっていただきたいと思っております。

あと一点、今回の事故では、マスコミが保育所に対していろいろな、保育所の対応が悪いというようなマスコミの意見がありまして、一躍社会問題となったわけでございますけれども、これは本当にあってはならない事故で、本当に偶発的な部分があつて、本当に危機管理するのは大変難しい事象だと思つて居るのですけれども、やはり何かできることはないかというふうに考えたときに、ハード的な部分で、ガードレールを始めとした防護柵の必要性というのが言われております。事故のあった大津市の交差点では、車道と歩道の境界が約 20 センチの縁石だけでございまして、ガードレールの防護柵は設置していなかったということでもあります。防護柵は、国土交通省が急カーブや事故多発区間など、設置場所の基準は示してございますけれども、事実上は自治体など道路管理者の判断に委ねられているのが、実情であるようでありあます。通学路及び散歩コースの危険箇所、事故多発区間での安全性の再点検、ガードレール、防護柵の設置の現状と今後の設置の考えについて、町の考えを伺いたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ガードレールなり防護柵につきましては、今おっしゃいました国の基準に基づいて本町においても実施をしている、施工しているところでありますけれども、ただ、今回の事故を見たときに、今までは安全だと思つていたことが、本当に想定外の事故というふうに、常識で考えれば思つたわけでありまして。ですから、今後においては、想定外ということも含めて、後ろから本当に車が突っ込んでくるというようなこともあり得るわけでありまして。ですから、そういうことも含めた中で、今までと違った目で、想定外ということも含めた目で見て、点検をして、必要であれば、そういったところに、危険箇所については、ガードレールなり防護柵を設置するという必要は必要になってくるのかなというふうに思つたので、まずはもう一度、想定外の目を持って点検を行うということが必要だろうというふうに思つております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） はい。分かりました。

今朝もテレビでやっていたのですけれども、子供、特に幼児、低学年というのは、視野が狭いと。チャイルドビジョンというのがありまして、それをかけたら、子供の視野というものが分かるというふうなテレビ、マスコミでやつてございました。その中で、保育所の子供たち、幼児たちの安全を教育する部分で、子供の目線で話すと。しっかり指を指して子供に教えると。次に、自分で考えさせる、それと具体的に危険を教えると。危ないよではなくて、ここが危ないよ。横断歩道を急にここでは走つてはいけないよ。抽象的な危ない、走るではなくて、どうしたら危ないのかということを具体的に教えることが必要だというふうに言つてございました。

これから子供の教育も必要でございますし、保育士の研修等に当たつても、交通安全に関する研修が必要になってくると思つたけれども、現在、その危機管理に関する、交通安全も含めて危機管理に関する保育士の研修の現状について、どのように行つているかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 保育士の研修につきましては、交通安全のみならず、複雑多岐といえればいいのですか、この情勢に応じて、いろんなさまざまな研修を行つているところであります。特に今回、こういった事故が起きまして、日々さまざまな起こり得ないようなことも起きておりますので、今後におきましても、こういったことを含めて、交通安全、特に園児の目線に立った教育といひますか、保育活動になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、次の交通安全プログラム委員会でございまして、移らせていた

できます。

今回、交通安全プログラムが作成されてから、2回目の合同点検だというふうに思っているわけですが、18か所の危険、安全確保のために対策が必要とされる18か所のうち、6か所が対策済みであるということを確認して、今回、新たに7か所を加えて、19か所を対策、要対策箇所とされたというふうな答弁でございました。ホームページに載っていた、先ほど言いました各小学校区別道路箇所対策一覧表に載ってございます、この19か所が新たな現状と対策内容だと考えているのでございますけれども、改善された6か所というのは、この一覧表には載っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今回掲載しております19か所の中には、既に対策済みの部分の箇所については掲載しておりません。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） どのようなところが改善されたかということも、表に載せたらいいと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 具体的に改善された箇所でございますけれども、例えば通学路の標識、表示ですね、あと歩道の設置など、そういった箇所が改善されております。基本的にはこのプログラムで位置付けるのは、改善された箇所というよりも、児童生徒あるいはそこを通る通学路の部分で、危険な箇所を位置付けるという考え方から、既に解消されている部分につきましては、掲載しておりません。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 各自治体、交通安全プログラムということで、このような危険箇所対策一覧表というのはホームページに載ってございますけれども、現状、幕別町の場合は現状、対策内容、事業主体、備考というような一覧表でございます。改善の期日をあらわした整備予定等の記載と、整備対策が完了したというふうに部長のほうから説明ございましたけれども、それも含めた表示というのが必要ではないかな。あと、いつまでに対策内容が完了するのか、その予定についても記載するべきだと考えているのですけれども、この辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 記載の方法につきましては、特段指定されているものではございません。したがって、この点検につきましては、それぞれ夏、冬交互に3年に1回ずつ実施しているものでありまして、その中で、検討した結果を考察するとともに、新たに必要な箇所を位置付けているものでございます。したがって、3年に1回のその点検時において、そうしたことも、付記も掲載も含めて、今後、合同会議、関係者も含めた中で、検討してまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今回、30年12月に点検を行ったということで、今回は冬期間行ったという考えでよろしいのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 基本的に、現地を見た時期につきましては、30年の10月ということで、その後、そういった部分の対策についての協議は12月に行っているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、まだ冬期間の安全点検というのは行っていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 現時点では、まだ行っておりません。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今回、雪が少なかったものですから、冬期間やったとしたのであれば、もう一度再点検する必要があるのかなと思っていたのですけれども、今度3年後ですね。その辺で冬期間、北海道の場合は冬期間が一番難しい。交差点等の除雪に関して一番危険な時期だと感じておりますので、その辺を重点的にやっていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

続きまして、3番目の交通安全指導員の関係でございますけれども、以前にも交通安全指導員に関しては、一般質問等行われてございまして、いろいろ議事録を調べてみますと、平成18年に先輩議員が質問されてございました。そのときは、帯広市が交通安全指導員を廃止するというものでありまして、幕別町はどうするのか。その中で、当時、岡田町長でございましたけれども、本町は続けていくと。ただし、道路環境等、また児童数とか等が変化した場合においては、また新たに検討をしたいというふうな答弁でございました。

この質問は、今回コミュニティ・スクールが始まる時期でございまして、地域との連携を深めている中で、交通安全の指導員の形というものは、コミュニティ・スクールによってどういうふうな考え方に変わっていくのか、要するに私が言いたいのは、交通安全指導員を廃止するというのではなくて、子供たちの安全はやはり見る態勢は残していくと。ただ、幕別町はこの条例の中に交通安全指導員うたってございますから、今後の考え方として、方向性として、一度町として検討を始めるべきではないかという部分で質問したわけでございます。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 交通安全指導員、今、町内で33人を配置しております。これは子供たちに交通ルールを分からせて、そしてみずからの命はみずから守るのだと、車からの交通事故を避けるのだよということを現場で指導しているわけでありまして、これは十分かどうかという、十分とは言い切れない、必要最低限のところはそこで日々指導しているということになるのかというふうに思います。今回、コミュニティ・スクールができたということで、地域ぐるみで、地域全体で子供たちの安全・安心、交通事故を含めて子供たちを見守っていこうということでもありますので、私はより補完される、そういう状況になったのだろうなというふうに思いますので、交通安全指導員は、その必要性がなくなる限りは、設置しておくべきだろうというふうに思っております。それは、今の段階で将来どうだこうだということは、なかなか申し上げられない。そのときそのときで判断をしなければならぬだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 過去の議事録を見ますと、やはり交通安全指導員というのは、中心が低学年、1、2年生が中心であるというふうな考え方でございます。時間は多分1時間、朝の30分、夕方の30分だと思うのですけれども、子供たちが多くいるところでは、その時間帯、1、2年生が多く通るといふ現状だというふうに思いますけれども、生徒数が少ない場合は、1、2年生が通ったら、あと子供がいないような状況も聞いているわけでございます。そうすると、この必要性というのは、どういうふうになっていくのか、交通安全指導員の配置位置についても見直すことも必要ではないかというふうなことでございますけれども、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 通過する子供が1人だから要らないということではなくて、やはり通過する子供がいて、そしてそこが危険箇所であれば、それは当然必要なものであるというふうに思っておりますので、その時々交通の状態、道路状態、そして子供がいるかいないか、総合的に判断して配置を決めるべきであるというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かります。ただ、町として、通学路の交通指導員が立っている現状を、今どのような状況かということも確認しておく必要があると思うのです。その辺は、例えば、交通安全指導員において、特に冬場ですね。冬場、交通安全指導員の情報をもとに交差点の雪が多く積もっている場所の排雪の指示の情報を聞くとか、その辺をやっぱり町としても考えたらいいのではないかと。

やはり札内地区や何か子供が多いところは、多いのであります。少ないところは少ない状況であります。ですから、指導員の配置の仕方によっても、これは変わってくるわけでございますから、その辺を柔軟に考えていただきたいと思います。

最後に「子ども 110 番」でありますけれども、答弁の中では、今回 9 月にイラスト入りの分かりやすいものをつくるということでございました。私もホームページを見てみますと、何か分かりにくいと。協力者が例えば、もしもなのですけれども、あつてはいけないのですけれども、子供が助けを求めてきたときに、どう対処していいか分からないという状況になると思うのです。これは警察庁がつくっているマニュアルなのですけれども、「子ども 110 番の家」というイラストが描いてあつて、どういうふうに、聞き取りメモということで、どういうふうにやったらいいかということを表示してあるものなのですけれども、この辺を参考にして、協力者全戸に配るということでございますから、分かりやすいようにやっていただきたいのと、やはり先ほども言いましたとおり、コミュニティ・スクールが始まるということで、これも地域全体の協力のもとに進めていっていただきたいというふうに考えているところであります。答弁は結構でございます。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11 : 00 休憩

11 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

子どもたちの健やかな学校生活を守るための防犯対策を。

近年、学校に不審者が侵入し、子どもたちや教職員の安全を脅かす事件や、通学途中の子どもたちに危害が加えられる事件が大きな問題となっています。最近では、ことし 4 月に東京都文京区の国立中学校に工事関係者を装って部外者が侵入し、教室の机の上に刃物を置くという事件が起きました。また、5 月には神奈川県川崎市で登校途中の子どもたちが殺傷されるという事件も起きています。

2002 年に文部科学省が公表した「学校施設の防犯対策について」（学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議）において、学校施設の防犯対策等の安全管理のあり方を明確にし、「学校設置者をはじめとする学校の計画、設計、管理運営に係る関係者が、本報告書の内容のみならず個々の学校の状況に応じて検討を行い、具体的な対策を講じることが重要である」と示している。

子どもたちの健やかな学校生活を守るために、改めて学校をはじめ、保護者や地域住民、警察等の関係機関・団体等が連携しながら、安全・安心な学校づくりを目指していく必要があると考える。

ついては、以下の点について伺います。

- (1) 生徒・児童に対する防犯指導の実施状況。
- (2) 学校内外の巡回・警備等の実施状況。
- (3) 門扉やインターホン、防犯カメラ等の施設・設備の整備状況。
- (4) 保護者に向けた緊急連絡システムの整備状況。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちの健やかな学校生活を守るための防犯対策を」についてであります。

学校は、教育の場であると同時に、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒の

健康と安全に十分に配慮する必要があることはもちろんのこと、豊かな人間性を育む潤いのある快適な空間として整備し維持される必要があると考えております。

また、地域住民にとって身近な公共施設として、さまざまな学習機会を提供する生涯学習の場や地域のまちづくりの核としての位置付け、災害時の避難場所としての役割も担っております。

ご質問の1点目、「生徒・児童に対する防犯指導の実施状況」についてであります。

平成13年6月に、大阪教育大学附属小学校で発生した8人ものとうい命が奪われた痛ましい事件を背景に、文部科学省では14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を、19年11月には登下校時の犯罪被害への対応を迫記した「学校の危機管理マニュアル」を作成し、また21年施行の学校保健安全法では、各学校において、危機管理マニュアルの策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされました。

本町におきましては、学校管理下で事故等が発生した際、児童生徒の安全確保を最優先とし、発見者や周囲にいる教職員の行動、連絡・通報など、役割や手順を明確にしながら、教職員が状況を的確に判断し円滑に対応ができるよう、全ての小中学校で危機管理マニュアルを策定いたしております。

また、万一に備え、各小中学校においては、防犯訓練や集団下校訓練、避難訓練等を実施しているほか、帯広警察署や警備会社などのご協力をいただき講話を行うなど、日ごろから児童生徒が安全についての理解を深め、緊急時に適切な行動がとれるよう取り組んでいるところであります。

さらに、各小中学校では、児童生徒が登下校時や地域での生活において、不審者と遭遇した場合等、身の危険を感じたときに駆け込む避難場所であります「子ども110番の家」の役割や利用の方法について指導しており、児童生徒の防犯対策に努めているところであります。

ご質問の2点目、「学校内外の巡回・警備等の実施状況」についてであります。

はじめに、学校内における巡回につきましては、各小中学校の管理職が登校前、授業中、放課後などに平均3回程度実施し、また校外巡回につきましても登校時や下校時、校外授業時等に通学路や学校敷地等で行っており、さらに警察署等から不審者情報が出された場合にも、適宜実施しているところであります。

また、平成24年度から、児童生徒の登下校時の安全確保を目的としたスクールガードを配置し、現在元警察官3人が交替で下校時の通学路や学校周辺を中心にパトロールを実施しているほか、不審者情報が入った場合には、登校時や通学路以外における巡回も行っているところであります。

さらに、本年度につきましては、スクールガードが使用する公用車に、青色回転灯を装備する予定としており、不審者への心理的な犯罪防止効果が図られると同時に、パトロールが住民に対しても十分認識され、事件・事故発生により一層の抑制につながるものと考えております。

次に、警備についてであります。校内における防犯対策を目的として、機械警備システムを導入し、教職員が退勤した後、校内に不審者が侵入した場合には、機械警備システムから警備会社等へ通報される仕組みとなっており、不審者の侵入対策を講じているところであります。

ご質問の3点目、「門扉やインターホン、防犯カメラ等の施設・設備の整備状況」についてであります。

はじめに、門扉の整備状況についてであります。町内の小中学校は、都市部の学校とは異なり学校敷地の全てを塀やフェンス等で囲うことが難しいことから、門扉は設置いたしておりません。

次に、インターホンにつきましては、平成24年5月31日に発生した帯広市内繁華街通り魔事件の犯人が、その翌日に卒業生を名乗り管内の小中学校に侵入した事件があり、この事件をきっかけに児童生徒の安全確保の観点から、町内全ての小中学校及びわかば幼稚園にインターホンを設置したところであります。

また、防犯カメラにつきましては、職員室から児童生徒玄関まで距離がある、あるいは職員室から生徒玄関が死角となっている幕別中学校、札内東中学校、札内中学校の3校について設置いたしております。

ご質問の4点目、「保護者に向けた緊急連絡システムの整備状況」についてであります。

保護者に向けた緊急連絡システムは、緊急事態の発生やその後の対応状況を、児童生徒の保護者等に対して、迅速に伝達する仕組みであるため重要であると認識いたしております。

そのため、本町では、全ての小中学校で電話連絡網を作成しているほか、小学校7校、中学校4校において、無料メール配信サービスを活用し、不審者情報やインフルエンザ等による休校、自然災害による集団下校等の緊急連絡事項を学校から保護者へ速やかに伝えております。

いずれにいたしましても、本年発生した、お茶の水女子大学付属中学校における不審者侵入事件や川崎市の連続殺傷事件など、これまで予測することができないような子供たちの学校生活に危険が及ぶ事件等が発生していることから、教育委員会といたしましては、今後におきましても、各学園のコミュニティ・スクールでの取組など、学校、家庭、地域、関係団体が一体となって、子供たちが安心して安全に教育が受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきます。

昨今の事件については、本当に心が痛む、個々にずっと答弁もいただいていますし、さっきの質問もあったものですから、ここには述べませんけれども、想定外の事件が起きる中で、さまざまなマニュアル等の改善が行われてきているということを知っているところであります。

答弁にありました平成13年の大阪市の事件を契機に、学校の危機管理マニュアルが強化され、さまざまな事件やそういった類いの事件や交通事故、自然災害を得る中で、現在に至っていると、そういうふうに学校危機管理マニュアルについて承知をしているところであります。まずは、この変遷について、私の認識についてちょっと述べさせていただきますので、それについてどうなのかということをお尋ねしたいし、それから危機管理マニュアルが、答弁が、全部の学校ではできているのだと、これは法律に基づくものでありますから、できていないと大変困ることになるけれども、それはできているということの答弁があったわけですが、活用状況などについてお尋ねしたいと思います。

最初に、私の認識ということでは、2001年、平成13年の大阪教育大学付属小学校での無差別殺傷事件があったということの中で、文部科学省、平成14年12月、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成、そして、平成16年9月には、それに関わる調査・研究書を作成して、18年6月、学校施設の防犯対策に関わる点検改善マニュアル作成、取組に関する調査・研究報告書が出されたと。それをもとに危機管理マニュアルが出されたと。この中で、登下校時における緊急事態発生時、学校内における不審者への緊急対応の例が示されて、より具体的になったと。教育委員会の役割も、ここでは明確に示されたということの経過を追っています。各学校において独自の管理マニュアルを作成するというのも、この時点で考え方が示されて、その後の答弁にもあった、学校保健安全法で危機管理マニュアルの策定を義務としたという経過。これは厚労省、国絡みでありますけれども、北海道教育委員会のほうでは、平成19年に危機管理マニュアルを受けて、学校における危機管理の手引を作成して、25年3月に改訂版、第2版が出されていると。大きな理由は、23年3月に発生した東日本大震災、やはり生徒・児童や学校にも大きな被害があったことなどから見直しを図り、そしてこの学校の危機管理について、幅広く対象をここで上げた。学校内や登下校時だけではなくて、児童生徒による暴力事件や自殺行為、家出、いじめ、万引きや盗難、感染症、食中毒、学校給食の異物混入、自然災害、火災など、さらに平成29年には弾道ミサイル対応、平成30年には性的な画像が発見された場合のことが追録されて、北海道教育委員会の学校における危機管理手引ができ上がっているという、そんな経過の中で今、幕別町の教育委員会も町内小中学校を管理監督する立場にいるのだという、そういう認識に立っているところであります。

それでまず、こういった経過について、私の認識がどうかということ、さっきも言いましたように、学校の危機管理マニュアルがあるけれども、どのように活用されているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今のまずお話の谷口議員の認識についてどうかということでございますけれども、認識についてはそのとおりであるというふうに私も認識をいたしております。

それと、マニュアルの活用状況ということでございますけれども、各学校では先ほど答弁でも申し上げましたように、危機管理マニュアルについては全ての小中学校において策定をしております。この危機管理マニュアルについては、学校保健安全法に基づくものとして、まずは学校安全計画を各学校で策定をしております。その学校安全計画に盛り込まれる内容といたしましては、生活安全に関すること、それから交通安全に関すること、それと災害安全に関すること、これら三つの分野についての内容が全て含まれているというふうなものでございます。その危機管理マニュアルを活用しながら、あらゆる安全指導に活用しているというふうに私も認識をいたしております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 三つの分野で学校安全計画が作成されているのだということの答弁をいただいたわけでありまして。この危機管理マニュアル、そういったものがあるのだと。中身のことについては、その学校ごとだと思ふものだから、ここでルールをお聞きするということはしませんけれども、この学校安全計画が危機管理マニュアルとして、学校のほうでどのように継続的に学校の先生に向けてなのだと思うのだけれども、継続的に研修や、それから利用されているかということをお尋ねしたいのです。要は、さきの質問・答弁にもありましたように、何事件が想定外のものか圧倒的なものだから、生きたものになっていなくてはならない、マニュアルがあるからいいのだというような範疇では、またないのだと思ふものだから、あえてここで、繰り返しになりますが、研修や利用状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 校内の研修ということ、それから指導も含めてということだと思っておりますけれども、各学校におきましては、この安全計画なり、危機管理マニュアルに基づきまして、児童生徒に対する安全教室ですね、これは交通安全もそうですし、防犯についても同じように教室、防犯対策教室みたいなのも実施をいたしております。その中で、実際に避難ですとか、そういったことも体験しながら指導しているところでありまして、そういった意味では、このマニュアルといいますか計画に基づいて、随時学校内で活用されているというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 危機管理マニュアルの中では、学校内での、それから登下校時のチェックマニュアルが示されているところでありました。これらの活用状況、それから教育委員会でのそれを各学校から、もしちゃんと使っていれば上がってくるのだと、そういうふうに思いますけれども、どのようなチェックを行って、そしてどのように生かしているのかということも確認させていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） チェックマニュアルということでございますけれども、学校のほうから教育委員会のほうにチェックマニュアルについて具体的に提出するだとか届け出をするというような形には、現段階ではなってございませんけれども、それらについては学校内で校長中心とした学校内の先生方の研修というか、意識付けの中でやられているものだというふうに理解をしております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 学校内で利用されているのだということであれば、教育委員会にはどのような形で、例えば今一つ目の設問は、防犯訓練のことなどをお聞きしましたけれども、学校での実施状況が伝わってくるという形になっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育委員会にもそうでございますけれども、保護者等への周知も含めまして、こういった活動をしている、こういった指導をしているというようなことで、学校だよりに掲載をいたしまして、子供たちにこういう安全指導をしておりますよというようなことも含めまして、学校だ

よりに掲載をして、学校だよりにつきましては、当然教育委員会のほうにも届いておりますし、保護者、地域の皆さま方にも回覧等で回っておりますので、そういった意味で、地域も含めて周知を図っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 地域の方等も含めて、教育委員会もそういった形で把握しているのだということの答弁があったわけですが、チェックリスト、これは文部科学省が平成19年11月に作成した学校危機管理マニュアル、まだこれは最新版として生きているのだと思うのですが、そこに全般及び不審者侵入時編、それから登下校編と二つのパーツに分けて、チェックリストが掲載されています。なかなか一つ一つのチェック項目については、よく検討されているものだなというふうに見ましたが、それが学校でとまるのではなくて、やはり活用されているのであれば、教育委員会にも届く仕組みというのがあったほうがよろしいのではないかと思うのですが、教育長の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今おっしゃられるのチェックリストの関係だと思いますけれども、先ほど私申し上げましたように、学校内ではそういったチェックリストを用いて、具体的にどのようにやられているかというのは、私どもそこまではまだ把握はしてございませんけれども、今後、教育委員会への報告も含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、この生徒・児童に対する防犯指導の実施状況に関わってですが、毎年、幕別町教育委員会が幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、毎年9月に発行されていると。その中の最新版、昨年9月に出版された平成29年度版によると、組織的、計画的な安全管理の体制の事業に対して、今後の課題として、近年不審者情報が多く寄せられていることから、迅速かつ適切に対応できる体制づくりが必要であるとして、そして今後の対応については、児童生徒の安心・安全を確保する体制づくりをより一層強化するとしているのです。

この文言は、平成28年度版と一字一句変わらない文言になっていて。このことについては、次年度、平成30年度版においては、前進している旨がちゃんと記載される、そういう評価・報告をしていただける、そういうふうにするのですけれども、これはどうですか。前進という。また、変わらない文言が書かれるということになってしまうということがないことが望ましいのですけれども、どんな感じですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 点検、評価報告書の安全管理に対する体制づくりということで、強化を図ることに関して、同じ文言、一字一句同じ文言だったということでございます。来年度以降に向けては、これは今年度から先ほど来、お話ありますようにコミュニティ・スクール等もスタートいたしましたので、そういったことも含めて、前向きに評価できるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） ぜひ、そういう評価、報告になることを期待したいというふうに思います。

(2) (3) この二つのことについての質問に移りたいというふうに思います。登下校時や学校帰り、園外もありましたけれども、先ほどの藤谷議員の質問の中でかなり詳しくあったので、重複しないようにしたいとは思いますが、その中で、巡回警備については、随分と答弁を読んで、ちゃんとした手法の中で、子供の、児童生徒の安全を守っているのだなという印象を率直に受けたということを考えましたので、評価させていただきたいなというふうに思います。

門戸については、都会の学校ではないということの中で、それを学校を囲い込むような、そして門で閉じるような、そんなことにならないのも、理解ができるというふうに思っています。

インターホンであります。全部の学校につけましたよと、ついてますよということでありました。

このことについても、評価させていただきたいと思います。

防犯カメラであります。まずは、学校内の防犯カメラのことについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。3校についていると。中学校3校についているということでありました。防犯カメラ、今とても重要なアイテムではないかなというふうに思います。都会のほうでは、いろんな事業所、個人がつけている中では、大きな人数が集まるようなところでの犯罪行為がずっと追跡調査の中で特定できる、犯人を特定できるようなそんな解決の方法としても使える。つまりそのことは、想定外の事件がたくさんある中では、そして不法侵入者という言い方をさせていただきますけれども、そういう類いの人が事件を起こそうと思ったならば、もう防ぎようがないような状況があるのだと思うのです。もう警察官が交番の前で大きなけがを負う、そういったこともあるわけで、それを子供に当てはめて、児童生徒に当てはめて、こうすれば安全だということはないのだと思うのです。そういう中で、防犯カメラの設置というのは、抑止力という点で、非常に重要ではないかなと。誰かに見られている、そして逃げていっても、その場を逃れていっても、追跡調査の中で分かるようなシステム、こういったことがもし幕別町内でもあるなら、今、幕別町内では大きな事件というのはないのかもしれないけれども、どこに眠っているかは分かりません。大きな抑止力になるという点で、これは重要なアイテムだというふうに考えるわけであります。カメラの中学校3校について、私は死角等があるところの3校ということの答弁でありましたけれども、もっと広く、そして複数箇所、学校関係に防犯カメラを設置するということが必要ではないかと感じるのですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 防犯カメラの関係でございますけれども、今お話ありましたように、抑止力につながるのではないかなというお話もございました。それについては、私もそういった効果もあるのではないかなというふうに考えておりますけれども、防犯カメラ3校に設置をしておりますけれども、先ほどその前段で申し上げましたように、インターホンを、今、全小中学校に設置をいたしております。この全小中学校にインターホンを設置いたしておりますので、誰が来校したかということは、ある程度事前に分かるような仕組みになってございますので、現段階では、予算等々の絡みもございませんので、そういったことで、現段階では新たな防犯カメラについては、設置については考えてございません。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） インターホンのことが、今、答弁にありました。ちょっと学校の来訪者のあったときのシステムについて確認させていただきますけれども、ということは、来訪者があったと。学校側では施錠がなされていて、インターホンを鳴らして、学校関係者がロックを解除しないと中には入れないというシステムが確立しているのだというふうにお聞きしてよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 全ての時間において鍵をかけているかといいますと、各学校にそういった施錠の判断については、管理等も含めてお任せをしておりますので、全ての時間において施錠がされているということではございません。各学校において、状況に応じた判断の中で、先生方がしっかり目が行き届いているというような場合については、あるいは校外学習のときに、錠がかかっていないという状況も学校によっては、これはあるというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） ということのご答弁であれば、インターホンがあるから大丈夫なのだということではないということになりますよね。100%安全ではないのだということになりますよね。そして、いろいろな学校開放のときもあるのだと思うのです。運動会や学習発表会もあるけれども、それはまた大勢の大人の目があるから、また違うのかなと思うのですが、毎月19日の学校開放の日、私も何度か行かせていただきましたけれども、普通に入って、玄関先にある台帳に名前を書いて、あとは自由に

学校が見られるなんていうようなこと、悪意のある人がそこで侵入をすれば、それは防ぎようがない、何があってもしようがないと、保証できないという、そういうことになってしまう。私は、繰り返しになりますが、何回も繰り返すことになると思いますけれども、抑止力という点で、やはり、防犯カメラが一つ大きな要素になるだろう、もちろん、直接大人がそこで待機して見ているということが一番なのかなと思うのだけれども、どうですか、もう少し積極的な防犯カメラ設置に対する答弁をいただきたいものと思うのですけれども、改めてお尋ねします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現段階では、先ほども申し上げましたように、確かにインターホンがついているから完全かと言うと、完全ではない。施錠されていない時間もございますし、学校によっては、自由に入れるような状況にあるところもあろうかと思えます。そうは申しまして、今後、学校の大規模改修なり、そういったことも想定されますので、そういった中で、将来的に施設整備を実施していく中において、セキュリティ全体を含めて、あわせて防犯カメラについても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 考え方については、理解できるところであります。今、校舎内の防犯カメラについて、るる質問させていただきましたけれども、これは学校内に限らず、通学路等にも必要なのではないかな、こうなってきますと、教育委員会だけの範疇ではなくなってくるのかなと思うのですけれども、そして町だけでなく、また関係機関との調整がまた出てくるのだというふうに思うのですけれども、公共施設、公園、通学路を中心にして、事業者や110番の家や、一般の協力者、これも設置の協力を求めるということが、また子供の安全のためには重要ではないかなというふうに思うのです。先ほどの質問の答弁の中では、事業所と110番の家、211件でしたか。そういったところなどで、通学路に当たっているところ、やはり見られている、絶対逃げては分かってしまう、そのことが抑止力にやはりなるというふうに思うものですから、繰り返しになりますが、こういったことについても検討していくことというのは、必要ではないかなというふうに思います。

このことについては、平成30年に出された「登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議」の資料で示されていて、地域安全マップの作成や、通学路の点検、警戒、見守り、防犯カメラの設置、これは5本柱の一つに記されています。そして、防犯カメラについては、この関係会議の報告書の中で、政府において社会資本整備総合交付金等による支援を実施するというところも記されているところであります。この防犯カメラをあちこちに設置するというのであれば、プライバシーの問題が出てくるわけでありまして、子供の安心・安全にはこれはかえられないと、もうそういう時代ではないのではないかなという声も聞かれる、聞こえてくる、そういう実際懇談する中ではね、声が出てきます。

もう一度、もう一度、教育長にお尋ねしますけれども、こういう社会資源なども検討する中で、防犯カメラの通学路等の設置についても、検討していくべきではないかなと。町や関係機関と検討していくべきではないかなというふうに思うのですけれども、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、通学路の防犯カメラの関係ですとか、110番の家の協力者の関係についてのお話もございました。教育委員会といたしましては、まずは本当に、小中学校の児童生徒の安全確保という観点では、そういったものがあるのが望ましいですし、110番の家の協力者についても、通学路上にたくさんの方がいらっしゃれば、一番ありがたいなというふうには思っております。ただ、これについては、例えば、通学路の防犯カメラについては、大樹町で学校周辺に設置をするような報道等もございましたけれども、うちの町については、学校の数がかなり多くて、通学路も多岐にわたるものですから、これはかなり箇所数等々も含めて、かなり難しいのかなという思いではあります。それよりもまず先に、先ほどのやっぱり学校の施設でありまして、それと110番の家の関係につ

いても、町長部局といろいろ協議をしながら進めてはいきたいとは思いますが、なかなか難しいのだろうなというふうには思っております。そうしたことから、先ほども申し上げましたけれども、小中学生の交通安全を図るために何ができるのか、できることからやってまいりたいというふうに思っております。

コミュニティ・スクールにつきましては、これから熟議をしていくような形になりますので、そういったところに話題提供もしながら、いろんな形で議論していただいた上で、地域の方も入った中で、いろんなご協力もいただきながら、子供たちの安全に、より一層の安全を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 社会資源等については、調査・研究はしていただきたいものというふうに思います。考え方については、理解できないというものではなかったと。そういう中でも、繰り返しになりますけれども、社会資源については、どんな可能性があるのか、どれだけだったらつけられるのか、どこなら、どこには絶対必要なのか、そういったことなども研究していただきたいものというふうに考えます。

4番目、保護者に向けたということでしたけれども、緊急連絡システムの整備状況であります。答弁では、全ての小中学校で電話連絡網が整備されて、作成されているほか、無料メール配信サービスを活用して、保護者に速やかに伝えていきますということでありました。

まず最初に、この保護者に速やかにメールが送られるわけですが、全ての保護者に発信の登録がちゃんとされているかどうかということまで、ちゃんとチェックをされているかということが懸念されます。その辺では、まずいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） メールの部分でございますけれども、各学校のほうで把握しております。ただ、なかなか保護者の同意といいますか、メールの登録というのは、あくまでも保護者のほうで登録しているものですから、学校からはお願いという形でしておりますが、100%に至っていない学校も中にはございます。また、逆にメールを必要としない、電話だけで全然、メールする必要もないというような学校もあつたり、併用している学校もあつたりと、その手法については、ちょっとまちまちとなっております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 分かりましたが、速やかに、何らかの方法でもって、保護者に連絡に行くということが大事なわけでありまして。学校によってある、保護者によっていろいろ対応の仕方があるということのご答弁でありましたけれども、これまでいろいろな震災や、インフルエンザの発生や、それから幕別町に限らず、不審者の情報などがきつと流されてきたのではないかとこのように思うのですが、そのことが結局全ての保護者にちゃんと伝わっているかということの確認はいかがなんでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 恐らく昨年ですか、ブラックアウトの際、いろいろ連絡網の寸断等のニュース等もあったところでございます。そういった中で、特に学校のメール等の登録については、それまで学校によると50%、半分程度であったものが、それ以降、そういった呼びかけにより、7割か8割、ほぼ100%に近い形で登録されているといった状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 保護者のということで質問は立てたので、差し支えなければということになりますけれども、今ブラックアウトのことがありました。結構、例えば、携帯電話の充電が行われるようになったとか、避難場所が設置されたとかという情報が、いろいろとメールの案内をしても、登録に至らず、結局知らされていなかったということが不満として聞かれるケースは、高齢者を中心にあつたりしたわけでありまして。保護者が分かったと。もう少し広げて、例えば110番の家だとか、地

域住民、希望者にこの学校側が配信するメールが届くような、そんなシステムがあることは、特に不審者の情報などがあつたときには、地域住民と一緒にどこかにこんな人がいるぞなんていうことがあつたときには、住民としても共有していくと、より子供の、児童生徒の安全につながっていくのだと思うのですけれども、そういったことは可能なのでしょうか。できたら、そうしたほうがいいのだと思って、お尋ねしているところです。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 例えば、不審者情報ですとか、災害等の部分については、町のほうで実施しております防災のメール、そちらのほうの登録によって、登録されている方には、例えば不審者情報でしたり、災害等の情報については送られるというような仕組みとなっております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 町のほうから発信されるということであれば、また改めて、防災の質問の論立てするようなときに、質問させていただくようなことにしたいと思ひます。学校のほうの関係の、保護者にはどういふ状況かということとは分かりました。

本来であれば、どうやって子供を守るかという前に、児童生徒を守るかという前に、こういった事件が起きないようにする、そういう不審者のような人物を、人を生まないようにする、そういう社会がつくられていかなければ、根本的な解決にならないのだというふうに考えるわけでありまふ。5月の川崎市の通学途中の児童生徒の殺傷事件を受けて、道と北海道教育委員会から5月の28日に、道内全ての小中学校などに、通学路の安全確認を徹底する旨の緊急通知が出されたと報道がありました。幕別町ではその通知を受けて、どんなアクションをとつたか、今後とろうとしているのかを伺いたひと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 町教育委員会といたしましても、その通知を受けて学校への周知を図るとともに、通学路の安全点検につつましても、十分に点検するようなことで促していたところでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 分かりました。幕別町教育委員会におきましては、さまざまな事象が、これからきつとやっぱり起き続けてしまうのではないかなというふうにする中で、今後ますます、各学校の危機管理マニュアルの実施状況をしっかりと把握し、それからしかるべき改定も行ひ、生徒、児童の安全確保のために、学校を積極的に教育委員会として支援すると、このことを行ってほしい。そのことを最後に訴えさせていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

行政区における課題と今後のあり方について質問をさせていただきます。

幕別町においては、昭和32年に幕別町行政区設置条例を施行され、非常勤の特別職の職員として行政区に公区長を置き、地域住民に密接した行政制度として機能を果たし、地域コミュニティの醸成を中心とした大切なまちづくりに大きな役割を担ってきました。歴代の公区長様、役員の方々に深

甚なる敬意を表させていただくところでございます。

幕別町行政区設置条例が施行され、本年で 62 年を迎えることとなります。町も少子高齢化が進み、町民の地域行政に対するニーズも変化しております。

地域行政区における課題と今後のあり方について、以下の点について伺います。

- ①住民基本台帳による世帯数と公区未加入世帯数及び広報紙の配布数と未配布数は。
- ②公区における公区長としての事務と町内会活動について。
- ③高齢化に伴う役員のなり手不足等の課題について。
- ④地域担当職員制度の導入について。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芳滝議員のご質問にお答えをいたします。

「行政区における課題と今後のあり方について」であります。

本町では、町行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、幕別町行政区設置条例に基づき、現在 113 の行政区を設置しており、その行政区の長として公区長を置き、町政に係る情報の周知や町の事業等の連絡調整などを担っていただくことで、行政の円滑な推進に努めているところであります。

しかしながら、少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中で、住民意識の多様化などにより、地域に対する愛着心が薄れてきており、今後、活力あるまちづくりを進めるためには、地域コミュニティを維持・増進していくことが必要であると考えております。

ご質問の 1 点目、「住民基本台帳による世帯数と公区未加入世帯数及び広報紙の配布数と未配布数は」についてであります。

はじめに、住民基本台帳による世帯数につきましては、本年 4 月 1 日現在で 1 万 2,415 世帯であります。

次に、公区未加入世帯数につきましては、毎年 4 月に各公区長から報告をいただいております「公区加入世帯数及び未加入世帯数」で算定いたしますと、世帯総数は 1 万 1,141 世帯で、このうち公区加入世帯数は 8,949 世帯、公区未加入世帯数は 2,192 世帯であり、公区加入割合は 80.3%となっております。

次に、広報紙の配布数と未配布数につきましては、同様に公区長から報告をいただいた数値で申し上げますと、配布数が 1 万 342 世帯、未配布数は 799 世帯であり、配布割合は 92.8%となっております。

なお、未配布世帯への対応につきましては、各コミセン、役場、支所、出張所、各図書館などの公共施設のほか、コンビニ等に配置し、対応しているところであります。

ご質問の 2 点目、「公区長としての事務と町内会活動について」であります。

公区長が担う事務につきましては、条例及び条例施行規則に基づき、町行政の執行上、必要な事項や当該行政区の事務を処理するものとしており、具体的には、行政区の運営、町の事業等の連絡調整、町広報紙その他文書の配布などのほか、住民からの要望事項の取りまとめなど、行政と地域住民をつなぐ重要な役割を担っていただいているところであります。

一方、町内会活動につきましては、行政区域内の住民による自主的な自治組織である町内会において、お祭りやスポーツ交流会、清掃活動や防犯活動などのさまざまなコミュニティ活動が展開されており、その町内会の会長が行政区の長たる公区長を兼ねている実態にあります。

ご質問の 3 点目、「高齢化に伴う役員のなり手不足等の課題について」であります。

はじめに、本町の本年 5 月末現在における高齢化率について申し上げますと、総人口 26,656 人に対し、65 歳以上の方は 8,548 人で、高齢化率は 32.1%であり、平成 21 年同期と比較いたしますと、7.9 ポイント上昇し、確実に高齢化が進展している状況となっております。

このような状況の中で、本町では、60 歳以降で現役を退いた方々が中心となって町内会の役員につかれ、町内会活動の中心を担っていただいております。地域によっては、班単位の輪番制や交代制などの

手法を取り入れながら役員の確保に努められているところもあります。

しかしながら、近い将来における役員のなり手不足等について、不安を抱いている地域の方々の声もお聞きしているところであり、その要因の一つに高齢化もあろうかと思いますが、何よりも他者と関わることの煩わしさや地域に対する無関心など、地域コミュニティがますます薄れていることが大きな要因であると認識しております。

このことから、自主防災組織による訓練などを通じて、お互いに助け合う共助の意識の醸成を図るなど、隣近所との関わりや地域とのつながりの大切さを実感することで、地域の絆がより一層強固なものになっていくことを期待しているところであります。

また、他町では、少子高齢化の進展に伴い、町内会加入率の減少や役員の高齢化などにより、町内会の存続に危機感を抱き、町内会みずからが再生に向けて議論を開始したとお聞きしておりますので、今後はこのような取組を参考に、各公区長への情報提供や幕別町協働のまちづくり検討委員会において、議論を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「地域担当職員制度の導入について」であります。

地域担当職員制度につきましては、住民との対話・交流を通じて、地域課題の解決に住民の意向を反映させるとともに、情報や課題を共有しながら地域の発展を目指すことを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図るための施策として、十勝管内では7町村で導入されております。

本制度を導入している自治体では、職員が地域活動へ参加することで、住民との間に「顔の見える関係」が構築され、相互理解と信頼関係の創出に結びつくことや地域課題に対する広聴機能が充実すると言われる一方で、単なる御用聞きになってしまい、地域課題の解決につながっていないことや働き方改革を進める中において、夜間・休日の打ち合わせが多く、職員の負担が増えているなどの課題もあるとお聞きしております。

現在、各行政区内で抱えているさまざまな課題や問題につきましては、毎年度2回開催しております公区長会議の際にお寄せいただいているほか、日々生じる諸問題などについても、随時、意見交換や相談を行っており、迅速かつ現実的な対応に取り組んでおります。

今後におきましても、これまでの取組や対応を一層推進することに加え、出前講座や各種会議などさまざまな機会を捉えて、個々の職員が地域住民の方々の声や思いをしっかりと受けとめ、相互理解や信頼関係を築き、より深めていくことが何よりも大切なことであると認識いたしております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ご答弁をいただきました。

公区加入、未加入という表記があるわけでありまして、考え方としては、これは町内会に加入しているか加入していないかというふうな捉まえ方でいいと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公区というのは、町の行政区設置条例の中でエリアを定めているものでありまして、そこに公区長を任命している、なっただけであります。その行政区内にいらっしゃる住民の方は、自主的な組織として町内会に入っておられると、そして自主的な活動をしておられるというふうな捉えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 設置条例のところの2条のところ、行政区の区域ということで、区域については別に定めるという町長の今の答弁のとおり、区域として公区が定められてあると。そこに住んでいらっしゃる方々が全員公区の住民であるというふうなことでありまして、公区加入、未加入ということは、あくまで町内会の自主的な加入、未加入ということとして、議論を積んでいただきたいなと思っております。

本年4月の加入率、これは町内会活動の加入率が、今答弁をいただきましたし、多少はそれに関係あると思うのでありますけれども、広報の配布、未配布ということも答弁をいただいたところであります。

本年4月で、加入が8,949、未加入が2,192ということでありまして、これは以前の資料を見ましたら、未加入数がだんだんと増えている現状があらうかと押さえております。28年度につきましては、9,270加入で、未加入が1,764であったと思います。29年度では、9,168加入で、未加入が1,936と。30年度では、加入が9,090で、未加入が2,166と。やはり加入数が年々少なくなって、各町内会の未加入数が増えているという現状がありますけれども、このだんだんとコミュニティについて、先ほど答弁がありましたが、薄れてきているというふうな答弁がありましたが、こういう現状につきましてどのように押さえていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芳滝議員おっしゃるように、年々加入率が減少してきているということは事実でありまして、答弁でもお答えしましたように、やはり地域に対する愛着心であるとか、他者との関わり合いを避けたいと、そういう風潮がやはり拡大してきていることが、この要因になっているわけで、ただこのままでいいのかといいますと、そういうことにならないわけで、やはりきちっと地域の人たちがいろいろ活動し、あるいはいろいろ意見交換をしながら地域づくりに取り組んでいただくことが、まちづくりにとっても非常に大切なことですので、答弁でも申し上げましたように、そのきっかけづくりとして何がいいのだろうというふうに考えたときには、やはり防災。今は元気だけれども、将来的にはお互いが助け合わなければならない、自分の助けてもらわなければならない、そういうことを一つの糸口として、地域の結びつきというものを強めていただくようなそういう仕掛けが必要であらうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 最初にもお尋ねしたのですけれども、これはやはり、まちづくりの根幹は地域のコミュニティの醸成、そのところが一番まちづくりの根幹になっていくのだろう、いつも町長が声を聞かせていただく、町民との対話ということで、ずっと進められていらっしゃいましたけれども、それは評価をさせていただきたいと思うのでありますけれども、やはりこういう形で町内会活動が衰退をしてきているという現状を、お互い少し危機感を持って受けとめていかなければならないのではないかとというふうなことで、今回質問に立たせていただいたところでございます。

これに伴いまして、多少関係あるのですけれども、広報の未配布の数であります。これが、平成28年度では550、29年度では763、30年度では何と892、ことしは100減りまして799というふうなことでございました。

この公共施設だとか、コンビニだとか、支所だとか、いろんなところに置かれているのだというのでありますけれども、これだけの世帯のところに広報紙が届いていないということにつきまして、どのように踏まえていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 30年度の数字で799というふうに申し上げましたけれども、これも漸増傾向というよりは、横ばいというふうな捉え方をしているわけでありまして、この799の世帯の方はどう考えていらっしゃるかということに尽きるのかなというふうに思うのですが、私どもの分析としては、今ホームページでも見られますし、あるいはSNSでも見られるようになってきているわけでありまして、それより何よりも、こういう方々は公区長さんが確認しても、いや、うちは要らないのだよというふうな、そう言っている方の数であります。中には、要らないのではなくて、見れる手段がほかにあるからという方もいらっしゃると思いますけれども、ほとんどがうちは要らないと。これを突き詰めていくと、無関心ということになってくるのかなというふうに思います。ですから、広報が全てではありませんので、いろんな機会を通じて、町の情報はしっかりと町民の皆さんにお伝えしていく必要があらうかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 広報は要らないのだという方がほとんどだと、今ご答弁でありましたけれども、私はそれは少しそれに比重を置き過ぎた答弁ではないのかなと、まだほかにもいろんな理由があるのではないのかなと、そういう踏まえ方をさせていただいております。

まず、広報が基本的には幕別町在住の世帯の方々に必ずお届けをするということが、基本なのだろうと思います。これ嫌だとおっしゃる方は仕方ないか分かりませんが、それがそれこそ公平、公正、平等に、それぞれ制度改正をはじめ、さまざまな情報、町の考え方、これからやっていくことをきちっと町の側から提供しているという上では、なかなかホームページを見れる方も、全員が見れるかといったら、そういうことでもないでしょうから、やはり手元に届く広報が一番の町の情報源だと思いますので、それが、公区長さんをお願いをされて、そして配布もされていますけれども、私は基本的には、世帯世帯に広報をきちっと広報を届けるのが町の仕事だと、そういうやっぱりその考え方、広報に対する重たさというものが必要なのだろうと思うのでありますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにおっしゃるように、町からのまとまった内容でのお知らせというのは、広報が唯一でありますので、それを町民の方隅々までお届けすることは、町の仕事であるなというふうには思っているところであります。

ただ、やはり要らないという方まで行くのは、失礼な言い方ですけども、結局そのままごみになってしまう。であれば、あまり意味のないことでありますので、各公区長さんにおいて確認をさせていただいた上で、うちは要らないわということでもありますので、基本的には公区長さんに対しては、広報を配布するためのいわゆる手間賃というものもお支払いしているわけで、公区に入っていないから配らないわという公区長さんはいないわけでもありますので、そこは私どもとしては、欲しいと思っっている方については全て配布をさせていただいている。さらに補完するものとして、現物としてはコンビニやコミセンにありますし、また SNS あるいはホームページということで、全く知り得ない状況にはありませんので、そこはあくまでも町民の方の意思を尊重しながら、お届けしたいというふう思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 設置条例がありまして、そのところの4条の4に、「公区長は、町長の指示により当該行政区の事務を処理しなければならない。」その施行規則のところ、この4条4項について定められてあります。このところに、行政の周知に関する事、そして4番目に町の広報をし、その他文書の配布に関する事ということ、いわゆる特別職の職務として規定をされているところでもありますから、だから、基本的にはその公区長さんは、公区の全世帯にこの広報紙を届けなくならないという、そういう役目が条例の上での基本的な考え方だと押さえさせていただいているところでもあります。

具体的に数字を拾ってみましたら、加入率が100%で、配布率が100%以上のところが31公区あります。未加入、町内会に入っていないで、配布率が100%のところは35公区あります。これは、公区長会議等で、公区長さんの仕事であるから全世帯配ってくださいねということで、お願いをされてきた去年からことしにかけての努力が、少しこういう形になっているのだろうと思っております。

さまざまな公区の公区長さん、お話をする機会があつて伺いましたら、設置条例のところで機関をつくることのできる、公区長が事務を処理していくのに協力を求めることができるということがあります。そのところで、一番近い私どもの公区でも、町内会に入っていない方がいますけれども、公区長さんは班長さんに全てのところに配ってくださいということでお願いをして、班長さんは町内会に入っていない方のところも、きちっと広報紙を届けていらっしゃる、そういう形で35公区の公区長さんは務めを果たしていただいているのだと思います。それは本当に、きちっと受けられた職務を全うしていらっしゃるのだろうなと思うところであります。

しかし、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、公区に入っている方だけ、公区長報酬の数とし

て申請をして、そしてそのところだけ配布をするという形でやはりいらっしゃる公区長さんが、これは私が公区長さんの責任ではなくて、行政のほうできちっとした条例に基づいた形のお願いの仕方をまだされていない現状があるのだらうと思います。その辺の未加入、未配布につきましては、これ47公区あることであります。たくさん公区あるのでありますけれども、やはりその辺で公区長会議等を通して、公区長さんの仕事であるので、町としては全世帯に届けるのがこれは基本でありますから、その辺のお願いの仕方、これは私はその公区長さんが責任があるのではなくて、きちっとそのことが受けとめていただいているという形での指導のありよう、お願いの仕方ということが、もう少し考えていかなければならないのではないかと、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私どもとしましては、全ての公区長さんに対しまして、公区内におられる住民の方には、広報紙を配ってくださいというふうをお願いをしているわけでありまして、それを受けまして、各公区長さんも配りますと、拒否されている方、誰もいらっしゃらないわけで、全て配りますと言って受けていただいているわけで、配っていただければ、町内会未加入、加入に関わらずその手数料についてはお支払いをしていると、手間賃としてお支払いをしているということでありまして、公区長、私はしっかりやっておりますし、町としても今のところは、誠意が足りないと言われれば、そうなのかもしれませんけれども、しっかりと公区長さんには、行政区域内の住民の方にはお配りをしてくださいと、そういうことで今日に至っているわけでありまして。

ただ、その辺の徹底の仕方がまだ足りないのではないかとというご指摘でありますので、これは今後も、もう少ししたら公区長会議がありますので、しっかりとお願いをして、そうした上で、いや、うちは要らないわという方まで、届けるのは果たしてどうなのかなというふうに思っていますので、とりあえず公区長さんに再度公区の未配布の世帯については、再度配っていただくことをお願いをしていきたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 公区の名前は私は申し上げないのですけれども、公区の世帯数が221世帯で、町内会の加入が95加入で、未配布が114、半分以上の未配布がある公区があります。これは半分を超える114の方々が広報は要らないよとおっしゃっていらっしゃるのかどうか、221世帯で114未配布があります、一つの公区で。この公区は半分以上の方が、公平、公正、平等な情報が伝わっていないということになります。その次が、360世帯で105未配布であります。その次が、315世帯で86未配布であります。まち場が多いのでありますけれども、この中にはマンション、アパートの住んでらっしゃる方が多いところもありますけれども、そうでもない公区もあります。こういう現状があって、極端に一部に広報紙が配られていない、情報がいていないという、そういう不公平さ、不平等さ、私はやはり具体的な形で手を打っていかないと、なかなかきちっとした形がとれないのではないかと、まちづくりの根幹に関わる話ですし、例えば年の4回の私たちの議会だよりも行くわけですから、それも配布されないということになるわけでありまして、さまざまな形で影響があるのではないかと、思うところがあります。その辺の極端な形で出てきておることについての認識はありましたでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今のご質問でありますけれども、具体的な公区名等は申し上げますが、中には例えば特別養護老人ホームですとか、あるいは介護あるいは障害、そういった施設に入所されている方のエリアにいらっしゃる方については、住民基本台帳法では世帯数の中にカウントされていますけれども、実際の配布には至っていないというところで、大きな数字の乖離があると、そういった要素もあるということで受けとめております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 配布物のことに関して、ちょっと話が関連するかしらないか分かりませんが、ごみカレンダーの配布ということがありました。これも、初めは公区長さんに報酬手数料ですか、お

願いをして配っていただいていたのがなかなかうまくいかないという、こういう現状だと思うのですよ。同じような現状で行き届かないということがあって、それは業者に委託をすることになりました、全世帯にごみカレンダーが行き届いております。

金額的なことを、29年度の決算書を見ましたら、ごみカレンダーを配布、委託料が26万4,909円です。これはどれだけ配分して、ごみカレンダーですから、恐らく全世帯には行っているのだと思いますけれども、これだけの金額で配布をされている。きちっと広報紙が届かないのであれば、これは公区長さんの仕事だけでも、公区長さんでやっていただけたところは、それはお願いをする形をとってもいいけれども、きちっと配布がされない、努力をされているのですけれども、現状のところはこういうふうな形の広報の配布の仕方ということも、私は後でお話ししますが、役員になり手不足だとか、手が足りないだとかというふうなことも関連をしてくるのでしょうから、今後そういうふうな手法というものも取り入れながら、公区長さん方が仕事がしやすい形で進めていく、形を進めていくということもあるのではないのか。これは数字だけ拾った世界でありますけれども、公区長さんの報酬が1,112万2,800円です。26万4,990円、12かけましたら、317万8,980円です。大体30%ぐらいの恐らくは金額なのだろうというふうに思います。そういうことも加味しながら、引けとか引かないとかということではなくて、そういう数字のことも加味しながら、そういう手法も取り入れていくということもあるのではないかと、こう考えるところでありますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全戸配布をしている配布物の中には、選挙広報、ちょっと問題がありましたけれども、選挙公報があったり、あるいはごみカレンダー、これは委託をかけて全戸配布をしている。これは緊急性があって、届かなければならないということがありますので、そういう形も現実にもとっているものがあるわけでありまして、やるのであれば全部やらないと、一番困るのは公区長さんが押さえている公区の世帯数と住基上の世帯数がやっぱり乖離があるのですよね、違うのですよ。公区長さんが押さえている実態というのは、かなり実態に近いもので、平成27年度の国勢調査なんか見ますと、その世帯数と公区長さんが同時期に押さえている世帯数がほぼ変わらない数字になっておりますので、やるのであれば全部町が郵送しますよとしないと、漏れるところはどうしても出てくるものですから、そのチェックのすべもないものですから、そういったことを考えるべき課題の一つであるということも私も十分認識をしているわけでありまして、より確実に全部行き渡る、しかもそういう配布される中で、コミュニティのきっかけにでもなるということも、大切なことでもありますので、トータルでどうあるべきかについては考えていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） やはり町としての仕事として、できるだけ各世帯に広報紙をお届けするという手段につきまして、さまざまな手法を講じていただきながら、これはまちづくりの根幹なわけでありまして、中で議論を重ねていただいて、いい形にさせていただければなと思うことでもあります。

この件につきましては、いろんな公区長様に私は話聞かせていただいたのですが、芳滝さん、それはとらないでくれと。班長さんに仕事していただくのだと。これは、たくさん役員がいらっしゃる場所なのですね。班長さんに、とにかく町内会入ってよう入ってまいと全部配っていただく、そういうことで班長さんに協力をしていただいて、その協力をしていただく中で、班長さんとの交流を図って、そしてさまざまなお祭りだとか、いわゆる防災組織だとかという形で連絡をとらせていただいているので、そういう意味で全部配るということになったら、それは芳滝さん、私反対だと。そういう声もありまして、そういう公区長さんの声も聞いていただきながら、その場その場で、それこそなり手不足のところもあれば、人の足りないところもあるわけですから、そういうところは配布をしてあげるだとかいう形の柔軟な対応が、今後やはりまちづくりを進めていく中では必要なのではないかなと思うことでもあります、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 113の公区の公区長で、協働のまちづくり検討委員会、そういった組織も10人の方に入ってもらって、さまざまな意見を協働のまちづくりの事業だけでなく、さまざまな要望であったり、意見を伺っている、そういう組織がありますので、そういった方々のご意見、考え方もお伺いしながら、こうと決めたからこうやるのではなくて、そこはやはりいかに町民の方に親身なまちづくりになるかという観点の中で意見を伺いながら、変えるべきものは変えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） その変えるところの中で、私もひとつ気になっているのでありますが、転入された方へというこの表があります。このところの下に、町からの公文書の回覧や広報紙の配布は公区長または班長を通じて届きますので、ご連絡をお願いいたしますと、連絡してくださいねと。なお、町広報紙の配布は、公区、町内会活動の一環として行っていることから、公区に加入していない、町内会に加入していない方には、広報紙が配布されない場合もあります。その際は、幕別町役場、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所、駒島出張所、各コミュニティセンター、町内のセブン・イレブン、ローソンに広報紙を置いてありますので、ご利用ください。また、町ホームページからもごらんいただけますという文章があります。

これは、公区長さんの仕事になっていないのですね。町内会活動の仕事になっているのですね。これでしたら、公区長さんがきちっと届けられないとならないという仕事の形からも外れるのではないのかと。これでしたら、非常に曖昧な受け取り方によっては、どのように受け取るか分からないような書き方であろうかと思ひまして、あくまでやはり先ほどご答弁ありましたように、公区長さん仕事としてきちっと位置付けて、そしてできるだけ配布をしていくと。町内会活動の一環として行っていることからと書いていますので、それも誤解を招いていく、これ転入された方に出すわけですから、非常に誤解を招いていくことにもなるのではないかというところで、内部のほうでちょっとご議論をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにそこの字面を読むと、私が答弁していることと食い違うなということになるわけでありまして、ただ、そこの真意は、必ずしも全国、津々浦々行政制度があるとは限らないわけでありまして、現に十勝管内でも七つがなくなっているわけで、それで町内会と言ったほうが一般的に分かりやすいということで、町内会という言葉を使わせていただいているわけでありまして、そこはやはり再度内容を吟味いたしまして、そこも誤解を受けるような文言に、ちょっと今聞いた中ではそんな感じもしておりますので、精査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） はじめの、最初のところの、町からの公文書や回覧や広報紙の配布は、公区長、班長を通じて届きますので、ご連絡をお願いいたしますと。これだけでいいのではないかと、すきつとして、あとのことは要らないのではないかとというふうに、私は理解をするところでありまして、

一つだけお尋ねさせていただきたいのですけれども、支所だとか、いろんなコンビニだとか出していますね。あと、それは回収をされているのか、回収をされている数はどれぐらいあるのか、参考のためにお聞かせいただきたいと。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） お答えいたします。

本年度から、コンビニは職員が配布するようしております。在庫等の数を確認しながら、職員が配布するというので、今年度からしているのですけれども、在庫の数を把握をしながら、今コンビニであれば毎月10部置いているのですけれども、大体、月によって変動ありますけれども、6割ぐらいが持っていかれて、要は4部ぐらいが残っているという状況です。あわせて、各公共施設のコミセン等も確認をしております、コミセンについては5部配布をしているのですけれども、ほぼ毎月なくなっているという状況であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 意外と配布している数が少ないのではないのでしょうか、どうでしょうか。未配布の数に比べましたら、置いていらっしゃる数が少ないような気がするのですが、それはその判断で回されているのでしょうかけれども、一応念のために聞かせていただいたところでございます。

広報紙のことにつきましては、まだまだ議論をしていただくことが必要でありますでしょうし、公区長さん方との議論も、話し合いも必要であろうかと思うことでありまして、できるだけいろんな形で広報紙がきちっとできるだけ届けられるような方策をご議論いただいて、公区長さん方とも打ち合わせをしていただければなと思うところでございます。

次に、公区長としての事務と町内会活動ということでありまして、ご答弁いただきました行政区の運営、町の事業等の連絡調整、広報紙等その他文書の配布など、町から公区に対しての事務について公区長が仕事をされる、これは設置条例施行規則の中にうたわれてあるとおりでありまして、そしてその他お祭りやスポーツ交流会や清掃活動、防犯活動等につきましては、コミュニティ活動として位置付けて、町内会活動としておおむね町内会の会長が行政区の公区、公区長さんが町内会の会長さんを兼ねていらっしゃるのだという現状だということは、そういう現状なのだろうなと思うことであります。

公区長さん方のところで、先ほどもありましたけれども、公区に加入している人方が公区の人で、そうでない人は公区でないのだというふうな考え方がありましたら、これは町内会の会長の考え方でありますね。現に、広報紙は全部配られていますけれども、回覧板が回っていないところがあります。4軒公区に入っていない方がいらっしゃったら、その方が4軒飛ばして回覧板を回しているという、そういう現状のところもあります。驚いたのですよね。やはり回覧板というのは、みんな回らなければいけないことであります。町のあれだけでなくて、それこそ学校、中学校、小学校の便りも回ってきますわけですから、コミュニティ・スクールだとかとおっしゃっていらっしゃるのですから、非常に地域との関わりが大事なこととなりますので、そういうことも含めて、町内会の会長さんなのか、行政区の公区長さんなのかということの仕事の分け方と申しますか、線引きと申しますか、その辺のところの考え方をきちっと行政区の公区長さん方にまたお伝えをいただく、きちっとお伝えをいただかないと、今ご答弁がありましたように、なかなかまざってしまっておりますので、少し運営がきちっといっていないというところがあるかと思うのでありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまでの公区長会議等を通じまして、あるいは個別の町内会に対しましても、公区長さんのお仕事はこういうものですよということは、十分お知らせしているつもりでありますけれども、そういう一部徹底をされていないというところがあるようでありましたら、再度お知らせしなければならぬというふうに思いますけれども、ただ、その線引きって結構難しいのですよね。公区長としての仕事というのは、町からの要請事項であったり、あるいは町に対する要望を取りまとめる上での回覧板は、当然それは回していかなければならないわけでありましてけれども、町内会独自の回覧というの、私は中にはあるというふうに思いますので、これは町内会、これは公区長の仕事の回覧板と分けるのは非常に難しい、かえって煩わしくなるのかなというところもありますので、そこは基本的には回していただく、回したらまずいものは除いて回していただくことは、一番いいのかなというふうに思いますので、そこら辺のところは、今後のというか、もうすぐ公区長会議がありますので、再度説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 先ほども申し上げましたけれども、公区に入っている人方が公区の人なのだという認識をやっぱり改めていただかなければならないのだろうと。それは地域で決まっているわけですから。だから、その辺のところの考え方の徹底をですね、全体についての町の事務を所管するわけで

すから、公区長さんは。そして、町内会活動をされるというところで、その辺の二面性をきちっと今持たれているというのであれば、きちっと二面性を持った形での仕事のありようというものを、ある程度やはり認識をしていただいて、線引きをして、お互い意思の疎通を図りながら、了解をし合いながら進めていただく必要があるのではないのかなと思うことであります。

ある公区では、その辺はある意味では、きちっと公区の行政の長さんと、町内会と別な形で活動しているところもあります。これは、だから、その関連性がありますけれども、本当に町内会の活動は町内会の活動で主でもって、もう任意でされています。だからもう、かえって住民のその公区の方々が、多くの方々が、公区の活動やいろんないわゆる日常的な相談事、公区内の相談事、コミュニティのことでありますけれども、その方のところに相談の電話が入る、相談が行く、夜中でも電話がいくというのです。それはそれできちっとした町内会活動の活動をしていらっしゃるわけです。公区としての行事、仕事については、関連性を持ちながらされていますけれども、そういう形で公区行政と町内会の活動と、ある意味では少し別仕立てで運用されているような公区があります。

これは、ある意味では行政区の公区長さんと、町内会長さんと別に置いたらいいのではないかと。それは人手不足で大変だけれども、置けるところはそういう形で、例えば協働のまちづくり事業についても、町内会の活動でやるのであれば、公区長さんに指示をしていただくというふうな形をとれば、非常に分かりやすくなる。行政の部分といわゆる町内会活動の部分と、分かりやすくなって、コミュニティの醸成につままして、非常に分かりやすく進めていけるのではないかと。だから、そういう多様性も、ここでみんな兼ねていただいているとなっていますけれども、幅広く考えれば、そういうふうな地域づくり、行政区は行政区ですから、でもその中の活動は町内会の活動、私的な活動でありますから、少し分けて物事を進めていくというふうな形のところも出てきているということもございまして、幅広くご議論をいただきながら、よりコミュニティの醸成につながるような方策をとっていただきたいなと思うことであります。

高齢化に伴う役員のみならず手不足等につまましてということですが、今回の答弁で113公区と、初めのかがみのところでおっしゃっていただいて、30年度まで114公区でありましたよね。これは相川の一つの公区が合併されたのでしょうか、その辺のいきさつ等についてちょっとお伺いをしたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今、ご質問ありましたとおり、昨年になりますけれども、相川の一部公区、もともと約20世帯程度ありましたけれども、その約半数がいろんな事情でその地を離れていかなければならないということで、約半数近くの公区内の世帯数になったということとあわせて、少なくとも今後の活動の形態、それからあわせていわゆる公区長さんのなり手、そういった二つの要素がありまして、隣の公区と一緒に合併をして、新たな活動を見出したいというご相談含めてありまして、最終的には地域合意がなされまして、町としても認めたということで、昨年の7月から114から一つ減って、113の公区となったところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 地域合意がなされて結構よかったなと思うことであります。これ合意がなされなかったら大変なことになりますので、その辺では職員の方が中に入られて一生懸命頑張っていただいたのだろうなと、人が相手なものですから、ご苦労いただいたのだろうなと思うところであります。円満にそういう形にさせていただいているということは、本当にありがたいことだと思うことであります。

恐らくこういうケースがこれからますます出てくるのだろうということがあります。これはもう札内の一つの公区からも相談をいただいています、今回は私らが役員になったけれども、次は無理だと。これはもう高齢者と若い人方といて、なかなか若い人方がやっていただけないということで、高齢者も限られてきて、なかなか無理なのだというふうな、その内容は聞かせていただいていることが

ございます。もう切実ですよ、切実です。今回は無理にみんな役員をお願いして、そしてやったのだけれどもというふうな形のところもでございます。

だから、私は次の地域担当職員制度のことについても絡めて申し上げますけれども、やはりそういう悩みを抱えておられるところに、本当にサポートをしてあげられるような、そういうシステムというものを、これは地域担当職員制度というのはやっぱり課題もあります。それこそ、今、全国の自治体で30%ぐらいですね、30%前後ということで、北海道が一番多くて、34.7%なのだとということで、十勝のことはご答弁をいただいておりますが。これはご指摘のように、職員の過重な労働になる。今、働き方改革から逆行するような職員の負担になっていくこともあるでしょうし、公平性の問題もあれば、さまざまな課題の問題があるろうかと。先ほど言いましたように、それこそ何でもかんでも話があって、そして届けるのだというふうな形のことになってしまっているということもあるのでしょうか。

しかしながら、成果としまして、やはり住民と顔の見える関係が構築できた、そしてその地区との信頼関係を築くことができたというふうな形で、やはり職員が何かの形で関わるることによって、今は公区の活動に、職員がその地域の方々が結構協力していただいていることもございます。

それは私は町長になられてから、結構そういう職員が増えられたということは高く評価をさせていただいておりますけれども、そういうことも進めていただきたいけれども、いわゆる専門職として、各公区に1人ずつというようなことでなくて、その一つの機関として、例えば自主防災組織の立ち上げに関わる地域担当の職員だとか、あとコミュニティに関して立ち上げていく地域担当の職員だとか、これはもう例えば経験者が一番適任でありますから、再任用でご活躍いただける、そういう先輩の方々等を含めて、そういう一つ絞って数多くなく、専門でいろんな地域を回っていただきながら、そして一緒に立ち上げていく、そういうサポートをしていくというふうな形の、そういうシステムづくりというのは、私はそういう役員のなり手不足、なかなか役員になれない、コミュニティがつかれない、自主防災組織ができないというふうなところでは、非常に私は大事なのだらうと思います。

水戸市の防災の方に来ていただいて講演いただいたことがあるのですが、やはりその方が各地域に行って協力して自主防災組織を立ち上げていった。そうでないと、なかなか立ち上がらないのだ。10年かけてやっとできたのだと、おっしゃってらっしゃった話を聞かせていただきました。そういうことにつきまして、さまざまな手法があるろうと思うのでありますが、検討する余地があると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、後段の部分で芳滝議員がおっしゃった、個別の案件ごとに支援をしていく、お手伝いをするということは当然必要でありますし、これまでもこれはやってきたことであります。ただ、それは担当が、あるいは一番ノウハウを持った者がそこに行って出前講座をやるなり、あるいは一緒にお話し合いをするなり、そういうことはもうやってきたわけであります。

ただ、公区担当制度となりますと、ここはいるけれども、ここはいないというのはやはりこれはまずいというふうになるわけであります。そうした場合、どうしても職員の人手が必要になってまいります。それと、できることならば、住んでいる職員がその担当員になることが一番好ましいということもあります。そこを考えていきますと、人手不足はここで否めないわけでありますので、しかも夜間だとか、休日の出席というか、そういう話し合いが多いということもあまして、じゃあそこに町が担当委員制度を創設するとしたならば、これはやはりボランティアというわけにいかないわけでありまして、そしてそこは職務命令をかけて、時間外勤務を手当も払うというふうになりますので、これ新たに担当制度を設けるといっては非常に財政面もありますし、あと効果が果たして発揮できるのかということもありますし、今のところは個別の支援をさせていただいている、相談をさせていただいているということと、あわせて我が町の公区長さんあるいはその役員さん方は非常に熱心で、やっぱり定期的に町との懇談会をやる、あるいは個別の案件が出たら来ていただいて相談をしていただくという、そういう形で今私は非常にうまくいっているなというふうに思っておりますので、芳滝議員がおっしゃるような案件が出てきたときには、検討しなければならぬというふうに思っております。

ます。当面は、今の形でいくことが、支障がないと言いますか、今の形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 課題のことはよく私は存じ上げておった上で、過重にならないような形で専門の何人かの形でサポートできるような体制ができないかというふうな思いで質問させていただいたところでございます。やはり初めから申しましたけれども、地域のそれこそ活性化、コミュニティの醸成がまちづくりの基本、一番土台のところだと思っております。そのところで今ちょっと衰退をしてくれているということがありますものですから、情報も伝わりにくいということもありますものから、今後のまちづくりに向けて内部でご議論いただいて、公区长さん方とも相談いただきながら、コミュニティの醸成、そして地域の活性化に努めていただきたいと思います。質問終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目、子どもの権利条例についてです。

2010年、幕別町議会では「幕別町子どもの権利に関する条例」が、全議員の賛成により可決され、同年7月1日施行されました。これは学校教育だけではなく、地域全体で子どもたちの権利を保障するとともに、子どもたちの豊かな成長への環境整備を進めていくことを目指すもので、全国的にもまだまだ事例は少なく、町外、道外の関係者も注目する先進的な条例であります。

特に、学校教育においては、本条例制定のもとになった「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、全町を挙げて推進してきました。本町の児童生徒たちは他市町村と比べても素直で感性豊か、そして主体的な学校生活を送ることができている子が多く、条例制定への経緯に関わった関係者の思いが成就してきていると感じています。

しかしながら、条例制定から10年近くがたち、教職員や職員の異動、そして社会情勢の変化などがありました。改めて本条例の意義を、全町挙げて確認し合い、またこれまで以上にその理念の実現に向けた取組が必要であると考え、次の2点について伺います。

（1）本条例について、地域や学校現場において、改めて学ぶ機会の創出を図る考えは。

（2）本町が目指す小中一貫教育並びにコミュニティ・スクールにおいて、大きな柱としてのテーマにする考えは。

二つ目の質問です。

教育長と一般教職員との情報交換の場を。

近年、幕別町の小中学校の教育において、教育委員会主導により、これまでの方向性とは異なるような新たな制度の導入が幾つか実施されてきています。

教育委員会では、校長会議や教頭会議をはじめとして、これまでも、学校現場の声を聞く場を設けてきたことは承知しています。しかしながら、時代の流れとともに、多種・多様化する教育課題を的確に解決していくためには、一般教職員と教育委員会の思いを共有し、子どもたちを真ん中に、一体となって豊かな学校教育をつくり出していかなければならないと考え、次の2点について伺います。

（1）学校現場の声を聞く機会のあり方として、現状と課題は。

（2）教育長みずからが、一般教職員と、直接、情報交換をするなど、思いを共有できる場を創出する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは質問事項1の1点目のご質問につきまして、答弁させていただきます。

「子どもの権利条例について」であります。

本町では、「幕別町子どもの権利に関する条例」を平成22年4月1日に制定、同年7月1日から施行しており、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、子どもの権利の保障に資する各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「本条例について、地域や学校現場で、改めて学ぶ機会の創出を図る考えは」についてであります。

本条例がより実効性のあるものとするためには、子どもだけではなく全ての大人が「子どもの権利」を正しく理解するとともに、その権利の保障に努めることが重要であります。

このことから、条例を制定した平成22年には、町広報紙5月から7月号において、条例の趣旨、理念及び内容を周知するとともに、6月にはリーフレットを全戸に配布し、9月には子どもの権利に関する専門家を講師に迎えて、子どもの権利や最善の利益、大人の役割などに関する講演会を実施しております。

また、町ホームページでは、条例制定の目的や特徴を掲載し、条例やその逐条解説、啓発用リーフレットやパンフレットをダウンロード可能とするなど、誰もが自由に閲覧できる内容としているほか、平成30年度は、国連総会で定めた「世界子どもの日」であります11月20日に合わせ、図書館において子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーを設けるなど、周知に取り組んだところであります。

さらに、毎年、小中学生向けのリーフレットを各学校に配布しており、校長会・教頭会を通じて、道徳、社会科やホームルームにおいて、子どもたち自身が子どもの権利に関して興味を持ち、理解を深め関心を高めていただくよう努めているとともに、本年4月には一部の小学校の教職員研修において、教員みずからリーフレットを活用し、子どもの権利について研修したところであります。

また、本年度、小中学生を対象に子どもの権利について考え、子どもの権利を保障する取組の輪を広げることを目的として、「子どもの権利に関するポスター」を冬期休業期間中を目途に募集し、作品展を開催するとともに、優秀作品につきましては、現在、策定を進めております「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」の表紙や巻末などに掲載することとしております。

今後におきましても、これまでの広報・普及活動を継続するとともに、さらに子どもの権利に関する理解を深めるため、各学校のPTA総会などさまざまな機会を捉えて、保護者や大人に対する啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「小中一貫並びにコミュニティ・スクールにおいて、大きな柱としてのテーマにする考えは」についてであります。

小中一貫教育については、平成29年度に小中一貫教育推進構想を策定し、その中で「幕別町教育の日」のスローガンでもあります「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人～子どもを真ん中に、すべては子どもたちのために」を実現するために、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育む幕別の一貫教育」を目指す姿といたしました。

また、コミュニティ・スクールについては、地域に開かれた学校づくりを实践し、小中一貫教育を推進するための仕組みとして、本年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく組織に位置付けスタートしたところであります。

幕別町子どもの権利に関する条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻く全ての人や団体の責務を定めることで、子どもの権利を保障し、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援する町の実現を図るために制定されたものであります。

小中一貫教育及びコミュニティ・スクールにおいても、「幕別町子どもの権利に関する条例」の理念が根底にあり、それを保障し、つなげていくための取組の一つでありますことから、「幕別町子どもの権利に関する条例」を大きな柱として設定するのではなく、個々の取組の根底にあるものとして認識しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、「教育長と一般教職員との情報交換の場を」についてであります。

学校が生徒・保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して説明責任を果たしていくためには、校長のリーダーシップに加え、教育委員会が教育活動の支援を行うとともに、各学校間の連携の橋渡し役となることが必要であると考えております。

こうしたことから、学校の実情を把握することは大変重要であり、教育委員会といたしましては、学校訪問をはじめ校長会や教頭会を通して、学校運営等に係るさまざまな意見の吸い上げに努めているところであります。

ご質問の1点目、「学校現場の声を聞く機会のあり方として、現状と課題は」についてであります。

学校現場の声を聞く機会といたしましては、月に1回または必要に応じて、校長会議、教頭・主幹教諭会議を開催しているところであり、その中で教育委員会からの情報提供や意見交換等を行い共通認識を図るとともに、国や道から発出されるさまざまな取組の中でも、特に全町的に実施しようとする場合においては、あらかじめ校長会や教頭会との協議の場を設けるなど、学校現場の意を酌むよう努めているところであります。

さらに、日常的な相談事案や問題等の対応につきましても、できる限り職員が学校に出向いた上で的確に状況を把握し、よりよい解決策を検討するなど、学校のサポートに心がけております。

教育行政を進める上で、学校の実情を把握することは大変重要なことと認識いたしており、さまざまな形で現場の声や思いを受けとめるよう努めているところでありますが、教育委員会が進めようとする全ての取組について、教職員全ての思いを網羅し、一致させることは、難しいことと考えているところであり、今後も校長をリーダーとした組織の中で共通認識が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「教育長みずからが、一般教職員と、直接、情報交換をするなど、思いを共有できる場を創出する考えは」についてであります。

教育委員会といたしましては、より多くの学校や教職員の皆さんのお話をお聞きしたいという思いから、これまで積極的に学校行事や各種会議への参加、学校訪問を行うなど、あらゆる機会を通して、意見を聞き取りながら学校現場の実態把握に努めてきたところであります。

また、校長会議、教頭・主幹教諭会議は、教育委員会から情報をお伝えしたり、情報交換を行う場として開催しておりますが、あわせて校長や教頭が、教育課題への対応方策等に関する教職員の意見などを反映する場となっているものと認識いたしております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、新たに一般教職員との意見交換の場を設定するのではなく、今後も、さまざまな機会を捉え、教職員の声に耳を傾けながら情報共有が図られるよう努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、ご答弁に関わりまして、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず、子どもの権利条例に関わってですが、これにつきましては平成22年制定されるに至った経緯や、それからそこに取り組んだ方々の大変なご苦労があったというふうに伺っております。私も幕別で教職員として従事させていただいた時期、平成18年ごろには、学校現場のほうでも教職員の中で学

習会を開いたりとか、当時は児童の権利条例について学習会を何度か開くなどというようなこともありまして、そういった中で、この町が全国に先駆けてということではないですけども、先進的に条例として制定されたということは、本当に誇るべきことだろうなというふうに感じております。また、今回質問に当たって、改めてこの権利条例全て読んでいきますと、本当に一つ一つの条文、一つ一つの言葉が丁寧につくられており、本当に素晴らしいことが書かれているというふう非常に認識しております。

それだけに、最近の取組あるいは浸透ぐあいといったものについて少し、どこまで浸透されてきているのかな、制定当初の勢い、勢いという言い方はおかしいですけども、取り組んだときに比べてそのスピードがちょっと落ちているのではないかと、そんなふうに感じているところではありますが、今現在、町としては、町民あるいは町の職員におきまして、十分浸透されているというふうな認識をお持ちかどうかということについて、まず伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 答弁でも述べさせていただきましたけれども、確かに制定当初、平成 22 年あるいはその翌年ぐらいまでは、かなりの勢いでとにかく浸透させていこう、理解を求めよう、そして子どもを尊重していこうと、健やかに育てていこうと、そんな思いがあつてさまざまな授業をやらせていただいたわけでありまして、そこからもう 10 年近くがたとうとしている中で、ちょっと力の入れぐあいが薄れてきたのかなという反省もしているところでありまして、特に子どもが自分たちがこんな権利があるのだということを学ぶことよりも、周りの大人がしっかりと子どもの権利はこれがあるのだからしっかりと尊重して自主的に育てていくような、そういう環境をつくってあげようということが、私は何よりも大切であろうというふうに思っておりますので、一番最後のところで述べさせていただきますけれども、やはり保護者、PTA を通しての保護者であったり、地域の方々に対する説明というのは、今後力を入れていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） 私も町長がご答弁いただいたとおりのことを本当に感じております。子どもたちはもちろん学ぶ機会ありまして、リーフレット等もありまして、そういったものを活用して学んではいますけれども、何よりも本当に、おっしゃられたとおりでありまして、地域の人たちがこの条例があることを知り、この条例に基づいてこのまちづくりをされているということを理解してもらうということが、本当のこの条例をした意義だというふうに感じています。

最初の答弁でも、これから普及活動をというようなことありましたけれども、より具体的なイメージとして、どのような場面でというようなものも、今の時点でですけれども、ございましたらお答えいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まだ今の段階で、そういうタイムスケジュール的なものはありませんけれども、一つには P T A でのお話をさせていただくことが必要でありましょうし、出前講座のメニューにつけ加えること、あるいは、私がさまざまな場面に呼ばれてお話をさせていただく機会がありますので、そういったところで全部が全部言い尽くすことはできませんけれども、こういった条例があるので、しっかりと子どもたちの権利を尊重して、育てていただきたいというようなこともお願いもできるのかなというふうに思いますので、どれということではなくて、さまざまな機会を通じて浸透させていくことが何よりも重要であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） 今後、いろいろとご検討されていくということで、押さえておりますけれども、制定当初全戸にリーフレット配布された。それから、講師を招いて講演会等もやったというようなことで、それは大変素晴らしい取組だと思います。

改めて、また同じような取組であってもいいのかなと、新しい新たなということでもなくとも、これまで取り組んだことをもう一回、この 10 年を機にということで見つめ直していただけるということ

も、十分可能性としてあるかなというふうに思いますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子どもの権利条例、これ我が町の条例には数少ない前文があって、制定者がちょっと言うのも何ですが、非常にすばらしい内容でありまして、子どもがどういう権利を持っているよと冒頭から6項目、7項目うたっているのですね。そして、それを周りの大人が権利を尊重して健やかに育てていこうと、そういう内容のものでありますので、私はこの理念をしっかりと理解していただくことが、全てであろうというふうに思っておりますので、今までやったことも含めて、決して今までやったことがもう風化しているわけではありませぬので、今むしろちょっと忘れ去られている部分と呼び起こす、あるいは知らない人に対して周知を図っていく、理解をしてもらうということが必要でありますので、過去に行った事業も含めて組み立てをしていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 理解しました。

本当に誇るべき条例だというふうに思いますので、ほかの町の方が幕別というのはどんな町ですかというふうなときにも、スポーツのオリンピック選手がいるというようなこともありますけれども、まずその前に、本当に子どもたちを大事にしていると、こういった大人全体で、地域全体で子どもたちを支えている条例があるのですよというような強いアピールというのを、もっともっと今後いろんな場面でしていくべきだというふうに考えます。

地域のことに關しては、今、町長答弁いただいたことで理解しました。

今度、その一方で学校現場のほうにも、同様に考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。最初の質問にもさせてもらいましたが、教職員のほうもやはり異動等があって、ほかの町から来られた先生方、あるいは若返りを図っている中で、その部分が十分浸透していないというところも正直学校現場の中でもそのような声が上がっております。一部の教職員組織の中で、研修という部分はあるのはあるのですけれども、やはりこれは校長、管理職も含めた全職員がこの町の法律として知っておかなければいけないと、条例として知っておかなければいけないということなのですが、もう少しこの学校現場の中でも、より促していくような、そういった仕掛けというものが改めて必要なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育現場での、さらなる取組をとということですが、先ほど町長からの答弁にもありましたように、教職員の研修で使っているような学校も一部にはございます。ただ、小田議員言われますように、教職員については毎年異動があって、職員がかなりの数が変わっていくというようなこともございますので、最近についてはこのリーフを活用しての教職員の内部での研修というのは、先ほど言った学校ぐらいしかないというようなこともありまして、さらなる研修というのはなかなかやっていないのが現状でございますので、今後において、さらに教職員会議等でも理解を深めるよう学校側にも働きかけてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。

第18条「子どもの権利の普及」というものがありまして、しっかりと明示されています。「町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。」2点目、「町は家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。」というふうにしっかりと明記されています。また、それに対して財政支援をしっかりと行うということも、条文の中に明記されておりますので、町全体としても一度浸透、そして内外に大きなアピールを考えていけるような施策を求めていきたいと思っております。何よりも、教職員もそうですが、町の職員の皆さんも、まず条文をもう一度読んでいただくと、全文読んでいただくということから始めていただきたいと思いますことを求めて、この質問に関しては終わり

たいと思います。

(2) コミュニティ・スクール、小中一貫教育において一つのテーマとする考えはということで質問させていただきました。小中一貫教育あるいはコミュニティ・スクールについては、この場では深くは話し合いませんけれども、ふるさとに誇りを持つ子どもを育む幕別の一貫教育ということで、目指す姿というふうに答弁がありました。それだけに、この子どもの権利条例の理念に基づいていきますと、やはり子どもたちは生き生きとこの幕別地域で活動し、そして自分の居場所があり、豊かに学んでいくと。そして主体的に活動するというので、そういった活動が通して行われることによって、自然に子どもたちはこの町への愛着を身につけていくものだというふうに、私は考えるところであります。

一つの大きな柱としての、大きなテーマとして掲げるかどうかというのは、今後またそれに関わる委員の皆さんや関係者の皆さんのご意見という部分に関わってくるものだと思いますので、ここで強く求めるということはありませんが、学校の現場の中でも、当初、小中一貫教育ということに対して、この町でどういうことをテーマにしていくかという中で、先生たちの中でも子どもの権利条例というものが、とてもすばらしいものがあるわけなので、それを今後小学校中学校、先生たちが一貫してそれに基づいて子どもたちを育てていくというような、そういった取組ということが理想なのではないかというような意見もあったというふうに聞いております。

今後、個々の取組の根底にあるものとして認識しながらということで取り組んでいかれるということで、当然そうあるべきだなというふうに思いますけれども、そういった場やコミュニティ・スクール進めていく上で、やはり子どもの権利条例という理念や、そのもの、条例そのものの名前というものもはっきりと上げていかないと、なかなか浸透していかなかったりとか、委員の皆さんへの中で、それを踏まえた上で、コミュニティ・スクールあるいは小中一貫を取り組んでいくということには、ならないのではないかなというふうに思いますが、よりそういった具体的な言葉というのを、そういった会議で教育委員会のほうから出していくべきだというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） コミュニティ・スクールの学校運営協議会について、こういった子どもの権利条例というものを具体的に名称として上げていったほうがいいのではないかなというふうなことでございます。

当然、先ほどもご答弁で申し上げましたように、根底に流れている非常に大切な条例であるというふうに認識しておりますので、地域の方が学校運営協議会の委員にも入っていただいておりますので、当然その運営委員会の中で、この条例の関係についても、議題と言いましょか、情報提供と言いましょか、そういう形で流していきたいというふうに、PRも含めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 本当にいい機会かなと、この子どもの権利条例というものを、改めて地域の中で認識していただくというためにも、そういった今後教育委員会がやられようとしている小中一貫、コミュニティ・スクールの場というものは、いい場だというふうにも思いますので、より表に出る、見える形で進めていただければというふうに考えます。

二つ目の質問に移ります。

教育長と一般教職員との情報交換の場ということになりますが、現在、現状について伺ったわけですけれども、先ほどの答弁を聞く限りでは、現状のシステムにおいて、学校現場の声を聞くということについては、大きな課題はないというふうに捉えているわけですが、改めてそのあたりどのように判断されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校現場の教職員の声を聞くということに関して、課題がないということをお

ほど私答弁したわけではなくて、課題がまるっきりないということではなくて、現状において大きな問題にはなっていないといいたいまいしょうか、大きな部分での課題はないということでありまして、小さい部分ではひょっとするとあるかもしれないです。ただ、教育行政に学校現場の全ての一般教職員の先生方のご意見が届いているかという部分においては、100%全て届いているということがちょっと難しい面もあるのかなというふうには感じております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 私もこの質問にさせていただくに当たって、やはり大きな課題があるというふうな認識を持って質問をさせていただいております。

前回質問の中でも、教育委員会の考えというか、教育委員会のほうで把握している認識と、一般職員の認識している部分については、大きな乖離があるということ述べさせていただきました。前回は体力テスト1点のみの話でありますけれども、そのほかのことについても、なかなか学校現場の一般教職員の声がかまわかっていない、また一方で、教育委員会のほうで、こういった考えでこの取組をされている、こういった方針でやっていくというようなことも、逆に上手に浸透し切れていない、伝わっていない、今、教育長も100%はなかなかということはおっしゃいましたけれども、それは私も同感するところではありますけれども、それを踏まえても、変な誤解も生じているような部分が多々あるなというふうに感じています。

校長会、教頭会あるいはほかの会議というものについては、何も否定するものでもなく、今後も継続していくべきだというふうに思いますし、公式な場として必要だなというふうに感じているわけですが、やはりそれだけに、一般教職員の声を聞いたりとか、そこに教育長の思いを伝える場とか、そういったものが必要になってくるのではないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたように、一般教職員の方の意見というか声が、私なり教育委員会に届いていない部分というのもあるかと思えます。そして、教育委員会の考えが一般教職員にまで隔々までに行き渡っていないというようなこともおっしゃられるようにあるかもしないです。

ただ、学校というのは組織体でございますから、校長をリーダーとして、学校の一つの組織として、組織の中で一般教職員も含めて議論する場というのは当然あるかと思えますので、その中で教育委員会の考えていることを、ある程度、校長をリーダーとしながら、一般教職員の先生方にも理解をしていただくような説明もしていただいているところでございますので、そういった中で、何とか一般の教職員の先生方にも、教育委員会の考え方も理解していただきながら、よりよい方向で一体となって、学校教育が充実するような取組を今後も進めていきたいと思っておりますし、我々も理解をしていただくように、説明責任も果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 現在のうちの町のそういった会議の中では、私もその会議に出ているわけではないので、先生方から聞く中での情報となりますけれども、要はいわゆる上意下達の教育委員会からこういうことをしてほしいと、強制しているわけではないのでしょうかけれども、こういった考えをしているというようなことが話されている。それが一般教職員の中に入ってくる際には、もう教育委員会がこれをしてということだから、これをしなければいけないという中で、もうそこに議論の余地がないというようなことも、ここ数年たびたびありました。

(2)のほうにも関わりますけれども、先生たちの中で、教育長と直接話したいと。直接話して思いを伝えたいというある学校のところから声が聞こえてきまして、ほかの学校の先生とかも、もちろん全職員ではないですけれども、いろんな先生方に聞くに当たって、やはりそういった場があると、お互いの思いを共有できるということとして、批判をすとか、意見だけ勝手に述べるとか、そういうことではなくて、やはりお互いの思いを共有できる場として、やはり直接話したいなというよう

な声は少なからずあるというふうに認識していますし、今まではそういったシステムでうまく伝わっていたものがあつたのでしょうけれども、今現在の中で、やはりそこに今までのようにはうまく伝わっていないというような現状があるという中で、やはり何とかというふうにはならないのかなど。教育長みずからが現場に行って、話を聞いて、公式の場ではなくてもいいと思うのですけれども、任意の場でもいいと思うのですけれども、肌で感じ、それを教育行政に生かしていくというようなスタンスがあるべきだというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 一般教職員の方のお話を聞く機会、それから私の思いも伝える機会ということで、そういうお話、要望があるというようなことは、今お話をお聞きをいたしました。現在私も、答弁の中でもお答えしましたように、教育の日の学校訪問ですとか、小中一貫教育の乗り入れ授業の関係ですとか、そういった関係含めて、学校訪問にも、学校現場に出向くようにはしております。さまざまな機会を捉えて、学校行事、体育祭ですとか、運動会、学習発表会も含めてですけれども、学校現場に出向いて、できるだけ先生方と触れ合うといいでしょうか、接触、接する場面を設けようということで、できるだけ心がけているところであります。

それとはまた別になりますけれども、これ全ての地域ではないのですけれども、地域ごとにその地域にある小中学校の先生方が集まる場、懇談の場、交流の場みたいなのところがありまして、そこに教育委員、私も含めて教育委員会の職員がご案内を受けて行って交流を深めるというような場面もございます。これ全ての地域ではないのですけれども、そういった場面があれば、私もできる限り予定がつけば参りたいというふうに思っておりますので、ご案内あれば行きますので、その際にはぜひお呼びいただきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それであれば、学校のほうで先生方が、教育長来てくださいと、腹を割ってお互い話しましょうというような場があれば、積極的に出向くというふうなお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校単位ということになると、そこは校長先生の判断もあるのでしょうかけれども、ただそれが行かないということではございませんので、もし要請があれば私は参りますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） もちろん学校長の判断も含めてということで、学校としてということになりますけれども、それを今回の質問の中で私も求めているわけなのですけれども、本当にいろんなこれまであった会議の中で、教育長が出席されてと、あるいは部長が出席されているというような場面、当然あったかと思いますが、そこはやっぱり腹を割って話すという、その会議の議題もありますので、なかなか本音が聞けないというような部分もあるのかなというふうに思うわけなのですが、本当に先ほども申し上げましたとおり、一方的に教職員のほうが意見を言うとか、何か批判をするとか、そういうことではなく、本当に教育長は教育長のお考えをしっかりと述べていただきながら、教育委員会の考えを伝えていただきながら、そして教職員はそれの一方でその話を受けたり、あるいは教職員の中で今まで伝えられなかった部分とかを本当にざっくばらんに、地域住民と話すという意味合いも含めて、ざっくばらんに話す場というものを、ぜひ積極的に設けていただければなというふうに思うものです。

豊頃町では、以前、教育長と教職員が一人ひとり、一対一でお話をする場を設けたというような話も聞いています。それについては、嫌がる教職員もいるかもしれませんが、ただ話を聞く限りでは非常によかったということで、話を受けています。本町でそれをやると言っても、ちょっと教員の数も全然違いますし、一概にはそっくりそのままということではないですし、それを求めているわけではないのですけれども、そういった学校現場の先生の本当に一人ひとりの声を聞くという場が必要だと思います。任意の場で構わないので、必要だと思います。公式な場として、やはり校長会、教

頭会と、学校としての意見という部分の聞く場ということも当然必要ですし、組織として、先ほど教育長おっしゃられた、組織体として動いているわけですので、最終的には組織の意見という中での判断ということになっていくと思いますけれども、やはり今まで10しか聞けなかった話を、50、100という場を設けるということについては、そういった姿勢を教育長みずから示していただけることによって、やはり先生方も信頼感、あるいはいい意味での親近感というものも湧くというふうに思うわけですが、改めてということになります、積極的にそういった場を教育委員会、もしくは教育長みずから設けていただくという姿勢について伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 教育長の立場からすると、教育長とその管理する校長の立場があり、その校長が管理する教職員の立場がありますので、教育長の立場でこれ分かりましたとなかなか言いにくいことは理解していただきたい。私は、そういう枠にとらわれておりませんし、日ごろから町民3人以上から要請があれば、どこでも出かけますと言っておりますので、私のほうに要請していただいて、何の話題となったときに、ちょっと教育関係の話だ、じゃあ、教育長も一緒に行くわと、こういうざくばらんな会であれば、私は可能であるというふうに思いますので、あまり教育行政にこだわると動きづらくなるので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 大変よく理解しました。

伝えたいことについては、そもそもがということですが、現場の声が以前と比べたら、教育委員会との認識と大きくずれている部分が多々あるということについては、もう一回教育委員会としても認識していただきたいというのがまず根本にあります。そういった方法は幾らでも、どんな方法でもいいのかなというふうには思うのですけれども、私もちょっとこだわり過ぎた部分もあったかもしれませんが、方法はどのような方法でも構わないですけれども、やはり今の現状に課題意識、危機意識というものを持って取り組んでいただきたいというような思いであります、改めてご見識を伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 課題意識ということでございますけれども、先ほど来より大きくずれがあるというお話ありますけれども、私どもはそんな大きなずれがあるというふうな思いは持ってございません。全てにおいて一致しているとも思っておりませんので、そういった意味では、今後とも私のできる範囲内で、一般の先生方も含めて学校現場の雰囲気ですとか、ご意見ですとか、そういったものを、できるだけ私も把握するように努めてまいりますし、これは私だけでなく、教育委員会全体としてもそういう方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 大きなずれがあると認識していないということが、ずれているというふうに私は考えています。校長、教頭からの声というものも、もちろん学校代表しての声ではありますが、でも、やはり広く聞くというスタンスですね、その中で見えてくるものというのがあります。前回は話をさせていただきましたけれども、本当に学校の先生たち、かなり怒っています。本当に怒っています。伝わらない、伝わらない、そのあたりをやはり感じる意思を持っていただきたいというふうに感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 申しわけございません。私の言い方があまりよくなかったのかもしれないですけれども、ずれがあるという意味合いでは、認識をしておりますので、そういったことも含めて教育現場の実情も十分に把握するよう、今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

「なつぞら」やロケット発射場による波及効果、観光振興についてであります。

昨年3月一般質問にて、朝ドラ100作目「なつぞら」のロケ地や観光の来客誘致について質問したところではありますが、4月の放送開始後、十勝の知名度が上がりまして、現在、ロケ地は私有地や防疫などの理由で公表されていない状況ではありますが、ゴールデンウィーク中は観光客が増加し、物販や飲食など売り上げ増加の波及効果があったとの報道がされました。

またさらに、隣接する大樹町では5月4日、ベンチャー企業が開発・製造したMOMO（モモ）3号機ロケット打ち上げに成功し、民間単独開発のロケットでは国内初めてという快挙をなしました。道内外からは、大樹町の人口を超える観客6,000人余りの方が集まりまして、この数字は打ち上げ延期の2日間も含めてではありますが、観光客増加、宿泊施設が満室になるなど、活気づいていたとの報道がされました。

十勝に注目が集まっている中、我が町も機運を生かし観光振興の取組が期待されるところであり、以下お伺いします。

①なつぞら、ロケット発射による町への反響、経済波及効果は。今後、大樹町の発射場における経済効果について見解は。

②観光客誘致の積極的な取組について。今月6月からふるさと納税の新制度が始まりますが、モノからコト（体験型）への取組は。

③5月に着任した地域おこし協力隊員をどのように地域振興に結びつけるのか。具体的な活動内容は。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「なつぞら」やロケット発射場による波及効果、観光振興についてであります。

4月から、十勝を舞台としたNHK連続テレビ小説「なつぞら」の放送が開始され、平均視聴率が20%を超える高視聴率のもと十勝の知名度が上がり、物語の舞台である十勝を訪れる観光客が増えている状況にあります。

また、本町に隣接する大樹町では、本年5月4日にインターステラテクノロジズによる観測ロケット「MOMO」3号機の打ち上げが行われ、国内民間初の宇宙到達を見届けようと、道内外から大勢の見物客が訪れたところでもあります。

こうした中、日本銀行釧路支店と同帯広事務所は、3月7日になつぞらの放送に伴う十勝管内の経済効果が約95億円に上るとの試算結果を発表し、また日本政策投資銀行北海道支店と北海道経済連合会は、2年前の5月31日になりますが、大樹町に新射場を整備した場合への道内への経済波及効果を年間267億円と公表するなど、いずれも多く効果が期待されるところであります。

平成から令和へ移行し、史上初の10連休となりましたことしのゴールデンウィークは、天候にも恵まれ、桜の開花時期と重なったほか、「MOMO」3号機の打ち上げやなつぞらの効果も重なり、十勝管内の多くの場所にぎわいを見せました。

本町でも、道の駅・忠類で5月1日から4日にかけてのゴールデンウィーク企画の開催や、隣接するナウマン公園の「親水すべり台」を4月27日から利用可能としたほか、パークゴルフの管理棟であります「クマガラハウス」に、なつぞらコーナーをはじめとした町の観光スポットを紹介するスペー

スを新たに設け、休日でも観光情報を入手できるよう、町を訪れる観光客を迎えるための環境づくりを講じてきたところであります。

ご質問の1点目、「なつぞら、ロケット発射による町への影響、経済波及効果は、また、今後、大樹町の発射場における経済効果についての見解は」についてであります。

なつぞらのロケ地は、私有地や防疫上の理由などで公表されていないため、直接的な効果は不明ですが、帯広市内のとちか物産センターでは、4月1日から「なつぞら展」が開催されたことで、ゴールデンウィーク期間中に、前年の3.7倍の3,363人が訪れたほか、本町にもなつぞらに関する問い合わせが数件寄せられております。

また、10連休となったゴールデンウィーク期間中のナウマン象記念館の入場者数は、2,897人となり、前年同時期の70%の増となったほか、道の駅・忠類における売り上げ金額についても、前年同時期の23%の増となるなど、ロケット発射に伴い多くの効果が見られたところであります。

現時点において、具体的な経済効果を試算することは困難であります。今回の打ち上げ成功により、宇宙ビジネスにおける小型ロケットと観測ロケットに対する一定程度の需要が見込まれ、小型ロケットと観測ロケットの発射場の整備が検討される中、特に忠類地域では観光客やロケット関連事業の出張者の増加が見込まれるものと想定しております。

忠類地域には、宿泊施設や道の駅、ナウマン象記念館やナウマン公園など豊富な観光資源が存在しておりますことから、地域の情報発信を行うとともに、大樹町をはじめ、十勝南部地域とも連携を図りながら、忠類地域はもとより幕別地域への誘客にもつなげてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「ふるさと納税について、モノからコト（体験型）への取組は」についてであります。

ふるさと納税につきましては、地方税法の改正により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税（特例控除対象寄附金）の対象団体となるには、総務大臣が定めた基準に適合し、総務大臣の指定を受けることが必要となりました。

本町は、令和元年5月14日付総務大臣通知により、令和元年6月1日から令和2年9月30日まで、地方税法に定める基準に適合する団体として指定を受けたところであります。

新制度では、返礼品は「寄附額の3割以下の地場産品」に限定され、全国一律となるため、これまで以上に商品の魅力やアイデアが求められるようになり、新たに体験型プログラムを返礼品に定める団体も増えてきております。

パークゴルフ発祥の町である本町は、現在、インストラクターつきパークゴルフ体験やモール温泉を体験できる入浴回数券や宿泊券を返礼品として扱っております。

また、5月23日に返礼品を取り扱う事業者向けに「返礼品の魅力アップ研修会」を開催し、寄附希望者に選ばれやすい返礼品づくりに取り組んでいるところであり、今後も、新ルールの中、町内事業者の協力をいただきながら、本町の特徴を生かした搾乳などの酪農体験や乗馬など体験型メニューも含めた魅力ある返礼品づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「5月に着任した地域おこし協力隊をどのように地域振興に結びつけるのか、また具体的な活動内容は」についてであります。

地域おこし協力隊につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市圏などの地域外の人材を積極的に受け入れ、地域づくりの担い手となる人材を確保し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るとともに、一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度であります。

本町におきましては、忠類地域における温泉施設や道の駅、ナウマン公園、白銀台スキー場のほか、豊富な食材の活用や酪農体験等を含めた観光資源を軸に忠類地域の活性化を図るため、平成30年5月から隊員の募集をしておりましたが、本年5月7日に待望の隊員を1名配置することができました。

主な活動内容としましては、一つ目には、SNSを活用した地域情報の発信、二つ目には、観光施設や特産品等の観光資源を生かした新たな事業の展開に向けた活動、三つ目には、地域イベントの運営

協力ではありますが、これらを基本とする中で、地域住民や団体等と積極的な交流を進めてまいります。

町では、これまで魅力発信事業等のにぎわいづくりの活動を通じて人の流れを呼び込むことで、忠類地域の活性化を図ってまいりましたが、さらに隊員の外から見た新たな発想なども加え、地域を発信してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

①、②につきましては、合わせた形でお聞きすることになります。

昨年も、なつぞらについては一般質問させていただきまして、その後、幕別では残念ながらロケ地としてはちょっと撮影が行われなかったようなのですけれども、陸別町、新得町、清水町などで撮影が行われたようなのですけれども、しかしながら防疫上等の理由で、実際のロケ地、明確な場所については正式には公表されていないという状況でありまして、例えば、これまで放送されました朝ドラ「マッサン」のニッカウキスキー工場だとか、「半分、青い」は岐阜県の町なののですけれども、ゴールデンウィークの観光客5倍にまで、非常に効果が大きかったというふうに聞いていますけれども、そういったように、ロケ地が明確に分かって来客されるような状況とは少し違う状況下には置かれているのですけれども、そうでありましてでも、十勝管内の来客数がゴールデンウィーク中かなり増えたという報道がありまして、答弁でもありましたけれども、帯広の十勝物産センターは前年比3.7倍の来客、またロケ地の一つとなっています、陸別町の道の駅が1.2倍の来場、またドラマに出ています山田天陽君のモデルとされる農民画家の神田日勝さんの記念美術館、鹿追町さんですけれども、10連休だけで2,000人を超える来場があったといったことで、かなりこのドラマの効果が十勝全域に広まっているように感じております。

そしてさらには、隣の大樹町さんでは「MOMO」3号機のロケット打ち上げ成功ということで、大勢の観客が来られてにぎわいがあったということで、今まさにこの十勝にスポットが当たっております、ぜひともこの機運を逃がさず取り組んでいただければなというふうに思っております。

それで、ちょっと答弁になかったのですけれども、「プラス8プロジェクト in 幕別」のこの事業についてなののですけれども、平成28年から昨年まで国の補助を受けて、モデル地区で実施をしてきたところなののですけれども、ことしから町内全域に拡大をして、町の単費で実施するというふうには聞いているのですけれども、その今後の取組、どういった形で考えられていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 観光振興の一つの目玉でありますのでお答えさせていただきますけれども、今までは町が実行委員会をつくりまして、そこで本当にあらゆる町民の方から協力いただいて、モデル的な検討、実施をしてきたわけでありまして、地方創生の交付金がなくなったということも一つの区切りとして、今年度からは窓口を観光物産協会が事業主体として、協力いただける枠組みについては今までと同じ中で、観光物産協会に実施をしていただくということで、今までと変わらない形、さらにエリアについては全域を対象にして取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

ちょっと細かい話になってくるのですけれども、なつぞらの主題歌「優しいあの子」なののですけれども、帯広駅の中などで流れてはいるのですけれども、先日、道の駅の忠類に行きましたら、なつぞらののぼり旗はありますし、また出入り口近くにはなつぞら関連のお菓子なども販売はされていたのですけれども、主題歌は特に鳴ってはいなくて、少し寂しいような印象も受けたのですけれども、この主題歌の使用許可というか、規制とかはこれはあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） CDの制限についてでございますが、なつぞら応援推進協議会のほうから、

CD、のぼり、ポスターいろいろノベルティーは配布されておりまして、全て貸与という形で渡されております。なので、放送がされている元年の9月末日までは使えるのですけれども、その後はNHKのほうに返却する予定になっております。

ちなみに道の駅では流れています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 私行ったときはちょっとしんとした状況で、ちょっとタイミングが悪かったのでしょうか。道の駅の忠類もそうなのですけれども、ほかの何ていうのですか、観光に関連する施設だとかあとイベント等とかでも、これが使用できるということでもありますので、せっかく使えるのだったら、今まさにというときでありますから、雰囲気を出すのに、ぜひとも活用していただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） なつぞらの主題歌でありますけれども、今、課長から答弁申し上げましたとおり、CD対応されておりますので、今後におきましてもさまざまな機会を捉えて、町のイベントですとか、そういったところでも流すなりして活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

次に、なつぞらに出ていました「バターチェーン」なのですけれども、これは昔のバター製造する機械なのですけれども、これがふるさと館に所蔵されているということで、NHKに貸し出しもしております、ドラマでは実際にはレプリカが使われているようではあるのですけれども、ちょうどNHK見ていると、ふるさと館が出てきて、バターチェーンが紹介されていたので、質問にちょっと取り上げようかなんて思っていたのですけれども、その後、新聞報道もありまして、これもなつぞらの効果だと思うのですけれども、ふるさと館の5月の来館者が239人ということで、前年同月の2.6倍に増加ということで、それで早速、札幌の旅行会社のほうもツアーの企画、そういった見学入れたツアーも企画をしているということで、ちょっと注目がされているようなのですけれども、実際ドラマの中ではバターチェーン出てくるシーンは、そんなに長くはなかったのだとちょっと記憶はしているのですけれども、柴田牧場、柴田家のおじいちゃん役の草刈正雄さんがバターづくりのシーンで出てきて、なつにもやってみなさいということで、なつが横についているレバーを一生懸命回すといったシーンがあったのかなというふうに記憶はしているのですけれども、そんなに長いシーンではなかったですし、ちょっとしたようなことに思うのですけれども、結局のところやはりテレビの影響は大きいのかなというふうに思いまして、こういうちょっとしたことが効果につながるというふうに改めて感じたのですけれども、このバターチェーンの反響といいますか、どういうふうに捉えていますか。今後さらに発信をしたり、観光の素材として強みとして扱っていくようなことに、これもなっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今、議員のおっしゃられたとおり、土曜日の報道でもございましたが、なつぞらのモチーフとなりましたバターチェーン、ふるさと館にございます。ゴールデンウィーク期間中の幕別町ふるさと館の来場者数は、162人で前年同時期の82人に対して約2倍となっているなど、非常に大きな反響を得ているところでございます。

そのため、バターチェーン以外についても分離機とかバターウォーカー、あと搾乳缶だとかも酪農関連器具が展示されておりますので、今、札幌の旅行会社がなつぞらをめぐるツアーということで6月10日から募集していますが、ふるさと館を訪れるツアーを組んでいます。なので、こういった旅行会社等に対する営業活動を含めて、引き続き情報発信に努めてまいりたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 酪農関連の貴重な器具もあるということで、ロケ地に選ばれはしなかったのですけれども、こういう強みがあるのだなというふうに思いましたし、このバターチェーン、意外にもど

うやら幕別にしかないというふう聞いていまして、十勝管内のどこにもないようでありまして、本当に貴重なような気がいたします。

展示の仕方も、きちっと今どうなっているか分かりませんが、なつぞらに出ておりましたということで、ここでしか、幕別でしか見られませんかということで、きちっとそういったパネルみたいなものも設置して、お金かけなくてもできるようなことかなと思うのですけれども、そういったパネルを設置してPRしていったらいいかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ただいまありましたバターチェーンの表示と申しますか、先ほど説明がありましたように休日、非常に多くの方が来られたということでお聞きしております。今、現状では、表示は通常の表示になっておりますけれども、こういった部分をドラマなつぞらで使用されたという、何か簡単な形で表記はしたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

それと、もう一つなつぞらの馬車のシーンがあるのですけれども、これも忠類の方が草刈正雄さんに馬車指導したということもありますし、また愛馬「桃姫」というのですかね。その愛馬がそのドラマに登場しているということで、これ次のふるさと納税の体験型などにもちょっと関連はしてくるのですけれども、こういったことも何か観光に生かせないのかなというふうに思うのですけれども、もちろん忠類の方のご意思とかご意向もそれが前提にはなってくるのですけれども、これは何かもう既になつぞら関連で取り組んだりはされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） ただいま、愛馬の桃姫の関係なのですけれども、幕別町では直接的な事業計画、イベント計画等はございませんが、なつぞらの、幕別町も入っております、なつぞら応援推進協議会のほうで、桃姫と一緒に農作業体験するツアーなど、体験するイベントについては実施を予定しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） この方のイベントなどでも、出ているというふうに聞いていますので、いろんな可能性もあると思うのですけれども、今後ご検討いただきたいと思えます。

次に、大樹町の射場についてなのですけれども、こちらは大樹町さんだけが活性化するというよりは、十勝への経済波及効果大きいと思ひまして、特に幕別は隣接自治体であり、地理的には忠類とは隣に位置をすることになるので、よりその波及効果は大きいのではないかと考えるところなのですけれども、その射場の適地という観点で見ても、種子島宇宙センターなども国内にはありますけれども、道内ではここの大樹町の多目的航空公園のみだと思ひます。射場の適地が少ないだけに、とにかくロケットを見届けたいということで、また注目度も大きいのかなというふうに思うのですけれども、新しく就任されました鈴木知事も早速視察、4月30日に入られまして、道職員も配置をされて推進する動きも出ております。

また、政府のほうも報道によりますと、宇宙ベンチャーの支援強化の方針を示されておりますし、また大樹町さんとしまして、1984年から35年も前から宇宙の町としてまちづくりに歩んでこられているということで、今定例会では日本版DMOの設立のお考えも示されているということで、本当に今回の発射成功によって、夢だったことが本当に現実になってきたと、そういうふう感じているのですけれども、将来的には今後、宇宙産業、国内初のスペースポートを建設する大きな、そういう壮大な構想もあるのですけれども、さらに発展性、可能性のあるものですから、本当に期待するところありますし、発展していくことによって、そこには雇用、定住など生まれ、経済効果が出てきますし、観光も活性、活発化していくと思ひます。

それで、3号機の成功からさほど時間はたっていないのですけれども、新聞報道によりますと、4

号機をこの年内の早い時期に打ち上げる予定ということで、着々と準備は進められているということです。我が町としましては、発射時期に合わせて体制を整える心構えも必要なのかなというふうに思っております。

それで、ロケットの発射の町内の効果についてご答弁いただきました。10連休中はナウマン象記念館、前年同時期70%を増加、道の駅・忠類では売り上げ金額23%増加ということで、効果が見られたというご答弁でありました。

それで、射場がある大樹町さんのほうには、宿泊施設が二つほどしかないというふうにお聞きして、たくさんの方は泊まれないような、今、状況下にあります。

それで、ロケット打ち上げ時期なのですけれども、報道によりますと、帯広市内だとか、あと十勝川温泉のホテルなんかも、もうほぼ満室が続いたと。しかも連泊する方も多かったということで、そう考えますと、幕別はもっともところ射場から近い場所に位置するわけなのですけれども、特に近いのが忠類のアルコ、そちらの宿泊状況とかどうだったのでしょうか。キャンプ場の利用状況もそうです。また、札内のほうには大人数の方が宿泊できるグランヴィリオだとか、あと悠湯館もそういう施設もあるので、やはりこの時期、ロケット発射の時期に合わせてやはり満室のような状況で、例年よりかは多くの方が宿泊利用された状況であったのか。これ数字というより大まかな状況の押さえで構いませんので、教えていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） ゴールデンウィーク期間中の宿泊者数なのですけれども、このたびロケットもございまして、10連休ということでこれまで平日で中日だったのですが、その関係もありまして非常に多くの宿泊が多かったです。アルコにつきましては385人ということで、前年度プラス16%増、グランヴィリオにつきましては3,700人ということで約33%の増、悠湯館につきましては63.5%の増ということで507人の増となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 10連休というそういう連休のあれもあったのですけれども、多くの方が宿泊されたと、前年比より多くされたということであります。

それと、そういったことで射場の効果も相まっているのではないかというふうに思うのですけれども、地理的などところで言いますと、射場の多目的航空公園に向かうルートなのですけれども、大樹町のほうから向かうよりは、忠類のほうから向かったほうが早く着くというふうなことで、忠類のインターチェンジで降りて、忠類から向かってそれでも早い、そういうことになるのですけれども、これは大樹町さんあってのことなのですけれども、そういった忠類のちょっと入り口に看板とか整備するとか何か、本当に大樹町さんあってのことなのですから、何かそういったことは、考えについてお聞きしたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 議員のおっしゃるとおり、大樹町の多目的航空公園の宇宙交流センターがございまして美成地区までは、確かに忠類の道道657号線を通ったほうが時間的にも短く、非常に便利なものですが、何分大樹町の施設の看板を本町のほうに立てるといことが、町としてはなかなか難しいところもあるかもしれませんが、事業者の依頼があった場合だとか、あと大樹町も含めた南部地域の取組の中でお話があれば、また検討したいかと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ご検討いただけるということなのですから、大樹町さんのほうからいろいろと恩恵を受けることが多々出てくるかと思っておりますので、観光客の受入れ体制を整えていただいて、答弁でも大樹町さんをはじめ、十勝南部地域とも連携を図るというお答えでしたので、そのように進めていただきたいなというふうに思っております。

次に、ふるさと納税に関してなのですけれども、ちょっと私の勉強不足もあったのですけれども、寄附額の3割以下の地場産品のこの規制というのが、これは本町としましては昨年11月から、もう既にこれは始まっているということで、制度の対象となるようにきちんとこれは守っていくということになっていますけれども、さらにその新制度、今月6月から募集経費を寄附金の5割以下に定められたということで、それが新たに加わってきたところなのですけれども、それで3割の地場産品のちょっと物のほうの話にはなってくるのですけれども、もう既に影響が出ているようで、事業者さんによっては設備投資をしたのに激減して困っているといった話も聞くのですけれども、この影響といいますか、傾向といいますか、これ前年と比べてかなりこう落ち込んでいっているものなのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 確かに昨年の11月から寄附金の調達割合を4割から3割に見直ししたところでございます。昨年の11月からことしの3月までの寄附額が、約1億6,400万円ということで対前年の2億8,900万円に対して、約1億2,400万円の減となっている状況でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） かなりの落ち込みということでもありますけれども、これ制度、4自治体を除いてですけれども、全国一律で始められて、本当に今後も影響がすごく懸念される場所でもありますので、きちんと注視していただきたいと思います。

また、事業者さんにとっても、やっぱり急にこれ減退しては困ることありますし、町内経済にもこれ影響が出てくるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういった事業者さんの状況についても、今後、しっかり注視していただきたいなというふうに思います。

次に、6月からの募集経費を寄附金の5割以下に定められたということなのですけれども、このことによって送料が高くなっていく問題が出てくるということで、体験型に力を入れようとする自治体も結構増えてきているのですけれども、こちらに来ていただくことになるので送料がかからないということで、ふるさとチョイスのサイトなんかを見ても、農作業体験だとか、動物と触れ合う体験、みそや豆腐、そば打ち体験等々既に取り組んでいる自治体もあるのですけれども、本町としましては、インストラクターつきパークゴルフ体験、モール温泉体験など、既に取り組んでおられているのですけれども、今後、新制度の中で搾乳体験、乗馬体験なども考えているということで、事業者さんのご協力を得ながら、増やせるメニューありましたら拡大はしていただければというふうに思います。

それで、5割以下ところなのですけれども、やっぱり幕別町から本州、首都圏などに返礼品を送る送料、これ必然的に高くなる問題が生じてくるわけなのですけれども、この辺のところはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 4月1日に地方税法の改正を行われて、今後、総務大臣が定める基準の中で、返礼品を募集経費を5割以下にしなければいけないという通知がございました。現在、その返礼品の割合は、調達費用が3割で、実際、幕別町の場合には冷蔵品が多くて約17%くらいかかっているのですけれども、その割合を見直しするには、やはり寄附額を上げざるを得ないということも考えなければいけません。そのために、新しいメニューの創出だとか、今後、寄附額の見直しも含めた事業者との調整というのは今後必要になると考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 冷蔵となりますと、さらに送料がかかってくるのかなというふうに思いますけれども、事業者さんともしっかり相談して、体験型の話もしたのですけれども、地場産品のほうもかなり落ち込み激しいので、本当にこちらのほうも大事にしながらともに取り組んでいただければなとい

うふうに思います。

最後に、③の5月に着任した地域おこし協力隊員についてであります。答弁では SNS を活用した情報発信をはじめ、三つの活動を行われるということで、その点につきましては理解をしますし、ご期待申し上げたいと思います。

それで、地域おこし協力隊というのは、地域の活性化のみならず、定住・定着を図るという目的も含めた制度となっておりますけれども、広報紙のほうに隊員さんの紹介が載っていました。任期は最長で3年ということで、期間も限られてはいるのですけれども、隊員の方の思いとしまして、幕別町でスイーツのお店を開くのが夢ということが載っておりました。

それで、町内のお菓子屋さんの中には、後継者がいなくて悩んでいらっしゃる場所もあるというふうにお聞きをするところなのですけれども、これはあくまで、隊員の方のご意向というのが前提になってはくるのですけれども、例えば後継者がいなくてそういう悩んでいるお菓子屋さんで、実際に体験なんかをしていただいて、そういった機会を設けて、そこからどうなるかは分かりませんが、そういった隊員の方のご意向とか夢と、後継者問題のところがうまくつながっていったら、それはありがたいことかなというふうに思うのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 現在、着任いたしました地域おこし協力隊員のことですけれども、将来の夢といたしまして、スイーツづくりというのをお話しされております。

今、小島議員の言われるように、そういった後継者のいないところのお店を活用した取組というものにつながれば、もちろんそれはそれでいいとは思いますが、ここはただ、地域おこし協力隊の方の考え方もありますので、そこに固定せず、まず地域でいろいろ活動していただく中で、そういった夢の実現に向けて取り組んでいただきまして、場合によっては、当然、空き店舗対策などの事業の活用等もありますので、そういった中で、うまくそういったことにつながっていただければいいかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 隊員の方のその思いというのがまず前提にはあると思うのですけれども、もしうまくつながっていけば、実際に定住・定着、そういったことにつながっていくものだと思いますので、3年なんか長いようで短いような気がしますので、もしそういう本当に機会があればということで、ご検討いただければというふうに思います。

理事者の方の取組にご期待申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、16時まで休憩いたします。

15：52 休憩

16：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

スポーツを軸としたまちづくりを進める中でパークゴルフの振興について。

全国的にスポーツでのまちおこしが広がりを見せる中、幕別町もスポーツ資源を生かし「オリンピックの町」として、国の地方創生推進交付金などを活用しさまざまな取組を展開しています。交流人口も徐々に増加しており、新たなスポーツ文化の醸成に向けて進めていることを評価しています。

本町においては、スポーツを軸とした事業で長年の功績があるのは、幕別町で考案されたパークゴルフです。道内全ての市町村でコースが整備され、国内合わせて1,221か所、愛好者は国内外に130

万人にまで増加し、どこへ行っても気軽に楽しめる国民的スポーツに発展してきました。近年は海外からの旅行者や修学旅行生に本町のコースで体験してもらうツアーが好評で、観光振興にも大きな役割を担っていると認識しています。

しかし一方で、足元を見ると町内の愛好者が一部に限られ年齢層も高いといった現状があり、10年後20年後の状況を危惧する声も聞かれます。

パークゴルフの誕生から36年、「オリンピックの町」のパークゴルフとして新たな未来を切り拓けるよう、町も積極的に先進的な地域づくりに取り組み、持続可能な地域活性化につなげていくことが重要と考えます。以下について伺います。

- ①町内愛好者の年齢別人口の推移は。
- ②町内の若年層をはじめ未経験者への普及、若手の育成を町としてどう進めていくか。
- ③パークゴルフの日（8月9日）にちなんだ町内の取組は。
- ④パークゴルフを統括する新たな部署を設置すべきでは。

2項目目、町の活性化に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの活用を。

総務省は、ふるさと納税について過度の返礼品競争を是正し「ふるさとを応援する」という本来の趣旨に戻すため制度を見直し、6月1日から新制度をスタートさせました。本町にとってもこれまで地元特産品のPRや資金調達的手段として大きな成果を上げてきましたが、今後は返礼品事業だけではなく、具体的な活用事例を発信することで多くの人から共感を得て町を応援してもらうことが重要になってくると考えます。

近年は新たな手法として、事業の目的を特定して寄附してもらうクラウドファンディングが全国で広がりを見せています。新制度の施行を契機に、町の課題解決のための具体的な事業をインターネット上で発信し、寄附者との関係を構築しながら町の活性化につなげていけるよう活用を検討すべきと考えます。以下について伺います。

- ①平成30年、31年度におけるふるさと納税の使途に沿って実施した事業と充当した金額は。
- ②寄附者の共感が得られるような充当事業の情報発信は。
- ③具体的なまちづくり事業の実現に向けて、今後ふるさと納税型ガバメントクラウドファンディングを活用することを検討してみてもどうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「スポーツを軸としたまちづくりを進める中でパークゴルフの振興について」であります。

昭和58年に本町で考案されたパークゴルフは、平成の時代を経て、令和の時代に入り、その誕生から36年を迎えております。

この間、昭和62年に「国際パークゴルフ協会」が設立され、以後組織の改編を経て、平成23年には公益社団法人として日本パークゴルフ協会が誕生したところであり、協会の発展とともに、国内外を問わず、多くの方々に生涯を通じて楽しめるスポーツとして広く親しまれているものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「町内の愛好者の年齢別人口の推移は」についてであります。

日本パークゴルフ協会が公表している愛好者は、国内外で約130万人と推計されており、このうち、道内の愛好者は約90万人と推計され、道民の6人に1人がパークゴルフの愛好者という計算になります。

これを本町に当てはめると、町内愛好者は約4,500人という推計となりますが、ご質問にあります町内愛好者の年齢別人口推移など、詳細につきましては、町として把握しておりません。

ご質問の2点目、「町内の若年層をはじめ未経験者への普及、若手の育成を町としてどう進めていくか」についてであります。

町では、パークゴルフ人口の裾野拡大と普及を図ることを目的に、平成 25 年度から中高校生の部門や家族部門など、世代間や地域間の交流を深める「パークゴルフ家族大会」を開催しているところがあります。

また、幕別町パークゴルフ協会では、平成 28 年から初心者向けのパークゴルフ教室を毎年開催しているほか、百年記念ホールの指定管理者であります「特定非営利法人まくべつ町民芸術劇場」においても、本年度からルールの解説やマナー等を学ぶことができる「初心者のためのパークゴルフ教室」を年 5 回開催する予定と伺っております。

さらに、町内小学校ではクラブ活動や体育の授業、遠足や宿泊学習で 5 校が、中学校では総合学習や宿泊学習で 1 校がパークゴルフを取り入れているほか、江陵高校は年 2 回、幕別高校でも年 1 回、パークゴルフを体育の授業に取り入れております。

また、中札内高等養護学校幕別分校と幕別高校では、合同によるパークゴルフ大会が毎年開催されるなど、パークゴルフを身近な地域のスポーツとして体験する取組が行われているところでもあります。

今後におきましても、関係団体と連携を図りながら、コミュニティスポーツとしての楽しさを広めていく機会の拡充に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「パークゴルフの日（8 月 9 日）にちなんだ町の取組は」についてであります。

「パークゴルフの日」は、平成 18 年 4 月 16 日に国際パークゴルフ協会の通常総会において、パークという語呂に合わせて「8 月 9 日」に決定されたものであります。

現在、町での取組といたしましては、教育委員会において「パークゴルフ家族大会」を 8 月 9 日前後の休日に開催しているところであり、本年度は 8 月 4 日に俳句村コースで第 7 回パークゴルフ家族大会を開催する予定といたしております。

また、昨年に引き続き、慶應義塾体育会野球部が 8 月 2 日から町内で合宿を行う予定でありますことから、地域との交流の場として、パークゴルフ家族大会への選手の参加を働きかけているところであり、こうした取組などを通じてパークゴルフの魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「パークゴルフを統括する新たな部署を設置する考えは」についてであります。

町では、パークゴルフの誕生から 10 年目となる平成 5 年 4 月に「パークゴルフ振興係」を教育委員会に新設し、当時の国際パークゴルフ協会と一体となって、普及・振興に向け取り組んでまいりました。

その後、パークゴルフの国内外への広まりを背景に、平成 12 年 6 月には国際パークゴルフ協会が NPO 法人の認証を受け、組織として自立の道を歩むこととなりましたことから、14 年 4 月にパークゴルフ振興係を廃止したところでもあります。

また、同協会は、平成 23 年 3 月から「公益社団法人日本パークゴルフ協会」として、パークゴルフの国内外の普及・振興を主導しており、町といたしましては、パークゴルフの行政視察等の受入れを当時の企画室、現在は政策推進課が、町内のパークゴルフの大会開催等については生涯学習課が、パークゴルフ場の管理については土木課がそれぞれ所管し、日本パークゴルフ協会の地域組織である幕別町パークゴルフ協会と連携を図りながら、現在に至っているところであり、新たにパークゴルフを統括する部署の設置は考えておりません。

町といたしましては、公園での「遊び」から始まったパークゴルフの原点を大切に、「パークゴルフ発祥のまち」として、ボールがカップに落ちたときの喜びと楽しさをさまざまな機会を通じ、多くの方々に今後とも伝えてまいりたいと考えております。

次に、「町の活性化に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの活用を」についてであります。

ふるさと納税制度は、平成 20 年度税制改正により創設され、「ふるさと」を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みとして広く浸透し、地方自治体においては、さまざまな施策を実現するための一つの手段として、大きな役割を果たす制度となっております。

また、近年では、自治体が事前にふるさと納税の具体的な使い道を特定し、ふるさと納税で資金を

調達する「ガバメントクラウドファンディング」が注目されており、地域の課題解決に向けた新たな資金調達の手法として、積極的に活用する自治体が増加してきている状況にあるところです。

ご質問の1点目、「平成30、31年度におけるふるさと納税の使途に沿って実施した事業と充当した金額は」についてであります。

はじめに、平成30年度の主な充当事業と金額について申し上げます。

「頑張る農業を応援する事業」として緊急農用地排水改善対策事業に2,000万円、緊急粗飼料生産基盤対策事業に468万8,000円、「オリンピック選手を育てる事業」として札内川河川緑地テニスコート改修事業に407万5,000円、「子どもたちを守り育てる事業」として保育所等エアコン設置事業に2,189万9,000円、給食センター備品等更新事業に2,910万5,000円、その他「町長が必要と認める事業」としてマイホーム応援事業補助金に4,550万円など、合計で13事業、2億1,282万円を充当しており、このほかふるさと寄附に関する諸経費を含めると全体で3億6,836万6,000円を充当しております。

次に、今年度の主な充当事業と金額につきましては、「ナウマン象記念館の整備に関する事業」としてナウマン象化石骨発見50周年記念事業に210万3,000円、「オリンピック選手を育てる事業」として、本議会に補正予算を計上しているオリンピック展示スペース設営事業に650万円、「子どもたちを守り育てる事業」としてこども医療費助成事業に1,850万円、札内東中学校改修工事に1,468万8,000円、その他「町長が必要と認める事業」としてマイホーム応援事業補助金に4,550万円など、合計で12事業、1億1,113万円を充当しており、このほかふるさと寄附に関する諸経費を含めると全体で2億1,503万4,000円を充当しております。

ご質問の2点目、「寄附者の共感が得られるような充当事業の情報発信は」についてであります。

ふるさと寄附の運用状況につきましては、幕別町ふるさと寄附条例施行規則に基づき、広報紙やインターネット等を利用して公表するものと定めており、平成28年度から、毎年広報9月号で公表しております。

本町が全国の寄附者に共感を抱いていただくためには、寄附金がどのような取組に使われているか公表することは非常に重要と考えており、本町がふるさと寄附の募集サイトとして活用している「ふるさとチョイス」に昨年度から寄附金の使い道情報として、充当事業の一部を紹介しているところであります。

また、本年度は新たに、ふるさと寄附を複数回行っていただいた方を対象に、ダイレクトメールにより、寄附金の使い道や町の紹介、返礼品のパフレット等を郵送することとしており、寄附していただいた方が本町に寄附したことに満足感が得られ、まちづくりに共感を抱いていただくよう情報の発信に取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「今後、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用することを検討する考えは」についてであります。

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにつきましては、前段でも申し上げましたとおり、自治体が提案するまちづくりや課題解決のため、寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、共感した方々から寄附を募る仕組みであり、管内においても、池田町の「「ワイン城」再生プロジェクト」や大樹町の「宇宙のまちづくり応援プロジェクト」など、さまざまな取組が実施されております。

この仕組みは、寄附者が応援したい自治体のプロジェクトに寄附することにより、ふるさと納税制度と同様に住民税等の控除が受けられ、自治体が抱える課題解決に向けた有効な資金調達の手法になり得ることなどから、国においても、豪華な返礼品に頼ることなく、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大する手法として、その活用を推進しているところであります。

町といたしましても、有効な手法の一つであると考えますことから、先進的に実施する自治体の例を参考に、今後、多くの方々から広く共感を得られるような事業を実施する場合は、その活用を検討してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 1番から順番に行きます。

町内の愛好者の年齢別人口推移なのですから、町としては把握していないということでありました。

一昨年、日本パークゴルフ協会が行ったパークゴルフに関するアンケート調査報告書によれば、これは全国的なものなのですから、回答者の年齢層は60歳から79歳が9割を占め、高齢者プレーヤーの割合が多い傾向にあると書かれていました。

本町の現状についても、プレーヤーの高齢化は議会でも取り上げられ、また関係者に聞き取りする中でも、新たに始める人が少なく年々高齢化していることが分かりました。また、子供たちとの会話の中で、一度もやったことがないという声も多く聞いています。

年齢層を含めて、町内の現状はどのような課題があると町は捉えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、パークゴルフ発祥30周年を記念して、家族大会を開催したわけでありまして。今回が7年目ということでありまして。そのときからも課題としては捉えていたわけなのでありますけれども、やはり若年層の愛好者が少ない。これを増やしていかない限りは、どんどんどんどん高齢化して行って町内の愛好者が減っていくであろうと、途絶えていくだろうという、そういう懸念があるわけでありまして、これは学校のほうでもさまざまな取組をさせていただいておりますし、また家族大会をもっと拡大して進めていくという、そんな方法を取りながら若年層の裾野拡大に取り組む必要があるであろうというふうな思いであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 若年層の裾野拡大ということでありまして、先ほどのご答弁にもありましたが、町内の小学校でのクラブ活動や体育の授業で取り入れているということが言われていましたけれども、もっと詳しくお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 町内の小学校における活動の状況でございますが、体育で行っている学校が1校ございます。あと、クラブ活動で行っている学校が2校ございます。あと、遠足で行っている学校が1校と、宿泊学習で行っている学校が1校ございますという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） もう少し詳しく聞きたかったのですけれども、例えばその学校というのは、1年に1回行っているとか、例えば継続的に1週間に何回行っているとか、いろいろあると思うのですけれども、分かる範囲でいいので、もう少し詳しく。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校によってさまざまなのですけれども、年に3回行っている小学校が1校ございましたり、あと体育で1回行っている学校がございます。あとは遠足の場合は1回だけとか、そういった状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今のご答弁、あと最初の町長からのお話にありましたように、若い人や初心者へ広めようと大会とか親子大会などを取り組んでいることは分かりましたけれども、まだまだ魅力が伝わっていないと思います。

第6次幕別町生涯学習中期計画が出されました。計画書の作成に当たって実施したスポーツに関する町民意識調査、これは2018年10月に行ったのですけれども、これによりますと、18歳以上では現在しているスポーツ、やってみたいスポーツの両方にパークゴルフが挙げられている一方で、9歳以上、これは9歳から17歳なのですから、これはどちらもパークゴルフの名前が挙がっていません

でした。また、17歳以下のスポーツをしていない割合は全体の33.2%で、その理由として、スポーツに興味がない、もしくは情報がない、この二つを合わせて半数近くを占めています。

この結果だけで評価することはできませんが、若年層の行動につなげるために、今、行っている学校での取組、今、行っている講習会や大会などの方法だけで十分なのか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やれることにはおのずと限界がありまして、大会をたくさんやればそれで増えるかということでもないわけでありまして、子供にまずパークゴルフはどんなものかということを経験していただいた後は、これやはり保護者だとか大人の方々の協力も必要になってきますし、もちろん幕別町パークゴルフ協会にも本当に毎度お世話になっているわけでありまして、そういった地域ぐるみの中でパークゴルフをやるというムードを醸し出すことが大事であります。

ただ、言うは易く行うは難しなのでありまして、これ例えば60歳で定年を迎えて、その後何をやるかとなったときには、何もやらない方が圧倒的に多いのですよね。本当であれば、パークゴルフをやっていたとかゴルフをやるとか、あるいはいろんな健康づくりをやっていたとかという方、そういう取組をしてほしいのでありますけれども、なかなかどの種目、どの競技もやっていただけないというのが実態としてあるわけでありまして、本当に町民の皆さん方、誘い合わせてパークゴルフに行きましょと、そういった協力を求めるしか切り札がないというのが実態でありまして、町ができる範囲の中では、パークゴルフの楽しさを訴えてまいりたいというふうに思いますけれども、幕別町民であれば、ほとんどがもう今パークゴルフがどんなものかということが分かっている、そうした上での今現在の実態にあるということでありまして、本当に、友達同士でできれば誘い合わせて、きょうはパークゴルフやろうやと、そういうような協力をいただければ本当にありがたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 幕別町民であれば、パークゴルフのことをよく分かっていると思うのですが、実際にいろんなコースでパークゴルフをやっている姿を見るのですけれども、それが景色になっていて、自分が参加するということまで行動にいけないというのが実情だと思うのですね。

答弁の中で、幕別高校が授業として取り組んでいたというのもありましたが、芽室町は、町が考案したスポーツ、ゲートボールなのですけれども、これを義務教育の中で一度体験させて、郷土に誇りを持ってもらおうと、ふるさと教育の一環として町内の小学校でゲートボールの授業を取り入れています。また、芽室町教育委員会は団員を募って、ゲートボール少年団を、これは6歳から15歳未満なのですけれども、結成しています。昨年は団員が倍増して、この8月の全国ジュニア大会に向けて練習していると報道もありました。

幕別の子供たちがパークゴルフを知ってやってみたいと思えるためには、まずは関心を持ってもらえるような情報を、いろんな形で継続的に子供たちにしっかりと伝えていくことが大事だと思っています。

昨年、札幌の小学生が修学旅行でパークゴルフを体験しました。こうしたこと、団体で借りられる用具があるとか、指導を受けながら体験できる、このことを知らなかった学校現場の声もありました。

発祥の地に住んでいながら、一度も経験しないまま地元を離れたとき、ふるさとのパークゴルフの魅力を伝えられないのではないかと懸念もしております。

情報を伝えたり、同時にパークゴルフに触れる機会を増やしていくことが大事なのですけれども、例えばですが、夏休みに高学年向けのパークゴルフ教室を開く、これは町教委で夏休み学び隊というのをやっているのですけれども、その夏休みの平日に行うとか、夏休みの学童の行事として行ったり、また学校活動の中でも、子供自身がやってみたいと思える仕掛けを町教委と地域と協力しながら、検討してやっていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） いろいろな興味を持たせながら、取り組んでもらうことは大切であります。パー

クゴルフはこんなものだよとか見聞きするだけでは、やっぱり本当の楽しさは分からない。実際に子供がクラブを握ってホールにボールを入れる、その音、快感ですね、あの音は非常に気持ちいいわけでありまして、入ったことの喜びだとか、そういうことを教えてあげることが一番の近道なわけでありまして。

ただ、これ、どういう手法を用いてやるかということは、結構ハードルが高いわけです。今、例示いただきましたけれども、これも夏、炎天下にやるというと健康管理の問題もあります。道具を、道具はそろえられると思いますけれども、あるいは学校の教育課程の中でやることも、これもなかなか学校の理解も含めて簡単ではないわけでありまして、そこはやっぱりパークゴルフ発祥の町でありますから、これ内山議員おっしゃったように、パークゴルフを1回もやったことがなくてこの地を離れるというのは、ちょっと私としても寂しいことであろうなというふうに思っておりますので、やはり一度はせめて経験をしてもらう、体験をしてもらうという、そういう方向に向かって知恵を出していきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 一度は体験してもらおうと、言葉で言うのは簡単なのですが、具体的なことを考えると、とても本当に現実できていないわけで、なかなか難しいとは思いますが、まずは、役場の新任職員が、昔はやっていたみたいなのですか、パークゴルフをまず知ってもらう、そういうことも必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確におっしゃるとおりのところはあるとは思いますが、新任職員研修会という、実はもう終わったのですが、研修会の1時間ぐらいとってやることも、これ必要なのかなと。

ただ、全部みんなが知っているのであれば、もうあえてそれをやることもないのではありませんけれども、最近は結構、広域から職員が採用されていることを考えれば、職員が知ってもらうこと、それが職員研修としていいのかなのかということとは別にしても、一度体験してくださいよということには要請をしなければだめだなというふうに思いますし。

ただ、職員の組織として職員交友会という親睦団体があるわけでありまして、この団体が毎年パークゴルフ大会を開催していただいておりますので、今それが予定されておりますので、せっかくの場でありまして、新採用職員についてもそういう場に積極的に出場してパークゴルフをやってくださいよと、そんな要請はしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） パークゴルフをレクリエーション的なそういう目的ではなくて、やっぱりまちづくりの中で、役場の職員もやはりパークゴルフを実際1回はやってほしいなという思いでお伝えしました。

次の、パークゴルフの日に行きます。

ご答弁にありましたけれども、パークゴルフの日に関心しているという答弁ではありませんでした。

これ、私、いろいろ聞きますと、パークゴルフの日を知っていますかという方々に聞いたら、結構知らない人がほとんどなのですね。その前後に、8月9日の前後にそういう家族大会をするとしても、もし8月4日に開催するとしたら、8月9日がパークゴルフの日だから、それに合わせてずらして8月4日にしましたとかアナウンスをしなければ、それに合わせているということをつかえないですね。

今まで、2006年でしたか、パークゴルフの日というのを協会のほうで定めてから、もう10年ぐらいたっているのですが、パークゴルフの日というポスターまであります。けれども、こちらのほうで知らないということなのですね。知らないということは、何か普及につなげていこうという考えはなかったのか、あったのかお聞きします。それを利用して。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは答弁でもお話をさせていただきましたけれども、これは町が定めたものではないのです。ですから、パークゴルフ協会が普及していくための一つのきっかけとして定めたわけでありまして、それを町が守らなければならないという何もものないわけで、ただ、町もパークゴルフを普及していくことは当然役割でありますので、そこに協力する形でやっていきたいと思います。

ただ、知らないことは確かに恥ずかしいなというところもありますので、そこはしっかりと職員に周知をしながら、できることであれば、その日にパークゴルフをやりましょとか、あるいは職員交友会のパークゴルフ大会をその日にやりましょとか、その日はパークゴルフをする日だと、そういう機運を盛り上げていくことは必要であろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） なぜこういう質問をしたかといいますと、パークゴルフの振興について、過去に何度か町の答弁がありました。きょうもあったのですけれども、そのたびに、協会と連携を図っていきますという回答があったのですけれども、こういう、協会が定めたからといって、パークゴルフの日を1年に1回定めて、もっと普及していこうよということで、やっぱり大きいことだと思うのですよね。そういうことを実際、行動していないということは、連携しているということにつながるのかなというふうに思って、私は質問しました。

そんなので、統括する部署があって、そこで情報を集約して横断的に判断することができるとしたら、連携してそういうのをどんどん広めていくこともできるのかもしれないのですけれども、そういうことがないということで、4番目の質問に行きます。

新たに設置することは考えていませんとのことでした。

パークゴルフが誕生して36年たちましたが、パークゴルフを取り巻く状況は変化しています。今、ご答弁にもありましたが、誕生して10年目にパークゴルフ振興係を新設して、9年間協会と連携しながらやってきたということで、一定の任務というか役割を果たしたのだと思っております。

その後9年間やって、それで、それぞれの役割で進んでいったと思うのですけれども、今こうした課題もありますし、今回、15日には、日本パークゴルフ協会が、7か国の競技団体とともに国際パークゴルフ連盟を発足しました。パークゴルフはどんどん本当に世界各国で楽しまれていくようになって、もう本当に幕別の知名度をより高めてほしいと思う中で、町内もやっぱりそこと一緒に町も本気になって連携していかなければならないということで質問したのですけれども、パークゴルフが誕生したころの話なのですけれども、皆さんのほうが詳しいと思うのですけれども、役場職員で横割り組織をつくって、パークゴルフ振興会議を開いて、さまざまな角度から熱くアイデアを出し合ったことが、現在につながっているということをお聞きしています。

だから、新たな部署を設置しないまでも、ほかの考え、もっと今、例えばさっきの答弁にもありましたけれども、視察の受入れは政策推進課、大会の開催は生涯学習課、公園の管理は土木課というふうに分かれているのですけれども、そこら辺のところを、何かうまく一元化するような、そんなほかに考えがもしあればお答え願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういう考えはないわけでありましてけれども、要するに、専門部署を設置するのはいいのですが、どれだけの仕事があるのだということが一つ問題になりますし、部署を設置するということは、少なくとも一人係とかということにならない。やはり組織力で我々は仕事をしているわけですから、その組織力を1人より2人、2人が頑張って2.2人工の仕事をするのだ、そういう考えで、今、組織機構は設置してありますので、それを、専門部署を設けて、パークゴルフ振興担当でもいいのですけれども、これがどれだけの仕事か、役割分担が、大きな意味でのパークゴルフ振興については日本協会にやっていただいています、その受けた情報なりあるいは町内で起こった情報は、町として当然、振興として発する、あるいは行政視察が来たときに対応するということはありますけれども、これ何、こういったことが係として仕事としてあるのだとい

うふうに考えたときに、ちょっと浮かばないのですよね。

ですから、組織機構上からすると、私は一つの課の中で、その役割をみんなで持つなり、あるいは担当を決めて役割を果たすということぐらいしか、今の仕事の分量、組織のありようを考えたときには、考えられないというふうに思っております。だからといって、パークゴルフに関して何もしないというか、町として役割を何もしないということではありません。今の組織の中で私はやれるのだろうなということで、専門部署は設置をする考えはないというふうにお答えしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今、町はオリンピックの事業を進めています。その中でいろんなスポーツを絡めて、多くのスポーツを体験してほしいということで、地域の資源を生かしてやっているのですけれども、何かパークゴルフがその中で埋もれているような感じを受けるのですね。だから、スポーツのまちづくりの中で、パークゴルフが埋もれないで、さまざまな取組を絡めていくことが必要だと思うのです。

例えば、オリンピックの事業では、食や健康を結びつけた取組もしています。パークゴルフについても、発祥10周年のときに、健康と医療についての意識調査を行って、1人当たりの入院医療費の削減に役立っているデータも載せて、健康増進効果があるというふうにまとめていますし、初めの質問でも、パークゴルフ協会が出した調査報告書でも、大学との協力が出したのですけれども、パークゴルフは今後のスポーツが担う新たな役割を果たすためには最適なスポーツである、そして健康増進効果、コミュニティづくりに期待が寄せられているとまとめているものもあります。

今、町長のお話、分かりました。そういった部署をつくるのが難しくても、やっぱり何をしていくか分からないという中で物事は進まないの、例えば、本当にパークゴルフに関した住民会議みたいな、実行委員会みたいな、そういったパークゴルフ、今こういう課題があって、これをどうしていったらいいかというのを、庁舎内だけではなくて、いろんなところから声を聞く場というのを設けることも必要だと思います。

答弁しづらそうなので、次の質問に移りたいと思います。

町の活性化に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの活用をということで、平成30年、31年度におけるふるさと使途、これを提示していただきました。寄附額の増加に伴って、さまざまな事業に充てられているということでもあります。そこで、これらについての情報発信のところで質問します。

2017年に総務省より重要な通達が幾つかありました。その一つは、使用目的を明確にした上でのふるさと納税制度の利用の推奨で、集めた資金の行き先である事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする必要があると書かれています。

もちろん、寄附していただいて、返礼品を送ってもらって、感謝して終わりといったことも、現実的には多いかと思います。ただ、返礼品をきっかけに、その人たちと今後もどうつながっていくかが大切だと思います。複数回の人にはダイレクトメールを送るということでしたけれども、それ以外の人たちも含めて、興味を持ち続けてもらうために、ホームページの内容ももっと分かりやすくする余地があると思います。

それについて、今後、次につながる大きな手段としての、充当事業のアピール、これについての情報発信について、お考えがあればお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） ふるさと寄附の使い道の周知でありますけれども、ご質問にもありましたとおり、広報紙で1年に1回周知するとともに、広報紙はホームページにも掲載しておりますので、ホームページでも間接的には周知しております。また、さらには、ふるさと寄附のホームページ、ふるさとチョイスのページでも、昨年から使い道情報を掲載しているところでもありますけれども、私もじっくり今回見てみたのですけれども、まだまだこれでいいというふうには感じておりません。さらに工夫をして、もっともっと寄附していただける方の共感を得られるような取組が必要であるというふ

うに考えております。

このふるさと寄附については、やはり単に物を売る場ではなくて、寄附を通じて町を知ってもらって、さらには町に来てもらうことも重要ですし、あわよくばといいますか、町に住んでいただける人が一人でも来てくれれば、さらにいいことだなというふうに思っておりますので、その情報の発信については、まだまだ工夫をしてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 3番目の質問に行きます。

ガバメントクラウドファンディングの活用を検討していきたいという、前向きなご答弁をいただきました。

ふるさと納税型クラウドファンディングを活用するメリット、いろいろありますが、使い道が明確に限定される、ふるさと納税本来の趣旨に沿った運用ができる、共感を集めることができる、いろいろあります。6月の法改正で、返礼品割合が統一されました。これに伴って、寄附者の寄附先の選び方に変化が生まれるといった意識調査の結果もあります。今後、地場製品の少ない自治体は必死で模索していくでしょうし、地場製品のある自治体もより創意工夫が求められるようになると認識しています。

先ほどもその答弁ありましたので、今後も工夫していかれるのだと思っておりますが、もう既に納税額が少なくなっているということでした。しかし、野村総研やさまざまなりサーチ会社が、ふるさと納税についての調査結果を出しており、ふるさと納税の認知率はすごく高いのですけれども、利用率がまだ10%台であり、潜在層にまだまだ広がる可能性があるということを示しています。本町も魅力ある返礼品づくり、この制度改正も受けていろいろ努力されていることは承知しています。これまでの返礼型ふるさと納税の取組を続けながら、同時に、潜在層とか、モノではなくコトへの共感で動く人たちにアプローチしていく、こうしたことが重要になってくると思います。

答弁の中で、多くの人たちから共感を得られる事業を実施する場合というふうに言われていたのですけれども、多分、それはどうなのですかと聞いても、なかなか今そういった事業があるということではないと思うのですね。

一例ですが、本町の人口減少対策に関する若手職員プロジェクトチームの報告書があります。内容を見ると、若手職員の発想で協議を重ね、さまざまな施策の提案が示されています。これを町として分析し評価した上で事業化しているものもあると承知していますが、資金面で実現できない施策もあるのではないかと思います。また、オリンピックの町ワークショップも、今、動いています。クラウドファンディングは、さまざまな事業と組み合わせて行うこともできます。多様な手法で地域の課題を洗い出し知恵を出し合う中で、多くの人に訴えるべき課題を選んで活用していく、こうした挑戦をぜひしていただきたいと思っております。お考えを。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若手プロジェクトからの施策の採用、マイホーム応援事業などがそうであります。基本的には、私、ほぼ財源的な問題で採用しないというものはないのではないかなというふうに思っています。それは、施策の有効性としてどうなのという、本質のところでは判断はさせていただいておりますので、そこは現実的に見た中で、これは施策として取り入れられるかどうか、そういう観点で判断をさせていただいているところであります。

それで、クラウドファンディングの話なのでありますけれども、これは、よそのというか隣の町の話をしたらなのですが、本当にああいう夢のある、ロケットを打ち上げるなんていうのは、これまでささしく共感が得られる、夢を買うといいますか、そういう事業であって、本当にうらやましいなと思うわけです。

あそこも2回目もやっていますけれども、なかなかこれ本当に、ではオリンピック選手を応援する事業なんてことで寄附を募ったときに果たしてどれだけとか、やっぱりキーワードは、オリンピックであつたり、パークゴルフであつたりというところがあるのだろうなというふうに思いますけれども、

それで、具体的な事業としてはこれというのは現時点では考えられなかったもので、ああいう答えになっているわけであります。

それで、今後いろんな町がやるべき課題であったり、社会経済情勢も変わってくる中で、これに取り組んでみようかということも出てくるかもしれませんが、そのときには、その事業が本当に応援したいなと思えるような事業であれば、これはクラウドファンディングを取り入れてまいりたいというふうに思っているところであります。

それで、現状、6件ほど十勝管内においてもやられています。もう既に期間が終わったものもあって、目標額の5%ぐらいしか集まらなかったという事例もあるものですから、なかなか下手な鉄砲も数打ちゃ当たるみたいな、そんな感じでもやれないものですから、やはりある程度厳選して、しっかりと目標額が集まるような事業ということで取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

本日の会議は、内山議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、内山議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

内山議員。

○3番（内山美穂子） 今、町長、目標額に達しないということに懸念を示されていたのですが、クラウドファンディングとふるさと納税型ガバメントクラウドファンディングがあるのですが、普通のクラウドファンディングはオール・オア・ナッシングで、到達しなかったらもうお金が入ってこないのですが、ふるさと納税型のほうは、例えば5%でもその金額が入ってくるのですね。で、5%ということになるかもしれないのですが、この課題が果たしてみんなの共感を集められる課題なのかどうかというのをはかることもできると思うのですね。実際に企業では、市場で何か新たにするとき、クラウドファンディングを使うということ、手法をとっていて、それで、市場の反応を見て、あっ、これはだめだなということで軌道修正して進んでいくという場合もあります。最初から失敗を恐れてしまうと、何も、5%できなくなることもあるので、そういったことがあれば、ぜひ利用してほしいと思います。

ちなみに、私、ちょっと本当に一例なのですが、またパークゴルフにつなげてのガバメントクラウドファンディングなのですが、一例なのですが、パークゴルフ、健康増進効果がすごく高いということはいろんなところで書かれていまして、道内のいろんな病院でリハビリに使われているという、そして効果が出ているということをお聞きします。何年か前まで、帯広の呼吸器内科のほうで、リハビリで患者さんの家族と一緒に酸素のボンベつきのリュックをつけて交流会をしていたらしいのですね。患者さんも、なかなか体が、ぐあいが悪いのだけれども、やっぱり外に出たい、でも自分一人では出られない。そういうことで、医師とか看護師とかいろんなスタッフたちの協力があって、回って楽しんでよかったということもあったので、本当にこれは参考なのですが、そういった何かをしたいのだけれどもできない、それを何かの形でそれができなくなったのはどういう理由かということ、スタッフがそろわないというような理由もあったみたいなので、そういったことも考えて、夢のあることもいろいろ考えて、本当に職員がモチベーションを持っているいろんなことに進んでいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 最後のところはまさしくそうだと思います。ただ、ちょっと企業と地方公共団体を一緒に考えられている点については、ちょっと私はそうではないなというふうに思います。企業は利益追求していて、軌道修正しながら利益を上げていく、当然のことなのです。行政は、失敗したか

らそれやめたというのは、あまりにも無責任な話なわけでありますので、ですから、私よく職員に申し上げているのは、施策を何か組み立てたと。その利用者がいない、つまりそれは行政の自己満足になる、そういうことはあってはならない、十分なリサーチをした中で施策を組み立てる、そうしなければだめだよということを申し上げているわけなのでありますけれども。やはり私たちは失敗を恐れてもいい場面と、やっぱり恐れなくてやるというか、失敗があり得たらまずいぞというものはあると思いますので、そこはしっかりと考え方を整理しながらやっていきたいなというように思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 町長の思いはすごく分かります。ただ、職員の挑戦意欲が続くように、私も応援したいと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:58 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和元年第2回幕別町議会定例会  
(令和元年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ  
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

令和元年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議 長 寺林俊幸  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘      18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      代表監査委員 八重柏新治  
企画総務部長 山岸伸雄      住民福祉部長 合田利信  
経 済 部 長 岡田直之      建設部長 笹原敏文  
会 計 管 理 者 萬谷 司      忠類総合支所長 川瀬吉治  
札内支所長 原田雅則      教育部長 山端広和  
政策推進課長 谷口英将      総務課長 新居友敬  
地域振興課長 亀田貴仁      糠内出張所長 天羽 徹  
住民生活課長 佐藤勝博      福祉課長 檜木良美  
保健課長 白坂博司      農林課長 香田裕一  
農林課参事 松井公博      商工観光課長 西嶋 慎  
保健福祉課長 林 隆則      経済建設課長 高橋宏邦  
学校教育課長 宮田 哲      生涯学習課長 石田晋一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ

# 議事の経過

(令和元年6月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員を指名いたします。

## [一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番（石川康弘） 通告書に従いまして、質問をしたいと思います。

1項目、民生委員・児童委員の負担軽減対策について。

昨今、社会の急速な変容の中で、地域住民の価値観の複雑化、多様化とともに、地域社会のあり方も大きく変化し、福祉、生活課題として育児、介護、貧困、孤独死、引きこもり、自殺、虐待、DV、障がい者への支援、また自然環境の変化に伴い、自然災害が多発しております。民生委員・児童委員はこれらの課題に対して、地域住民や行政をはじめとする関係機関、団体等と連携を図り、住民に最も身近な相談役として、住民に寄り添いながら安心して暮らせる地域社会の形成に向け活動していると聞いております。その中であって、民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きなものになっています。そのため負担も大きくなり、なり手不足の要因になっていると考えられます。ついては以下の点を伺います。

①民生委員のなり手不足が叫ばれているが、本町における取組は。

②「民生委員協力員制度」の活用について。

続きまして、第2項目、職員の適正配置について。

行政のニーズが複雑、多様化し、その変化のスピードも速くなってきている中で、町職員の負担も大きくなってきています。職員が健康で喜びと希望と誇りを持って働くことが、行政サービスの向上につながると思います。また、職員個々の能力や実績等を把握して、適材適所の人事配置する必要があると思います。平成28年度より全職員が対象となる人事評価制度が始まっていますが、以下の点を伺います。

①人事評価が職員配置に反映されているのか。

②部署に精通したスペシャリストを育成する考えは。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「民生委員・児童委員の負担軽減対策について」であります。

民生委員につきましては、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職に属する非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、また、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねておりますことから、子育て家庭に対し、様々な相談や支援なども行っております。

本町の民生委員・児童委員の定数につきましては、主任児童委員4人を含め、65人で、このうち、現在、民生委員・児童委員に4人の欠員が生じておりますが、本年5月31日付で北海道知事に対し、1人の推薦を行ったところであり、その他の3地区についても関係地域の公区長からお話を伺いながら、候補者選定を進めているところであります。

ご質問の1点目、「民生委員のなり手不足が叫ばれているが、本町における取組は」についてであります。

平成26年4月に厚生労働省がまとめた「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書では、民生委員のなり手不足が生じている要因として、地域住民に民生委員・児童委員の存在や仕事内容が正しく理解されていないこと、高齢者や生活困窮者などの対象者の増加に伴う業務量の増加、また対象者の抱える課題の複雑化、多様化に伴う業務の困難化などにより、相談業務の負担が増していることなどが挙げられており、このような状況は、本町においても同様の傾向にあるものと認識しております。

本町では、民生委員の候補者の選定に当たっては、退任される民生委員に適任者をご紹介いただき、見つからない場合には、その地区の状況を一番把握しております公区長にご相談するとともに、他の地区の民生委員や福祉団体からの情報を集めながら、候補者の確保に努めており、候補者に対し、民生委員・児童委員の必要性や職務、活動内容などを説明し、承諾をいただいているところであります。

また、日々の活動において、相談業務の全てを背負い込まないこと、相談内容を関係機関につなぐことを基本とし、困った場合には、福祉課に連絡いただくことなどにより民生委員の負担軽減を図っており、今後も民生委員が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「民生委員協力員制度」の活用について」であります。

民生委員協力員制度につきましては、民生委員が一人で活動することが困難な場合や民生委員の担い手を育成することなどを目的として、自治体の長が委嘱し、民生委員の指示・指導のもと民生委員の活動をサポートする市町村独自の制度であり、北海道内では現時点で創設している自治体を確認できておりませんが、全国では人口の多い都市部において創設されております。

前段でも申し上げましたとおり、民生委員の活動については、複雑多様化、多忙化などが、なり手不足にもつながる要因となっておりますことから、民生委員が住民の最も身近なところで活動する地域福祉の中心的な担い手として、その機能を十分に発揮していただける仕組みづくりに向けて、本制度の研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、「職員の適正配置について」であります。

近年、地方自治体では、国や北海道からの権限移譲や各種制度の改正及び多様化する住民ニーズへの対応等、職員の業務量が年々増加してきており、職員が意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや、心身の健康管理を一層図っていくことが必要であると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「人事評価が職員配置に反映されているのか」についてであります。

本町における人事評価は、職員を行政運営を行うための資源、すなわち「人財」と捉え、職員の資質の向上と能力開発を主眼として実施しているものであります。平成26年の地方公務員法の改正により、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」とされております。

これらの背景から、本町における人事評価の取組としては、平成21年度、25年度に管理職を対象に試行し、27年度から全職員を対象に試行してきたところであります。

また、本町の人事評価の区分は、職務の遂行に必要な能力を評価する「能力評価」と、職員が自ら設定した業務について、その達成度を評価する「業務評価」の大きく2区分について評価しているところでもあります。

しかしながら、人事評価の試行を進める中で、「能力評価」の評価項目が多く、複雑であること、また、「業務評価」において、組織としての目標の設定や、個々人の業務目標の難易度、さらには、評価者による評価手法や評価スケジュールなど見直すべき課題がありましたことから、昨年度、これら課題の検証を行い、全面的に評価内容の見直しを行ったところでもあります。

人事評価は、評価する側、される側が制度の内容を十分に理解し、公平、公正な評価のもと、広く人事管理に生かしていかなければならないものと認識しているところではありますが、これまでの職員配置につきましては、評価者が日ごろの被評価者の職務状況を把握し、人事評価を参考に人事担当部局とヒアリングするなどの方法により、人事を実施してきたところでもあります。

しかしながら、昨年度、人事評価方法を全面的に見直したことから、今後におきましては、人事評価を職員配置等人事管理に最大限活用してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「部署に精通したスペシャリストを育成する考えは」についてであります。

職員の人事異動のサイクルは、3年から5年の期間を基本とし、町職員としての幅広い視野を身につけるため、過去の経歴を参考に、できるだけ未経験の分野に配置し、新たな能力開発を促すとともに、職員の潜在能力を引き出すことにより、組織力が最大限発揮されるよう、適材適所の配置に努めているところでもあります。

また、平成12年度に「人事異動における自己申告実施要綱」を定め、管理職以外の職員を対象に職員の仕事への意欲・能力を喚起すべく、制度化しているところでもあります。

本町における人事異動につきましては、前段申し上げましたとおり「人財」開発と「能力」開発による組織力の強化を基本に実施しておりますが、部署により、資格等が必要な業務においては、その資格を有する専門職を配置し、また制度の複雑さや一定程度町民との密接な関係を必要とするなど、専門性が求められる業務においては、通常より長いスパンで人事を行うほか、さらに高度な知識や経験を要する業務においては、業務そのものを外部に委託しているところでもあります。

このことから、ご質問の「部署に精通したスペシャリストを育成する考え」につきましては、現状の人事異動を維持しつつ、今後の行政需要を見極めながら、業務内容に則した人事行政を行ってまいりたいと考えております。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ご答弁、ありがとうございます。全国的に見ても、民生委員の担い手不足というのはどこの地域でも同じでございますけれども、質問したいと思うのですが、1人当たりの活動日数の変化ですね、何年間かでもいいのですけれども、どのぐらいの活動日数が減っているのか、増えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 1人当たりの活動日数ということでございましたが、申しわけありませんが、1人当たりの活動日数の数字は押さえておりませんので、幕別町の民生委員・児童委員協議会、民生委員さん皆さんの活動日数になります。活動日数としましては、平成28年度は、活動日数としましては6,488日、29年度で7,547日、平成30年度で7,566日となっております。大きく変動はないのですけれども、若干の増となっているところでもあります。

申しわけありません。28年度につきましては1人当たり106日、29年度は123日、30年度におきましては124日というふうな活動日数となっております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。担い手不足と言われておりますけれども、活動日数は全国的に見ても増えてきているのですね。

そういった中で、民生委員の役割というのは非常に大きなものになってきているし、期待も大きいものだと感じております。

答弁の中に、「日々の活動において、相談業務の全てを背負い込まないこと」「相談内容を関係機関につなぐことを基本とし」とありますけれども、私も実は2年ほど民生委員の経験をしましたけれども、それぞれの委員さんは本当に一生懸命やっておられて、その責任に関して、本当に意欲的に取り組んでいるなというふうに感じていたのですね。その中で、確かに背負い込むことによってますます負担になって、なり手不足が深刻になってくるのかなということも、要因としてはあるのかもしれないですけれども、逆に一生懸命やっておられる方は、本当に一生懸命やっておられるのですね。私は民生委員になって、そんなにしょい込まないで、何か問題があったときに、そういう役場につないで、なるべく負担を軽減していくというのは分かるのですけれども、それによってさらに、今度、後の問題にも触れるかもしれませんけれども、職員の負担もまた逆に増えてくるのではないかなというふうに感じているのですね。できるのであれば、地域で解決できることは解決していく、それが協働まちづくりという上でも必要なことではないかなというふうに感じています。

それと、民生委員に対する、個々に対するサポート、これをどのように行っているのか。一般企業でもそうですけれども、何かそういう責任を与えたときに、その責任がうまく果たしておられるのかどうかということ必ずチェックをするわけですが、特にこの民生委員については、いろいろな知識、また人間としての人に対するあり方だとか、そういうことがないと、なかなか難しい責任でもございます。そういった上で、サポートしていくということはとても必要なことだと思うのですが、それについては何か方策を講じているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 1点目の「背負い込む」という件に関してお答えをしたいというふうに思いますけれども、これは民生委員のそれぞれの委員の方が、一定レベルの知識であったり、相談を受ける能力であったり、資質を兼ね備えた中で、自分でやれること、やれないことというのは当然あるわけです。さらに、専門的な部分あるいは関係機関が専門性を持って対処している部分については、これはつないでくださいということで、その方が一定の資質を持った中で対応できる、それ以上のことはつないで負担を軽くしてくださいと、そういう意味で先ほどお答えしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 民生委員さんへのサポートということでございますが、毎月、民生委員・児童委員協議会を行いまして、その中で、各いろんな介護制度ですとか、そういった制度の勉強会をやるなり、あと分散会で先輩の民生委員さんが活動していることを、新人の民生委員さんのほうにお話しただいて、どういう活動をしているかというようなお話をさせていただいたりとか、あとは十勝、道のほうで研修会等々ありますので、そちらのほうに参加していただいたりということで、知識を増やしていただいた中で活動していただけるようにサポートをしております。

また、難しい問題につきましては、専門の部署に相談いただいた中で、専門の部署の職員が対応するような形でサポートをさせていただいているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。私は、今の答弁でよろしいかと思うのですけれども、もう一つ大切なのは、個々におけるメンタル的な状態ですね。その辺の何かサポートいただけると、さらにその責任についての何といいますか、意気に感じてその責任を果たしていくことができるのかなと思うのですけれども、個々に対する状態について、例えば年に一度面接をするとか、お話を聞くとか、そういう場面というものはあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 個々の民生委員さんと個別に年に1回相談するとか、そういったことは行っておりませんが、地域で難しい問題があったときなど、ご相談いただいた中でそのほかでも困ったことがないかというようなことで、お話を十分に聞くという形でのサポートをさせていただいて

いるところでございます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。ぜひ、そのことを続けていただきたいというふうに感じております。

続きまして、民生委員協力員制度についてでございますけれども、調べたところによると、北海道でもそれはやられておられないということで、全国的には、この制度を利用している自治体が低いというふうにお伺いしております。

先ほども申しましたけれども、民生委員に対する環境と申しますか、いろんなそれぞれの地域社会の多様化、また生活課題がたくさん出てきています。最近では、8050問題だとか、ひきこもりだとか、そういうことが重要視されていて、どうしても私たちはお年寄りのほうに目が向きがちなのですけれども、民生委員は児童委員兼ねていますから、若い人に対するそういうサポートも必要になってくるわけですね。その中で、一人でそれを行うというのは、非常に負担という面からいって多くあるのではないかなというふうに感じております。

また、訪問するとき、民生委員は一人でお伺いするわけですね。例えば独居の方の男性のところには女性が行くというのはちょっと無理なこともあるし、どうしても玄関先で終わってしまったり、また逆の場合も同じでございます。そういった意味からもいって、何らかのサポートできる人が、1人ではなくて、2人ないしできたら3人ぐらいで行くこともあり得るかと思うのです。全国的に低いから、まだ全道で手をかけていないからではなくて、幕別町が率先して、この課題に向けてこの制度を利用して進めていくべきだと思うのですけれども、それについて前向きな考えをお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員が通告の中でも述べておられましたように、育児、介護、貧困、孤独死、ひきこもり、自殺、虐待、DV、障害者への対応、災害時の対応など、非常に問題が複雑、多岐化している現状は十分認識しているわけであります。

ただ、現状においては、民生委員さんの親身なご努力というか、接遇によって、ほぼ業務が円滑に進められている。もちろん高度な部分、専門的な技術、知識を必要とするものにつきましては、それは専門機関につないでいただくという中で、ほぼ65人の民生委員さん、それぞれの職責を十分果たしていただいているであろうというふうに認識しているわけであります。

ただ、今、申し上げましたように、非常に問題が年々複雑化していく、困難性を増していく中においては、いずれは私はこの制度を活用しなければならない時代が来るのだろうというふうに思っているところであります。

現状、今、一人ではなかなか行けないといった場合は、これは話を聞く際に、女性のところに男性の民生委員はなかなか行きにくいのは当然でありますので、そういうときには、例えば役場のほうにご連絡をいただいて、職員が一緒に行くなんていう対応もできるわけで、これは頻度の問題にもよります。それが頻繁にあると、これはやはり、協力員制度を設けた方がいいというふうになろうかというふうに思います。今、まさに過渡期に入りつつある時期であろうというふうに思っておりますので、当面は民生委員の皆さん方の苦勞の状況を見ながら、制度の創設については検討課題として捉えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 前向きな答弁、ありがとうございます。これについては、早急に考えていただきたいと思うのです。

役場の人たちと一緒にいくという方法だとか、それから当時私も聞いたところによりますと、ほかの民生委員さんと一緒にいく手法もあるということはお伺いしておりますが、実際的には、それが可能かどうかということもちょっと問題なので、それから例えば中には何か問題があったときに、例えば夜中に行くとか、そういうことも起こり得るわけですね。

それからもう一つは、あつてはならないことですが、全国的にはそういうこともあるようですけれども、活動中の事故、例えば訪問した先のやりとりの中で、そういったことが起きる危険性もあるわけですね。そういった意味からも、この問題については早急に取り組む必要があると思いますので、ぜひそれについては早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にまいりたいと思います。人事評価の件ですけれども、1番と2番、ちょっと一緒になると思いますので、それも含めた中で質問したいと思いますけれども、答弁の中で、「全面的に評価内容の見直しを行ったところであります」というふうに言われましたが、この件に関しては、具体的には何か大きく変えようとしているところはあるのでしょうか。そして実際に行っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 人事評価の変更した内容につきましては、答弁書でも述べさせていただいているのですが、施行を行う段階で、組織目標の設定であったり、個人における難易度の考え方、また評価の基準については、評価者による評価のばらつきが見られたということや、あとスケジュールの関係、1年間で今までは評価をしてきたということでありましたが、その取り組むべき業務の立て方の曖昧さだったり、評価側の職務行動の把握の問題であったり、そういったところが問題点として出てきたものですから、昨年度そういったところを検証し、そういった中身を大幅に改定して見直しを行ったというところがございます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。

答弁の中に、「職員が意欲を持って業務に当たることができる環境づくりや、心身の健康管理を一層図っていくことが必要であるというふうに認識している」ということでございますけれども、私もこの辺のことについては非常に気にしております。全職員が本当に自分の仕事に誇りを持って、本当に自分の能力を十分に発揮できる環境をつくるのが、これは役場であっても民間であっても同じことだと思うのですけれども、その中で、私も事業をしていた中でやっていたことですが、年に1回、それぞれの個人面接をして、その中で、もちろん仕事に対する評価をしましたが、それプラス、やはりその人がどういう生活をしているのか、何か悩みを抱えているのかどうかということも加味しながら面接し、励まし、そしてその人の能力を高めていく手法をとっていました。

それは、私の考えではなくて、ある企業の会社の経営者から学んだことなのですけれども、その経営者は、それによって随分業績が上がったと、だから、私は毎年それを、そのことについてやってくんだと、それによって従業員は本当に会社ってそこまで考えてくれているのかと、意気に感じて仕事をしていたという報告を受けております。

役場もそれに似たところがあると思うのですけれども、個々においては、そういう能力評価、業務評価、これは非常に大切なことではありますけれども、逆にメンタル的なところも十分に評価といいますか、励ましやアドバイス、それができるような体制をとることによって、さらにその人の能力や資質、それがどんどん高められていって、行政サービスにつながっていくのかなというふうに考えておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、石川議員がおっしゃったような、そういう趣旨のもとで、この評価制度が行われているわけであります。今回、大きく変えたというのは、評価に客観性を持たせよう、それと余り複雑にしまうと、何のための評価か分からなくなるので、簡略化しよう。そういう観点から、今回の見直しを行ったわけであります。

そして、何よりもこの評価で一番いい点、メリットというのは、従前の勤務評定というのは一方的な上からの評価、評価者の評価で終わっていたのが、この人事評価制度につきましては、面談をすることによって、考え方を聞きながら、そして最終的な目標を立てていくというところがありますので、そこは評価者と被評価者の面談の中で、より意思疎通も図られて、それを達成すれば一定の評価が受

けられるということになれば、そこにやりがい、達成感というものも伴っていくのだろうというふうに思っております。

ただ、もう一つ、地方公務員、役場の難しいところは、三、四年で人事異動をするとなるわけであり、そうすると、極端な話、辞令という紙切れ一枚でどこへでも行くのが宿命という、そういう面があるわけで、中には、本当はこんな仕事やりたかったのにとか、こんな仕事やりたくないなとか思う場合もまれにはあるかというふうに思うのでありますけれども、そのために答弁でも申し上げましたように、人事異動の自己申告制度、こんな仕事をやりたいのだと、そういう制度も取り入れながら、職員の士気、やる気というものが最大限に発揮するような配置をし、そうした上で人事評価を行うと、そういうシステムに今なったところでありますので、十分職員はやりがいを持ってやってもらえるのだろうなというふうに思います。

それと、メンタル面につきましては、これは係あるいは課、部の中で、十分個々の評価者あるいは仲間ですね、十分に相手を見ながら、互いに思いやりの気持ちを持って接しながら、心の問題を起こさないような、そういった配慮もしているわけでありますけれども、仮に患う人も出るわけでありまして、仮に出たときには、十分に今まで以上に周りが見守りながら、過度な負担をかけないというようなことを配慮しながら、業務を進めているところであります。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。よく町長の思いが伝わってきましたので、ぜひそのことをいつも心がけて実践していただきたいなというふうに感じております。

最後にですが、部署に精通したスペシャリストの育成の考えについてですけれども、よく住民から言われるのは、ようやく職員となれてきて、いろんな業務がお互いに相談し合える仲になったときに、急にぽっといなくなると。それはもう、非常に先ほどの町長の答弁にも関わってくるかと思っておりますけれども、確かに3年から5年で異動と、これは致し方ないのかなというふうに思います。

ただ、その中で、私も経験があるのでありますけれども、例えば係長職で異動してきたときに、全く経験がない部署に来たときに、本当にその職員にとっては非常に負担になるし、もしそういうことが、住民からの相談を受けたときに、それがうまく対処できないときには、住民というのは目が鋭いですから、その人に対して何かそういうレッテルを張ってしまっ、非常に傷ついてしまうという方もいらっしゃるのかなというふうに思うのです。

そういった意味では、常にその部署にその問題について精通した人を一人、例えば再任用の人もいいですし、そういった方を置くことによって、それぞれの職員の負担、そういった場合の負担を軽減できるかなというふうに思うのですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 我が職場は、240人足らずの小さな職場、町内では最大規模ぐらい大きな職場でありますけれども、自治体から見ると、非常に小さな職場なわけでありまして、そういう意味では、スペシャリストを養成すると、人が余分に必要になってくるので、それで人事の周期については三、四年で回して、いろんな部署を経験して総合力を高めるということが、将来的にも仕事の上で役立っていく。特に管理職になった場合には、総合力がなければなかなか正確な判断ができないということで、それで人事は三、四年周期で回しているというところであります。

そういう中で、せっかくなれたのに、今回行ったらいなくなっていたわということがあるかというふうに思いますけれども、そういうことがあまり起きないように、一つの係、最初は大概係でやりま、すから、係を複数化しようということで、これまで取り組んできたわけで、なるべく業務を集約、集めて、そこに携わる職員を3人、できれば4人、5人と多くすることによって、組織として仕事がしっかりできる、個人に頼ることなくですね。その係に行けば、自分が知りたかったこと、相談したかったことがほぼ満足を得られる結果になると。

そういう形で、今、人事をやっているわけでありますので、なれた人がいることは、町民にとってみればありがたいことだとは思っておりますけれども、町民全体に対するサービスの向上ということ考

えたときには、今のやり方が幕別町においては最適であろうと、そんな思いでやっているわけであり  
ます。

それともう一点、町民が訪れたときに、満足の得られない回答であったといった場合に、不信感が  
というようなお話でありましたけれども、そのことは確かに感じるかもしれませんが、そのこ  
とをなるべくなくすようにということで、複数の係にしています。

実は、私も、もう三十数年前になりますけれども、ありました。電話がかかってきまして、選挙の  
関係の照会だったのですが、全く初めて、そこに行ってから何日か目の電話での照会であったので、  
何も答えられませんでした。その方が最後に、「あなた、勉強していないね」と言われまして、非常  
にショックを受けて、大変申しわけなかったのですが、そんなことが実はばねにもなって、二度と  
というか、次のときにはしっかり答えるぞと、そういうばねにもなるということもありますので、必ず  
しもメンタルに響くだけでなく、職場の活性化にもつながっていくのではないかなと、そんな思い  
もしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ありがとうございます。ばねになるという話もありましたけれども、これはばね  
になる人もいるし、ばねにならない人もまた逆にいるわけでございまして、その辺も十分に気を使っ  
て、ぜひ健全な職員が本当に高度な住民サービスができるようにと期待しておりますので、よろしく  
お願いいたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○16番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

考古館に近世の創作技法を代表し、アイヌの人々も宝物とした歴史的価値のある品を発見。

2018年7月28日、29日、石川県輪島塗芸美術館館長と新潟上越教育大学大学院教育研究科准教授  
の2名の方が、学術調査のために来館された。調査終了時には、「大きな成果が得られた」という感  
触が伝わってきた。さらに、他の博物館にはない上質な漆器が多数存在するという、重要な指摘をい  
ただいた。

そこで、元町議吉田菊太郎氏の考古館創設の志を、幕別町の将来の発展に生かせることができない  
かという観点で、以下の質問をいたします。

1点目、元徳島藩、蜂須賀家の家紋のついたナガモチの評価では、「外装の京都産の金具を見るこ  
とだけでも一見の価値がある」という高い評価が指摘されたが、その伝来の道や、その製作された年  
代や製法など、また金糸が用いられた絹布の内張りの使用部材等の詳細について、さらに調査すべき  
と考え、伺います。

2点目、昨年夏に来館して調査してくれた2名の先生方に再度調査を依頼して、炭素年代測定法を  
含む公式調査報告をもらうべきと考え、伺います。

また、必要な経費はクラウドファンディングの採用を行うべき。

3点目、蝦夷文化考古館には、ポンクツという「女性用守りひも」が目立つ位置に展示されていま  
す。この展示の趣旨、意図は、吉田氏が伝えるアイヌ民族の心及びその精神性をあらわすものとして  
展示されているものと考えることができ、他では見ることができない貴重な展示となっております、  
何の説明もなく展示されていることを今後も続けるか、考えを伺います。

4点目、平成5年2月に65点の展示品が盗難に遭いました。現状の考古館の管理状況では、資料目  
録と実際に存在する展示品との間に差異はないのか、伺います。

また、「十勝アイヌの交易の場面が描かれた大津絵図掛け軸の原本は、札幌の大学が所蔵している  
のでは」という情報を聞きましたが、その真偽について伺います。もし、所蔵している場合は、早々  
に返却を願うべきではないか。

5点目、アイヌ新法が5月24日に施行された。アイヌ民族に対する理解への環境が大きく変わりました。今までの考古館のあり方も当然変化すべきであり、考古館の改修、トイレの早急なる改善、建築場所の選定、展示方法、観光資源としてふるさと館との関係などについて再検討すべきと考えますが、伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「考古館に近世の製作技法を代表し、アイヌの人々も宝物とした歴史的価値のある品を発見」についてであります。

自然環境や歴史的背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけではなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源であり、町民の共有財産、知的資源であります。

郷土文化資料を適切かつ継続的に収集、整理、保存し、公開することは、将来の文化発展の基礎となるものであり、教育委員会の重要な責務であると認識をしているところであります。

ご質問の1点目、「ナガモチでは高い評価が指摘されたが、詳細について、さらに調査する考えは」と2点目の「クラウドファンディングを活用し、炭素年代測定法を含む公式調査を依頼する考えは」につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の先祖が残した収蔵品を陳列し保存するために建設した資料館を、昭和41年に町が寄附を受け、蝦夷文化考古館として管理運営しているところでありますが、これまでアイヌ文化遺産の継承に大きな役割を果たしてまいりました。

平成に入ってから所蔵品の調査・研究にも着手し、考古館に所蔵されている生活用品や民族資料を全て調査した「吉田菊太郎資料目録Ⅰ」を平成4年に、文書資料、図書資料、写真資料を調査した「吉田菊太郎資料目録Ⅱ」を10年に、吉田菊太郎資料目録Ⅱの一部を活字化した「吉田菊太郎資料目録Ⅲ」を26年に、それぞれ幕別町教育委員会が発行いたしました。

昨年7月に、石川県輪島漆芸美術館館長と新潟県上越教育大学大学院学校教育研究科准教授のお二人が蝦夷文化考古館を訪れ、郷土文化研究員及び考古館管理人の立ち会いのもと、2日間にわたり調査・研究が行われ、その内容について展示されている漆器の中に貴重と思われるものがある旨をお聞きしているところであります。

過去に教育委員会が行った調査や発行した目録は、アイヌ自らが作成した民具、アイヌ固有の民具に主眼を置いたものであり、交易や労働の対価などによりアイヌの手に渡ったものと思われる漆器類については、第二義的なものであり、詳しい調査を行っていないのが現状であります。

そうしたことから、今回ご指摘をいただいた漆器類のさらなる調査につきましては、今回の二人の先生方の再調査までは考えておりませんが、吉田菊太郎氏の遺志に沿い、貴重なアイヌ民具資料として後世に伝えるため、引き続き郷土文化研究員等により進めております所蔵品の把握や未整理資料の調査・研究とあわせて進めるとともに、道内の類似する施設や来年白老町にオープン予定の「国立アイヌ民族博物館」の情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「ポンクツについて、今後も説明がなく展示を続けるのか」についてであります。

考古館の資料の展示方法については、通常は資料名を記載したプレートを添えて展示しておりますが、特徴的な資料に関しましては、説明文も入ったプレートを添えて展示を行っているところであります。

今回指摘のありました「ポンクツ」については、簡単な説明文が入ったプレートを並べて展示している状況ではありますが、アイヌ民族の精神性をあらわす貴重な展示品であり、今後その趣旨も含め、来館者の方により分かりやすい展示を心がけてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「平成5年に展示品の盗難があったが、資料目録と展示品に差異はないか、また、大津絵図掛け軸の原本は札幌の大学が所蔵しているのか、その場合は返却を願うべき」についてであ

ります。

はじめに、資料目録と実際に存在する展示品との差異についてであります。

平成5年2月16日に考古館の展示品のうち、飾り刀の「エムシ」7点、首飾りの「タマサイ」2点など、合計65点の展示品が盗難に遭い、その後犯人は逮捕されたものの盗難された展示品の多くが第三者の手に渡っており、判明した9点を買戻したところではありますが、盗難前に作成されました資料目録と実際に存在する展示品に、この分の差異が生じているところでもあります。

次に、「大津絵図掛け軸」原本の所在についてであります。本掛け軸は過去に行いました調査において、幕末から明治初期の十勝川河口と十勝太を見下した風景を描いた作品であると思われ、今後、劣化が懸念されますことから、原本については教育委員会が保管し考古館に複製を展示しているものであります。

ご質問の5点目、「考古館の改修、建築場所、展示方法、ふるさと館との関係など再検討する考えは」についてであります。

考古館は昭和34年、ふるさと館は45年に建設されたものであり、それぞれ60年、49年が経過しようとしており、考古館のトイレを含め両施設とも老朽化が進んでいるとともに、貴重な郷土文化資料の保存につきましても、今後、雨漏り等による資料の劣化が懸念されますことから、施設整備のあり方や資料の保存、展示方法等について検討を進める必要があると認識をいたしております。

教育委員会では、これまでさまざまな角度から、そのあり方等について検討を進めてまいりましたが、より具体的な検討を行うため、平成24年6月に町文化財審議委員会に、町指定文化財の保管と活用について諮問し意見をいただいたところ、「両施設については、新設、改修等の早急な対応が必要」との答申があったところでもあります。

この答申を踏まえ、「先人の遺産を後世に伝える」という基本理念を掲げ、その具現化のために「資料収集機能」「整理・保存機能」「公開・普及・教育連携機能」の目指すべき三つの機能を有する施設の整備方針として、「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」を作成し、平成27年3月に町文化財審議委員会にお示しをし、ご意見をいただいたところでもあります。

基本構想(案)では、新たな郷土文化資料館として、ふるさと館と考古館の機能をあわせた施設を新築し、建設位置につきましては、現考古館敷地としているところではありますが、ふるさと館を別の場所、考古館を現在の敷地で新築することもあわせて検討することといたしております。

教育委員会といたしましては、現在、郷土文化研究員や郷土文化特別相談員の協力を得ながら、ふるさと館及び考古館の収蔵資料台帳と収蔵資料の確認作業等を進めており、これをもとに、新たな資料館のコンセプトや適正規模等を考慮した基本構想に向けて、アイヌ民族文化研究センターなどの専門機関から助言をいただきながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 質問の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

10:58 休憩

11:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤原議員。

○16番(藤原 孟) それでは、再質問をいたします。

まず、幕別町と徳島県との関係、これは幕別町の百年史にも書かれているように、徳島県から明治25年5月、徳島県の小松島から南海社が団体として初めて入植したと。南海社の社長は国安氏、副社長は大塚氏で、14戸124名を大塚氏が引率して、大津を目指して出航したとあります。明治29年まで112戸が入植したとなっている。

時代は異なりますが、蝦夷文化考古館に特殊な藩、蜂須賀家家紋入の収蔵名のナガモチがあるとい

う、それが大切に保管されていたという、この偶然性に私は驚きを感じたということをもまず前置きしまして、再質問いたします。

収蔵ナンバー665番、資料名「ナガモチ」、これは高さ40センチ、縦64センチ、横48センチで、上蓋がついており、足付きの箱形であり、内部は金糸を横に使った絹布の仕上げ、外部は京都産の金具が使っていると。また、上蓋の縁には、金箔ではなく黄色い漆、これで縁止めをされていると。専門家から見て、超高級品。当時の大名か豪商しか持ち得ない逸品であるとのことでもあります。

今の展示の状況では、それ自体の価値やアイヌの人々が大切に扱ったという記述自体が伝わってこないのですから、何らかの配慮が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ただいまの藤原議員のお話でございますけれども、今回のお二人の先生方の調査において、そういったナガモチであるのではないかということで、我々も報告といたしましょうか、お話を伺ってございます。

そうした中で、今、現状としてできること、保存方法としてできること、何ができるかということなのですけれども、施設自体が老朽化している施設であるということもございまして、なかなか現状でできることというのにも限られているのですけれども、やはり日光が当たることによって劣化が激しくなるというようなこともございますので、まず早急にできることとしては、カーテンを設置いたしまして、遮光といたしましょうか、紫外線を防ぐといったようなことをやったということなのですけれども。

あと、例えば、展示に当たってケースを用意するとか、そういったことも検討はしているところなのですが、なかなか予算との絡みもあって、その面についてはまだ現実化していないというのが現状でございます。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） この収蔵ナンバー665、専門家によると、これはナガモチでなくて、カラビツではないかという言われ方がされました。その点、今後調査して改善するという考えはないのか、伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほど、答弁の中でもお答えいたしましたとおり、現段階では、改めての再調査というところまでは考えていないのが現状でありまして、今後、考古館そのものも含めて、施設のあり方を検討している最中ございまして、観光面も含めまして、今後、施設整備を検討する中で、その再調査の、展示の方法だとか、そういったことも含めて検討する中で、再調査が必要だという判断に至った場合には、再調査もあり得るというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） この一品だけでも、徳島との交流というのが企画できるのではないかと考えております。

アイヌと和人とが仲よく交易、交流した時代を学んで、再び徳島人との交流、交易、それを進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 繰り返しにはなるのですけれども、現段階では、改めての先生方の再調査までは考えてはいないのでございますけれども、北海道立博物館の中に、アイヌ民族文化研究センターという部署がございまして、その中には、アイヌ研究者の方も複数いらっしゃるというようなお話も聞いております。

実はこれ、今回、ナウマン象化石骨発見50周年記念事業の関係で、北海道博物館ともお話し合いをする中で、アイヌ研究の方が複数いらっしゃるというようなお話も聞いて、今後そういったさまざまな連携もできるというようなお話もお伺いしておりますので、まずはお金をかけて再調査ということではなく、できる調査を、そういった機関等のお力添えもいただきながら進めていこうというふう

考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 答弁のほうは2番目も一緒だったので、そちらに入りたいと思います。

昨年夏、2名の先生が来られましたが、1名の方は、ことしの2019年3月20日に、「アイヌ漆器に関する学際的研究」という成果の本を出して、この先生は、蝦夷地における漆器の使用及び流通だとか、岩手県二戸市浄法寺の漆器の生産と流通など、北海道アイヌ人と東北の産地の研究には精通している方だと聞いております。また、輪島の美術館長は、2009年に「漆の文化史」という本を出して、本当に漆の技術と文化、また「考古資料の修繕と文化財」など、そういう論文を出している大家の一人と言える先生である。このような2名の著名な専門家が当地の考古館を調査してくれた、その縁というものを私は続けるべきだと思っております。

先ほど、調査費が出ましたけれども、町内の方で、クラウドファンディングでもいいし、ファンド形式でもいいから、私はもしこの調査を続けてくれるのであれば、1件80万円のお金は出しますよということも言ってくれております。

きのう、内山議員が質問をして、町長が答弁をしましたが、多くの人々から共感を得られる事業を実施する、それであれば、活用してもいいのではないかと。私は、このアイヌと漆器との関係というのは、非常にこれから和人とアイヌの関係ということまでいくものだと思っております。アイヌにおける漆器の問題を検討するということは、いわゆる、同じ列島で歴史を歩んできた我々とアイヌ民族、これが歴史は共有できるものがたくさんあるはずで、それをこの二つの関係史をやっばり学んで、そうしていくためには、ぜひ漆器の研究も進めなければならないのだと思っておりますが、まずは費用の件であります、町民の方からそういう申し出がありますので、ぜひ活用できるような検討ができないか伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたが、再調査の必要性があるというふうな判断に至った場合につきましては、今、議員からもお話ありましたようにクラウドファンディング、広く賛同を得られるかどうかというような課題もございますけれども、財源調達の手法の一つとして、選択肢の一つとしては、あり得るかということで検討をしてみたいなというふうには思っております。

それと、お二人の先生方とのつながりといましようか、関係については、何らかの形でこちらからご連絡を差し上げるなり、つないでいくようなことで考えてまいりたいというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 腰が重いようですので、次の3番目に入っています。

3番目、収蔵ナンバー508「ボンクッ」、これは「ラウンクッ」とか、また「メノコオプソ」などという、そういう言われ方もしているようですが、イギリスの学者・医師であるニール・ゴードン・マンロー氏が女性を診察した際に、この腰紐といいますか、それを身につけていたと。それで、これは一体何だろうかということから、一種の貞操帯で、このひもの長さ、約4.5メートルあるそうですね。強い貞操観念を持たせるもので、これをつけていない女性は、神様から見ると、裸同然だといういわれもあるそうです。

我が町の考古館の説明書には、確かにこのように書いてあります。「女性が腰に巻いていたもの。イラクサやツルベモドキなどで製作され、男性には見せるものではないとされていた。女性が亡くなると、必ず副葬品として一緒に埋葬され、忘れたりすると、先祖のもとには行けないと言われた」そういう書き出しになっております。それがなぜこの蝦夷文化考古館に収蔵されていたのか、非常に私も疑問に思いましたが、このボンクッ自体、アイヌ民族のその性生活において、いかに厳しい掟を持っていたかということを示したかったのではないかと、そのことを思っ吉田氏は幕別の蝦夷文化考古館に収蔵したのではないかと思っております。

ぜひ、アイヌ民族のそういう心、精神的なそういう説明もつけ加えて展示できないかという、その

研究もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、藤原議員のほうからお話あったとおり、僕もこの部署に来まして、ポンクツについていろいろ調べてみました。すると、本当になぜここに残っているのかというところは、死ぬときに副葬品として一緒に埋葬するというふうになっていましたから、残ることはないのですね。百年記念館のほうにも出向きまして、いろいろ調査しました。そうすると、多分、吉田菊太郎さんが後世に残そうと思って、あえて所蔵したのではないかというのですね。そのものを見ますと、かなり黒くすすけていると。チセで、天井の高いところに置いて、しばらく保存していてああいう色になったのではないかというのですね。だから、自分がそういった展示する場所を建てたときに、それまで大事にとっていたものだというのが伝わってきますというふうな話をいただきました。こちらとしても、その話を聞きまして、相当たる思いであの考古館を残されたのかというふうに思っているところであります。

私が見ました展示の説明につきましても、若干足りない部分があって、精神性まで理解できる内容ではありませんでしたので、その点もつけ加えて、いろんな方々にお力添えいただきながら、内容を精査して、分かりやすい展示を心がけていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 非常に本当に前向きな、もう驚くような答弁が返ってきましたけれども、本当に勉強して頑張っていたきたい、そう思います。

それでは、4番目に入ります。平成5年の盗難、65点の盗難がありました。私が一番気になりますのは、パスイについてのことであります。収蔵番号542から、資料目録の写真によりますと、29本あると聞いております。これは、ふるさと館には6本、それから現在の考古館には9本、合計15本があります。29引く15は14本、これが盗難のときに失ったのか、警察の調書にはそこまで書いていないのかどうか分かりませんが、もしなくなっているのであれば、やはり収蔵番号から削除するなり、新たな調書というのはつくる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今のご質問にありましたパスイの関係であります、盗難に遭った際、全部で65点盗難に遭いましたけれども、このパスイに関しては29本所蔵しているうち、28本盗難に遭っています。その後、買い戻した9点の中に、4点ほど買い戻せましたので、もともとあった29、盗まれた28で、1本しか残っていなかったところ、買い戻した4本を足して5本所蔵していることにはなるのです。でも、実際、現場のほうでは、最近は何を確認したり調査をちょっとしていませんでした。ほかの展示品の関係もあって、先ほど議員のほうからおっしゃられました、資料名、和名が若干違っているのではないかというお話もいただきましたので、この点は引き続き、今行っています調査に合わせて確認していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 大事なパスイとか、そういうものが、やはりしっかり数字が一致しているべきだと私は思う。

また、大津絵図であります、この掛け軸の原本につきまして、私が聞いた情報は、原本は札幌のある大学にあるということである。答弁は図書館にあると。この問題、これ以上追及すると、お互いとんでもないことが起きるのではないかと私は思いますけれども、原本がどこにあるかは別にしましても、やはりそういう話が出るということ自体、教育委員会の管理体制がやはり甘いのだろう、それに尽きるのだと思います。

特にこの大津絵図、これ因縁はめぐると言いますが、実は当時の教育長、今の町長ですよ、資料目録パートⅢをつくったとき、当時の教育長が発刊の言葉として述べておりますよね。「考古館

は町の誇るアイヌ文化の拠点である。アイヌ民族の文化が失われるということを憂いた吉田菊太郎氏の資料館づくりに対して、アイヌ民族の心のよりどころにしようとした。それが蝦夷考古館である」。

アイヌ民族の民具が後世に伝えられるように、当時の教育長としては、大津絵図含めて、かなりの思いがあったのだと思いますが、残念ながら、あれから考古館の整備一つも進んでない。また答弁は昨年12月に同僚議員の小島議員が質問した、そこから一向に進んでおりません。本当に熱意あることで、吉田菊太郎さんの思いを伝えようという気持ちがあるのか、私は疑問に思いますが、その点についていかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） まず、大津絵図、掛け図の関係でございますけれども、これについては、先ほど答弁申し上げましたように、教育委員会が原本を保管しているということでございますので、関係者の理解も含めて、今後とも十分管理をしまいたいというふうに思っております。

それと、故吉田菊太郎氏の遺志を十分に尊重して、施設整備等も含めて、さらに進めていったほうがいいのではないかなというふうな、藤原議員のご意見だというふうに思っております。

確かにそのとおりでございます。貴重なアイヌ文化の資料を後世に残すということは、非常に大切なことであるというふうに我々も認識をしておりますし、故吉田菊太郎氏の遺志を尊重するという意味合いもございますので、今後、これ現在としては、収蔵資料の整理・確認を行っている段階でございますので、その後において基本構想を策定した上で、具体的な施設整備の計画を立てて、施設整備に入っていくという流れにはなってくるかと思っております。

この段階で、いつということは申し上げられませんが、年数は多少お時間はかかるかなというふうには考えておりますけれども、なるべく早い段階で方向性をお示しできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 教育長の答弁、私の質問の5番目にも関わったと思いますが、それでは現状で伺いますが、トイレの件であります。本当に臭い、汚い、誰があれを利用してくれる人がいるのか。最近、汲み取りはしたのか、清掃をしたのか、便槽の水洗いはしたのか、そういう実績はあるのか、小さな話ですが、そこを伺いたいです。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 便槽の汲み取りにつきましては、昨年の4月に行っております。便槽の中まで洗浄はしてませんが、状況を見ながら、その都度、汲んでいきたいというふうには認識はしております。

私もここに配属になって、考古館のほうにご挨拶にお伺いしたときに、かねてからちょっと気になっていたトイレをのぞいてみたのですけれども、男性用のほうであれば、ちょっとできるかなと思ったのですけれども、女性が使うほうには、おっしゃるとおりちょっとにおいも気になるころありましたし、ここで来客された方がするのはちょっと厳しい部分もあるのかなというふうに思いました。できるところからちょっと進めたいと思うのですけれども、まずにおいは、中のほうで軽減させていきたいなというふうには考えております。

あと、見た感じもちょっと、何ていうんですかね、清潔感がちょっとないような感じもありますので、そういったところも少しずつ改善して、皆さんが気持ちよく使っていただければなというようなことを考えて、対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） ぜひ本当にトイレの改修、簡易トイレでもいいですから、やっていただきたい。そうしないと、やはり多くのこれから来てもらえる人たちに対して、それはあまりにも失礼かなと私は思います。また、管理人の方も、トイレを借りたいと言ったら、本当に恐縮して現状を説明して利用してもらっているということのようですよ。

それでは、建物のことだとか、全体のことではありますが、5番目の質問の、平成24年、27年が、郷土資料館のあり方だとか、いろいろ基本計画、そういうものを立てております。現在、資料の整理だとか、そういうことを策定して、基本構想をこれから入るということではありますが、ことし出しました3年の事業計画には、考古館の内容については一つも出ておりません。ということは、まず3年間はないのだろうと。その後、いろんな情報だとか、コンセプトだとか考えて、考古館のあり方が出てくるとなると、5年以内に着工なんていうことは、なかなか厳しいのだなと思います。完成に7年も8年もかかるのかなと。

本当にそんな状況で、吉田菊太郎さんの思いだとか、アイヌ民族との交流だとか、そういうものがなし得るのかなと思います。七、八年の私の勝手な事業計画はもっと縮まるということは、教育長として考えているのか、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほど申し上げたことをちょっと繰り返しになるかもしれませんが、今後、基本構想を策定して、そうした上で方向性を確定していきながら、施設整備に入っていくというような流れになるかと思っておりますけれども、施設整備に当たりましては、現在、教育委員会が所管するほかの公共施設、学校あるいはプールですとか、そういったようなほかの施設もございます。そういった全体の施設整備の関係もございまして、そういったことを総合的に勘案しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

そうしたことから、現時点では、先ほども申し上げましたけれども、いつごろということは申し上げられませんが、なるべく早い段階で方向性を出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 最後に一言だけ。

未来に向かって蝦夷文化考古館の果たすべき役割といたしまして、収蔵品は地域の民芸品だけではなく、吉田菊太郎さんは全道各地のアイヌ民族が使っていた器や、高級製品を収蔵してまいりました。興味本位の観光客相手の展示でなく、今日の日本は、プラスチックや発泡スチロール容器であふれ、あすも環境問題ということで質問に立つ同僚議員の解決策の一つになる得るものが、この漆だと思っております。天然の高分子である漆器、また廃棄のときにも害を出さないという環境に優しいもの。日本人の多くは、漆工芸のすばらしさを忘れてしまったのではないかと考えております。ぜひ、蝦夷文化考古館に来られまして、本物の漆器と触れて感動する場になったら、私は非常にうれしいと思っております。

ぜひ、再び漆の感覚、これを日本人の手に取り戻す考古館にすべきだということを訴えまして、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:38 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 朗読をもって一般質問をさせていただきます。

強い幕別農業をつくるために。

TPP11と日EU・EPAが昨年末からことしにかけて相次いで発効された。また、米国との自由化に向けた二国間交渉が始まり、8月には大詰めを迎えようとしています。

十勝管内の生産者は、関税の下げ幅が小さい発効直後の影響ははかりかねているが、関係者の多く

は今後の影響を不安視しております。

北海道は、TPP11 の影響による生産減少額を 293 億円から 470 億円、日 EU・EPA による影響額を 198 億円から 299 億円と試算し、昨年 2 月に公表をいたしました。

いずれの試算においても、牛乳乳製品の割合が 6 割程度、牛肉の割合が 2 割程度と大きな衝撃を与えると推計しております。農産品においても砂糖、でん粉、小麦などに影響が及ぶとしております。今後の幕別農業を守り抜くために、以下の点についてお伺いをいたします。

1、農業の基本である基盤整備について、暗渠整備事業の施工後 10 年以上経過している地区及び今後の事業立ち上げの見込みについては。

2、スマート農業推進のために不可欠な高速インターネット（光回線）の未提供世帯数は。

3、売電によらないバイオガスプラント建設の検討は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「強い幕別農業をつくるために」についてであります。

TPP11 が昨年 12 月 30 日に、日 EU・EPA が本年 2 月 1 日に発効され、ともに 4 月 1 日から農畜産物の関税などで 2 年目の水準が適用されておりますことから、乳製品の低関税輸入枠や牛肉の関税削減など、国内生産への影響が懸念されております。

このため、国では「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、強い農林水産業を構築するための体質強化対策や農畜産物の重要 5 品目に対する経営安定対策などの必要な国内対策を講じております。

本町といたしましても、地域農業の持続的な発展と競争力のある力強い農業の推進を図るため、本年 3 月に策定した「幕別町農業・農村振興計画 2018」に基づき、生産性の向上や農作業の省力化、国際競争力の強化などに取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「暗渠整備事業施工後 10 年以上経過している地区及び今後の事業立ち上げの見込みは」についてであります。

本町の暗渠整備事業を含めた基盤整備事業につきましては、国営農地開発事業や道営畑地帯総合整備事業、団体営土地改良総合整備事業などにより整備を進めてきたところであり、一度事業が完了した地区におきましても、順次 2 巡目の事業に着手し、切れ目なく事業を進めておりますことから、現状では、暗渠整備事業の施工後 10 年を経過する地区はありません。

しかしながら、北海道においては、新規地区の採択要望が予算規模を上回る状況にありますことから、事業実施中の市町村は原則として、完了地区が見込まれなければ、新規地区の事業化に向けた調査は実施しないと調整方針を示しているところであります。

このため、本町においても、今後、暗渠整備事業の施工後 10 年以上を経過する地区が出てくることも想定されますことから、新たな事業地区の立ち上げにつきましては、継続地区の完了を見据えながら、地域要望や暗渠機能の状況を勘案した中で、計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「スマート農業推進のため不可欠な高速インターネット（光回線）の未提供世帯数は」についてであります。

ロボットなどの先端技術と長年培われてきた農業技術を組み合わせた新たな農業、いわゆる「スマート農業」につきましては、農作業の省力化を目的とした自動操舵トラクターや搾乳ロボットの導入、経営効率化のための AI による営農データ分析など、労働力不足や国際競争力の強化の課題を解決する有効な手段でありますことから、本町におきましても導入が進んでいるところであります。

ご質問の「光回線の未提供世帯数」につきましては、光回線の整備に関する情報が公開されていないため、正確な状況を把握することは困難であります。通信事業者において、市街地周辺の農村地域の一部と幕別、札内、忠類の市街地、約 1 万 1,000 世帯で整備されておりますことから、残りの農村地域約 1,400 世帯、町全体の約 11% が光回線へ接続できない未提供世帯になるものと思われま

町といたしましては、高速通信網の整備は重要な課題であると認識しているところではありますが、光回線につきましては、市街地に隣接する農村地域に限っては、通信事業者が整備を進めておりますが、残りの農村地域につきましては、整備に多額の費用を要しますことから、引き続き、北海道町村会や十勝圏活性化推進期成会などを通じて、整備や維持管理についての財政支援を要望するとともに、実態調査や通信事業者との協議などを行いながら、第5世代移動通信システムなど新たな高速通信網の可能性も含め、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「売電によらないバイオガスプラント建設の検討は」についてであります。

家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントは、飼養頭数の増加や飼養形態の変化に伴う、労働力不足や臭気対策など、家畜ふん尿処理に係る課題を解決する手段として有効でありますことから、管内におきましても固定価格買取制度、いわゆる FIT を契機に建設が進み、現在は、11 市町で 45 施設が稼働しており、このうち 27 施設が FIT を活用した売電を行っております。

メタン発酵バイオガス発電で FIT の認定を得るには、電力会社の送配電網への接続が必要ですが、管内では、現在、送電線の空き容量が不足しているため、新規の接続を受け付けておらず、18 市町村 34 施設の建設計画が中断している状況にあります。

FIT 以外の手法の一つとして、新電力会社を設立し、地域内で売電、消費する地産地消型の手法がありますが、一般販売による売電となるため価格が FIT の半以下となること、送配電網など自営線の整備に多額の費用を要することから、収支の均衡を図ることは極めて困難であると認識しております。

また、売電以外の収入といたしましては、消化液や再生敷料の販売、廃熱利用などがありますが、現在、上士幌町において、これら収入と FIT 制度によらない売電を取り入れた地産地消型バイオマスプラントの取組が行われておりますことから、これらの結果も参考としながら、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

このため、町といたしましては、十勝バイオガス関連事業推進協議会の一員として、引き続き、地産地消型エネルギーシステムの構築などを調査・研究するとともに、国や電力会社等に対し、FIT 認定に係る要請活動を行うなど、家畜排せつ物の利活用の促進に努めてまいります。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17 番（東口隆弘） それでは、再質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、農業の抱える問題の一部としてご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

まず、1 番目の暗渠整備のことでございます。水を制する者は、国をも制すると言われております。これは、農業、畑に関しても同じことで、水を上手に利用すること、また排水することによって、収益を上げることができるということです。本年も、春はご承知のとおり少雨傾向で、湿地畑も難なく作業を進めることができた。暗渠管を入れたとしても、効果をそんなに見ることができないような年であったというふうに思っております。また、あまりにも乾燥し過ぎて、小さな種子、ダイコンだとかニンジンだとかというものは、発芽にちょっと苦労したという話も伺っております。

暗渠整備事業、これは順次ぐるぐる回しているという答弁でございましたけれども、幕別町は何地区に分けてその事業を行っているのかをお答えをお願いします。

○議長（寺林俊幸） 農林課参事。

○農林課参事（松井公博） 現在、実施しております基盤整備事業でございますが、町内で道営事業、これが 7 地区、それから忠類地区で公社営事業という、道営事業ではございませんが、合わせて 8 地区で整備を実施しております。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17 番（東口隆弘） 本町というか、幕別地区で 8 地区、忠類には、今、公社営事業が入っております。

それで、本町地区においては7地区全てに道営事業が入っているという認識ではないですよ。1地区やって、ぐるぐる回しているという認識でよろしいでしょうか。

つまり、地域を分けて、その事業を回しているという、札内、幕別、忠類はちょっと置いておきましょう、地域が別だという考えのもとで、今、公社営が入っているわけですから。道営事業が、地域、本町、札内地域をどのような地域で分けて事業が進んでいっているのかということの質問でございます。

○議長（寺林俊幸） 農林課参事。

○農林課参事（松井公博） 町内全体で、24地区で町内全体を分けまして、その中で、今現在、本町地区7地区、忠類地区は1地区として、合計8地区を整備しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） 理解することができました。

それで、その地帯によっても、暗渠整備事業が行われる地帯、それから今あるのかどうなのかちょっと分かりませんが、地域によっては、非常に水分の多い地帯と言えるところもあるようでございます。あえて地域名は出しませんが、選挙前に農家の方とお話ししたときも、うちはやっぱり大分前に暗渠工事をやったけれども、やはり効果が薄れてきているから、ぜひともやってほしいのだというお話も伺っておりますので、この一般質問を出したわけですが、

そういった、前に事業を行ってから次の事業が回ってくるまでの期間、それから再施工をすることができる年数について伺いをします。

○議長（寺林俊幸） 農林課参事。

○農林課参事（松井公博） 前歴事業から次の事業への期間でございますけれども、こちらもう一つの再整備までの期間と関係してくるところでもございますけれども、補助金の適化法というものがございまして、こちらでは8年経過しないと新たな整備には入れないということがございますので、最低8年あけて再整備に入るという考え方でおります。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） 今の暗渠管というのは、素焼きの暗渠管を施工していることは、ほぼないというふうに理解をしております。それで、暗渠管もプラスチックのメッシュの砂利暗渠、砂利を入れて土をかぶせるという、非常に排水性の高い施工技術だと思っておりますけれども、水分の多い畑においては、芽の出ない根っこというのが土の中にあります。つまり、その根っこが排水管の中に入り込んでいって排水効果を悪くするというのが、現実にあるわけですが、そういう事例というのはご承知でしょうか、伺います。

○議長（寺林俊幸） 農林課参事。

○農林課参事（松井公博） 排水効果が薄れるということにつきましては、さまざまな原因があるかと思っておりますけれども、ただいまのような木の根が支障となるということでは、今のところまだ承知はしていません。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） 木の根じゃないんですよ、草の根なんですけれども、芽を出さない草の根が土の中にあるわけで、それが詰まってしまうと。それが原因の一つでもあるでしょうし、8年もたないと再整備ができない。その前に5年、6年で排水効果が薄れるような暗渠工事に対して、もちろん受益者の方からのお声がないと調べようもない、それから実態の調査もできないということもあろうかと思っておりますけれども、それらについて、受益者の方から、まだ8年がたっていないけれども暗渠効果が非常に悪い、またじめじめした畑になっているというようなお話を町として伺った場合、どのような対応をすることができるのでしょうか、伺います。

○議長（寺林俊幸） 農林課参事。

○農林課参事（松井公博） 全町にわたりまして、基盤整備の実施をしているところでございますけれども、次期、次の基盤整備、この事業が開始を待つ中での排水機能の改善につきましては、町の事業

で、農用地排水改善対策といった事業がございます。この事業につきましては、農業者が農地の排水性の改善を図るために行います明渠の清掃、それから新設、また、小規模な暗渠事業につきまして、その事業の一部を町とJAが補助する、そういうものがございます。こういう事業を活用いただきまして、排水性の改善にお役立てをいただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） 分かりました。そのようにお話をさせていただくと。

既にご承知だと思いますけれども、国だとか、道だとか、公社の規則といいますか、決まりを破ってまでも事業をやっていくということは、不可能であるということは承知をいたしました。

先ほども答弁がありましたけれども、町、それからJA、農家の方々の情報、意見を十分に吸い取り上げをいただいて、スムーズな事業展開をしていただきたいというふうに思っております。

次に、2番目のスマート農業のために大変必要な高速インターネット、光回線のことでございます。答弁にもありますとおり、省力化のためにインターネットを利用しているわけですが、2023年にADSL通信が終了すると。これは一方的と言ってもいいのかなと、時代の流れで光通信が始まっているというようなことで、ADSLは光通信よりも速度が遅いとか、非常に利便性が悪いというようなことで、そういう形になっていくのだろうと思っておりますが、この答弁の中にもありますように、幕別町のほぼ1,400戸でしたか、について未整備であると。これは、幕別町の農業者ほぼ全ての方々だろうと。それで、2023年、あと4年ほどありますけれども、その後どうするのかと。この答弁の中でいろいろと書かれていて、対応を待つというようなことですが、今でもADSLを非常に使いづらい状況であるという農家もございます。事実、私もADSLの契約をしておりますが、なかなか通信が的確につながってこないというような現状でございます。

それで、この状態で2023年が何とか乗り越えて、光回線が農村部にも回ることを願うわけですが、もし回らなかったら、情報難民になってしまうというような状況になるということで、管内、他町村の話ですが、町単独で光回線を回していると、回すというお話があります。

それで、幕別町についても、このことについてはどのようにお考えをいただくのか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ADSLに関しましては、私どもがお伺いしているのは、ADSLが使える地域に光が入ったときには、それはADSLは廃止して光を使わせていただくと、そういうふうにお聞きしておりますので、ADSLしかないところはそのまま使えと、そういうふうに私どもは聞いているところであります。

それで、市町村単独で光回線を配置している、整備をしているところ、実際にやられているのは上士幌ということになってくるかというふうに思いますけれども、やはり一番ネックになるのは財源でありまして、上士幌で15億円程度でしょうか。我が町に置きかえますと、恐らく25億円ぐらいかかってくるであろうというふうに、正確な数字ではありませんけれども、概算でそんな押さえをしております。もちろん部分的には過疎債が使えたり、あるいは辺地債が使えということもありますけれども、やはり相当程度、一般財源の持ち出しと、過疎・辺地であっても、借金には違いないわけで、7割なり8割が補填されるだけで、残りの2割、3割は純粋な借金でありますので、そこが一番踏ん切りがつけられないところでありまして、本当に毎度のように農村地域の方からは、光、何とかならないのかということと言われるわけでありまして、本当に返答に困っているというのが実情であります。

それで、実は、この間、6月12日ですか、十勝に総務省の事務次官が入りました。町村会と事務次官と、それから道の中野副知事も同席して、意見交換をやらせていただきました。その際に、私が申し上げましたのが、やはり事業者にしても、財源が新たに確保されない限りやれないわけで、市町村も同じであります、それはどちらもですね。

ですから、そこは国が責任を持って財源を確保してほしいのだと。とはいっても、総体の予算の中で、これに回すお金というのはたかだか知れているので、そこは利用者が全て国民ひとしく利用者になる可能性があるというふうに思うのですね。そうなったときに、利用料に上乗せするような形も一

つの方法としてあるのではないかと。その中で財源を確保して、事業者なり市町村に対しての財源手当を厚くしてもらえないのだろうか、そんな要望もさせていただいたところでありまして、やはり一番は、手厚い財源があってはじめて事業者も市町村も取りかかれるのかなと、そんな認識でいるところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） とどのつまりは、お金だということは十分承知をしております。がしかし、農業者がなくてはならないものの一つであるというご理解は、十分いただきたいというふうに思っております。これは、町長の答弁の中にもありますように省力化、それから一步進んだ経営をするためにも、大変重要なことである。

それから、町長がよくおっしゃっているように、本町の基幹産業は農業であるということ、やっぱり十分認識はしていただいていると思いますが、かけるべきところにやはりかけていただきたい。もちろん、総務省に対しての、今お話をいただいた要望活動ももちろん大切ですが、私が NTT に直接電話をしたところ、23年には中止をしますという返答をもらっておりますので、多分そのとおりになるのであろうと思っております。ですから、この質問に対してお願いすることしかできないわけですし、大きな決断を町長にはしていただきたいなというふうに思います。この場で、分かりましたとは決して言ってもらえないと思いますので、十分検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。バイオガスプラントの建設、今、答弁にあるとおりに、北海道電力が FIT、つまり売電買い入れをしないという大きな行動に出て、それが大きな問題になって、バイオガスプラント建設が進んでいない現状、それでいろいろな方法を考えながら、何とか牛のふん尿、それから残渣、いろいろなものを入れながら上手に発電はしても、電気を買ってくれるところ、売れるところがなければ、なかなか収支がとれない。それから、廃熱で副産物というか、いろいろなものをつくる、栽培するというのももちろんあるでしょうし、消化液を散布することによって、肥沃な大地にし、収穫物を多くする。それから、私の友人が肥料会社にお話を伺ってくれたところによると、消化液に肥料を混ぜ、追肥、液肥、消化液に肥料分を入れて、液肥にする方法もあると。それを農業者に販売をするような方法もあるのではないかと。それは、年間を通してということにはなりませんけれども。それら、いろいろな方法をやっぱり考えていかなければならないであろうと。私も、このバイオガスプラントについては、3回程度質問させていただきましたし、同僚議員もしております。

忠類地域、これはご承知のとおり、ことしは6万トンをもしかすると超えるかもしれない。そのぐらいの勢いで畜産が非常に大きくなってきている。だから、スラリー散布、町の人たちには非常に迷惑をかけるというような現状を考えたとき、やはり一歩でも二歩でも前進するようなことを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、あえてまたお願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この問題につきましては、全国レベルでいけば、エネルギーの問題ということにはなるのですが、北海道、特に十勝、畑作地帯、畜産地帯においては、やはりこれは強い農業をつくっていく一つの強力な武器であるし、環境対策にも資するというところでありますので、これはエネルギーサイドからいくのではなくて、強い農業づくりをやっていく上で、ぜひとも必要なのだよという観点で攻めていくしかないのだろうかというふうに思っております。

この農業が立ち行かなくなれば、農業だけの話ではなくて、全ての面に多大な影響が及んでくるわけでありまして、私どもとしましては、農業を振興させていく上で不可欠なものであるんだよということで、訴えかけをさせていただいているわけでありまして、それにしても、今のところは FIT の利用ができないとなれば、売電の価格も、今、税込 39 円ですが、それがもう 20 円程度でしか売れないよということになると、そこをどうやって補うのかとなったときに、ご説明をいただいた液肥もありましょうし、廃熱利用もありましょうし、その廃熱利用も、鹿追ではチョウザメみたいなことをやっていますけれども、マンゴーをつくるだとか、ハウス用の熱に使うだとか、多々考えられるわけでありましてけれども、ただ、それが通年で大量の需要があるかどうかというところが一番難しいと

ころであります。

そういう意味で、先ほどご答弁をさせていただいた上士幌の例というのが、非常にすばらしい参考例になっていくのだろうなというふうに思いますので、そこをしっかりと見させていただいた上で、これは放っておける問題ではないという認識を持っておりますので、いかにして実現させていくか、バイオマスプラントというものを実現させていくかということは、本当に大きな課題というふうに捉えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 東口議員。

○17番（東口隆弘） 町長から温かいお言葉をいただきました。家畜ふん尿、飼育をしている限り出てくるものです。それに、先ほど言いましたが、野菜の残渣だとか、いろいろなものを入れることによって、また環境もよくなっていくということもお話もさせていただきました。上士幌のこれからの動きというのをやっぱり十分注視をしていただきながら、情報交換もしていただきながら、FITに頼らないプラント建設を強く望みたいと思います。

最後に、町長をはじめ町の職員の皆さま方には、「幕別農業・農村振興計画2018」の確実な実施と、一歩先に進んだ希望ある実効性を持って進めていただきたい。また、あしたは同僚議員が、この「幕別農業・農村振興計画2018」について、一般質問をしますけれども、この計画をしっかりと推進をしていただきたい、実行していただきたいことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺林俊幸） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、13時45分まで休憩いたします。

13:35 休憩

13:45 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

「高齢に伴う難聴者に、補聴器購入の補助制度の創設を」であります。

日本の難聴者は推計1,430万人（日本補聴器工業会調）。補聴器所有率は14.4%の約210万人です。「聞こえない」ということは、日常生活においてコミュニケーションを困難にし、社会生活の大きな障害となってきます。また、難聴によりコミュニケーションが減ることで、脳に入ってくる情報が少なくなることから脳の機能が低下し、うつや認知症につながるのではないかと指摘されています。

補聴器の所有率は欧米諸国と比べ、障害者総合支援法に基づく、補装具支給制度の対象は極めて限定的です。

全国では、静岡県長泉町などで独自制度を設け、購入の補助を行っています。また、難聴者支援、聞こえのバリアフリーに取り組む自治体も増えてきています。

幕別町第6期総合計画には、明るい長寿社会の実現を挙げています。

心身ともに健やかに過ごすことができ、社会参加を支える補聴器、町の難聴者支援について以下の点を伺います。

①町として補聴器購入の補助の考えは。

②町の公共施設における難聴者支援の取組は。

③国に対し補聴器の補助制度の創設を求めること。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「高齢に伴う難聴者に、補聴器購入の補助制度の創設を」についてであります。

高齢に伴う難聴、いわゆる老人性難聴とは、加齢により内耳の感覚細胞が老化することや、内耳から脳へ音を伝える神経の老化によることが原因となって生じる難聴であり、一般的に「耳が遠くなる」と言われているものであります。

平成23年6月に、日本老年医学会で報告された高齢難聴者の全国推計値によりますと、高齢者の難聴有病率は、男性は60歳代で30.0%、70歳代で60.1%、80歳以上で84.3%、女性は60歳代で18.5%、70歳代で53.9%、80歳以上で73.3%となっており、いずれも年齢の上昇に伴い、有病率も高くなっていることが示されております。

ご質問の1点目、「町として補聴器購入の補助の考えは」と3点目の「国に対して補聴器の補助制度の創設を求めること」につきましては、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

現在、難聴者に対する補聴器購入の補助制度としては、「障害者総合支援法」の補装具費支給制度に基づき、聴覚機能障害2級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に、最大で13万7,000円の購入限度額に対し、住民税非課税者については全額を公費負担、住民税課税者については9割を公費負担として、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1を負担し実施しております。

なお、老人性難聴は老化に伴い多くの高齢者に生じるものでありますが、このうち身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度の難聴者に対する国及び道の補助制度はないことから、町としても制度を創設すること、また国に対して制度の創設を求めるといった考えを持ち合わせておりません。

しかしながら、世界保健機構による中等度難聴からの補聴器装用の推奨を否定するものではなく、また老人性難聴は本人に自覚がない方もいることから、出前講座等を活用した難聴に関する啓発や、地域包括支援センターにおける相談業務等の中で聞こえの程度を確認し、必要があれば専門医への受診勧奨を行うとともに、身体障害者手帳の交付につなげるなど、各種支援に努めてまいりたいと考えております。

このほか、高血圧、糖尿病、動脈硬化等が老人性難聴の発症や程度に影響するといった研究報告もあることから、これらの予防が重要であると考えますので、保健師、管理栄養士等による生活習慣等に対する保健指導にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「町の公共施設における難聴者支援の取組は」であります。

本町では、役場、札内支所、忠類総合支所などの住民窓口において、「耳マーク」の掲示板を設置し、聴覚に障害をお持ちの方が来庁した際には、筆談や少し大きめの声で対話しているほか、イヤホンを通じて話声が大きく聞こえる携帯助聴器「ボイスモニター」の活用など、プライバシーの保護には十分配慮し、細やかな対応に努めているところであります。

その他、公共施設における難聴者支援として、自治体の窓口、会議室、ホールなどにおいて、音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができる「磁気ループシステム」のほか、FM電波で音声を送受信する「FM補聴システム」など複数の装置があり、今後は、その活用方法について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

人は、誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえなくなり、70歳を超えると聞こえにくくなったと実感する高齢者が本当に増えてきました。通告書にも書きましたが、認知症の危険因子として、今、難聴がクローズアップされています。2017年7月の「国際アルツハイマー病会議」において、ランセット国際委員会で、認知症の約35%は、予防可能な九つの原因により起こると考えられていると発表されました。認知症になる患者のおよそ半分がアルツハイマー病認知症であると言われております。ア

ルツハイマー型を予防することが認知症リスクを下げることに繋がると考えています。

先ほどお話ししました九つの予防可能なリスクとは、糖尿病や高血圧、社会的孤立、うつなどがありますが、中でも難聴が予防可能な最も大きなリスク要因と発表されていました。

厚生労働省の「新オレンジプラン」、認知症施策推進総合戦略でも、難聴は危険因子の一つとして挙げられています。

答弁で、障害者総合支援法の補助とのことでしたが、そもそも認定されるのに両耳の聴力レベルが70デシベル以上、要は高度・重度の難聴者が対象です。日本補聴器工業会の調べでは、高度・重度の難聴者は、難聴者全体の8%にすぎないと報告しています。WHOでは、中度難聴者に当たる41デシベルから補聴器を推奨しているということが報告されています。認識として、40デシベル以上、いわゆる中等度難聴者を町としては、どういった位置付けなのか、お聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 中等度といいますと、今、おっしゃいました41デシベル以上の耳の聞こえがということなのですけれども、位置付けとしまして、例えば人間ドックとかで、私どもも聴力検査というのは行っているのですけれども、その人間ドックの基準としましては、異常なしと言われるレベルが35デシベル未満ということでありまして、それ以上の方が何らかの聴力低下が見られるということで経過観察というような状況になるということですので、41デシベル以上の中等度ということであれば、そういった形で何らかの聴力の低下が見られるというような層というふうに私どもとしては捉えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町としても、やはり中等度は一定程度何らかの影響を与えるというふうに認識しているということでもよろしいですね。

近年の国内外の研究によっても、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進んで、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。やはり難聴によるためにコミュニケーションがうまくいかないという状態から人との会話をつい避けるようになってしまう。そうすると、次第に社会から孤立していったり、なかなか外に出ていけないというような状況にも陥ります。実は、それらもまた認知症の危険因子として考えられています。難聴によって外に出ていけない。結果的には、コミュニケーションの減退を巻き起こす難聴が最大の因子ということが原因であると、ランセット委員会では報告されています。

町民の方で、当人の父親の方が、かなり難聴になってきたと感じて耳鼻科に診断に行ったそうです。しかし、70デシベルまで届かずに障害者認定されなかった。日常生活でもかなり不便を抱えているというふうなお話がありました。家族の方も、かなり聞こえないのに認定されなかったと話されていました。こうした町民、私は少なくないと感じています。将来的には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、今から6年後には、認知症の方が、予備軍と合わせて1,400万人と言われていています。町も認知症予防としてたくさんの施策を実施し、認知症ケアパスなどを使い、認知症の予防に努めていると思いますが、難聴による将来的な認知症リスクを高めることから対策は必要ではないのでしょうか、お聞かせいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 認知症につきましては、つい最近、国からも大綱が、ついきのうぐらいですか、出たというふうに私は認識しておりまして、その中に、認知症が難聴の原因だからどうこうというくだりがあるかどうかちょっと分かっておりませんが、本来であれば、それだけ今おっしゃっているような認知症に対する影響もあって、それは看過できないのであれば、私は、国においてやはりきちっと対策を講じるべきでありましょうし、また身障手帳の交付が非常に基準が厳しいというのであれば、そこも実態に合わせたような改正があつてしかるべきだというふうに思っております。そこを国が動かない中で、町が上乘せをしてやるというようなところまでは、今は考えていないわけで

ありまして、これをやり始めると、例えば加齢に伴って、例えばつえが必要になる、身障者手帳を受けるまでもないけれども、つえが必要になるとか、もう誰でも老眼鏡になるわけで、そういった人たちとのバランスもどうしていくのかということもトータルで考えていかないと、このことだけ考えるということが果たしてどうなのか、本当に重要であれば、それは私は、まずは国がしっかりとした手だてを打つべきであるというふうに認識をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほど全体的に判断することも必要だというお話でもありました。確かにそのとおりもあるかもしれませんが。

しかし、難聴になることで、やはりリスクを軽減していくことができるのです。やはり低下を感じて、特になるべく早く放置せずに対応することが望まれるというお話があります。やはりつえとかそういうものは必要な方は本当に必要かもしれません。補聴器は、つけるのにかなりいずいという、要は、ならすのに少し時間がかかるというものがあります。よく言われているのが、補聴器をつけてもすぐに対応できなくて、担当の病院と対応をとりながら3か月から6か月ほどかかるという話があります。なかなかそこに行くまでに、ちょっと嫌だなと思う中で補聴器を外してしまうという、そのためにどんどんひどくなっていくというようなこともあるそうです。やはりよりよい聞こえというものが生活の質を高めることにもつながります。高齢者社会が進む中で、高齢者が元気に社会参加できるように町が応援する事業としても、やはり考えていく必要があるではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 応援したいという気持ちはないわけではありませんけれども、やはりそこだけ特化してという理由が今のところ私にはちょっと見つけられない、見出せないなというふうに思っているわけでありまして、本当に必要ならば、これはやっぱり国が責任を持って全国レベルで統一した制度を設けるべきであろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大きな課題があります。先ほど国が整備するべきだという話もありますが、なかなか国が整備するまでに、私は時間がかかるのではないかなという認識もあります。やはり補聴器、すごく高いのですよね、ご承知のとおり3万円から20万円と大変高いのです。こういったことから買うのを控えているというようなこともあります。幕別町ではやらないというお話がありますが、やはりほかの自治体では、高齢者において生活の質の向上を鑑みて、独自に助成している自治体が全国的に広がっているのです。北海道であれば北見市になりますけれども、先ほど通告書には長泉町もお書きしましたが、近くであれば北海道の北見市で、10年以上前から40デシベル以上の中等度難聴者への補聴器の補助事業を行っています。1個3万5,000円を上限に補助を行って、年間10件程度ですが利用されているというお話がありました。やはりこういった先進事例を参考に検討すべきではないかと思っています。

今、町長が国に制度を求めるべきだというお話がありました。答弁のほうでも、1と3で同時にお答えされていたので、国に対しても求めるべきだということを町長は言ったにも関わらず、答弁では、国に対して求めるのは、今、考えていないというお話でもありました。やはり平成30年度、補聴器適用に関する診療情報提供書というのが活用することによって、補聴器が診療に直接必要である趣旨が証明された場合、要は医師が補聴器がないと診断できませんというような状態になった場合に、補聴器の購入費用について医療費控除が受けられるようになりました。すごく限定的ではありますが、少しずつではありますが、補聴器に対する支援が行われてきています。厚生労働省の調べでも、補聴器の支援支給費が年間4万4,000人、全体を見ても本当にごく一部なのです。こうした北見市の取組のように、町としても補聴器の制度を頑張るといことはできないのかどうか考えていただきたいというふうに思っています。

特に、国に対しても、特に国の基準は、障害者の認定で区分されています。本来であれば、医療の

区分でカテゴリーに入れば、もっと支援の体制が広がるというようなこともあります。日本では、なかなかそうしたものが広がっていません。ぜひちょっと町長としましても、答弁では国に求めないという話がありましたが、国に求めていくということも一つの必要性があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が先ほど申し上げたのは、荒議員が言うように必要なものであれば、それは国において全国的に措置すべき性質のものであろうということをお願いしたわけでありまして、現状、我が町においては、それを施策として組み立てるまでの必要性を感じないと言ってしまうと言い過ぎでしょうか。なかなかこれ何を施策として立ち上げて、どう整理していくかというのは、この議会でたびたび出ていますお金なのですね、やっぱり。だから、選択と集中をしっかりとっていく、重点的に実施していくということをしなければ、何でもかんでも、よそでやっているからうちもやるという形でいいとこどりをすると、幾ら金があってもこれ足りないわけで、そこはやっぱり選択と集中をしていく中で、これについては選択ができないと、そういう意味であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今の社会情勢的には、やはり高齢者が社会参加、すごく求められています。特に、定年の延長ですとか再雇用を求めるなど耳が聞こえないために、聞こえないということが大きな障害になってくるというようなことは考えられませんか。

補聴器は、高齢者の社会参加に大変必要なものだと思います。やはり状況的に考えても、これは、難聴者への支援は、大変重要になってくるのではないかと考えています。町としては、そういった方向は、今、考えていないというお話ではありましたが、私は、町としても補聴器の補助は、あってもいいかなと思っているところであります。

では、次の「公共施設における難聴者支援の取組について」お聞きしたいと思います。

本町における聴覚障害者の数、そのうち高齢者はどのぐらいになっているか分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 本町における聴覚障害者手帳保持者のうち 65 歳以上の方は、77.9%になっております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 本町の聴覚障害者の数と高齢者の数をお聞きしていました。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 聴覚障害者の数が 136 人になります。そのうち 106 人が 65 歳以上になっております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 平成 23 年にも同じようにお聞きしています。そのときには、聴覚障害者が 139 名、うち高齢者が 108 名ということで減っているのです。これは、よくなっていると考えべき、町としては聴覚障害者が少なくなっていると認識でしょうか、それとも何らかの影響でこういったデータが出ているという認識でしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 実情はどうかと言われますと、ちょっと把握し切れないところではありますけれども、ある程度の一定の年齢になったら、聴覚障害者ということで認定されていって、ある高齢になっていかれた方がお亡くなりになって、この数から減っていっている状況が横ばいの状況であるというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 全国的に日本補聴器工業会では、難聴者の数は、社会の高齢化に伴って増えているという認識であります。聞こえないという思いの方が増えているにもかかわらず、要は認定されていないというのがあるのです。やはりこうしたことから、基準が厳しいというようなことも考えられ

ています。

窓口対応についてお聞きしたいのですが、答弁の中で、住民窓口において筆談や少し大きめの声で対応して、携帯助聴機、ボイスモニターの活用など、プライバシーの保護も十分配慮して対応しているというお話がありましたが、実は住民の中から、かなり大きい声で窓口でお話されているというのが気になったという方からお話がありました。プライバシーの観点から個室での相談はできないのでしょうか。特にここ役場本庁には個別の相談室があるのですが、忠類とか札内支所については、どのような状態になっているのかお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 忠類総合支所におけますその対応でございますけれども、事務室の正面に児童室というところがございますので、そういったところで対応させていただいております。

○議長（寺林俊幸） 札内支所長。

○札内支所長（原田雅則） 札内支所におきましても、事務所の受付の横に部屋が二つほどありますので、そこで対応できるようになっております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。やはりそういったお部屋があるのであれば、やはり住民の状況によっては、そういったところに案内して相談に応じるということをご希望というふうに思います。当の本人は、耳が聞こえないものですから、やはり必然的に大きくなったりとか大変そういったこともありますので、やはりプライバシーの配慮をぜひ考えていただきたいと考えます。

町の難聴者支援についてであります。聴覚障害にはいろいろなツールが必要になってまいります。特に災害時には聞こえが重要になります。危険を早く察知することで被害を防ぐことができるからです。避難所になる公共施設にも、こうして8年前にはなりましたが、東日本大震災の教訓から、災害時に音の障壁を取り除くことは、社会の全体的に考えるテーマの一つと考えています。公共施設では特に避難所になることも考えられますので、その対応の必要性は、どのように考えていますか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 答弁にもございましたように「磁気ループシステム」、そういったシステムが、実際、他の町で導入されている実態がございます。この磁気ループシステムというのは携帯型というのもありますので、そういったものについては、特に避難所において、そういった難聴の方に対しても正確な情報を伝えることは、非常に有効な手段だと考えております。答弁にもありますように、今後、研究ということも考えておりますので、そういった活用性、全体的にどのような形で使っていくのがよいのかというのは、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 磁気ループシステムの普及について今、部長がお話しされたのですが、実は平成24年の6月議会におきまして、磁気ループシステムについて、活用方法は必要性について調査・研究しますと、同僚議員の質問に答えています。その後、どのようになってどのような結果であったのかお聞かせ願えますか。今現在、まだ研究中とありますが、一度なくなったのかとか、どういう経緯でまた研究対象になったのかお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 荒議員おっしゃいますとおり、前回同様な質問の中で、磁気ループシステムの研究、これについては成果は出ておりませんが、やはり継続した研究をしていると。特に災害が近年は多い中では、避難所の活用ということも含めて研究が続いているという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） もうこれ平成24年ですから7年前なんです。どんどんやはり物はいいものが出てきたりとか、いろいろな状況になっていくので、研究するというのは大変重要ではあるのですが、その間、それこそ前大洪水で避難があったとか、停電で避難生活の可能性はなかったのですけれど

も、こういった自然災害が大変頻発していることから、やはり研究を重ねることが大変大切ではありますが、どこかのタイミングで決断して何らかの方向性をとるべきではないかとは思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） この磁気ループシステムについて導入されている市町村もありまして、そういったところに問い合わせ等々をしながら研究しているところなのですが、携帯型の磁気ループシステムで、場所場所に持ち運びができるシステムが便利かなというところで考えていたところもあるのですが、そういった導入した自治体のお話を聞きますと、そういういいものではあるのですが、補聴器でもってその音を聞くのですが、個々によって補聴器の調整が結構大変なのですというお話を聞いたりとか、そういうこともありまして、導入した市町村の方からも、実際に聴覚障害の方のお話とか、そういった協会の方とか、そういった方々のお話も聞きながら進めたほうがいいのかというようなお話もいただいておりまして、またインターネット等でいろんなものを検索して調べましたところ、また新しいシステムも出てきておりますので、そういったものと比べながら、どういったものが一番いいのかというところを、研究しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） はい。分かりました。いろいろな事情があるのは承知したところでありますが、やはり近年はそういったことがありますので、障害者、難聴者への対応を少しでも早目にできるようにしていただきたいと感じます。

日本補聴器工業会では、国民の10人に1人が難聴者になるという計算も出されています。本当に、これから高齢者の方々が増えて、耳が聞こえないという方が増えてまいります。やはりそうしたところへの聴覚障害認定がなかなかできないというような状況があります。特に75歳でも、これからは元気に社会生活を送るためには、補聴器というものが大変重要なツールの一つになってきます。今後も難聴者支援を求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問します。

「学童保育について」です。

国が2015年3月に策定した「放課後児童クラブ運営指針」では、子ども集団の規模について「子ども集団の規模は、子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする」としています。

幕別町にある六つの学童保育所のうち、つくし学童保育所は、第1、第2とも定員を大幅に超えています。2019年5月現在の入所登録者数は、第1は定員40人のところ50人、第2は定員50人のところ123人、合計定員90名に対し173人となっています。

毎日約140人が利用し、夏休みは利用する子どもたちが終日生活する場となっています。また、利用者のうち低学年が多くを占めていると考えられます。

子どもたちが安心して放課後や長期休暇を過ごす生活の場として十分な役割を發揮し、保護者が安心して子どもたちを預けられる場となるよう、つくし学童保育所について、定員超過の解消をはじめ、保育の質的向上に向けてどのように取り組んでいるか伺います。

1、つくし学童保育所の入所状況について。

①定員超過の解消は。

②今後の入所見込みは。

③新たな施設整備の考えは。

2、保育環境の改善について。

- ①気温上昇、異常気象に対応したエアコン設置を。
  - ②1年生から6年生までの入所児童に対応した施設整備を。
- 3、各学童保育所の支援員の体制について。

- ①支援員の配置基準と現状は。
- ②支援員確保対策は。
- ③支援員の待遇改善を。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「学童保育について」であります。

学童保育所につきましては、保護者が仕事で留守家庭となる児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、家庭、地域などとの連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性や社会性、創造性の向上と基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図ることを目的としており、本町では、五つの小学校区に6か所設置し、運営を行っているところであります。

ご質問の1点目、「つくし学童保育所の入所状況について」であります。

一つ目の「定員超過の解消は」についてであります。

札内南小学校区に設置しております「つくし学童保育所」につきましては、児童数の増加に対応するため、定員40人でありました既存の学童保育所に、定員50人の「つくし第2学童保育所」の増築を行い、平成22年12月から供用を始め、定員数の拡大を図ったところであります。

さらに、児童福祉法の改正により、平成27年4月からは、学童保育所の入所対象を小学校6年生まで拡大したこともあり、近年、定員90人を大きく上回る170人前後の入所の登録状況が続いており、本年6月1日現在の登録児童数では、第2学童保育所を含めまして、1年生52人、2年生70人、3年生23人、4年生12人、5年生9人、6年生2人の計168人となっております。

しかしながら、実際の通所児童数については、曜日によって異なりますが、本年5月の実績では1日平均約130人で、登録児童数168人の77.4%となっており、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する設備の基準を遵守した上で、可能な限り児童を受け入れているところであります。

今後におきましても、待機児童を発生させないことを最優先し、基準を超えない範囲で入所を希望される児童を最大限に受け入れてまいりたいと考えております。

二つ目の「今後の入所見込みは」についてであります。

学童保育所の中期的な利用量の見込みにつきましては、本年度末に策定いたします令和2年度からの「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」において推計作業を進めており、現時点では具体的にお示しできる段階にはありませんが、近年の人口動態、札内南小学校の児童数の推移や保育所の通所状況などから推計いたしますと、周辺の宅地造成が落ちついたこともあり、3年程度は横ばい状態が続きますが、その後は減少していくものと予想しております。

三つ目の「新たな施設整備の考えは」についてであります。

前段で申し上げましたとおり、中期的には利用者の減少が予想されますことから、現時点では増築などの新たな施設整備を行う考えを持っておりませんが、次期計画におきまして、保育の必要量が想定を超えて増加するとの推計に至った場合には、対応方法につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「保育環境の改善について」であります。

一つ目の「気温の上昇、異常気象に対応したエアコンの設置を」についてであります。

近年、管内においても最高気温が30度を超える日が年間で10日前後となる年が続くなど、年々、気温が上昇傾向にあると認識しております。

学童保育所では、気温の高い日には、扇風機の使用や自然換気を多く行うなど体感温度を下げる対策をとるとともに、町営プールの利用を多く取り入れるなど創意工夫の中で暑さ対策に取り組んでおります。

先日、つくし学童保育所の保護者等から、エアコン設置を求める署名を添えた要望書をお受けしたところですが、その際には、エアコンを設置するとしたならば、小学校の整備を優先して進めるべきとのお話をさせていただきました。

ただし、小学校と違い1人当たりの空間が狭く、空気の流れも滞留し、気温以上に暑さを感じる状況にあることも想像できるため、暑い日には実際に学童保育所の現場に出向いて、その実態を十分に確認することなどをお伝えてさせていただいたところであり、今後におきましても気候変化に注視し、児童の安全対策と保育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「1年生から6年生までの入所児童に対応した施設整備を」についてであります。

学童保育所につきましては、これまでも必要に応じて増築または修繕を行っているところであり、今後も同様に対応してまいります。

ご質問の3点目、「各学童保育所の支援員の体制について」であります。

一つ目の「支援員の配置基準と現状は」についてであります。

放課後児童支援員の配置基準につきましては、町条例に基づき、おおむね40人ごとに2人以上の支援員を配置することとしております。

また、各学童保育所の支援員の現状につきましては、本年5月分利用実績における1日当たりの通所児童数で申し上げますと、はぐるま学童保育所は約40人に対して支援員が4人、あすなろ学童保育所は約52人に対して支援員5人、つくし学童保育所は第2も含めまして約130人に対して支援員9人、やまびこ学童保育所は約53人に対して支援員4人、ちゅうるい学童保育所は約15人に対して支援員2人を配置しており、全て基準を満たしている状況にあります。

二つ目の「支援員の確保対策は」についてであります。

児童に対する保育の質の向上を図るため、支援員の確保は非常に重要でありますことから、例年1月に募集を行う際には、広報やハローワークを通じた人材募集のほか、退職された校長や支援員を通じた人材の紹介などさまざまな手だてで人材の確保に努めているところであります。

また、一方で現在、補助員として勤務している支援員に対しましては、積極的に放課後児童支援員認定資格研修の受講を勧め、資格取得を促すなど、資質向上に努めているところであります。

三つ目の「支援員の待遇改善を」についてであります。

本町の支援員につきましては、通常の1日の勤務時間が4時間30分でありますことから日額臨時職員として任用しておりますが、社会保険と雇用保険に加入しているほか、非常勤公務災害保険にも加入し、良好な労働条件の確保に努めております。

特に、賃金面では、教員免許や保育士資格を有する補助支援員の賃金については、資格を有しない補助支援員と同額であったことから、平成30年4月から約1.6%増額し、改善を図ったところであります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 再質問させていただきます。

最初の1番のつくし学童保育所の入所状況についてから順に質問します。

つくし学童保育所の利用児童数が増えて、増築し定員も増やしていった経過は分かりました。平成22年につくし学童保育所を増築した際、定員を40名、50名と施設を二つつくったというふうにした理由があれば教えてください、トータルで90名とせずに分けた理由があれば教えてください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） つくし学童の定員なのですが、分けたといいますか、もともと40人、第1つくし学童保育所、既存の部分が40人だったと。増設する際に、当時の今後の児童数を見込んだ中

で、プラス 50 人の第二学童保育所を建設したというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） それでは、その後、利用児童数が大幅に増えていったけれども、定員を増やしていない理由があれば教えてください。町長の答弁では、基準に合う限り、これからも待機児を生まないように最大限受け入れるとあるのですけれども、それは定員をこのままにした状態ですということですか、定員を増やす考えはないですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） つくし第 1、第 2 につきましては、今、基準を満たしております、では何人までが基準内なのかということになるかというふうに思いますけれども、これは面積基準がありますので、1 人当たり 1.65 平方メートルでいきますと、209 人までが収容可能ということになりますので、いずれは減っていくことが、もう明らかになっているわけでありまして、定員はそのままに置いて、法的に問題ない範囲で受入れをしていくという考えであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。定員が 90 名なのに 170 人近く入っているという保護者の皆さんはどういう実態なのかと不安に思う面もあったので、理由があったらと思ってお聞きしました。

それでは、現状を伺います。

国の基準では、子供の集団はおおむね 40 人以下となっています。なぜ 40 人か、これは質問の要旨にも記載していますが、国の運営指針で、子供が相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりを持ってともに生活したり、放課後児童支援員等が個々の子供と信頼関係を築いたりできる規模として定められたもので、大規模の容認や曖昧な分割ではその趣旨が生かされず、学童保育の役割を果たすことができないと考えます。

つくし学童保育所は、現状では、国の運営指針に照らして 40 名程度の児童が、それぞれの所属を明確にし、まとまりを持った小集団として生活しているのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） つくし学童におきまして、40 名の小集団で活動を行っているかというご質問ですが、現状では、明確に 40 名ごとに細かくクラス分けを行って活動をしているわけではなく、その場面ごとに必要に応じて活動を行っているといった現状でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） その場面に応じてということで答弁がありましたが、実際は、1 年生が帰ってくれば、はい、1 年生おやつの時間ですよということで、おやつの部屋に 1 年生が移動するとかそういうことはありましても、一日中お互いの関係を築き合えるような集団としては、機能していないのが実態ではないかと思えます。毎日、約 130 人の子供たちが、学校の長期休業中は、一日中、一斉に過ごす場となっています。特に、室内は、もう子供の声がすごい騒音となっていて、落ちつかない状態で、ささいなことでもけんかになり、けんかの数も増える。また、けがの防止などへの職員の目が行き届きにくい。園庭で遊ばせられる時間も、何年生から何年生までは何時から何時までと遊びが区切られるなど、子供たちが自由に遊べる場所と時間が限定されている。

また、毎月の誕生会は開いているということなのですが、それがやっとなで、ほかの学童で行っているような遠足はおろか、近くの公園に行くなどの散歩や調理体験などの行事もできないという実態になっています。

おやつの部屋もぎゅうぎゅう詰めで、子供たちがテーブルの周りにくっつき合って、肩を寄せ合っているだけではなくて、肩を重ね合って食べているというのが現状で、職員が子供たちの声にゆっくり耳を傾ける時間も持てないという声もお聞きします。そんな中、支援員の皆さんも代替職員の方も、子供たちにけががないように、また人数が限られている中でも、支援の必要な子供にも何とか特定の保育士がついて、目を離さないようにと努力しておられます。

しかし、ほかの学童保育所と比べると、大きく子供たちの生活環境が異なっています。すごい騒音

の中で、1日3時間、4時間と過ごしているお子さんもおられます。こうした学童保育所の現状を見て、利用を考えていた保護者の方も、子供たちがけがをしないようにしてもらえるか不安だということや、学校から帰ってきて、子供たちがほっとできる場になっているのだろうか、入所をためらっている方もいるとお聞きします。子供たちの安全を守るためにも、共働きの世帯が安心して働き続けるためにも、国の基準どおり集団の規模をおおむね40人以下という規模を適正化する必要があると思いますが、その計画はありますか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 国の基準といますか、町でも基準としまして支援の単位は40人以下とすると、この基準については国と同じなのですが、実際40人というのは、学年ごとに40人の単位というのはなかなか難しい、1年生から6年生の児童を預かる中でも、学年ごとに当然ばらつきがあるという中で、うちとしては40人を単位としながら、その支援の単位ごとに基準に基づきまして2人、40人に対して2人という中で、先生を配置しているところであります。たしか他の学童と比較いたしますと、面積や学童の人数、入所されている児童の数も違いますので、比較されてゆとりがないとかということ、そういった思いもある方もいらっしゃるかもしれませんが、町といたしましては、町長の答弁でもありましたように、最大限受け入れることを基本としてやっております。その中で、児童が快適までは行かないかもしれませんが、なるべく快適に過ごしていただくような努力をしながら続けておりますので、現状といたしましては、今後、当面まだ児童数が横ばい状態ではありますが、その中で、何とか児童を受け入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 子供たちが負担に思うことなく通い続けるためには、一時的な受入れ児童数の拡大とか、待機児童解消のためにやむを得ないとするのではなくて、人数規模の上限を守りながら、必要な数だけ学童保育所を増やす、集団ごとに子供の所属を明確にして、それぞれに施設を整備し、2人以上の支援員を配置するということで、子供一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが町の責任だと考えますが、どうでしょうか。

40人というのが示されている中で、それを大きく超えて130人という規模で運営しているというのは、ちょっといかがかなと思うのですけれども、改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにゆったりとしたほうが、それにこしたことはないのでしょうけれども、やはり一定の基準のもとで運営をしていかなければならないわけでありますから、これはもう学校でも40人学級、1年生は35人学級というふうには上限が決められて、その枠の中で学級運営がされている、あるいは学童保育所の運営がされるということになるというふうに思いますので、そこはやはり最大限基準というものが1人当たり占有面積1.65平米というのがありますから、そこまでは需要があるのであれば、多少窮屈な面があるかもしれないけれども、受けていくことが、むしろ私は町の役割であって、これを、ゆったりした環境の中で、例えば小学校で40人学級のところに15人というのはちょっとないかもしれませんが、20人学級だとするならば、確かにゆったりしていいかもしれませんが、ではそういうふうなすばらしい環境の中で、たくさん学童保育所をつくるとなると、いずれ本町における合計特殊出生率も、これ1.35ぐらいですか、残念ながら上がらないのです、上がってきていないのです。そういう中では、ここのつくしでさえも、3年程度は、ほぼ160人前後で、その後は、おおむね10人ぐらいずつ減っていくような現時点における推計なので、今、預かっていっているお子さんには、気の毒な面はあろうかというふうに思いますけれども、これ全体のことを考えたときに、ではその後、学童保育所どうするのだいという話にもなりかねないわけでありますので、そこはある程度、中長期的な子供の数を見ながら、施設整備をしていかざるを得ないということは、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） はい。分かりましたというか、なので、私も施設の整備のことについては、みんなが納得できるといいますか、住民の合意が得られるような形で考えなければいけないということは思います。

ただ、先ほど言われたように、3年ほどは今の数で、その後も10人程度ずつ減っていくということでは、途中で集団を二つぐらいに分割したとしても、増設しなかったら、もう二つ、三つの集団が、今の施設で同時に過ごすということになるわけで、やはり住民の合意のもと、また財政のふさわしいやり方で、新しい施設をつくる方向で検討をしていただけないかと思います。

例えば、今のつくし学童保育所の北側に駐車場があるのですけれども、その駐車場に増設して、駐車場は、当面はコミセンを使ってもらうようにして、その後は利用する児童が減少して増設した部分が学童保育所として機能させる必要がなくなったら、例えば町の児童館として利用していくということも考えられるのではないかと思います。多くの子育て世代の皆さんから、冬場に遊べる施設が欲しいという声も寄せられていますので、そういう施設にもし得るのではないかと思います。ぜひ早急に今の子供たちに我慢していただくのではなく、今の子供たちを大切に作る方向で、子供たちが落ちついた環境で過ごせる居場所に改善し、子育て世代をはじめ地域の皆さんに、町の子供を大切にする姿勢が伝わり、明るい方向性を感じられる増設計画を検討するようお願いしたいと思います。

大きな二つ目の保育環境の改善についてに移ります。

エアコンの設置なのですが、答弁にもありましたように、この間、つくし学童保育所の保護者の皆さんの切実な思いから、この夏休みまでには、ぜひつくし学童にエアコンをつけてほしいということで、2週間ほどで430筆ほど集められて町長に提出されています。先月26日に帯広市で38.8度、史上初めて道内で5月に猛暑日を記録、観測したことで話題になりましたが、こういう気温上昇や気候の変化の中で、突然の高温の日がいつ訪れてもおかしくないもとので、保護者の皆さんからの危機感を持った要求となって出されたと思います。26日の翌日の27日月曜日も、午後零時半で帯広市35.4度となり猛暑日と記録されました。この日は、学童保育所も通常どおり開所していましたが、私が訪問し、持参した温度計では、午後3時半、つくし学童の大ホールは36度、学習室兼おやつ室は35度となっていました。保護者の皆さんからは、実態や署名に対する思いをお聞きしますと、暑い日に子供たちを迎えに行くと、学童保育の室内がすごく暑く、子供たちが真っ赤なゆでダコのような顔をして汗だくになっている。こんなところで過ごしているのか心配だという声や、水分をとるようにと言っても、低学年の子供たちには限界がある。遊びに夢中になって、それで十分な水分がとれないこともある。また、夏休みにお弁当を食べるのも、くっつき合っただけ汗を流して食べていてかわいそうだ。子供たちは、涼しい場所がないと言って、どこに行っても逃げ場がない。床が冷たいからと転がってしのいでいる子もいる。職員も、子供たちも熱中症にならないか心配などと話されていました。

また、ある保護者の方は、気温が30度を超える日は、学童に預けないようにしていると言われていました。現在は、大ホールに3か所、おやつ室兼学習室に1か所など、各場所に扇風機を置いてしのいでいますが、暖房器具や棚の上に置いていることや配線コードが床に垂れているなどで、危険を感じていると職員の方も言われていました。低学年のお子さんが、先日、扇風機のカバーに自分の舌を入れていたらしくて、ひやりとしたという話もありました。保護者の皆さんは、エアコン設置は予算上大変なら、せめて送風機でもという声もありましたように、とにかく何とかしてほしいと、何かあってからでは遅いと逼迫した思いがあります。昨年、全ての保育所にエアコンがついて、多くの保護者が胸をなでおろしています。ぜひつくし学童の暑い日の実態を知っていただき、保護者の声を踏まえて設置を検討していただきたいと思います。

また、つくし学童だけではなく、ほかの学童や子供たちに関わる施設で未設置のところがあれば、あわせて検討していただきたいと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の保護者の心配する気持ちというのは十分分かります。実は、気温、確かに38.8度、翌日も34.幾らになりました。過去のことを意外と人間って忘れがちになるのですよね、過去をず

っと調べてみますと、ここは増築は平成 22 年ですけれども、その年は、まさしく真夏日になった日が 26 日もあったのですね。そして、平成 24 年は 22 日もあったわけなのです。そう考えますと、過去も何とかしのいできたという、そういう歴史があって今日に至っているということは、まず理解をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、だからといって我慢すれということとは言いつもりは毛頭ありません。この間も 433 筆の署名を添えて、わざわざ本当、来ていただきました。じかにお話も聞かせていただきましたので、やはり現場に行ってみないと、とにかく分からない、実態が分からないので、本当に暑い日に一度伺って、どれほどまでの状況なのか、そして子供たちがどういう様子でそこにいるのかということも十分に把握させていただいた上で、それが即増築というふうには私はならない。それは先ほどからも言っているように増築ということではなくて、他のしのげる方法を、もう少し空間を違う場所に間借りするとか、あるいは送風機というのですか、そういう涼しさを体感できるようなことが工夫できないのかということも、その段階で考えなければならないというふうに思っております。

それと、ご指摘のありました危険な状態、これはやはり私はあってはならないわけでありまして、これは支援員に対してしっかりと指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 大きな 2 の②に移りますが、4 年前、新制度の導入によって、従来は 3 年生までの受入れだったのが、6 年生までに拡大されました。やまびこ学童では、その後、トイレや手洗いの場の改修が行われていますが、他の学童でも、例えばトイレが低学年用のものしかない、低い机しかないなどの問題や、備品、遊び道具、書籍なども低学年向けのものしかないという問題が、例えばですけれども出されていませんか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） まず、施設の関係でございますが、低学年向けの施設になっているのではないかとございまして。低学年向けの施設の形になっておりますのがつくし学童、古いほうのつくし学童ですね、こちらのトイレが低学年向けの小さなものが設置されております。そのほかの学童保育所につきましては、通常サイズのものということで、つくし学童のみ小さいトイレが設置されている現状でございますが、つくし第 2 学童を増設した際に、こちらには通常サイズのトイレを設置しております。ですので、今現状、使用に支障を来しているという状況にはなっていないという認識でございます。

あとそのほか、図書などの備品につきましても、随時、充足させていっているといった現状でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 施設整備の点では、学年に対応したということとあわせて使用に伴う破損や老朽化などについても、子供たちの安全を守る観点から機敏に対応するようお願いしたいと思います。聞いた中では、これもつくし学童からのなのですが、大ホールの木の床板のワックスが傷み、木がささくれ立って、昨年 3 年生の児童の手の指の爪の半分ぐらいまでとげが刺さって、病院にかかるという事故がありました。病院に行かないまでも、とげが刺さる事故は何件も起こっているそうです。大きな事故につながる前に、床板のワックスがけについても検討していただきたいと思いますが、既に計画されているかもしれませんので、計画があればお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） つくし学童の床板の件につきましては、こちらでも把握してございまして、早急に補修ですとかワックスがけを行う予定で考えてございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） よろしくお伺いします。

また、子供たちの生活環境の改善から、バドミントンのラケットがぼろぼろだとか、一輪車いつ交換できるのか、絵本や児童書などの書籍も毎月新しいものが欲しいが、増やす計画もなく、子供たち

も読み飽きたものばかりだという声もお聞きしました。ぜひ現場に来て実態を見てほしいなどの声もお聞きします。予算の関係もありますので、何から優先すべきか検討する必要があると思いますので、ぜひ現場に赴いて実態をつかみながら、環境改善に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、言ったお話は、実際に学童の支援員さんからも聞いている状況もあります。やはり人数も多いという中でいきますと、使う頻度が激しいことから、傷みも著しく激しくなっているというところがあります。学童の保育所はつくしばかりではございませんので、全体の学童の中で、必要な備品、壊れたものについては補充するとかといった形は随時進めてまいりますし、私も現場のほうに出向きながら、実態把握して内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、大きな三つ目の学童保育所の支援員の体制について伺います。

町では、この間、学童保育所の支援員の数を増やしてきているとお聞きしてまいりまして、支援員の皆さんからも助かっているという声が聞かれました。一方で、必要な数の臨時職員の支援員が確保できず、毎日、代替職員に入ってもらわないと運営できないという声もお聞きしました。先ほど配置数を詳細に答弁していただいたのですが、先ほどの支援員の人数は、全て臨時職員でしょうか。代替職員と合わせた数でしたら、臨時職員と代替職員の内訳をそれぞれ教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 支援員の内訳についてでございますが、まず、はぐるま学童保育所につきましては、主任支援員、支援員が3名、そして補助の支援員が1名の体制でございます。次、あすなろ学童につきましては、5名とも支援員となっております。やまびこ学童につきましては、4名とも支援員でございます。つくし学童につきましては、6名の支援員と3名の補助支援員により運営を行っております。ちゅうるい学童につきましては、2名の支援員で行っております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほど、補助支援員と言われました。これは臨時職員なのですか、代替職員なのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 今、お話しさせていただいた人数につきましては、全員臨時職員でございます。その中の補助支援員につきましては、資格のない方も含めた形で運営しております。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 再度人数について申し上げますと、はぐるま学童につきましては、全員臨時職員という身分でございますが、支援員が3人と代替が1、あすなろ学童につきましては、全員が支援員という形で5人、やまびこ学童につきましては、全員が4人支援員という。つくし学童につきましては、支援員6に対して代替が3人と、ちゅうるいにつきましては、全員2人が支援員ということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほどの答弁では、基準を満たしているということではありましたが、それは代替の職員の数を含めてということでは、本来は、臨時職員をきちっと確保して、緊急に交代が必要な場合に代替職員をお願いするというのが本来のあり方ではないかと思うのですが、つくし学童保育所では、9人確保するのに臨時職員が6人で代替が3人で、代替が常に3人入らないと回らないという実態になっているということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） つくし学童の現状で申し上げますと、もともと8人の支援員の方と、あと複数の代替の中で実際、シフトを組んでいたという状況がございます。ただ、この4月、支援員の

うちの2人が家庭の事情と申しますか所得の事情から、フルに勤めることができないので、代替のほうにシフトしてくださいといった事情の中で、今、6人と3人ということでやっております。いずれにしても、代替の中には認定資格を持っている方もいらっしゃいますので、そういった方が支援員のほうにやっていただくような形も、私のほうからお願いしている状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 代替職員を含めて、何とか職員を確保して運営しているという実態だということが分かりました。臨時職員を基準どおり確保するために、職員の募集はしているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現実的には、学童ごとに支援員は配置させていただいております。代替は、今3人ということですがけれども、実際、全町的な学童の代替もいらっしゃいます。そういった中で、シフトも組んでいただくような形をやっているところであります。いずれにいたしましても支援員の確保につきましては、答弁にございましたとおり、退職された校長会の方や、あと一番大きいのは、やっぱり支援員を通じて、こういった方がいますよといったお声がけをいただきながら、確保しているのが現状であります。私どもは、いずれもいつでも来ていただきたいという体制をとっておりますので、これからも引き続き、支援員の確保には意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） いつでも来ていただきたいということで常に募集をしているという状況と理解いたしました。なかなか募集をしても十分確保をすることができていないのが現状かと思っております。やはりそれには先ほどの代替職員が扶養の範囲内という希望をされているように、臨時職員になったとしても、なかなか独立して生活するだけの給料が保障されていない現状もあるかと思っております。職員の処遇を改善しないと、なかなか職員の確保もできないと思うのですが、国のキャリアアップ処遇改善事業も、18時半以降開所している学童しか適用されないなど使いづらい制度であることなどもあり、国に助成制度の充実を求めていく必要もあると思っております。しかし、町としても学童保育の質の改善のために、専門的な知識と技術を身につけた専任の指導員が基準どおり配置されるよう、それに見合った処遇に改善していくことは、子供を守ることそのものだと思いますので、ほかの臨時職員と横並びではなく、放課後児童支援員の専門職としての位置付けを高めて、処遇を改善するよう検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 臨時職員は多種多様に及んでいるわけでありまして、その中でも特に専門性を有する臨時職員の方もいらっしゃるわけでありまして、これは例えば学校に入っている特別支援教育支援員などもそうです。これはもう教員資格を持った方が入られている。あるいは、保育士なんかもそうですから、こういった方々全てが賃金上がるのであればいいのですが、やはりバランスというものがありますので、ここだけを上げるというのはなかなか難しいわけで、幾ら国からお金が来ても、ここだけ上げると非常に庁内全体の臨時職員のバランスが崩れるので、そこは全体を見極めながら改善を図らなければならないということでありまして、そこを単価が上がると、今度、月額で工夫をしているところも上げなければならないという、非常に連鎖は出てくるものでありますので、なかなか大胆な見直しということとはできないわけでありまして。ただ、そういう中においても、やはり人材を確保する点では、ある程度の賃金というのは必要でありますので、これはもう帯広圏1市3町のとり合いということもありますので、そこら辺は他の市、町の状況も踏まえながらどういう賃金設定がいいのかということは考えなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ぜひ課題として検討を続けてほしいと思いますが、一つだけ具体的に今すぐ改善できるものではないかということについて一つ伺いたいのですが、支援員は8.5時間勤務する終日開所する日が、土曜日や夏・冬休みなどの長期休暇であります。8.5時間、休憩含めてということなのですが、実際には、昼休み1時間休憩を交代でとるような余裕はなく、食事も子供たちと一緒に食

べて、休憩なしで8.5時間拘束されているという状況があるとお聞きしています。超過勤務手当などを十分保障するなど、実態に合った改善をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 臨時職員の賃金というのは、基本的に勤務時間に応じて単価が決まっております。1日につきましては7時間30分ということでございますが、当然7時間30分については賃金に含まれると。これを超える部分については、超勤の対象と、これはもう労働基準法に基づいて適切に対応するべきと考えておりますので、その辺は、また内部のほうで調整させていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） よろしく申し上げます。

最後にですが、子育て応援の幕別町であるためにも、また昨日議論がありましたように、誇るべき子供の権利条例を持った幕別町としても、子供たち自身が大切にされているという実感が持てるような環境づくりを進めることは、大きな課題だと思います。この間の町の政策で、子供の医療費の無料化拡大や中学校の修学旅行費半額助成、保育所の主食の提供や保育所エアコン設置などは、子育て世代の間でも話題となり、この町なら大丈夫と期待感を持って移住してこられる方も増えています。

今日、子供たちの育ちや子育てが難しくなっている現状があることや、貧困の問題など困難を抱える家庭が増えている中で、子供たちに安全で安心して過ごせる放課後の生活を保障すること、またそのことを通して、働きながらの子育てを支えていくという学童保育の役割は、ますます重要になっていると思います。国の運営指針では、運営主体は、「放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない」とあります。ぜひ、子育て支援の一つの柱として、学童保育所の現状、保護者の願いを把握していただいて、改善に取り組んでいただくようお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:07 休憩

15:20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、質問を行います。

「女性が生き生きと暮らせる社会めざして」

1945年、国連は国連憲章の前文に初めて男女平等をうたい、女性の人権と地位向上の取組を重視しました。日本では、1947年憲法が施行され「個人の尊厳」「男女平等」の理念がうたわれました。1979年女性差別撤廃条約、1986年男女雇用機会均等法、1999年男女共同参画社会基本法など法整備をしてきました。

しかし、法律ができて法律そのものを広く知らせ、徹底させる努力をしない限り現実には生かされません。また、近年、家庭内暴力や、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害に対し抗議の声が上がるようになり、社会問題となっています。

これらの問題の根底には、歴史的につくられた性別役割分業意識が深く関わり、男女を上下の関係に位置付け、女性の人権侵害と差別を生み出しています。

このような意識や行動は、女性だけでなく男性にとっても自らの行動や多様な生き方の選択を狭めています。男性も女性もともに仕事と家庭、地域社会の一員として生活していくために、男女の格差

を解決し、基本的人権が尊重され性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が急がれます。

以下、次の点について伺います。

1、男女共同参画条例の制定を。

2、ジェンダー平等の推進を。

①講演会の開催、広報などで町民に啓発を。

②学校でジェンダー平等教育と保護者にも学ぶ機会を。

3、ハラスメント根絶に向けての庁舎内の取組と民間事業者への対策を。

①パワーハラスメント。

②セクシュアル・ハラスメント。

③相談体制の確立を。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「女性が生き生きと暮らせる社会めざして」についてであります。

男女共同参画社会の実現に向けましては、職場・地域・家庭において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に平等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することが重要であると認識いたしております。

また、少子高齢化の急速な進展を背景に、労働力人口の減少により、経済の停滞や社会保障制度の持続性に対する不安などが高まっている中、女性の社会進出が一層期待されているところであり、国におきましては、昨年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っているところであります。

ご質問の1点目、「男女共同参画条例の制定を」についてであります。

道内の市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況につきましては、昨年4月1日現在で13市6町となっており、十勝管内においては、芽室町と士幌町の2町が制定しております。

本町においては、男女共同参画に関する条例は制定しておりませんが、第6期幕別町総合計画の中で、男女共同参画社会の促進に向けて、男女がともに働くための制度を啓発することや家庭生活と仕事との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を普及すること、そして子育て支援策の充実を図ることなどに取り組むこととしております。

男女共同参画社会の実現に向け、これまで公共施設内にPRポスターの掲示やパンフレットを設置しているほか、今年度は、さらに理解と関心を持っていただけるよう、役場庁舎ロビーにおいてパネル展を6月21日から7月1日まで実施するなど、今後も住民の方々が興味を持ち、関心を深めて、理念を理解していただくよう、引き続き広報紙やホームページなどを活用しながら周知・啓発に努めてまいります。

ご質問の2点目、「ジェンダー平等の推進を」についてであります。

一つ目の「講演会の開催、広報などで町民に啓発を」についてであります。

人間は生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別のことを「ジェンダー」と言われております。

「男性だから」「女性だから」と生き方を押しつけられることなく、何人も「個人の尊厳」が尊重され、性別による差別のないジェンダー平等について、誰もが正しい理解と認識を持って、社会全体で共有していくことができるよう推進していくことが大切であると考えております。

このような取組を進めるためには、国や北海道と連携するとともに、1自治体のみならず、十勝全市町村が一体となって広域的に取り組むことで、より理解が深まり、広く浸透するものと考えており、「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、十勝全体の共通課題として捉え、性差別に関する講演会

を共同で実施できるよう提案しているところでもあります。

また、広報などによる住民への周知・啓発活動につきましては、男女共同参画社会の実現や人権擁護を推進する観点から、これまでも実施しており、これらとあわせて今後においても取り組んでまいります。

二つ目の「学校でジェンダー平等教育と保護者にも学ぶ機会を」についてであります。

「性別の特性」や「男女の違い」につきましては、平成元年の学習指導要領の改訂により、その記述がなくなり、小学校道徳の5、6学年の内容では「男女仲よく協力し助け合う」、中学校道徳では「男女は互いに相手の人格を尊重し、健全な異性観を持つようにする」など、男女がお互いに協力し合うことに関わるもののみとされたところでもあります。

また、学習指導要領の改訂に伴い、例えば中学校の「技術・家庭」が男女で明確に目標が異なっていたものが男女共通とされたり、「保健体育」で男子必修とされていた「格技」が「武道」に改められ、男女とも履修が可能となるなど、教育課程において、男女の区別なく全ての教科で同一のものとなりました。

町内の各小中学校においては、既に日常的にジェンダー平等が浸透しており、例えば小学校では6校で女子児童が児童会長に、中学校では3校で女子生徒が生徒会長を務めていたり、また運動会・体育祭など多くの学校行事が男女分け隔てなく行われているところでもあります。

このように学校現場において、ジェンダー平等が当たり前の空間となっており、日常生活はもちろんのこと、道徳や保健体育などの授業の中で、個々を尊重し認め合うという指導を行うことにより、ジェンダー平等教育が推進され、それらの活動や日常生活の様子を学校だより等で保護者に知っていただくことが、保護者の学ぶきっかけとなっているものと考えております。

ご質問の3点目、「ハラスメント根絶に向けての庁舎内の取組と民間事業者への対策を」についてであります。

職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。

このことは、自治体や企業に関わらず、業務効率の低下にもつながるとともに、社会的評価に悪影響を与えかねない問題であると考えております。

はじめに、ハラスメント根絶に対する庁舎内の取組についてであります。

町では、昨年度、全職員を対象にパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどについての認識とその防止に理解を深めるべく、専門家を招いて研修会を開催したところでもあります。

管理職をはじめとする全職員がハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させないことが必要でありますことから、今後とも定期的に研修会を開催するなど、ハラスメントに対する理解や意識向上を図り、安心して働ける職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、ハラスメントを含む職員の健康管理や職務における困り事などに関する相談は、総務課が窓口となっており、これまでのところ窓口への相談はありませんでしたが、今後におきましても、相談者に十分配慮した相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

一方、民間事業者におけるハラスメント対策につきましては、平成29年に幕別町商工会が会員を対象としたハラスメント研修会を開催したほか、30年度は北海道商工会連合会が主催する研修会に、幕別町商工会職員が参加し研修を受けることで、相談体制の充実を図っているところでもあります。

現在、ハラスメントに関する相談機関としては、幕別町商工会のほか、専門的な人材を備えており、電話でも相談が可能な「帯広総合労働相談コーナー」や全国共通人権相談ダイヤルである「みんなの人権110番」、「女性の人権ホットライン」などの外部相談窓口が設けられております。

本年6月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」において、ハラスメント対策の強化が明記され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備等、雇用管理上の措置義務が設けられたところでもあります。

このため、幕別町商工会などと連携して、事業者内部の相談体制の確立や外部相談窓口の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ご答弁の中では、第6期幕別町総合計画、その中で男女共同参画の推進、このことを定めていると答弁されております。このことは第5期総合計画の中から引き続き示されたものだと考えております。そういう中で、実際に具体的に、この男女共同参画の促進、どのような施策を実施されてきたのか、その施策をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） これまでの取組でございますけれども、答弁の中にもございますが、取組といたしましては、30年度で申し上げますとPRパンフレット、ポスターの掲示、パンフレットの配置あるいは町広報への掲載、あるいは他市町村で行われております講演会、そういったものの紹介、これが昨年度までの主な取組であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それは承知しておりますけれども、具体的な施策、例えば子育て支援といたしまして、子育て、産前産後の女性の休暇、それは当然保障されていると思っておりますけれども、男性の育児休暇ですとか、そういう部分での男女共同参画としての施策の取組、そしてその実績などお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 男女共同参画の実績としまして、男性の育児休業の取得につきましては、男性職員1名がとったという実績がございます。それは、平成30年度にとられたということでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、PRとしてポスターの掲示ですとかパンフレット、パネル展など、そういう町民向け、それからそういうところでは確かに実施していると思っておりますけれども、実際に施策としてあわられていかなければ、男女共同参画の推進には当たらないのではないかとこのように思います。そういう意味では、ずっと総合計画の中では、こういうふうに定められておりますけれども、実際に施策に生かされていくこと、このことが男女共同参画の推進になると思っております。今は、男性の育児休業の取得、お聞きしました。その前には、女性職員の管理職がどのぐらいなのかということも質問しておりますけれども、そういう施策を具体的に進めていくというところでは、やはり男女共同参画条例、このことが私は必要だと思います。その条例をつくりまして、それに照らして、どれだけ施策が進められてきたか、その検証がどこできちっと見ていくのか、その辺が定かではありません。そういう意味での男女共同参画条例、きちっと定めていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 条例があれば全てがうまく進むということではないわけでありまして、これは今までこういう議論は何回も、こういう基本条例的なことはさせていただいたわけでありまして、やはり中身が一番大事である。実際、実行することが大事であるということは言わせていただいたわけで、そういう言葉を受けて多分具体的にという質問だったのかなというふうに思います。ただ、ものによって、なかなか具体的な施策が打ちづらい、そういう分野の事業もあって、まさしく私、この男女共同参画というのは非常に打ちづらいわけでありまして。

町としては、子育て支援施策、さまざまやっております。それが一助になっていることは、私は間違いのないだろうなというふうに思っておりますし、民間事業者においては、産前産後の休暇については法定事項でありますのでもちろんでありますけれども、育児休業制度の普及が図られれば、こ

これは少し女性が社会に出ていくきっかけになるのかなど、そんなことも考えておりました、商工会と協議などもさせていただいたのでありますけれども、そこをなかなか切り込んでいく、お願いではないものですから、なかなか難しいわけでありまして、そこに何がしかの補助金を出せば、ひよっとすると少しは育児休業制度が拡大するのかなどということも考えてまいりましたけれども、実現に至っていない。きっかけづくりとしてはお金は出せるのでしょけれども、その後の育児休業が出てきた場合は、事業主の負担だということがあって、どうしても事業主もやっぱり今の経済状況が悪い中では、新たな制度を新設することができないと。そんな事情もありまして、本当に何をやってきたのといったときに、これとこれとこれですと言えないのがつらいわけでありまして。ただ、間違いなく町ができることとしては、私は女性が社会に参画できるような、そういう施策を打ってきたつもりであるわけでありまして。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） このことは、私、2回目の質問でもあります。そういう中で、同じようなお答えをいただいております。では、具体的にどのように進めていくかという、そういう点での指針として条例をというふうには私は質問しているわけなのですが、なかなかそこ合意ができないということであれば、まず国にしても道にしても、男女共同参画プランというものを立てまして、それで細かく例えば、これは帯広市のプランなのではございますけれども、「男女共同参画社会の実現をめざして」ということで、五つの項目を立てております。男女共同参画の実現に向けた意識の改革、それからあらゆる分野への男女共同参画の促進、そして男女が働くための条件整備、女性の保健の充実、心豊かな生活の実現、そういうふうな定めまして、それを分かれて、ではどのように施策を立てていくかというふうなプランを立てております。そのプランに沿って参画社会をどう進めていくかということを具体的に定めております。

そういうプランがあれば、では幕別町では、今いろんなポスターのPRですとかパンフレットの配布ですとかパネル展とかいろいろされておりますけれども、実際にこういうPRが施策の中でどう生かされ、町民の意識がどう変わり、一番は施策をつくっていく職員の意識というところなのですが、そういうところがどう変わって男女共同参画を推進していくか、そういう指針になると思うのです。ですから、そういうものがないと、毎年こういうパネル展や何かしていても、これはこれで意識改革というのは必要かもしれませんが、具体的な施策に結びつかないというふうには私は思います。ですから、条例がなかなか難しいということであれば、プランをつくっていくということが大事ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるように、確かにプランをつくることはできるかと思っております。ただ、その先なのですね、やはり問題なのは、これは多分認識に立っているというふうには思うのですが、プランは、私はこんなことをやりたいという方向性をつくれればいいわけでありまして、そこにぶら下がってくる個々の事業をどう組み立てて、それを実行していくかということが一番難しいのかなというふうには思うのです。そこで、プランをつくったのはいいけれども、結局何も進まないわということも、これなきにしもあらず、そういう懸念があるわけでありまして、やはり町ができることは、もうこれはプランあるなしに関わらず要綱をつくる、あるいは予算措置を通じてこれやってきているわけでありまして。

問題は、町民が一体となって取り組んでいくということが一番私は大事なのだろうと、特にとりわけ事業者、経営者がどういうふうな意識を持ってもらって、自らの経営の中に女性が参加しやすいような、あるいは働き続けられるような、そういう取組をしていただけるかということにかかっているのかなというところで、いわゆる他力本願のところが多岐にわたりますね。条例には、確かに十勝管内でいけば、芽室と士幌、帯広ですか、条例は確かに町の責務だとか事業者の責務だとかと、それは書いてありますけれども、そこは言葉では分かるけれども、ではその言葉を受けて、実際、何をやっているのだということが、私は非常に難しいなというふうには条例を読んで感じているところであり

ますので、条例もそうですし、今のプランもつくるのはできると思うのですね。それはできると思ったらおかしいですけども、文はつくれます、条文はつくれますけれども、つくったはいいいけれども、さっぱり進まないわということが非常に懸念されるわけでありまして、特に事業者の民間の部分が私はそういうふうな感じがしておりますので、まずは今、機運を盛り上げるというか、啓発活動をしていく中で、町民の皆さんにも男女共同参画ということの認識を深めてもらいたいなということで、これまでパネル展、ポスターですとか、そういうことに取り組んできたということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ここがいつも平行線なのですけれども、例えば、幕別町の第6期総合計画、ここでは男女共同参画社会の推進、これ三つ定めております。それと、第5次幕別町生涯学習中期計画、ここでも男女共同参画の推進のための支援、定めております。これだけで事業者と一緒に細かくどういふところを進めていきたいと思いますかというふうな具体的な共通の認識がなかなかならないのではないかと思います。それで、帯広市のプランの中には細かく書いてあります。例えば、家庭における男女平等教育の推進、それから学校における男女平等教育の推進、いろいろあります。それから、性の尊重についての認識の浸透、こういうふうに細かく書いてあります。だから、これに基づいて役場、それと事業者、どういふふうに関連して進めていこうか、こういう具体的な表現が、施策がどうか、そういうものがあって初めて、ではこの点についてどうやって進めていきたいと思いますかとなるのではないのでしょうか。この総合計画、この中の具体的なことがなかなか伝わらないのではないですか。その具体的にどう進めていきたいと思いますかというのがプランであり、条例だというふうには私思うのです。ちょっとこれだけで民間に伝わるとは思いますか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） プランに、ではどれだけ書き込めるのだということにもなってくるわけなのです。実現不可能なことを書くわけにはいかないわけですから、何々個々具体的な事業をやりましますということは、私はなかなか書けないというふうに思っているのです。あくまでも方向性、こういったことに取り組むという方向性しか表現としてはできないのだろうなというふうに思っています。それで、確かに総合計画ですから、これは町のまちづくりの指針になるものですから、行政側だけではなくて、一般の住民、事業所も含めて、こういうまちづくりをしていこうと、それは指針になるものでありますからこういうたい方をしているわけで、もしこれをもう少し細かく言うとするならば、プランということになるのかもしれないのですが、非常に先ほどから申し上げているように、具体的にこれをやろうということが、なかなか玉としてすぐぼろぼろと出てくるわけではないのですね。それで、先ほどの野原議員のお話にもありましたように、生涯学習なり学校教育でも取り組むべきことは意識改革ですよね。ですから、やっぱりそこを今さまざまパネル展だとか、ポスターづくりだとか、そういうことを通じて意識を改革していくというか、意識を深めていくということが、今はまずはそこに取り組むべきことであろうと。

ただ、学校の点については、後ほど出てきますので申し上げますけれども、これは行政もそうですが、一般事業所においては、やっぱり意識的に、まだまだその男女共同参画というところが行き切っていないのかなというふうに思っているのです。ですから、そこは意識を深める意味での入り口といたしますか、そういうことをもう少し続けていく中で、では、こういうことだったらできるのではないかと出ていけば、具体的なプランとして定めて実行していくということになっていくのかなというふうには思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 意識を深める入り口、確かにそのための私はプランだというふうには思うのです。

ただ、町長、この総合計画に三つ定めております。これを見て、町民は、では具体的にどういふことをしていったらいいのでしょうか。職員、それから事業所も、どういふふう具体的に施策を考えていこうかというふうになると思うのです。こういうふうにして細かく分けることによって、この部分とこの部分はできますよ、この部分はちょっと時間がかかりますよ、ですから10年間の総合計画に

なると思うのですよね。だから、そういうきめ細やかな対策、施策を考えることによって、男女共同参画の社会が前進していくのではないですか。いきなりこういうふうプランを立てたから、全部できるというふうにはならないと思うのです。その中の一つでも二つでも推進していく、そういう役割がこういうプランですとか、条例ですとか、そういうものを定める大きな意義になると思うのです。そういう意識付けをしていくということが大事だということで、私は条例ができないのであれば、まずプラン。国も道も帯広市もプランが先に立ち、それを煮詰めていって、条例に結びつけているわけです。ですから、そういう意味で、なかなか意識改革ができないというのであれば、その意識改革をどのように進めていくかということは、きちんと条文になって照らして、初めてできるのではないのでしょうか、その点伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もう鶏が先か卵が先か、そんな議論に私は思えてしょうがないわけで、事業をやることによって、確かに意識を高めるということはあるわけでありまして、まず、それだと事業を一つずつこなすだけで終わることもあるわけでありまして、やはり町民皆さんが、男女は生まれながらにして平等であり、いかなる差別的な扱いを受けないのだよということ、あらゆる職場でその意識を持ってもらうこと。男だからとか女だからとかということではなくて、平等なのですよと。どうい場合においても平等なのですよということを思ってもらうことが、私は一番先なのかなというふうに思っているのです、こういうふうに申し上げているわけで、事業を通してということは、それはないわけではないですけれども、私は、まずは皆さんが何をやるにも平等なのだよと、そういう意識を持ってもらいましょうというふうに、先ほどから申し上げているつもりであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは、こういう施策がなくても男女共同参画を進めていけるという、そういう対応だ、そういう考えだということなのではないでしょうか。私は、やはり何においてもきちっとした方針があって、初めてそれが共通に認識なり意識改革になり、そして進んでいくと思うのです。ですから、そういう意味では、誰が見ても、こういうことが男女共同参画を推進することになるのだという、こういう明記されたものがあって、初めて進めていくことができるのではないかと。先に、卵が先か親が先かと、そういう議論では私は思っておりません。こういう条文があって初めて、それであれば私、先ほど最初の質問いたしましたけれども、法整備ができました。そして、これによって推進してきました。国連とか憲法ですとかいろんな条文ができました。そういう中で、意識改革が進められてきているのです。そういう意味でのプランであり、参画条例の提案をしているのです。その点は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私の手元にも、おびひろ男女共同参画プラン施策体系というようなこんなものが今ありまして、見させていただきました。これを見ますと、分野がいろんな分野、産業分野であったり、健康づくりであったり、母子健康福祉だとか、そういう分野がありまして、それぞれその分野における取り組むべき施策の方向というものを書いてあるのです。これは、実は我が町もやっていることであって、その前段で、こういった基本方向なり施策の方向を実現していく上で、男女平等の気持ちを持ちながらやっということを言っているか言っていないかだけの違いなのだろうなと、こう思っているのですよ。何をやるのしても、男女平等の扱いを受けなければならないのだよ、それを推進していくのだよということ、事業に関わらず啓発していけばいいのではないのでしょうか。これは、この事業の頭に「男女共同参画の実現をめざして」と書いてあるだけの話なのですね。やっていることは、我が町も例えば、生涯学習中期計画なんかでも、こういうような体系になってやっしているのですよね。ですから、足りないのは、やはり男女共同参画という社会を実現しましょうという姿勢として、あらゆる場面で訴えていくということが、私は必要なのかなというふうに、これを見てちょっと思ったわけでありまして。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） この男女共同参画というのは、やはりまだまだ周知されていないと思うのです。町でやっているのであれば、それをまとめて、こういうことが男女共同参画の役割なのですよ、そういうことをきちっとまとめたものをつくる、それ何で町長は、そこをこだわるのでしょうか。やっているのであれば、やっているというふうにきちっとこうやってプランにして、町民の皆さんに示したらいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そうですね、やっていると示すことも、これある意味、町長としてのこれだけやっているぞという意味では必要なのかなと、政治家としては必要なのかなと。しかし、これまちづくりとして考えたときに、ごく当たり前にやっていることをやっているのだということは、果たしてどうなのかなと思うわけでありまして、ごく当たり前にやっているのです。ただ、精神的に、それを訴える部分、男女共同参画という考え方が、どの事業を推進する上においても入っているのだよということの訴え方が少し足りないという部分は、認めなければならないかなというふうに思いますので、そこはしっかり今後の事業展開において、どんな事業においても男女平等に扱われなければならないのですよということ、訴えていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは、国とか北海道が、なぜこのようにプランとか基本法、条例を定めているか。こういうものに国とか道が定めているのに、幕別町は、どうしてそういうことをやっているのであれば、条例できちんとプランで定めて町民の皆さんに、そして職員に示さないのでしょうか。やっているのであれば、法整備ができて、初めてそれにのっってどこまで推進してきたか、どこまで進んできたかということが検証されるのではないですか、私はそう思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局、ここにあるような施策の方向というのは、男女共同参画を推進する意味合いもありますけれども、それぞれの分野における施策の目的を達成するという意味合いもあるというか、そのほうが強いのですよね。そういう中で、そういった事業をやっていく、目的を達成していく中で、男女共同参画の考え方を入れながらやっていきたいと思いますというふうに私は思っているのです。ですから、あえてそれをプランとして掲げたとしても、これって普通どこでもやっていることではないというふうに、私はとれてしょうがないのです。ですから、今後の事業展開においては、もちろん男女共同参画はこれ大切なことですから、これはそういう社会を実現することは、私は全く否定していないわけで、それはむしろやっていくべきだと思っているわけで、その考え方を入れながら、各種事業に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そこは平行線だと私は思いますけれども、やはり男女共同参画というのは、やはりまだまだ男性優位の社会の中での女性の役割というところが、きちっと保障されていないという意味での男女共同参画という意味ですから、そのところはきちっと共通の認識にできるように、これからも町長ときちっと対峙していきたいというふうに思います。

次に移ります。

ジェンダー平等の推進と、これ「ジェンダー」という言葉がなかなかまだ浸透はされていないというふうに私は思っております。それで、ジェンダーというのは、社会的・文化的につくられた性差だということは、やはり少しずつ浸透されてきているかなというふうには思うのですけれども、まだまだ町民の中にもきちっと浸透はされていないのではないかなというふうに思います。

日本では、家父長制度、男尊女卑の影響がまだ残っていると思います。払拭されたわけではありません。女性は育児や介護、家事労働を担う存在として、まだまだ見なされていると思います。多くの場合は、その家事労働などが過小評価されております。そういう中で、男性に比べて経済的に不利な状況に女性は陥りがちです。そのことが支配、服従関係を通じまして、肉体的、精神的な暴力の温床になっている、これがまだまだ残っていると思います。それが女性が自立して能力を発揮することを

妨げている、こういう状況がまだまだあります。

近年、ジェンダー平等を推進して、誰もが尊厳を持って自分らしく生きられる社会を目指して、性暴力やハラスメントを許さない、このように女性や若者たちが声を上げている運動が大きくなってきております。勇気を持って声を上げた人たち、そういう人たちを孤立させてはいけないということで、今、諸外国で MeToo 運動など大きな広がりになって、日本でも広がってきております。

一方では、性暴力やセクハラ被害を告発した女性へのバッシング、それから医科大学での女性受験生への減点、女子大学生を性的ランク付けする週刊誌の記事など、こういう許しがたいことが起きております。男女平等のレベルを示す世界経済フォーラム、ジェンダーギャップ指数、これは日本は 149 か国中 110 位、これは本当に先進国の中でも低い、やはりまだまだこのジェンダー平等を学んでいかなければならない、こういう状況にあると思います。こういう中で、やはりもっともっとそのジェンダー教育を進めていかなければならないというふうに思いまして、講演会の開催や広報などできちっと進めていくことが必要ではないかというふうに私は質問しております。

しかしながら、きょうの道新にも載ってございましたけれども、若者の中では、このジェンダーの考えがかなり進んできているのかなというふうに思います。そこでは、男は外で働き、女は家庭を守るべき、こういうことを、このことに反対という若者が 48.5%にはなっているのですよね。ですけども、まだまだそれ以上の年代の方々には、こういう意識までにはなっておりません。そういう中で、やはりジェンダー平等の推進を進めていくことが必要だというふうに考えております。このジェンダー平等の考えが広がっている中で、働き方改革ですとか、それから性暴力、DV、LGBT の差別の解消ですとか、今ヘイトスピーチなどの差別も非常に多くなってきております。そういうことも含めた、やはり講演会などの開催が必要ではないかというふうに思っております。

それで、今、町長は答弁の中で、十勝全体の広域的な取組を進めていく、これ非常に大事なかなというふうに思いまして、さらに推進をしていっていただきたいというふうに思っております。

それで、こういう中で、やはり臨時職員に対しても、こういう講演会や何かの学ぶ機会、そういうことをきちっとしていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それこそ分け隔てなく、会場の器がありますから、器次第ということがありますけれども、そこは広く案内をさせていただいているところでありますし、特定の職員だけ集まっても、これ意味のないことであります。いろんな講演会によりますけれども、このジェンダーに関しては、私はより多くの方に参加してもらわなければ、なかなか浸透していかないものだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） やはりこのジェンダーは、1 回、2 回の講演とか、そういうことではなかなか意識改革が進まないと思いますので、多様な講演会を行って、きちっと町民も職員も意識改革をして、施策に生かしていくということを進めていくことが必要だと思っております。

また、学校での学ぶ機会をとということでは、ご答弁の中では、女子の学級委員とか、そういうのが随分と今進められてきているということの答弁をいただいております。しかし、その中では、まだまだ教育の中で行わなければならない、前段で申し上げましたように、LGBT ですとか、ヘイトスピーチですとか、そういう差別の解消というところでは、まだ推進していかなければならない部分があると思います。そういうことも含めて、学校の中でのきちっとした教育を進めていっていただきたいのと、それから保護者に対しても、やはりそういう機会をきちっとそういう場を PTA などと連携をとりながら進めていく必要があるのではないかと、それと同時に、やはり社会教育の中でも、そういう講演を多数に持って推進していく、そういうことも必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育におけるジェンダーなり LGBT の教育ということでございますけれども、まずジェンダーの関係につきましては、町長の答弁にもありましたように、既にこれ学校教育の分野に

おきましては、平成元年の学習指導要領の改訂に伴いまして、例えば児童生徒の名簿の名簿順が、以前は男女別だったものが一緒になっているというようなことですか、学校行事、運動会等における徒競走などの男女分けなどについても、かなり以前から、これ男女分け隔てなく行われているというようなことがございます。そういった意味では、学校教育におきましては、もう既にこれは当たり前のジェンダー平等教育と申しますか、ジェンダー平等につきましては、当たり前の世界になっているということございまして、そういった今の現在の学校教育の中であって、改めてこのジェンダー平等についての教育をするということについては、なかなか難しいのかなというふうに考えています。そんな中で、また改めて保護者に対してという、そういう機会を設けるということ自体も、この授業時数等がなかなか余裕がないといいたまいますか、そういう中であって、例えば子供たちに対するそういった講演会を開いて、そこに保護者の方も呼び出して、一緒に聞くだとかというようなこともあるかもしれないですけども、そういったことも、今、申し上げましたように、なかなかちょっと厳しい状況にあるのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ジェンダー平等教育というのは、枠を設けてそういう時間をとって進めていく、そういうこともありかなと思いますけれども、やはり教職員の中でもジェンダー平等をきちっと身につけて、授業の中できちんとそういう対応をしていく、そのことが大事だと私は思うのですよね。どういう場面でも、教育の中で、そういう考え方で教育に臨む、そこが大事だというふうに私は思っております。特別に枠を設けてそういうことを進めていくということでは、それも大事ですけども、それと同時にそういう教育の場でも進めていってほしいということと、それから保護者の中でも、やはりPTAと連携をとって研修の場とか、そういうところでジェンダー平等の知識を身につけていく、そういう手だてを講じていくことはできないのかという、そういう意味での学校の現場ということですが、その点はいかがなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） まず、学校教育という意味合いで、教職員、先生方のお話もございましたけれども、先生方については、先ほども申し上げましたように、学習指導要領上、そういうジェンダーというのがもう普通になっておりますので、非常に先生方については、もう根底にその考え方がございますので、そういった意味では、ジェンダー平等に基づいて、その流れの中で指導をしているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、PTAの関係につきましては、またこれはPTAはPTAで、社会教育教育の分野として別に組織がございますので、そういったところにこういった講演会はどうかというようなことで投げかけることは可能かと思っておりますので、そういったお話もさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 次、ハラスメントですね、ハラスメントといいましてもいろいろありまして、今回は、パワーハラスメントとセクシュアル・ハラスメント、この点について質問もしておりますけれども、ハラスメントそのものは、やはり人権の問題ですので、一人ひとりをどのように見るか、一人ひとりをどう大切にしていくか、その視点があれば、こういうハラスメントということは起きないと思います。

それで、今、町長もご答弁ありましたけれども、職員もしっかりと管理職含めてハラスメントに対する研修などをされているということなのですよね。ですから、これはすぐ解消するとかそういうことではない。今まで生活してきた、生きてきた中での教育の中、それからいろんな環境の中で身についたものがありまして、そういうところをきちっと是正していくということが、このハラスメントをなくす一番の要因だと思います。これは、男性も女性も同じだと思います。ですから、そういうところでは、しっかりと意識改革をして対処していくということが大事だというふうに私は思っております。

それで、今、セクシュアル・ハラスメントのことは随分と前段でも申し上げましたけれども、大き

な社会問題にもなってきております。そういう中で、研修会はされているということだったのでありますけれども、今、民間事業所では商工会が研修を行われているということでしたけれども、まだまだこれは不十分だというふうなお答えもありました。これは、個人的な問題から社会的問題になっているのだというようなところも、しっかりと位置付けていくことが大事だというふうに思っております。それで、さらなる研修も必要だというふうに思っておりますので、そこはこれからちょっとどのように研修されていくのか、そういうことも含めて努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、セクハラの中で、やはりなぜこういう問題が起きてきたかという背景の中では、1970年代にアメリカの女性たちがつくった言葉だということなのですよね。女性たちが、性的な言動によって、何だか居心地が悪いとか不快な感じ、職場にいつらい、こういう思いをセクシュアル・ハラスメントという言葉で表現して、女性のパワーが引き出されてきたと、一気に世界中に広がったという状況ですね。ですから、個人的な経験だとされていたものが社会問題になったと、こういう経過があります。この中には、やはり先ほどジェンダー問題も質問しましたが、それが土壌になっているということで、そこが払拭されない限り、このパワハラもなくなるというふうに思っております。これもきちんと研修して相談窓口も設けているということだったのでありますけれども、なかなか簡単に相談窓口、幕別町の総務課が窓口になっているということでしたけれども、なかなか相談もできないのではないかなというふうに思います。

それで、今、外部相談の窓口も設けられているということでした。それで、町長の答弁の中で、今、十勝市町村全体で取り組んでいきたいというふうに言うておりました。それ大事なことだなと思いません。それで、このセクシュアル・ハラスメントの中で、性暴力ですとかDVだとかというふうなものもあります。こういう中で、加害者との関係では、性暴力などは全く知らない人が約1割、親族とか面識のある人たちが8割という、こういう結果も出ています。ですから、役場の窓口ではなかなか難しいという点がありまして、そういう点では、病院を拠点型にしたワンストップ支援センター、これは北海道には二つしかありません。ですから、十勝全域で取り組んで、十勝でもこういうワンストップセンターの創設をきちっと行うように、町村会の中でも対応していってもらいたいということが大事ではないか、そうすると、やはり相談窓口も広がり、相談する方も安心して相談することができるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと今ワンストップの相談窓口、全道で二つしかないということでもあります。どのぐらい相談したい方がいて、どっちみち多分電話だと思うのですね、道内2か所だと。十勝で1か所あったとしても、なかなかそこに行きにくいということもあろうかと思うのですね。身近であることはいいのですが、果たして設置したはいいけれども、どれだけの需要があって、そこが機能しているのだということもあるのだというふうに思います。私、今、どれだけの相談、被害者とか被害者の中でも相談をしなければならない人がいるのかということは、ちょっと認識を持っておりませんので、そこは十勝管内町村の中で、どれだけ問題を抱えているかというところの共通認識に立った上で、設置については考えていかなければならないのかなと。あったほうがいいのですが、なければならぬような状況になってきているのであれば、それは十勝にということになってくるのだろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 先ほど前段でお話ししましたが、性暴力ですとかDVとかということは、やはり8割方面識のある方ですので、なかなか相談できないという、そういう思いがあると。そういうことがあるということですから、やはり全国的な統計の中で、どのぐらいというふうに示していくということになるのかなと思うのですけれども、どのぐらいの人数がいるかということは、やはり全国的に今、女性が声を上げていく中で非常に多くなってきております。人数的に十勝でどのぐらいいるかということは、数字ではつかんで私はおりません。けれども、そういう相談窓口があることによ

って、暴力を受けた方が救われる、早ければ早いほどその対処が回復も早いという、そういう調査結果もありますので、やはりそういうワンストップセンターが、今、非常に急がれている。今の社会の状況から見ても増えているという、そういう状況も出ておりますので、ぜひそういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全道で2か所とどこにあるかちょっと分かりませんが、やはり多分圏域単位という形になるのかなと思うのです。ですから、旧北海道内の圏域で言うと6圏域ぐらいになりますので、その単位に設置されれば非常に便利になるのかなというふうに思いますので、そこは道央圏に一つ、そして函館、恐らく上川というような、次は釧路とかと、そういうだんだん順番になっていくのかなということがなきにしもあらずですが、そこは強く要請することによって、またその順位も変わってくるかというふうに思いますので、町村会の中で情報を共有しながら、これは要請しなければならないものとなれば、意見が一致すれば、そういう要請活動をしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:19 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和元年第2回幕別町議会定例会  
(令和元年6月20日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1

会議録署名議員の指名

10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥

（諸般の報告）

日程第2

一般質問（2人）

日程第3

報告第2号 平成30年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第4

報告第3号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5

議案第36号 幕別町税条例等の一部を改正する条例

日程第6

議案第37号 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

議案第38号 幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

議案第39号 幕別町辺地総合整備計画の変更について

日程第9

議案第40号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第10

議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

日程第11

議案第42号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

日程第12

議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

日程第13

議案第44号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第4号）

日程第14

議案第45号 令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15

議案第49号 財産の取得について（総合行政情報システム）

# 会議録

令和元年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議 長 寺林俊幸  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘      18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄      住 民 福 祉 部 長 合田利信  
経 済 部 長 岡田直之      建 設 部 長 笹原敏文  
会 計 管 理 者 萬谷 司      忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治  
札 内 支 所 長 原田雅則      教 育 部 長 山端広和  
政 策 推 進 課 長 谷口英将      総 務 課 長 新居友敬  
地 域 振 興 課 長 亀田貴仁      糠 内 出 張 所 長 天羽 徹  
税 務 課 長 高橋修二      住 民 生 活 課 長 佐藤勝博  
防 災 環 境 課 長 寺田 治      福 祉 課 長 樫木良美  
保 健 課 長 白坂博司      農 林 課 長 香田裕一  
農 業 振 興 担 当 参 事 渡部賢一      商 工 観 光 課 長 西嶋 慎  
土 木 課 長 小野晴正      都 市 計 画 課 長 吉本哲哉  
都 市 計 画 課 参 事 河村伸二      生 涯 学 習 課 長 石田晋一  
図 書 館 長 武田健吾
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥

# 議事の経過

(令和元年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番野原議員、11番田口議員、12番谷口議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、若山和幸議員の発言を許します。

若山和幸議員。

○6番（若山和幸） 通告に従いまして、質問させていただきます。

農業・農村振興計画2018～チャレンジングな農業への支援～についてであります。

幕別町第6期総合計画に掲げる「地域農業の持続的な発展を目指して」と「競争力のある力強い農業を目指して」の2本の柱を基本方針として定め、農業・農村振興計画2018が平成31年3月に策定されました。

施策の具体的な方向、施策が示されていますが、「後継者の育成・確保」の後継者のパートナー、さらに独身経営者のパートナーづくりが重要な課題と考え、今後の具体的な取組について以下のとおり伺います。

①現在、幕別町農業振興公社が実施している「グリーンパートナー対策事業」の過去10年の実績と男女別の独身農業後継者数の推移は。

②振興計画に「グリーンパートナー事業の取組を充実します」とありますが、具体的な方策は。

③グリーンパートナー事業以外の「出会いの場を増やしてほしい」との声を多く聞きますが、その対策の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若山議員のご質問にお答えいたします。

「農業・農村振興計画2018～チャレンジングな農業への支援～について」であります。

本町の基幹産業であります農業においては、近年、認定農業者の減少、農業就農者の高齢化や後継者不足、さらには、TPP11や日EU・EPAなどによる関税の引き下げや輸入枠の拡大、また、今後予想される深刻な労働力不足への対応など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、本年3月、さまざまな課題や農業情勢の変化に対応し、持続可能な農業を

実現するため、幕別町農業・農村振興計画 2018 を策定し、その中の重要施策として、農業振興公社と連携して、グリーンパートナー対策事業を推進し、さらなる後継者の育成・確保を図ることとしたところでもあります。

ご質問の 1 点目、「「グリーンパートナー対策事業」の過去 10 年の実績と男女別の独身農業後継者数の推移は」についてであります。

はじめに、「グリーンパートナー対策事業」の過去 10 年の実績についてであります。町全体の農業後継者の成婚数は 66 組で、このうち「グリーンパートナー対策事業」の実績といたしましては 17 組であり、全体の成婚数に占める割合といたしましては、25.8%となっております。

次に、男女別の独身農業後継者数の推移についてであります。「グリーンパートナー対策事業」の対象となる満 20 歳以上 50 歳未満の独身農業後継者は、10 年前の平成 21 年度は、男性のみの 133 人でありましたが、30 年度は、男性 85 人、女性 3 人の計 88 人となっており、独身農業後継者数の推移といたしましては、減少傾向にあります。

ご質問の 2 点目、「振興計画に「グリーンパートナー対策事業の取組を充実します」とあるが、具体的な方策は」についてであります。

農業振興公社では、グリーンパートナー対策事業を推進するため、担い手専属アドバイザーを配置し、独身農業後継者の情報収集や個別相談、女性の個別紹介などを行っており、平成 25 年度からは、担い手専属アドバイザーを 1 人から 2 人に増員し、うち 1 人は、女性アドバイザーを配置して、女性目線での助言や交流会に参加された女性へのフォローを行うなど、体制の充実を図ってきたところでもあります。

今後におきましては、農業振興公社が実施しております、出会いの場を提供する交流会を継続するとともに、貴重な出会いの場を充実したものにすため、男性参加者のコミュニケーション能力の向上や身だしなみといった男性の魅力アップにつながる講座を開催し、より参加された女性に興味を持ってもらえるような取組を進めてまいります。

また、多くの女性に、本町の農業に興味や関心を持っていただくために、ホームページや SNS などさまざまな手法を活用して、農業の魅力を発信してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「「出会いの場を増やしてほしい」との声を多く聞くが、その対策の考えは」についてであります。

本町での出会いの場の提供といたしましては、農業振興公社のグリーンパートナー対策事業として行っております交流会事業を年 5 回実施しているほか、本年度は、JA 幕別町でも青年部主催の交流会を 2 回ほど開催すると伺っているところでもあります。

さらに、民間企業が企画・運営している婚活イベントが、年 3 回程度開催されておりますことから、多くの方の参加を呼びかけているところでもあります。

グリーンパートナー対策事業以外の取組といたしましては、町において、若者の出会いの場として、農商工が互いに情報交換を図り、本町の産業の活性化に資することを目的として「異業種交流若者の集い」を実施しており、現在は、年に 1 回、毎年男性 50 人程度、女性 15 人程度が参加しているところであり、貴重な出会いの場として今後も本事業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、グリーンパートナー対策事業が農業後継者の育成・確保に有効であると考えておりますことから、町や各農協、ゆとりみらい 21 推進協議会などの関係者で組織する「幕別町グリーンパートナー事業連絡会議」を通して、情報共有を図るとともに、各種取組に対し助言、提言を行い、グリーンパートナー対策事業を推進してまいります。

以上で、若山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6 番（若山和幸） それでは、再質問させていただきます。

この質問は、私、2 回目でありまして、多分 4 年ほど前に質問したと思っております。それから時間がたちまして、どのようにグリーンパートナー事業、農業後継者のパートナーづくりが進んでいっ

たのかという確認も込めまして質問させていただきました。

それから私も農業者ですので、きのう東口議員の質問にもありましたように、これからの TPP11、それと日 EU・EPA、また、あるいはアメリカとの経済交渉が、これから 10 年、15 年後どのように農業に影響が出てくるのか、道の推計する金額よりも多くなってくるのか、大変心配するところではありますけれども、私が一番気になったのは後継者のパートナー対策であります。

現在、幕別町内の農家戸数、多分 570 戸弱だと思っておりますけれども、そのうちの 5 分の 1 か 6 分の 1、50 歳以上の独身者を入れると、5 分の 1 近い農家の人がパートナーが今現在いないという現状であります。

それは、強いて言えば農村コミュニティの崩壊というか停滞といいますか、さらには、そこにある学校の運営であるとか保育所であるとか、今後いろんな影響が考えられますことから質問させていただきました。

先ほどの町長の答弁の中では減少傾向にあるというお話でありましたけれども、先ほど言いましたように、50 歳以下の独身者であれば 88 名というお話ですけれども、50 歳以上の独身、後継者と言えるか、もうほとんど経営者ですけれども、その人たちを入れるとどのぐらいの人数になるか、まずお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 50 歳以上を含めた独身者数ということでしたが、平成 21 年度は対象者が先ほど 133 名と申しましたが、50 歳以上を入れますと 158 人、それから平成 30 年度につきましては、先ほど 88 人が対象者と申しましたが、50 歳以上を含めますと 119 人という数字になっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6 番（若山和幸） 21 年、平成 21 年の 158 人と、30 年の 119 人では、減っているように見えますけれども、相対の農家戸数も減っておりますので、それほど減少したとは私は思っていないのですが、それは横に置きまして、これからも私はグリーンパートナー事業は大変いい事業だと思いますし、これからも充実に向けて進んでいただきたいと思いますが、ちょっと気になった情報がありましたので、発表させていただきたいのですが、報道なのですけれども、2018 年 12 月、内閣府による意識調査。20 歳から 40 歳までの男女の無作為のインターネット調査の発表がありまして、ここ 1 週間以内に出ていたのですけれども、少ない 4,000 人の回答であります。そして、男女の職業も書いてありませんでしたが、その 4,000 人の回答者のうちの 46.8%が独身であると。

その 46.8%のうちの 61.4%は、相手を探す行動を何もしない、出会いの機会がなく能動的に動けない人が多い、異性とうまくつき合えない、会話ができないというデータが出ておりました。内閣府の中にも、もっと結婚支援策を強化すべきだというようなコメントが出ておりましたが、そのデータがそのまま幕別に当てはまるとは申しませんが、今の若者はなかなか積極性がないといいますか、うぶといいますか、シャイといいますか、言葉はいろいろあるのでしょうかけれども、なかなか積極性がないというような調査結果だったのですけれども、現状、幕別の農業後継者、シャイな方が多いとは思いますが、いろんな交流会において今どのような状況であるのか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） ただいまのご質問でございますけれども、現実に交流会を開催するに当たりまして、女性のほうは情報紙等、「Chai」ですけれども、情報紙等を使いまして、広告を出して募集しております。こちらについては、比較的人数が集まる傾向にあります。

ただ、逆に今度、男性のほうはなかなか集まりが悪くて、アドバイザーが必死になっていろいろ探すのですけれども、なかなか見つからないと。農業振興公社にはクラブアップルという若者の独身後継者の組織がありまして、そこでもいろいろと探していただくのですが、なかなか見つからないというのが実態でございます。

何が問題かといろいろと話を聞いてみますと、やはり先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、男性のコミュニティ能力といえますか、コミュニケーション能力といえますか、それと身だしなみです。来るときにはスーツか半ジャケットという要求をしましても、なかなかそのとおりされない方もいらっしゃるし、それについて女性が後々アンケートで答えるのですけれども、ちょっとあの格好はないのではないかと、それから、交流会に来たのに一言もしゃべれないという男性もいらっしゃるし、それについては何とか進めていかなければならないというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 私も、若いころは女性とはなかなかしゃべれない、シャイな男でありましたけれども、みんなが最初からしゃべれる人はなかなかいないということでもあります。回数を重ねていく、経験を重ねていく上に、異性としゃべれるようになるのだらうと、私の経験上からも思うのでありますけれども、今お答えにありました、なかなか男性のほうが出てこないというのでは、本当に困ったことなのですから、その理由というか、アンケートをいろいろされているのでしょうか、どういったことで男性は積極的に出てこれないのでしょうか。

それは、個人のいろいろな理由があるのでしょうかけれども、幾らこのパートナー事業で一生懸命アドバイザーの人たちが頑張ってくれても、男性のほう積極的にでないということであれば、もっともっと教育といえますか、講習といえますか、それを進めていった上での交流会というような形になっていかないと、女性は来ましたが、男性が集まりませんではちょっとどうしたらいいのかということになるのですが、その前段の後継者の教育も必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今現在、農業振興公社でグリーンパートナー事業を中心にやっておりますけれども、今まではどちらかといいますと直接的な支援ということで、交流の場をつくるということに主眼を置いてやってまいりましたけれども、今、若山議員がおっしゃいましたとおり、これからは間接的な支援、一言で言いますと男磨きといえますか、ルックス、トーク、そういった女性を引きつけるための魅力づくりにも、力を入れていきたいというふうに考えております。

また、それと同時に、幕別町の農業、農業ってこんなにすばらしいのだということもあわせて広く発信して行って、世の中の女性に幕別町の農業に興味を持ってもらえるような取組も、あわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） そのことに期待したいと思いますし、出てこない男性を強く引っ張って、そういうふうな教育をしていただきたいと思います。

二つ目の質問で、具体的な方策ということで、女性アドバイザーを設置するようになったというようなお話ですけれども、それは女性の考えであるとか、参加してくれている女性への配慮ということなのでしょうけれども、その女性アドバイザーが来ていただいたことによって、何か後継者男性、大きく変化したのでしょうか。それとも相変わらずでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 女性アドバイザーについてでありますけれども、女性アドバイザーにつきましては、平成26年から設置しております。もともとアドバイザー自体は平成14年ごろからあったのですけれども、補助アドバイザーを設置したのは平成25年でした。そのときは男性でしたので、一時的に男性が2名やっていたのですが、翌年26年から女性アドバイザーを置いて増員しております。

その中で、女性アドバイザーを設置した目的としましては、独身農業後継者や独身女性の情報収集並びにきめ細やかな対応をできるということで、さらに交流会、それから個別紹介などでも、女性がいると安心だという多くの女性からのご意見がございまして、女性アドバイザーを設置している次第でございます。特に、それによって大きな効果がということは、こちらとしては認識してはいないの

ですが、中には交流会とか、それから個別紹介のときに、女性をお願いしますという女性からの意見もございますので、配置している意味はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 3番目の質問にも関連しますが、パートナー事業で年5回の交流会をされているということですが、その中にクラブアップルというようなものもあるのでしょうか、何か世代的にクラブアップルは若い人だとか、そうでない人は何歳以上はこちらだよというような分け方をしているわけではないと思うのですが、クラブアップルに対するパートナー事業としての取り組みの中身と、パートナー事業で行っている交流会と、どのようなすみ分けをされて進めているのか。私にはちょっと分かりませんのでご説明ください。

○議長（寺林俊幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） はじめに、クラブアップルなのですが、年齢で分けております。20歳から34歳までと35歳から49歳まで、50歳未満の方を分けて考えております。

公社では、年3回、クラブアップル主催の交流会、それから年2回は、そちらのちょっとお年を召した35歳以上の方の交流会を農業振興公社が主催して開催しております。ですから、年齢ですみ分けをしております。

クラブアップルの事業としましては、今、言ったように交流会の主催がメインでございまして、役員を集めましていろいろ、どこでやるのか、いつやるのか、それから過去には野球観戦ですとかカーリングもやりましたし、去年はパークゴルフをやらせていただきました。そういう企画運営をクラブアップルがやっているということでもあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） グリーンパートナー事業は50歳以下というようなことですが、現状50以上の独身者がおられるのですけれども、なかなか50歳を超えると難しい部分が増えるのでしょうか、その人たちに対する支援はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 交流会等につきましては、女性の募集ということがありまして、女性も年齢制限をかけておりますので、今言ったクラブアップルの35歳未満、それから農コンといいますが、お年を召した方々の男性の50歳未満とその二つしか、今、募集はかけておりません。

もう一つ考えられるのが、個別紹介の考え方があります。ですから、女性がまずは個別紹介してくれと。これは全国から集まってまいりますので、来月も川崎から来る予定の方がいらっしゃいますから、そういう方に対して、その方が希望する年齢を例えば50歳とか60歳とかされた場合は、当然そういう方をこちらは探さなければならぬものですから、そういう方については独身者名簿の中から探すという形にはなるかと思いますが、ただ、現在のところはそういう例はちょっとないものですから、ここ数年、50歳を超えた方の対応はしていないということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 男女のことですので、簡単に会わせて結婚ということにはならないことは、重々分かっているのですけれども、行政としてできることは、出会いの場を多くつくることが一番でありましょうし、それから先は本人同士の考えということ、重々分かっておりますが、さらなる対策をとということから、年5回の交流会。ほかのJAだとか民間であるとか、いろいろありますけれども、やはりもっともっと交流会を増やして、少しでも出会いの場を増やしていくことが大事だと私は思うのであります。

産業建設常任委員会でJA青年部、女性部との懇談がありまして、その中のある青年部の方が、独身なのですが、パートナー事業に参加している。だけれども、何回か行っているうちに、女性も

同じメンバーなのですよと。なかなかそうなってくると、次へ行く意欲が湧かないというようなことも言われている青年部の方もおられました。その方はもう 30 代後半だったかな、30 代半ばぐらいだったかなと思いますけれども、その気持ちも私は分かるのですね。会ってみました、でもなかなかときめかない、次行きました、また同じ人来ているなどは、なかなかときめかないと思うのですが、その辺の工夫というのはすごく大切だと思いますが、配慮されていると思いますけれども、その人いわく、もっともっと出会いの場を増やしてほしいというお話でした。

先ほど内閣府の意識調査の中にも、今の若者が相手を探す行動を何もしないとか、会話ができないとか異性とうまくつき合えないとかという、これほどこの地域の若者を対象に調査されたか私は分かりませんが、やっぱり行政としては、もっともっと出会いの場を 5 回といわず、農業者ですので繁忙期まで、忙しいときというのはなかなか難しいでしょうけれども、冬期間であるとか、もっと回数を増やすような方法というのは私は大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 出会いの場を増やす数の関係でありますけれども、現在は農業振興公社で年 5 回ほどやっております。しかしながら、民間の事業所でもそういった婚活のイベントをやっておりますので、そういったことも皆さんに周知をして、積極的な参加を促しているところでありまして、また、町においても、町長の答弁にもありましたように、異業種交流若者の集いといひまして、農工商、また、役場の職員も若手が参加しておりますけれども、そういったところを、公社だけではなく、さまざまなイベント情報も提供しながら、できる限り数は増やしてまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、公社でやるということについては、予算の関係もありますし、できる限り予算の範囲内では数多くはやっていきたいと思っておりますけれども、全体的に民間を含めた出会いの場の情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6 番（若山和幸） 予算の話が出ましたので、あえて言わせていただきますけれども、お金がないという町長の常日ごろからのお言葉は分かった上で言わせていただきますが、こういう事業は将来、10 年後 20 年後に向けた大きな投資だと私は思います。そこに少々お金をかけても、これは仕方ないというか、当然な投資だと私は思いますので、予算の範囲内というのも分かりますけれども、これからそっち方面のグリーンパートナー事業の予算を増やしていくような気持ちで進めていくべきだと思うのですが、今すぐそうしますとはなかなか言えないでしょうけれども、将来に向けての投資という考えは、町長、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 将来に向けた投資というよりは、非常に大切な事業であるということは、十分に認識しているわけでありまして。今、部長が答弁をされましたように、出会いの場というのはどこにあるのか分からないわけでありまして、町内で行われるさまざまなイベントをお知らせし、そしてアドバイザーがその後押しをしてやって、こういう人たちが来るから出てみよう、こういう催しがあるから出てみようといった形で、出会いの場というよりは、女性がたくさん来る場に行ってもらいたいという事は一つ必要だろうと。ですから、これはお金をかけなくてもできるわけでありまして、アドバイザーが一生懸命後押しをしてあげれば、その気になって出ていくなという気がしております。そういう場を設けるといふか、そういう機会をつくってあげるということがひとつ必要であるというふうに思います。

それと、私が重要視しておりますのは、道内外から女性が農業振興公社のほうに、北海道に来て結婚したい、農業をしてみたいと、そういう問い合わせが来て実際に来られるわけですね。2 回目からは公社のほうの事業として交通費の半額助成もしておりますけれども、こういう人たちを非常に大切にしないとだめなのだというふうに思っております。来るということの、1 回目はわざわざ自分の

旅費を使って来るわけですから、よっぽどの思いを持って決意を持って来るわけなので、そういう人たちをつかまえて離さないとか、いろんな後継者と面談をさせてもらおうと、そういうことが非常に必要なのだろうなというふうに思っているところで、ですから、お金、予算がないからとか、お金をなかなか確保できないからということではなくて、知恵を使えば何ぼでもやれる事業でもありますので、そこをまずやっていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 大いに知恵を振り絞って、ますます今現状、年間で言いますと、ここ10年、7組ぐらいの成婚でしょうか。7組弱の成婚率ですけれども、それが10組、15組となるように、さらに知恵を絞って進めていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、若山和幸議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

環境問題について。

（1）プラスチックごみ削減の推進。

2016年国連環境計画では、「2050年、海に漂うプラスチックごみの重量は世界中の海の魚を全部合わせた重量を超える」と発表しています。海洋汚染のうち、約8割をプラスチックごみが占めており毎年800万トンのプラスチックごみが海に流入しており、約1億5,000万トンのプラスチックごみが海にたまっているとされています。近年、海に流れ出たプラスチックごみが紫外線などで砕かれ、5ミリ以下の破片「マイクロプラスチック」となって漂流する海洋ごみ汚染が深刻となっています。こうした中、廃プラスチック類の排出抑制を企業に求める「改正海岸漂着物処理推進法」が2018年6月、国会で成立。海洋ごみ汚染は、海岸沿いの自治体のみならず、私たちの食の安全・安心、健康をも脅かす重要な問題です。

そこで、以下の点について伺います。

①本町のプラスチックごみの発生状況は。

②削減についての見解と取組について伺います。

（2）ごみの不法投棄ゼロ推進。

現在の日本では、ごみ処理の有料化などにより、ごみを不法投棄する人が増えています。これにより住民への被害があり、環境にも影響が出ています。空き缶のポイ捨て、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄など、さまざまなものがあります。このように不法に投棄されたごみは、行政により税金を使って処理されている。不法投棄を完全になくすためには、住民一人ひとりの自覚が必要であるとともに、新たな対策を講じるべきと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

①不法投棄防止対策の取組と被害の状況は。

（3）食品ロス削減に向けてのさらなる推進。

食品ロスは、循環型社会の構築や資源の有効利用、貧困家庭の支援などの観点から、その取組は大変重要であり、今国会でも「食品ロス削減推進法」が成立しました。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で破棄され、国内で発生する食品ロスの量は年間643万トン（平成28年度）と推計されております。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」には、家庭での食品ロスの量を2030年度までに世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれ、国内では、昨年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロスを2000年度比で半減することの目標が設定されました。国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は必要不可欠であります。

そこで、以下の点について伺います。

①本町における取組状況は。

②行政、事業者、消費者が一体となった取組を実施する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えをいたします。

「環境問題について」であります。

地球規模での環境汚染が国際的に懸念されている海洋プラスチックごみにつきましては、現在、世界中の海で深刻化しており、政府は本年5月31日に海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を、さらに政府の戦略として「プラスチック資源循環戦略」を策定し、レジ袋の無料配布禁止など、プラスチックごみの減量に向けた取組が盛り込まれ、第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和2年中の法整備を目指すこととされたところであります。

また、今月16日には、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告や共有するなど、実効性のある「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に合意したところであります。

ご質問の1点目、「プラスチックごみ削減の推進」についてであります。

はじめに、「本町のプラスチックごみの発生状況は」についてであります。

本町のプラスチックごみの総排出量につきましては、事業系のごみや、燃やせないごみに含まれるプラスチックの把握ができないため、各家庭から資源ごみとして排出されるプラスチック製容器包装資源ごみの量でお示ししますと、平成28年度は481トン、29年度は455トン、30年度は419トンとなっており、いずれも再資源化施設におきましてリサイクルされております。

次に、「削減についての見解と取組について」であります。

循環型社会を構築するためには、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rと言われる取組が不可欠であり、特に、発生抑制と再利用を一層進めることが、ごみの削減に大きな効果が得られるとされております。

本町では、ごみ処理基本計画に基づき、令和7年までに資源ごみの総量で12.9%の削減を目指しており、これまで町広報紙やホームページにより、マイバッグの使用や過剰包装の辞退など発生抑制の周知を図り、さらに平成31年1月からはパソコンやスマートフォンを利用し、ごみの分類検索が容易にできるよう、「ごみ分別辞典」のサイトを設け、資源化のために必要な分別が徹底できるよう、役立てていただいております。

ご質問の2点目、「ごみの不法投棄ゼロ推進」についてであります。

一つ目の「不法投棄防止対策の取組と被害の状況は」についてであります。

本町では、豊かな自然環境を不法投棄から守るため、平成18年度から町内事業所や町民の皆さんの参加をいただき、毎年春と秋に全町一斉クリーン作戦を継続して行っており、家庭ごみや廃家電等の不法投棄ごみを回収しているところであり、本年5月に開催したクリーン作戦では3か所で218名のご協力をいただき、合計580キログラムの不法ごみを回収したところであります。

このほか、児童生徒や商工会青年部、建設業協会、農地・水の活動組織など、各種団体によるごみ拾いも行っており、毎年、多方面にわたり多くのボランティアの方々のご協力をいただきながら、町内の自然環境の保全に努めているところであります。

このような活動によって回収された不法ごみにつきましては、一般家庭の不燃ごみと混載して運搬・処理され、一部事務組合への負担金として支出していることなどから、不法投棄の被害額を算出することは困難でありますので、専門の業者へ処理を委託しなければならないごみの種別で申し上げますと、廃タイヤが平成28年度に181本、29年度に260本、30年度に150本、廃家電類につきましては、28年度に48台、29年度に39台、30年度に19台であり、その処理に要した費用は、28年度は

26万6,000円、29年度は29万5,000円、30年度は15万9,000円となっております。

今後におきましても、不法投棄の撲滅には、不法投棄を発生させない、不法投棄しづらい環境づくりが大切であり、町民や事業所、地域が一体となった地域ぐるみによる清掃活動や啓発を強化することにより、住みよい豊かな自然環境の維持につながるものと考えております。

ご質問の3点目、「食品ロス削減に向けてのさらなる推進」であります。

一つ目の「本町における取組状況は」と二つ目の「行政、事業者、消費者が一体となった取組を実施する考えは」につきましては、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

先般、成立した食品ロス削減推進法に加え、現在、国の中央環境審議会において、食品リサイクル法の基本方針改正案が審議検討されており、事業者に対しての、さらなる食品ロスの発生抑制を働きかけるとともに、一般家庭におきましても、食べ残しや冷蔵庫などに入れられたまま食卓に上がらずに廃棄される、直接廃棄等の削減を呼びかける取組が進められる予定であります。

食品ロスは、国民1人当たりで換算すると1日当たり約136グラム発生しており、国民がおおむね茶碗1杯分のご飯を毎日捨てている計算となります。

町としてできることに限りはありますが、これらの食品ロスを少しでも減らしていくためには、家庭や事業所など全ての町民が常に食品を無駄に捨てないよう工夫することが必要であり、これまで広報紙やホームページで食品ロス削減に向けた啓蒙を図るとともに、町内18の事業所・飲食店・スーパー等へのポスター・チラシの配布や、給食だよりによる給食の食べ残しや食品ロスについて、児童生徒・保護者に周知を図ってきたところであります。

今後におきましても、飲食店や消費者に対しましては、宴会等の食事の際に乾杯後の30分は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前には再び席に戻り、残った料理を楽しむ「3010（サンマルイチマル）運動」を推奨するとともに、町民一人ひとりが、なお一層食品ロスの削減に取り組んでいただけるよう、広報紙やホームページ、出前講座などを通じて、さらには町消費者協会や関係機関の協力をいただきながら、町民の意識向上に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

プラスチックごみ削減の推進についてということでございますが、世界中の海から深刻なプラスチック汚染の報告が相次いでおります。プラスチックごみの海への流出は世界で800万トン以上と言われておりますが、海の生き物や鳥が過ってのみ込んだり絡まったり、窒息死をするという被害が相次いでおり、生態系への影響を防ぐ対策が急務だとされております。

このプラスチック汚染は、海岸線沿いの自治体だけではなく、国民一人ひとりが意識を持ち、環境問題に取り組むことが重要であると考えてところでございます。我が町は海岸沿いではありませんが、大きな河川があり、河川から海へ流出するということも否めません。

そこで本町のプラスチックごみの発生状況を伺ったわけではありますが、今、町長からご答弁いただいた中には、リサイクルもされて年々数字的には減っているということでございますので、リサイクルをされているということが分かるわけではありますが、そもそも世界のプラスチックの生産量が過去50年間で20倍にも拡大をしているということであります。用途別の生産量では、容器・包装・袋などのパッケージ類が36%、建設類で16%、繊維で14%と続いているそうです。特に、ペットボトルやレジ袋、食品トレー、ストローなど、いわゆるシングルユースプラスチック、一度利用されてすぐ捨てられるという、このプラスチックは私たちの日常生活には欠かせない存在になっていると思います。

したがって、消費者も生産者も、まずは発生抑制、そして再利用の意識を高めるというところが一番大事ではないかと思っております。その点、若干数字のほうも再資源化施設においてリサイクルをされているということで、我が町は幾らか数字的には減っているというところでございますが、先ほどの町長の答弁の中でも3Rがとても重要であるということでおっしゃっていましたが、ごみの削減

には大きな効果が得られるとお答えいただきましたが、では、この3Rがどこまでうちの町は進められているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 3Rがどこまで進められているかということでございます。発生抑制、再利用、再生利用の3Rでございますけれども、数字的にはどこまで達成できているかという、数字的にはちょっと押さえることができませんけれども、やはりそれぞれの町民の方一人ひとりがこういう意識を持ってやっていただくことが発生抑制につながるというふうに考えておりますので、これまでも広報紙とかでお知らせ、啓蒙を図っているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。3Rということは、もう皆さま本当にご存じだとは思いますが、ごみを減らす、再利用、そして再び資源として利用するというので、3Rということで大変重要なことなわけですけれども、これはもう既に着実に実行されており、さらに現在では5Rということで、リフューズ、不要なものは買わない、リペア、修理して使うということで、5Rの推進もうほかのところでは進めてはいるところであるわけですけれども、我が町ではいかがでしょうか。もう既に3Rではなく、5Rをさらに加えてということで推進していくべきと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 岡本議員おっしゃるとおりだと思います。3Rのみならず、4R、5Rも進めていくべきだと思っておりますので、今後については検討したいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。ぜひとも5Rの推進を今後考えて進めていただきたいと思います。

そこで、我が町は環境宣言をしておりますよね。それで、環境宣言を掲げている町ということで調べてまいりましたら、ここにも、ごみを減らすということで国におきましても法整備はこれから大変必要だということなわけですけれども、まずレジ袋の削減ということで、その取組が環境対策の一環として、完全有料化を義務付けの検討に、今、入っているということですが、レジ袋だけを有料化するとプラスチックごみが減るといえるようなには思わないのですが、自治体としても、既にしっかりと進めていかなくてはいけないということで、我が町はこの環境宣言をされているわけですけれども、すごく細かいのです。私も初めて確認をしたわけですけれども、その環境宣言の中に「マイバッグを持参してレジ袋を辞退する」「自宅用、贈答用など買い物の目的に合わせて過剰包装を断る」「シャンプー、洗剤等は詰めかえ可能な商品により容器を何度も使う」。まだまだたくさんあるわけですけれども、そのように環境宣言をされている中で、我が町のマイバッグの定着率はいかがでしょうか。確認をされたことがあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 環境宣言でございます。岡本議員おっしゃるとおり、平成20年9月に町議会において環境宣言が決定されております。これは全会一致で決定されたわけなわけですけれども、庁舎の正面にも環境宣言の看板が立てられているわけでございます。

おっしゃっていたマイバッグ、資源リサイクルの徹底のところマイバッグを持参してレジ袋を辞退しようということが書かれておりますけれども、マイバッグを持っていらっしゃる方がどれだけの数なのかという数字的なことは、ちょっと押さえることはできないわけですけれども、今、大手スーパーさんは有料化に既になっておりますので、私が買い物に行く限りは、結構持ってこられている方が多いなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。やはり行政、職員自らマイバッグを持っていただくという、そこからさらに町民に広げていただく。既に町民の方もマイバッグは持っているわけですけれども、ごみ処

理基本計画の中にも、ノーレジ袋運動の推進ということで、町内のスーパー6か所で運動ののぼりを掲げているということなのですからけれども、これも継続をしているということなのですからけれども、ノーレジ袋運動ののぼりも最近は見えないようなのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ノーレジ袋ののぼり、おっしゃるとおり最近見かけませんので、ちょっとその辺の実態把握ができておりませんので、また調査して、さらにまたマイバッグ運動を続けてどうか、啓蒙していきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 他県では、全域でレジ袋が有料化になり、地域で一斉に活動を開始しまして、「いつでも、どこでもマイバッグ運動」ということで、行政が携帯用のマイバッグを一度だけ配布をして、そして住民に使っていただくという取組も行われたところもあるそうです。

確かに、町長のおっしゃるように、お金をかけるとなかなか大変な面があるかと思うのですが、できる範囲で取り組むというような姿勢をやはり示していただきたいと思うのですが、この場でできる、できないというような状況にはならないとは思いますが、そのようにやはり町から取り組んでいるということもございますので、そういう先進事例もしっかりと学んでいただくということもありかなと思いますので、その点をお分かりいただきたいと思います。

それで、今後も使い捨てのプラスチックの利用を最小限にするためには、住民に理解をいただく、3R、5Rの環境学習の機会もつくっていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） さまざまな場面でプラスチックごみだけではなくて、ごみの削減あるいはごみの分別ですね。分別もかなりちょっとルールが悪いところがあって、昨年から出前講座とかで住民の方にお知らせしているのですけれども、そういうことも積極的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） また、うちの町、すごくいいことだなと私、感じたところが、このごみ分別辞典。すごく知らない方が多いのです。もちろん高齢の方でスマホやパソコンを使わない方は、まるっきり分かっていないのですけれども、ある程度、スマホ、パソコンを使う方は、この分別辞典、議員の中でも知らない方もいるかと思うのですけれども、すごく便利に見ることができて、本当に迷うところがあるのです。これは何のごみかなというふうに迷うところがあるのですけれども、ほかの町に比べますと、この分別辞典というのはすごくいい取組だなと思いますので、さらにここをもっともっと周知をしていただきたいなというふうに感じるところであります。

では、2問目の質問、ごみの不法投棄ゼロ推進ということで、質問をさせていただきますが、近年、ごみの不法投棄は全国各地で増加をしており、地域の大きな問題として取り上げられ、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、対策の強化が進められておりますが、ごみの処理経費の節約などを理由に、一部の心ない人に山林、また、河川敷、道路脇のごみの不法投棄は後を絶たない状況でございます。

そこで、不法投棄の多い箇所への解消法、また、その経過、抑止力の効果はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 不法ごみでございますけれども、適正に処理されなかったごみが全て不法ごみとなります。産業廃棄物、一般廃棄物があるのですけれども、それらのごみ、クリーン作戦だとかあるいは地域のボランティアさんにも拾っていただいているのですが、そのほかに町職員のパトロールによって発見する場合があります。これは、落ちている場所を地図に落としますと、50か所ぐらいそういう場所がありました。定期的にパトロールして職員で回収して処分しているところです。

抑止力というか、そういうところには看板をつけているところでございまして、その効果がどれだけあるのかというのはちょっと分からないのですけれども、少なくともそういったところを見つけて看板をつけるという周知をしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 看板をつけて不法投棄されない、しづらい体制をつくっているということではありますが、今、パトロールの件も出ましたけれども、どのくらいの頻度でパトロールをされているのか、また、不法投棄する人というのは、昼間の本当に明るいときにはあまりしていないのではないかなと思うのです。また、夜、結構人目のつかないようなときに不法投棄されやすいのではないかなと思いますので、看板もそうなのですけれども、看板もある程度、不法投棄は犯罪ですとかいうふうに書かれていますけれども、もちろん夜になったらその看板は見えなくなってしまうと思うのですが、もう少しインパクトのある看板を作成することはできないのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） おっしゃるとおりです。夜、捨てる方もいらっしゃるのだと思うのですが、インパクトのある看板、何かいい方法があったら教えていただければと思うのですけれども、いろいろ工夫はして、人の目というか、あの看板もいろいろ工夫してやっちはいるのです。どうしても、視線を感じるような看板をつくったりとか、いろいろ工夫はしているのですけれども、これからも考えて不法投棄のないような町にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 林道や農道を通るときに目の大きな看板があると、もうびくっと、誰かが見えていますというような、本当にびくっとするような看板があるところがありますが、やはり看板一つにしてもインパクトのある看板をつくっていただき、すごいどこからも見られているのだというような思いを、不法投棄をしようと思って持ってきたけれども、しないで帰るような看板をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。

それでは、3番目の食品ロスにつきまして質問をさせていただきます。

食品ロス削減につきましては、私、平成28年の6月議会でも質問をしております。その後、どれだけ取組が行われ、住民に理解、浸透がされているのか。また、このたび食品ロス削減推進法が成立したこともありまして、再度質問をさせていただきます。

まだ食べられる状態で捨てられる食品ロス、その削減に向けての取組を強めるべきであると、食品ロス削減推進法が5月24日に成立をいたしました。食品ロスは、前段でも申し上げましたが、2016年度に643万トンのうち事業系が352万トン、家庭からのロスが291万トン、全体の45%が家庭から出ています。

全体の食品ロスを国民1人当たりで換算すると、毎日ご飯茶わん1杯のご飯を捨てているという試算が出ますが、食品ロスを減らす取組は、資源の有効利用や環境負荷への配慮などの観点から大変重要な課題であると私も考えるところであります。

そこで、本町が取組ですが、今後の具体的な推進計画の策定がなされているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 食品ロスの推進計画でございますけれども、今、食品ロスがどれだけ町内で発生しているのか数字が押さえられないので、計画自体が立てられないような状態でございます。おっしゃるとおり食品ロスについては、これまで、平成28年には18の事業者さん、飲食店さんにもご協力をいただいてチラシを配布するなりして、注文を受ける際に嫌いなものは除きますよだとか、あと、ご飯を少な目にしてくださいだとか、そういったことでお店から出る食品ロスを減らすだとか、そういうチラシの配布だとか、あと広報でお知らせをしているところでございます。ということで、ご質問の推進計画自体は立てておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり法律も成立しましたので、これを機に具体的な数字も把握しながら推進計画のほうも立てていただきたいと思います。また、事業者さんにも策定の協力を促して賛同をいただけるように働きかけていくことも、また手ではないかなと思います。そして、今後、消費者にも食品の買い方の工夫、自発的に削減努力をしていただくということも、しっかり重要な考えではないかなと思います。

食品ロスと広報に何回か出たことがありますが、やはり意味が分からないというようなこともあるということもありますので、しっかりと何か特集を組んでいただくようなことも考えていただき、町でも、役場にこれ置いてありますよね。家庭から出る食品ロスということで消費者庁から出しているものですが、これもちよっと中身を見ましたら、主婦として本当に私もできていないところがすごくありました。反省しました。

したがって、やはりそういう主婦もたくさんいる、また、もちろん料理される男性の方もいらっしゃると思いますので、買い方、そしてまた調理の仕方ということも重要になってくるのではないかなと思います。そこから食品ロスが発生してくるかなと思いますので、やはり食品ロスにかけては、買い過ぎないとか、また、すぐ調理の仕方を考えて再利用で食べることができるようにというようなこともしっかりと周知していくことによって、食品ロスが削減されるのではないかなと思います。そのようなところを進めていただきたいと思います。

また、10月を食品ロス削減月間と定めることも決定したわけですが、それに向けての具体的な取組内容が町としても検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 全くおっしゃるとおりだと思います。

まず、食品ロスなのですが、私もいろいろ調べたのですが、家庭から出る食品ロスは何が一番大きいのかと調べたのですが、家庭料理で余したものと、それと冷蔵庫の中、生鮮野菜ですとか、余ったやつを冷凍した食品、これが多いそうです。野菜なんかスーパーに買いに行って、1個買えばいいところを、やはりお得な1パック幾らと単価的に安いものをどうしても買ってしまいうという傾向があって、その買って来たやつを冷蔵庫に入れて、何日かたってしなしなになって捨ててしまうという悪循環になっていると。これは、販売するお店側の戦略と、あと消費者側のその場の損得感というか、そういうことをやっぱり意識改革しないとなかなか減らないのだらうなというふうに思っております。

岡本議員おっしゃったとおり、この食品推進法の中で、10月が食品ロス削減月間となりました。10月30日が、食品ロス削減の日として制定されています。今後、国、道からもこの取組について、ポスターですとか、いろいろ来ると思うので、町もこれから10月に向けていろいろ考えたいと思っております。

これまでお知らせとかで一生懸命、食品ロス削減のことを町民にお知らせしているのですが、もうちょっと違うアプローチを今考えておまして、例えば今、パンフレットがありましたけれども、消費者庁のホームページで「消費者庁のキッチン」というページがあって、余った食材でどんなレシピ、レシピがすごくたくさんあって、例えばニンジンが余りました。ニンジンで検索すると、ニンジンの料理がずらっと出てくると、そういったページもお知らせで紹介していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。やはりいろいろな面で目につくような方法で、町民の皆さまにお知らせをしていただきたいと思います。

また、もちろん行政だけが目標を掲げて進めばいいというわけではないのは、本当に承知しております。まず、私たち消費者の意識が変わらなければ事が進まないということはもちろん分かっておりますが、私たちがまずできること、買い過ぎない、長持ちする保存方法、そしてつくり過ぎない、好き嫌いをしない、調理技術の不足、過度な健康志向などさまざまありますが、消費者の私たちがしっかりと意識付けをして、そして進めなければ、なかなかこれは難しい問題だとは思いますが、その意

識を高めていただくにも、やはり行政のアクションを起こしていただくことによって関心を持っていただけるのではないかなと思いますので、ぜひとも私たちの目を引き、そして意識が高まるような方向で進めていただきたいと思います。

最後になりますが、今回3点の質問においては、地球に優しい行動を行うには、行政、町民が一体となることができることから少しずつ始めることにより、地球温暖化対策にもなり、環境に優しい町、幕別町をつくることとなりますので、努力を惜しまず推進していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時30分まで休憩いたします。

11:15 休憩

11:30 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第2号、平成30年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第2号、平成30年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第213条の規定によりまして、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額と財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、本年第1回定例会において繰越明許費に設定いたしました4款衛生費の「汚水処理下水道建設・管理負担金」以下11事業で、事業ごとの繰越額と財源内訳は繰越計算書に記載のとおりですが、11事業の繰越額の合計は1億7,059万円で、そのうち一般財源の総額は2,873万5,000円であります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 次に、報告第3号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

報告第2号と同様に、翌年度に繰り越しをいたしました当該経費について、繰越計算書をもって報告するものであります。

今回、報告いたしますのは、本年第1回定例会において繰越明許費に設定いたしました2款事業費、流域下水道建設事業負担金で、繰越額は171万6,000円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第5、議案第36号から日程第15、議案第49号までの11議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第36号から日程第15、議案第49号までの11議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第36号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第36号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本改正条例につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

はじめに改正条例の概要について説明いたしますので、議案説明資料の11ページをごらんください。

はじめに、個人町民税についての改正であります。

1点目は、「個人町民税の非課税範囲の見直し」についてであります。

改正条項は、第24条、第36条の3の2及び第36条の3の3であります。

改正内容は、個人住民税の非課税対象者に、「児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者」を追加するものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言を整理するものであります。次に、軽自動車税についての改正であります。

1点目は、「軽自動車税の環境性能割の見直し」についてであります。

改正条項は、附則第15条の2、附則第15条の2の2及び附則第15条の6であります。

改正内容は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車について、表に記載の対象車種に応じて環境性能割の税率を1%分軽減するものであります。

12ページをごらんください。

2点目は、「軽自動車税の種別割の見直し」についてであります。

改正条項は、附則第 16 条及び附則第 16 条の 2 であります。

改正内容は、初回新規登録した 3 輪以上の軽自動車について、排出ガス性能及び燃費性能に応じた現行のグリーン化特例制度を 2 年間延長することと、令和 3 年度以降の適用対象を電気軽自動車等に限定するものであります。

3 点目は、地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

議案書にお戻りいただき、8 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 条では、本条例の施行期日を令和元年 10 月 1 日とするものであります。第 1 号から、次の 9 ページになりますが、第 4 号において、該当する改正規定の施行日をそれぞれ定めております。

第 1 号では、町民税に係る単身児童扶養者の扶養親族申告書への記載事項の追加規定の施行日を令和 2 年 1 月 1 日と、第 2 号では、町民税に係る単身児童扶養者の非課税対象の拡大規定の施行日を令和 3 年 1 月 1 日と、第 3 号では、軽自動車税に係る種別割の電気軽自動車等の限定規定の施行日を令和 3 年 4 月 1 日と、第 4 号では、平成 30 年の改正条例による軽自動車税に係る種別割の税率の特例規定を削る規定の施行日を公布の日と定めております。

第 2 条及び第 3 条では、町民税に関する経過措置を、第 4 条及び、次の 10 ページになりますが、第 5 条では、軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 37 号、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 37 号、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 13 ページをお開きください。

本条例につきましても、「地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第 8 次地方分権一括法において、被災者支援の充実を図る観点から「災害弔慰金の支給等に関する法律」が見直されましたことから、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

はじめに、議案説明資料の 13 ページをごらんください。

第 14 条は、災害援護資金の貸付利率を定めておりますが、「年 3 パーセント」を「年 3 パーセント以内で規則で定める率」と改めるものであります。

第 15 条は、災害援護資金の償還方法等について定めておりますが、第 1 項で償還方法に「月賦償還」による償還方法を追加し、第 3 項で保証人の必置義務を撤廃するものであります。

次に、議案書の 11 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 項で施行期日を公布の日とし、第 2 項では本改正条例施行に関する経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第38号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第38号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

本条例は、町内の8地区を対象として、それぞれの地区にふさわしい都市環境の形成を目的に各地区に指定している「用途地域」に応じた「地区整備計画」を定めております。

このたびの改正は、札内あかしや町北地区における地区計画の変更に係るもので、医療や介護、福祉業務の施設誘導地区としての充実を図るため、建築可能な建物の追加や敷地境界までの後退距離に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の25ページをごらんください。

「幕別町地区計画区域内建物の制限に関する条例の一部を改正する条例の概要」により、ご説明いたします。

はじめに、「札内あかしや町北地区」の地区計画変更についてであります。

「1 地区計画変更の趣旨」であります。札内あかしや町北地区は、都市計画法第20条第1項の規定により、平成11年5月に告示された、帯広圏都市計画札内あかしや町北地区の地区計画において、介護老人保健施設、特別養護老人ホームのほか、診療所、リハビリセンター、託児施設など、医療や介護、福祉業務誘導地区として位置付けられたものであります。

平成12年には介護保険法が施行され、以後、数度の法改正が行われ、新しい形態の介護予防や居宅サービスなどが展開できるようになりましたが、同地区においては施設サービスを提供する建物の立地に限定しており、こうしたサービスを提供する建物の立地を制限しておりました。

現在では、こうした制度改正のもと、介護サービスの充実が求められており、高齢者や障がい者、地域住民が、世代や立場を越えてつながり、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、互いに支え合う地域共生社会の実現が求められております。

こうしたことから、本地区で立地を制限していた建物用途の拡大と、居住系用途を追加することにより、医療や介護、福祉業務の施設誘導地区としてのさらなる充実を図っていくため、条例を改正しようとするものであります。

また、今回の改正に合わせ、本地区の名称についても、「業務施設地区」を「共生型業務居住地区」に、「沿道サービス地区」を「共生型沿道サービス地区」に改めるものであります。

次に、「2 建築可能な建物用途の追加」につきましては、現行規定で建築可能な建物は介護保険法に基づく介護保険施設、老人福祉法に基づく老人福祉施設、児童福祉法に基づく児童福祉施設に限定しておりますが、今回の改正により介護予防施設、介護居宅サービス事業所、訪問サービス事業所、地域コミュニティの形成と高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とするため、住宅や共同住宅などの居住系施設、地域住民が集い交流できる施設を追加しようとするものであります。

次に、表の下段の「第5条関係」であります。

「1 外壁等の中心線から敷地境界線等までの距離」、いわゆる後退距離に関する規定についてであります。

一つ目は、札内あかしや町北地区の後退距離の見直しについてであります。

現行規定では後退距離を一律6メートルとしておりますが、原則として高さ10メートル以下の建物の後退距離の最低限度を、他の地区と同様に1メートルに緩和するものであります。

ただし、当該地区の区域東側には既存の住宅地が隣接していることから、この隣接地につきましては、高さが10メートル以下の建物であっても後退距離の最低限度は4メートル、10メートル以上の建物は現行規定と同様に6メートルとするものであります。

また、地区内に道路を整備する場合の建物から道路境界線までの距離の最低限度を1メートルとするものであります。

26ページをごらんください。

二つ目に、札内あかしや町北地区を除く7地区についてであります。改正前の第5条で定めていた現行規定を別表2のウ欄に、それぞれ地区別に規定するものであります。

議案にお戻りいただき、18ページをごらんください。

附則では、本条例は、帯広圏都市計画地区計画の決定の告示の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

野原議員。

○10番（野原恵子） 今、説明を受けましたけれども、建築可能な建築用途の追加ということで、これから改正になる建築可能となる建物、3点記載されておりますけれども、これからの計画、ツルハのところだと思うのですが、計画はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） これまで地区計画の改正におきまして、地権者の方と協議を進めておりますが、ここではちょっと申し上げられないのですが、具体的な計画の中で、これらの用途が入っているということで、今回規定に盛り込んでおります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第39号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を新たに追加し、また、事業費を増額する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒島、中里及び明倫辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

議案書の2ページをごらんください。

別紙「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載しております。

このたび変更する辺地総合整備計画は、いずれの辺地も平成 29 年度から平成 33 年度までの計画ですが、このたびの事業の追加等に合わせて元号を「令和」と表記することとし、「H29 から R3」と計画年度を改めております。

はじめに、駒島辺地であります。

「変更後」の欄の下段になりますが、駒島簡水の配水管の整備を行うため、事業内容に「駒島地区第 1 号農道配水管布設替」を追加し、事業費を増額するものであります。

3 ページをごらんください。

次に、中里辺地であります。

「変更後」の欄の 3 段目になりますが、同じく駒島簡水の配水管の整備を行うため、事業内容に「中里地区第 2 号農道配水管布設替」を追加し、事業費を増額するものであります。

4 ページをごらんください。

次に、明倫辺地であります。

「変更後」の欄の下段になりますが、教職員住宅の老朽化に伴い、住宅としての機能低下が著しい状況にあることから、住宅の改修を行うため、新たに「教職員住宅改修事業」を追加し、事業費を計上するものであります。

なお、法に定めがあります都道府県知事との事前協議につきましては、5 月 15 日付をもって異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 40 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 40 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんください。

現行の過疎地域自立促進市町村計画に登載していない事業を新たに追加する必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を経て計画を変更しようとするものであります。

議案書の 2 ページをごらんください。

別紙「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側から「変更箇所」「変更前」「変更後」を記載しております。

表左側の「変更箇所」の欄の「表紙 2 行目」につきましては、改元に伴う変更で、計画の終了年度を平成 32 年度から令和 2 年度へと改めるものであります。

同様に、「（5）計画期間」においても、計画の終了日を平成 33 年 3 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日へと改めるものであります。

次に、事業の追加に伴う変更であります。

このたびの変更箇所は、「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の項目であります。

表右側の変更後の欄をごらんください。

「(2) その対策」の⑤として、「公共施設等のインターネット環境の整備促進」を追加し、「(3) 計画」の表中、「事業名」に「(6) 電気通信施設等情報化のための施設」を、「(施設名)」に「その他の情報化のための施設」を、「事業内容」として「公衆無線 LAN 環境整備事業」を追加するものであります。忠類コミュニティセンターに公衆無線 LAN の環境整備を行うものであります。

なお、法に定めがあります都道府県知事との事前協議につきましては、4月24日付をもって異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第12、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第41号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第42号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料の27ページをお開きください。

これら3件の議案につきましては、各組合の構成団体の一部が解散により脱退したことから、各組合の規約の一部を変更する必要が生じたため、規約の変更についての議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、当該協議は、同法第290条の規定に基づき議会の議決を経なければならないとされていることから、提案するものであります。

はじめに、議案第41号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の27ページをごらんください。

別表では、本組合を組織する構成団体を規定しておりますが、表の(2) 一部事務組合及び広域連合の構成団体中、空知管内の「北空知葬斎組合」、日高管内の「日高地区交通災害共済組合」、十勝管内の「池北三町行政事務組合」が、それぞれ平成31年3月31日付で解散し、本組合を脱退したことにより、別表から削るものであります。

議案書の19ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

次に、議案第42号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の28ページをごらんください。

別表第1は、本組合を組織する地方公共団体を、別表第2は、共同処理する事務ごとに共同処理する地方公共団体を規定しております。

それぞれの別表におきまして、先ほどの議案第41号と同様に、「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」「池北三町行政事務組合」を削るものであります。

議案書の20ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものとしてあります。

次に、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

議案説明資料の30ページをごらんください。

別表第1は、本組合を組織する構成団体を規定しているものであります。先ほどの議案第41号及び議案第42号と同様に、「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」「池北三町行政事務組合」を削ることに加え、平成30年3月31日をもって十勝圏複合事務組合と統合し、解散した「十勝環境複合事務組合」を削るものであります。

議案書の21ページにお戻りください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第41号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第42号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、13時00分まで休憩いたします。

12:06 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第44号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 44 号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明を申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 580 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 151 億 8,087 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをお開きください。

「第 2 表債務負担行為補正」「1 追加」であります。

はじめに、「予約型乗合タクシー駒島線運行費補助金」であります。

平成 26 年 10 月から 5 年を期間とした運行協定が本年 9 月をもって終了いたしますことから、本年 10 月から令和 6 年 9 月までの運行協定を締結するため、令和 2 年度から 6 年度までを期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、運行費用が利用状況により変動いたしますことから、表に記載のとおり、「運行費から国庫補助金及び運賃収入を控除した額」とするものであります。

次に、「予約型乗合タクシー古舞線運行費補助金」であります。

平成 27 年 4 月から 5 年を期間とした運行協定が来年 3 月をもって終了いたしますことから、来年 4 月から令和 7 年 3 月までの運行協定を締結するため、令和 2 年度から 6 年度までを期間として債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額は、駒島線と同様に定めるものであります。

次に、「第 3 表地方債補正」「1 追加」であります。

「公衆無線 LAN 環境整備事業」ほか 7 事業につきまして、合計で 5,050 万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,338 万 6,000 円の追加であります。

4 節及び 7 節につきましては、職員の配置に変更があったことから、所要の費用を追加するものであります。

12 節から 15 節にかけては、総務省の公衆無線 LAN 環境整備事業を活用し、災害発生時の指定避難所として使用される札内コミュニティプラザ、忠類コミュニティセンター、農業者トレーニングセンター及び札内スポーツセンターの 4 施設に Wi-Fi スポットを整備するとともに、移動型 Wi-Fi 装置 2 台を借り上げるため、所要の費用を追加するものであります。

7 目近隣センター管理費 554 万 9,000 円の追加であります。

15 節は、忠類コミュニティセンターに車いすの方もご利用できる多目的トイレを整備するもの、18 節は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、近隣センターにおいて更新が必要なテーブル、椅子等の購入費用を追加するものであります。

10 目協働のまちづくり支援費 150 万円の追加であります。

結婚新生活支援事業補助金は、夫婦ともに婚姻日における年齢が 34 歳以下で、世帯所得が 340 万円未満の新婚世帯に対し、30 万円を上限に新居の家賃及び引っ越し費用等を補助するもので、当該補助に対して国が 2 分の 1 を補助するものであります。

9 ページになります。

13 目防災諸費 529 万 5,000 円の追加であります。

18 節は、大規模災害による停電に備えて、災害拠点としての機能を有する施設、災害時に大規模避

難所として使用される公共施設や学校施設に、非常用発電機とコードリール等を備えようとするものであります。

20 目地方創生推進事業費 1,388 万 9,000 円の追加であります。

本町では、今年度、地方創生推進事業として、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」と「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」に取り組んでまいります。

8 節の細節 1 は、図書館関連事業で、学校において演劇の手法を用いたワークショップを開催するための費用などが主なものであります。

細節 3 のスポーツ推進事業謝礼から 19 節にかけましては、オリンピックの町創生事業として実施するものであります。

スポーツ推進事業謝礼は、現役オリンピック選手 5 名と子どもたちをはじめとする町民との交流、「オリンピックふれあいイベント」の実施に係る謝礼を、9 節は、連携協定を締結している日本体育大学とオリンピックの輩出要因を分析するために事前協議を行うなどの旅費を、11 節は、応援大使として本町の PR にご協力をいただいております町内出身アスリートの方々をデザインした賞状等の台紙を作成する費用などを、13 節の細節 6 は、部活動とスポーツ少年団の指導者の育成やオリンピックによる技術面の指導教室の開催、子どもたちのスポーツ対応能力の測定などの委託費用を、細節 7 は、オリンピックの功績を広く伝えるため「オリンピック展示スペース」を農業者トレーニングセンターと札幌スポーツセンターに設営する委託料を、19 節のスポーツ合宿誘致実行委員会補助金は、昨年度に続き、慶應義塾大学体育会野球部の合宿を誘致するとともに、今年度の新たな取組として、障害者スポーツへの理解と東京オリンピック・パラリンピックの機運を高めることを目的に、車椅子ラグビーの日本代表予選会を誘致・開催するための実行委員会への補助を追加するものであります。

10 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目老人福祉費 21 万 1,000 円の追加であります。介護保険特別会計への繰出金であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 949 万円の追加であります。

13 節は、本年 10 月 1 日から始まる幼児教育・保育の無償化の実施のために必要となる電算システムの改修に要する費用を追加するものであります。

7 目子育て支援センター費 240 万 2,000 円の追加であります。

4 節及び 7 節は、職員の配置に変更があったことから、所要の費用を追加するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 15 万 4,000 円の追加であります。

13 節は、生後 6 か月未満の子と母親を対象とした助産師による自宅訪問に加え、新たにデイサービス型により、帯広市内の産後ケアセンターでの授乳・育児に関する相談や産婦の休養等に係る支援を行うための委託料を追加するものであります。

11 ページになります。

2 目予防費 28 万 8,000 円の追加であります。

国では、全国的な風しんの感染拡大の防止のため、特に抗体保有率が低い世代の男性を対象に令和元年度から 3 年間、抗体検査を全国無料で実施するとともに、検査の結果が陰性の方に対して予防接種を無料で実施するとしておりますが、本年 3 月末に厚生労働省から実施方法等の詳細が示されたことから、所要の費用を補正するものであります。

11 節の印刷製本費と 12 節の郵便料は、全国一律でクーポン券台紙のシール加工が必須となったことに伴う費用を追加するもの、11 節の医薬材料費と 13 節及び 19 節は、日本医師会と全国知事会との集合契約の締結により、居住地以外でも抗体検査等を受けられる体制が整備されましたことから、予算の組み替えを行うものであります。

12 節の細節 15 は、集合契約の締結により、請求・支払い事務を国民健康保険団体連合会が担うことされたことから、その事務手数料として 1 件当たり 300 円を支払うものです。

3 目保健特別対策費 23 万 6,000 円の追加であります。

これまで本町の大腸がん検診は、スマイル検診と巡回ドック、人間ドックでの受診時に実施していましたが、検診の受診機会を拡充し、受診率を向上させることを目的に、事前申し込みがあった方に問診票と検査キットを郵送で送付し、後日、検体を役場などに持参いただく方法で検診を実施することといたしましたことから、委託料を追加するものであります。

12 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1 億 6,166 万 8,000 円の追加であります。

19 節の細節 19 は、ゆとりみらい 21 推進協議会の有害鳥獣被害対策事業に対する補助金を追加するもので、町内の狩猟者の高齢化が進んでいる中、後継者対策として、新たに狩猟免許を取得した方に対し、その費用の一部を補助するものであります。

細節 27 は、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、馬鈴しょの省力化作業機械等の導入、単収向上のための新技術の導入、用途転換等の促進に向けた取組等に対して、その経費の一部を支援するものであり、七つの事業主体に対する国からの間接補助金であります。

細節 28 は、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備や農業機械等の導入等に係る経費等の一部を支援するものであり、幕別町農業協同組合に対する国からの間接補助金であります。

7 款、1 項商工費、1 目商工振興費 267 万 1,000 円の追加であります。

19 節は、本年 10 月からの消費税増税を控える中、町内事業者への誘客促進を図るために、幕別町商工会が各事業者の情報を広く紹介する内容を盛り込んだガイドブックを発行し、全戸配布するための経費に対して補助するものであります。

3 目観光費 922 万円の追加であります。

11 節、12 節及び 14 節につきましては、先月 3 日に「道の駅・忠類」の公衆用トイレの排水用ポンプが詰まり、使用不能となりましたことから、ポンプの修繕及び仮設トイレの借り上げ等に要する費用を追加するものであります。

13 節は、「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定に基づき、施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

13 ページになります。

18 節は、「道の駅・忠類」の冷蔵ショーケースが老朽化により機能不全となったことから、更新するための費用を追加するもの、19 節は、プラス 8 プロジェクト事業として、国内外に対する観光誘致プロモーション事業や幕別町 PR グッズの制作を行うための所要の費用を幕別町観光物産協会に補助するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 572 万 8,000 円の追加であります。

平成 21 年度に購入した除雪専用車 1 台と平成 13 年度と平成 27 年度に購入した草刈り装置 2 台分の修繕料を追加するものであります。

2 目地籍調査費 639 万 1,000 円の追加であります。

補助交付額の決定に伴い、所要の費用を追加するものであります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費 24 万 9,000 円の追加であります。

動作に不具合を生じている箇所がある、町内の樋門の部品交換等に伴う修繕料を追加するものであります。

2 目道路新設改良費 950 万円の追加であります。

14 ページにかけて記載しておりますが、昨シーズンの降雪量が例年と比べ少なかったことにより、凍上により道路施設に与える影響が大きく、特に凍上被害の大きい路線を中心に抜本的な改良舗装が必要でありますことから、3 路線に係る調査設計に要する費用を追加するものであります。

3 目道路維持費 814 万 8,000 円の追加であります。

細節 1 道路補修工事は、凍上被害による道路損傷が例年と比べて多く、さらに今後も 21 路線に係る補修工事が必要となることから所要の費用を追加するもの、細節 2 道路維持工事は、5 月 20 日から

21 日にかけて強風による風じん被害が発生し、中里 9 号線ほか 3 路線について、道路側溝にたまった土砂を除去しなければ、今後の降雨により冠水等の被害を及ぼす恐れがあることから、所要の費用を追加するものであります。

4 項住宅費、3 目公営住宅建設事業費 1,858 万 9,000 円の追加であります。

札内桂町の旧教員住宅を解体し、令和 2 年度から 2 か年で新たに建設を計画しております「桂町西団地」の設計委託料を追加するものであります。

15 ページになります。

9 款 1 項消防費、3 目消防施設費 2,030 万円の追加であります。

幕別消防署の災害時の対応能力を高めるために、非常用発電機を整備するものであります。

10 款教育費、5 項社会教育費、7 目図書館管理費 178 万 6,000 円の追加であります。

図書館本館のトイレの洋式化に係る改修費用を追加するものであります。

8 目百年記念ホール管理費 915 万 7,000 円の追加であります。

13 節は、指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定に基づき、燃料費及び電気料の物価変動について精算を行うもの、15 節は、百年記念ホールの改修計画に基づき、講堂の床の張りかえと電話交換装置の更新に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 1,192 万 2,000 円の追加であります。現年課税分の追加であります。

2 項 1 目固定資産税 2,535 万 7,000 円の追加であります。現年課税分の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 773 万 5,000 円の追加であります。

細節 2 は、地方創生推進交付金、細節 4 は、公衆無線 LAN 環境整備事業に係る補助金であります。

2 目民生費補助金 1,904 万 3,000 円の追加であります。

歳出の児童福祉総務費でご説明いたしました幼児教育・保育の無償化の実施のために必要な電算システムの改修と、その事務費に対する補助金であります。

3 目衛生費補助金 7 万 7,000 円の追加であります。産後ケア事業に係る補助金であります。

4 目土木費補助金 836 万 5,000 円の追加であります。桂町西団地建設事業に係る交付金であります。6 ページをお開きください。

16 款道支出金、1 項道負担金、3 目土木費負担金、地籍調査事業道負担金 478 万 2,000 円の追加であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 345 万円の追加であります。

細節 1 は、避難所の非常用発電機の整備に係る交付金、細節 2 は、結婚新生活支援事業に係る交付金であります。

4 目農林業費補助金 1 億 6,153 万 4,000 円の追加であります。

細節 10 は、畑作構造転換事業道補助金、細節 11 は、産地パワーアップ事業（生産支援）道補助金であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 750 万円の追加であります。

「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」に、ふるさと寄附で積み立てた、まちづくり基金から繰り入れを行うものであります。

7 ページになります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 554 万 2,000 円の追加であります。

1 節は、大腸がん検診に係る受益者負担金、5 節の細節 49 は、「オリンピックふれあいイベント」の実施に対する北海道市町村振興協会からの助成金、細節 57 は、近隣センターの管理用備品の購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金、細節 58 は、防災備蓄品の整備等に対する北海道

市町村振興協会からの助成金であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 610 万円の追加であります。

6 目土木債 1,870 万円の追加であります。

7 目教育債 540 万円の追加であります。

9 目消防債 2,030 万円の追加であります。

それぞれ記載の事業に地方債を発行しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 1 点だけお聞きしたいと思います。

9 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、13 目防災諸費の 18 節備品購入費、防災対策備品についてであります。

近年、大規模災害、地震、洪水が多い中で、非常用電源を設置することは大変重要だと考えています。今回、5,000 万円という予算がついたわけではありますが、具体的にどこに置かれますか。また、出力はどのぐらいですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 非常用発電機のご質問でございます。

設置する場所でございます。まず忠類総合支所、これは 1.8 キロワットと 2.4 キロワットが 2 台。糠内出張所、これが 1.8 キロワットと 2.4 キロワットが 2 台。

続きまして、保健福祉センター、これは 1.8 キロワットが 2 台。

あと、幕別の北コミセン、南コミセン、それぞれ 2.4 キロワットが 1 台ずつ。それと札内の北コミセンと南コミセン、同じく 2.4 キロワットが 1 台ずつ。それと忠類コミセン、これが 1.8 キロワットが 1 台。

続きまして、小学校です。町内の小学校 5 校、2.4 キロワットが各 1 台ずつ。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） かなりの数を入れられたと思うのですが、中学校には整備されなかったのですか。ちょっとお聞かせ願います。なぜ外れたのか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 1 次指定避難所が 32 か所あります。そのうち、札内コミュニティプラザと農業者トレーニングセンターが非常用発電を常設で用意いたしておりますので、農業者トレーニングセンターは、ことし、今、工事をやっているのですけれども、30 か所のうち今回 11 施設。中学校は外れておりますけれども、小学校に持っていく発電機は防災備蓄庫に保管しておいて、有事のときに持ち運ぶと。全て持ち運びができる非常用発電機ですので、例えば札内地区が被害が起きたとなると、幕別にあるやつを持っていくこともできると。汎用性があるので、主たる避難所に今回配置をさせていただいたということでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 札内のことでちょっと、札内しかあれなのですけれども、札内中学校は第 1 次避難所ということで、洪水のときはあそこしかないのです、札内はたしか。災害になれば小学校、あとほかにも白人小学校とか東中学校とかもあるのですけれども、一番最初に開かれるべき札内中学校に配備されていないのかなというふうになんか疑問に思ったものですから、質問いたしました。

特に、札内中学校は停電になってしまうと、水道が出ないのです。出てもすごく弱いということは、現場の中学校の校長先生からも教育委員会のほうに伝わっているのではないかと思うのですが、やはりそういったところもあるのです、場所によっては。学校によっては電気がとまるとすぐに水道がとまってしまうと。やはりそういったところに常設するというふうになんか、ちょっと柔軟な体制をとって

いただいたほうがよいのではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 済みません。私、先ほどの台数、ちょっと訂正があります。

保健福祉センター1.8キロワット1台と言いましたけれども、1.8キロワット1台と2.4キロワット1台。合計で全部で18台になります。

それで、札内中学校の件ですけれども、今回、配備したのは主なコミセンを中心に、コミセンには常設するのですけれども、先ほどの防災備蓄庫、札内南コミセンに防災備蓄庫がありますので、そちらにも配備いたします。ですので、何かあればそこから持ち運ぶという形をとる予定でございます。今回用意した18台のほかに、今、既存で10台あります。これはインバーターがついていない発電機なのですけれども、さらに20台ありますので、台数的には大丈夫なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第45号、令和元年度幕別町介護保険特別会補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第45号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ147万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ26億6,963万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費42万2,000円の追加であります。

本年10月に実施される介護報酬の改定等に伴い、電算システムを改修する費用を追加するものであります。

4款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費104万9,000円の追加であります。

細節7は、介護予防事業のさらなる強化を図るため、運動教室の実施に要する費用を追加するもの、細節8は、専門職による介護予防教室として、参加者への個別の運動指導や体力測定の評価等をリハビリ専門スタッフが行う「症状別改善教室」を実施するため、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをごらんください。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目保険者機能強化推進交付金104万9,000円の追加であります。

一般介護予防事業として実施する、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組に係る交付金であります。

4目介護保険事業費国庫補助金 21万1,000円の追加であります。

介護保険システム改修に対する補助金であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 21万1,000円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第49号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第49号、財産の取得につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、予定価格が1,000万円以上の財産の取得に係るものでありますことから、議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページと2ページをお開きください。

はじめに、議案書の1ページをごらんください

今回、取得いたします財産の名称及び数量は、総合行政情報システム一式であります。

総合行政情報システムは、住民情報や税情報、財務会計情報などを総合的に運用する各種の電算システムとサーバ、プリンター等の電算機器で構成されており、行政が業務として日常的に活用しているシステムであります。

次に、システムの詳細であります。議案説明資料の1ページと2ページをあわせてごらんください。

現在のシステムにつきましては、平成23年度に電算システムと電算機器を導入し、平成24年4月から稼働しているものであります。導入から7年が経過したことから、表の上段に「更新機器」と記載しております「サーバ類」から「その他」までの電算機器、いわゆるハードウェアを更新しようとするものであります。

加えて、これまで個別に運用していた、表では「新規追加システム」と記載しております「健康管理システム」「障がい者福祉システム」「家屋評価システム」の3システムについては、今回の機器の更新に合わせて、総合行政システムへ統合を行おうとするものであります。

表に「継続使用システム」として記載しております、「住民記録システム」から2ページの「土地台帳システム」までの24のシステムにつきましては、ハードの更新に伴い、システム及びデータの移行を行うものであります。

議案書の1ページにお戻りください

取得の方法は、随意契約であります。

現行の総合行政情報システムを継続稼働することにより経費の縮減を図っており、加えて、新システムの追加、継続使用システムのデータの移行等の経費の抑制を図る観点に立ち、競争入札に付することが不利と認められることから、現行システムの導入業者であるアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする随意契約によることとしたものであります。

取得金額は、8,987 万円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとに同組合と契約の相手方が売買契約の締結をし、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

償還は来年3月から始まりますが、令和6年3月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率0.1%で計算され、8,987万円の元金に対し、総額219,676円であります。

取得の相手方ではありますが、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、澤見正興氏であります。

取得する財産の納期限については、令和元年12月27日までを予定し、令和2年1月から更新したシステムの稼働開始を予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

13 : 36 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和元年第2回幕別町議会定例会  
(令和元年6月21日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第3 発議第3号 日米貿易協定交渉から日本の農業を守る要望意見書
- 日程第4 発議第4号 介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 日程第5 発議第5号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書
- 日程第6 陳情第2号 「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第3号 「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(日程第6～日程第7 総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第4号 「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書  
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第8の2 発議第6号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
- 日程第8の3 発議第7号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第8の4 発議第8号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第9 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

令和元年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 寺林俊幸  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本眞利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘      18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      農業委員会会長 谷内雅貴  
代表監査委員 八重柏新治      企画総務部長 山岸伸雄  
住民福祉部長 合田利信      経 済 部 長 岡田直之  
建設部長 笹原敏文      会 計 管 理 者 萬谷 司  
忠類総合支所長 川瀬吉治      札内支所長 原田雅則  
教育部長 山端広和      政策推進課長 谷口英将  
総務課長 新居友敬      地域振興課長 亀田貴仁  
糠内出張所長 天羽 徹      税 務 課 長 高橋修二  
住民生活課長 佐藤勝博      防災環境課長 寺田 治  
防災環境課参事(消防担当) 佐藤 繁      福 祉 課 長 檜木良美  
こども課長 川瀬康彦      保 健 課 長 白坂博司  
農 林 課 長 香田裕一      農 林 課 参 事 松井公博  
農業振興担当参事 渡部賢一      商工観光課長 西嶋 慎  
土 木 課 長 小野晴正      都市計画課長 吉本哲哉  
都市計画課参事 河村伸二      水 道 課 長 山本 充  
会 計 課 長 金田一宏美      保健福祉課長 林 隆則  
経済建設課長 高橋宏邦      住 民 課 長 杉崎峰之  
住民相談担当参事 境谷美智子      学校教育課長 宮田 哲  
生涯学習課長 石田晋一      学校給食センター所長 鯨岡 健  
図 書 館 長 武田健吾      農業委員会事務局長 廣瀬紀幸
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文

# 議事の経過

(令和元年6月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番千葉議員、15番小川議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第2号から日程第5、発議第5号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号から日程第5、発議第5号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 朗読をもって報告とさせていただきます。

発議第2号

令和元年6月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員東口隆弘

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域では、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であ

り、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大の貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第3号、日米貿易協定交渉から日本の農業を守る要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 朗読をもって報告いたします。

発議第3号

令和元年6月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員東口隆弘

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

日米貿易協定交渉から日本の農業を守る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日米貿易協定交渉から日本の農業を守る意見書

日米貿易協定交渉の初会合が4月に開催され、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉することを確認し、早期妥結に向けた交渉を進めることで一致したとしています。

しかしながら、物品貿易協定（TAG）と強調していた交渉範囲は物品にとどまらず、電子取引などのデジタル貿易についても協議するとされ、また、米国側は、通貨安の防止を図るため、為替条項も取り扱うよう求めています。

一方、共同声明に沿って交渉するとしながらも、米国内では、農業分野での先行妥結を求める声と

ともに、TPP を上回る関税撤廃・削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっています。既に、TPP11 及び日 EU・EPA 協定発効によって、牛肉や果樹など農産物が前年より輸入増加する状況下にあります。このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響をこうむることになり、我が国の食糧主権を形骸化し、国内農業・農村の崩壊につながる危険性があります。自動車などの対米輸出のために、国民の命の源である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許されません。

世界的には、人口増加による食料不足や頻発する自然災害で食料供給が不安定になる可能性が高いとされる中、安全・安心な食料を安定的に国民に提供することが重要となっています。

よって、日米貿易協定交渉に当たっては、我が国の食糧主権及び食料安全保障が守られるよう、次の事項について強く要望します。

記

1、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、我が国の食糧主権と食料安全保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。

2、農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村をつぶしかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受け入れないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 21 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、発議第 4 号、介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 朗読をもって報告とさせていただきます。

発議第 4 号

令和元年 6 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員東口隆弘

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

介護従事者の処遇改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

介護従事者の処遇改善を求める意見書

高齢者の生活を支える介護現場では深刻な人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられ

ない等の事象が増え、「介護崩壊」という言葉も生まれています。

平成 31 年 4 月 22 日、全国労働者組合総連合(全労連)が発表した「介護労働実態調査」の結果報告では、介護現場に勤務する労働者のうち 20 代の若者の比率は、施設で 10.9%、訪問で 1.0%であり、登録ヘルパーの平均年齢は 58.7 歳と高齢化が進んでいます。施設系事業では「一人夜勤」「16 時間夜勤」など苛酷な勤務により消耗し、訪問系の介護労働者は非正規雇用が圧倒的に多く、利用状況に大きく左右される不安定な収入が原因で「若い人からやめていく」状況が続いています。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じ「この仕事をやっていてよかった」と回答していますが、一方で賃金は全産業平均より 8 万円も低く、「生活維持が困難」「職場や利用者からのハラスメントについても相談できない」などの現実から「賃金が安く、仕事がつら過ぎるのでやめたい」と考えていることが明らかになっています。

国民世論や運動によって介護現場への関心が高まる中、処遇改善は徐々に進んでいますが、2019 年 10 月から実施予定の「介護職員等特定処遇改善加算」では、現場経験 10 年以上の職員に限った制度であり、数が限定されるうえ、若年層の介護労働者確保にはつながりにくく、人手不足の解消には直結しません。

超高齢社会を迎えるにあたり、人材確保のため介護職員の処遇改善を行うには、採用時から一定の水準が確保できる介護職員の大幅な引き上げが必要です。

以上の趣旨から、次の事項について要望します。

記

- 1、介護従事者の賃金について、若年層からの底上げと全体的な引き上げを行うこと。
- 2、介護報酬の改善は、利用料負担を増やさず国費で賄うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 6 月 21 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、発議第 5 号、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 朗読をもって報告いたします。

発議第 5 号

令和元年 6 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員田口廣廣之

賛成者、幕別町議会議員東口隆弘

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

日米地位協定の改定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

日米地位協定の改定を求める意見書

全国知事会は、これまで 11 人の知事をメンバーとする「米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、大学教授、外務省日米地位協定室長、他国におけるアメリカとの地位協定について調査した沖縄県などから説明を受けるなど、調査研究を行い、平成 30 年 7 月、札幌市で開催した全国知事会議において「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議した。

この提言では、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかに事前情報提供を必ず行うこと、米軍人等による事故・事件に対し具体的かつ実効的な防止策を提示すること、航空機騒音規制装置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られることなどを求める内容となっている。

日米地位協定は、1960 年に締結されて以来、一度も改定されておらず、また、国内法は原則不適用であり、日本には訓練や演習に関する規制権限がないなど、日本と同様に米国と地位協定を結ぶイタリアやドイツの実例を踏まえても、いまだ日本に不利な協定と言わざるを得ない。

こうしたことから、日本においては、公正・良好な日米両国の関係を維持するとともに、国民の生命・財産と人権を守るため、日米地位協定のあるべき姿への見直しなど適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 21 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 6、陳情第 2 号、「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 7、陳情第 3 号、「2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書の 2 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、東口隆弘議員。

○17 番（東口隆弘） 朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年 6 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 6 月 10 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年6月10日（1日間）

2、審査事件

陳情第2号「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数1万8,910人）として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人（うち小学校英語専科教員1,000人）、2017年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、全ての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる基礎定数改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化していくことが必要です。

2017年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、2017年12月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が援助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」するべきものと決した。

令和元年6月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年6月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年6月10日（1日間）

2、審査事件

陳情第3号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立を目指す必要があります。

2019年度の地方財政計画において、一般財源総額が過去最高水準となりましたが、これは、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立が求められます。

これらのことから、会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に行うべきです。

また、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源や「まち・ひと・しごと創生事業費」の確保も確実にを行う必要があります。加えて、林業需要の高い自治体への森林環境譲与税の譲与基準の見直しや地方交付税における「トップランナー方式」のあり方、財源保障機能・財政調整機能の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した対策及び地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進める必要があります。

さらに、地方自治体の基金は、国の突然の政策変更、経済環境変動下でも、住民の福祉向上や災害の復旧・復興のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画や地方交付税に反映すべきではありません。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第8、陳情第4号、「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○12番(谷口和弥) 朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年6月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長谷口和弥

産業建設常任委員会報告書

令和元年6月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年6月10日(1日間)

2、審査事件

陳情第4号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」や「経済財政運営と改革の基本方針」「未来投資戦略」「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額980円)を下回らない水準まで引き上げることや、その引き上げには、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効に活用し、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図ることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を認めます。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10:44 休憩

10:45 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第8の2、発議第6号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書から日程第8の4、発議第8号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第8号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第48号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。

地方税法では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置し、同委員会の委員は、同法423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任すると定められております。

現固定資産評価審査委員会委員であります吉田正司氏は、本年6月26日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の36ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(投票)

○議長(寺林俊幸) なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定します。

投票総数18人。

賛成18人。

反対0人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、来る6月25日から26日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、7月9日、札幌市で開催される新任議員研修会に石川議員、酒井議員を、8月20日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員会委員5人を、7月23日、幕別町役場議場及び会議室で開催する高校生講座に議長、副議長、議会運営委員会、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴委員会各正副委員長9人を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

「閉会中の継続調査の申し出」

○議長（寺林俊幸） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和元年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10:56 閉会